昭27. 3. 1.

第7543号（20頁）

官報

1　昭和27年3月1日　日曜日　官報　第7543号（20頁）

官報

主要目次

條約
○公衆衛生国際事務局に関する議定書

省令
○通商産業省組織規程の一部改正
○輸出貿易管理規則の一部改正
○中央気象台組織規程の一部改正

規則
○銃器弾丸類取扱規程

告示
○日本国に帰化の件許可
○公衆衛生国際事務局事務総長からの通告
○連合国財産管理人解任
○連合国財産の引渡し命令
○食品衛生試験法を定める件の一部改正
○児童福祉法施行規則により保母を養成する学校又は施設の必修科目及び授業時数
○血液型判定用血清基準の一部改正
○伊勢志摩国立公園の区域中特別地域指定
○右同公園計画の一部である集団施設地区等の決定
○中部山岳国立公園の一部計画及び事業の決定
○漁港地盤変動対策事業費補助金交付規程
○電気計器の型式追加承認
○運輸審議会の決定（運輸審議会一般規則改正について）
○航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項
○大竹油見郵便局移転、改称
○松阪都市計画火災復興土地区画整理決定

運輸省公告
○昭和二十七年度通訳案内業試験公告

一頁　三　三　三　四　四五　六　七　八　八　一〇　一〇　一二　一三　一三　一六　一七　一八

條約

公衆衛生国際事務局に関する議定書をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年三月一日

内閣総理大臣　吉田　茂

條約第三号

公衆衛生国際事務局に関する議定書

第一條

この議定書の署名政府は、署名政府の間においては、千九百七年十二月九日にローマで署名された協定で定められている公衆衛生国際事務局の任務及び機能を世界保健機関又はその中間委員会が遂行すべきこと並びに、現存の国際義務に従うことを條件として、署名政府がこの目的の達成のために必要な措置を執ることに同意する。

第二條

この議定書の当事国は、更に、当事国の間においては、附属書一に掲げた国際協定によつて事務局に與えられた任務及び機能を、この議定書が効力を生ずる日から、世界保健機関又はその中間委員会が遂行すべきことに同意する。

第三條

千九百七年の協定のすべての当事国がその廃止に同意したときは、協定は、廃止し、事務局は、解散する。千九百七年の協定の当事国政府は、この議定書の当事国となることによつて、千九百七年の協定の廃止に同意したものと了解される。

第四條

この議定書の当事国は、更に、千九百四十九年十一月十五日までに千九百七年の協定のすべての当事国がその廃止に同意しなかつたときは、千九百七年の協定の第八條に従つて同協定を廃棄することに同意する。

第五條

千九百七年の協定の当事国政府でこの議定書の署名国でないものは、国際連合事務総長に受諾書を送付することによつて、いつでもこの議定書を受諾することができる。国際連合事務総長は、すべての署名政府及びこの議定書を受諾した他の政府にこの加入を通報する。

第六條

政府は、次の方法によつてこの議定書の当事国となることができる。

(a)　承認に関する留保を付けない署名

(b)　承認を條件とする署名及びその後の受諾　又は

(c)　受諾

受諾は、国際連合事務総長に正式文書を寄託することによつて行う。

第七條

この議定書は、千九百七年の協定の二十の当事国政府がこの議定書の当事国となつた時に、効力を生ずる。

以上の証拠として、各自の政府から正当に委任を受けた代表者は、この議定書に署名した。この議定書の原本一通は、英語及びフランス語で作成し、両本文は、ひとしく正文とする。原本は、国際連合事務総長に寄託する。認証謄本は、国際連合事務総長が各署名政府及び各受諾政府並びにこの議定書が署名された時に千九百七年の協定の当事国であつた他の政府に送付する。

附属書一

一　千九百二十六年六月二十一日の国際衛生條約

二　千九百三十八年十月三十一日に署名された千九百二十六年六月二十一日の国際衛生條約を修正する條約

三　千九百二十六年六月二十一日の国際衛生條約を修正する千九百四十四年の国際衛生條約

四　千九百四十四年の国際衛生條約を延長する議定書（千九百四十六年四月二十三日に署名のために開放され、千九百四十六年四月三十日に効力を生じた。）

五　千九百三十三年四月十二日の航空国際衛生條約

六　千九百三十三年四月十二日の航空国際衛生條約を修正する千九百四十四年の航空国際衛生條約

七　千九百四十四年の航空国際衛生條約を延長する議定書（千九百四十六年四月二十三日に署名のために開放され、千九百四十六年四月三十日に効力を生じた。）

八　性病治療のために商船の船員に與える便益に関する千九百二十四年十二月一日のブラッセルにおける国際協定

九　あへん及び危険薬品の取引に関する千九百二十五年二月十九日のジュネーヴにおける條約

十　麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日のジュネーヴにおける條約

十一　抗ジフテリア血清に関する千九百三十年八月一日のパリにおける條約

十二　デング熱に対する相互保護に関する千九百三十四年七月二十五日のアテネにおける国際條約

十三　健全証書免除に関する千九百三十四年十二月二十二日のパリにおける国際協定

十四　健全証書に対する領事査証免除に関する千九百三十四年十二月二十二日のパリにおける国際協定

十五　死体運搬に関する千九百三十七年二月十日のベルリンにおける国際協定

アルゼンティン
　アルベルト・スワンク
　政府の承認を條件として

オーストラリア
　エー・エイチ・テインジ
　オーストラリア連邦政府の承認及び受諾を條件として

ベルギー王国
　ドクトル・エム・ド・ラエ
　批准を留保して

ボリヴィア
　ルイス・ペー・ソテロ

ブラジル
　ヘラルド・エイチ・デ・パウラ・ソウザ
　政府の承認を條件として

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国
　エヌ・エフスタフィエフ

カナダ
　ブルック・クラックストン
　ブロック・チザム
　承認を條件として

毎日文庫
第二種郵便物認可

昭27. 3. 1. 第7543号

チリ
　フリオ・ブストス
　政府の承認を條件として
中華民国
　シェン・ジェー・ケー
　アイ・チン・ユアン
　ツェミン・ツェー
コロンビア
　カルロス・ウリベ・アギレ
コスタ・リカ
　ハイメ・ベナビデス
キューバ
　ドクトル・ペドロ・ノゲイラ
　ビクトル・サンタマリナ
　政府の承認を條件として
チェッコスロヴァキア
　ドクトル・ヨセフ・カンシック
　政府の承認を條件として
デンマーク
　ジェー・オエルスコフ
　政府の承認を條件として
ドミニカ共和国
　ドクトル・エレ・エフェ・トメン
　政府の承認を條件として
エクアドル
　エレ・ネバレス・バスケス
　政府の承認を條件として
エジプト
　ドクトル・エー・ティー・チューチヤ
　タハ・エイサイエド・ナスル・ベイ
　エム・エス・アベザ
　批准を條件として
サルヴァドル
　エティオピア
　ジー・テセマ
　批准を條件として
フランス
　ジー・パリゾ
　政府の承認を條件として

ギリシャ
　ドクトル・フォキオン・コバナリス
　政府の承認を條件として
グァテマラ
　ヘー・モラン
　ホータ・アー・ムニョス
　政府の承認を條件として
ハイチ
　ルルックス・レオン
　政府の承認を條件として
ホンデュラス
　フアン・マヌエル・フィアロス
　政府の承認を條件として
インド
　シー・ケー・ラクシュマナン
　シー・マニ
　批准を條件として。これらの署名は、インドの諸侯国との関係における国王の機能を行使するための陛下の代表者と合意の上で行つた。
イラン
　ガスム・ガーニ
　エイチ・ハフェツイ
　イラン議会（マヂリス）の批准を條件として。政府の承認を條件として。
イラーク
　エス・アル＝ザハウィ
　ドクトル・イーサン・ドグラマジ
　政府の承認を條件として
レバノン
　ジョルジュ・ハキム
　ドクトル・アー・マクルーフ
　政府の承認を條件として
リベリア
　ジョゼフ・ナグベ・トグバ
　ジョン・ビー・ウェスト
　政府の承認を條件として
ルクセンブルグ大公国
　ドクトル・エム・ド・ラエ
　批准を留保して

メキシコ
　モンドラゴン
　政府の承認を條件として
オランダ王国
　シー・ヴァン・デン・ベルグ
　シー・バニング
　ダブリュー・エー・ティムメルマン
　政府の承認を條件として
ニュー・ジーランド
　ティー・アール・リチー
　政府の承認を條件として
ニカラグァ
　アー・セヴィリャ＝サカサ
　政府の承認を條件として
ノールウェー王国
　ハンス・ティーエイチ・サンドベルグ
　政府の承認を條件として
パナマ
　ホータ・ホータ・バリャリノ
　政府の承認を條件として
パラグァイ
　アンヘル・エレ・ヒネス
　政府の承認を條件として
ペルー
　カルロス・エンリケ・バス・ソルダン
　アー・トランソ
　政府の承認を條件として
フィリピン共和国
　エイチ・ララ
　ワルフリド・デ・レオン
ポーランド
　エドワルド・グルツェゴルツェウスキー
サウディ・アラビア
　ドクトル・ヤヒア・ナスリ
　ドクトル・メドハト・チェイク＝アル＝アルド

シリア
　ドクトル・シー・トレフィ
　批准を條件として
トルコ
　ゼッド・エヌ・バーカー
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国
　エル・アイ・メドヴェド
　アイ・アイ・カルチェンコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦
　エフ・ジー・クロトコフ
南アフリカ連邦
　エイチ・エス・ギアー
　政府の承認を條件として
グレート・ブリテン及び北部アイランド連合王国
　メルヴィル・ディー・マッケンジー
　ジー・イー・イェーツ
アメリカ合衆国
　トーマス・バラン
　マーサ・エム・エリオット
　フランク・ジー・ボードロー
　承認を條件として
ウルグァイ
　ホセ・アー・モラ
　エレ・リベロ
　カルロス・エメ・バルベロウセ
　政府の承認を條件として
ヴェネズエラ
　アー・アレアサ・グスマン
　政府の承認を條件として
ユーゴースラヴィア
　ドクトル・エー・スタンバル
　批准に関する留保を付けて
アフガニスタン
アルバニア
　ティー・ヤコヴァ
オーストリア
　ドクトル・マリウス・カイゼル

ブルガリア
　ドクトル・ディー・ビー・オラホヴァツ
アイルランド
　ジョン・ディー・マコーマック
　受諾を條件として
フインランド
　オスモ・トゥルペイネン
ハンガリー
　アラダール・セゲディ＝マサク
　千九百四十七年二月十九日
　批准を條件として
アイスランド
イタリア
　ジョヴァンニ・アルベルト・カナベリア
　批准を條件として
ポルトガル
　フランシスコ・シー・カンポウルナック
　批准を條件として
ルーマニア
シャム
　ブソリアン・タムタイ
スウェーデン
　ヘルマン・エリクソン
　千九百四十七年一月十三日
　批准を條件として
スイス
　ドクトル・ヨット・オイグスター
　アー・ザウター
　批准を留保して
トランスジョルダン
　ドクトル・ディー・ピー・トゥトゥンジ
イエメン
　外務大臣　吉田　茂
　厚生大臣　吉武　恵一
内閣総理大臣　吉田　茂

省令

◉**通商産業省令第十七号**

通商産業省組織規程の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十七年三月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

通商産業省組織規程（昭和二十四年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十九條第四号を次のように改める。

四　計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の施行その他計量に関すること。（計量器の検定、検査及び試験に関することを除く。）

第六十九條第五号を第七号とし、同條第四号の次に次の二号を加える。

五　計量教習所に関すること。

六　計量行政審議会に関すること。

第一章中「**第二節**　検査所」を「**第二節**　附属機関」に改める。

第九十六條の次に次の一條を加える。

（計量教習所の内部組織）

第九十六條の二　計量教習所の内部組織は、通商産業大臣の承認を受けて計量教習所長が定める。

第百十一條中第三項および第四項をそれぞれ第四項および第五項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3　役務に関する契約、役務の対価の決済及び入札により生ずる外貨債権であつて、貨物の輸出又は輸入に伴うものに係る許可については、大阪通商産業局は、当分の間、その管轄区域以外の区域をも管轄することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉**通商産業省令第十八号**

輸出貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十七年三月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

輸出貿易管理規則の一部を改正する省令

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「Form T 1010」を「Form T 1011」に、「有効期限（Expiration Date）」を「有効期限（Expiration Date）　輸出振興外貨資金算定基準（Allocation Rate）　%」に、

「(3)仕向地（Destination）　国（Country）
(4)商品内容明細（Detailed Commodity Information）」を「(3)仕向地（Destination）　市（City）　国（Country）
(4)最終消費地（Final Consumption）　国（Country）
(5)商品内容明細（Detailed Commodity Information）」に、

「ここに記載された各事項が」を「この申請書および添附書類に記載された各事項が」に、

「in this application」を「in this application and in all supporting documents」に改め、銀行証明欄を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、昭和二十七年三月十五日までは、なお従前の例によることができる。

◉**運輸省令第九号**

中央気象台組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月一日

運輸大臣　村上　義一

中央気象台組織規程の一部を改正する省令

中央気象台組織規程（昭和二十四年運輸省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六條に次の一項を加える。

2　観測所の名称及び位置は、告示で定める。

第四十七條中「地方気象台及び測候所」を「地方気象台、測候所及び観測所」に改める。

別表第一大阪管区気象台の項中「高知県」を「高知県　山口県のうち岩国市及び玖珂郡和木村（但し、航空気象に関する事務に限る。）」に、同表福岡管区気象台の項中「山口県」を「山口県（但し、航空気象に関する事務については、岩国市及び玖珂郡和木村を除く。）」に改める。

別表第二仙台管区気象台の項中「深浦測候所　青森県西津軽郡深浦町」を「深浦測候所　青森県西津軽郡深浦町　三沢航空測候所　青森県上北郡大三沢村　松島航空測候所　宮城県桃生郡矢本町」に、同表東京管区気象台の項中「羽田航空測候所　東京都大田区羽田江戸見町」を「羽田航空測候所　東京都大田区羽田穴守町　小牧航空測候所　愛知県東春日井郡小牧町」に、同表大阪管区気象台の項中「伊丹航空測候所　大阪府池田市大字北今在家」を「伊丹航空測候所　大阪府池田市大字北今在家　岩国航空測候所　山口県岩国市字東」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

◉**国家公安委員会規則第一号**

警察法（昭和二十二年法律第百六十九号）第四條第二項及び第六十條の定めるところに基き、銃器弾丸類取扱規程を次のように定める。

昭和二十七年三月一日

国家公安委員会

銃器弾丸類取扱規程

第一條　都道府県国家地方警察隊長又は市町村警察長（以下「警察長」という。）は、没収、抑収（拾得物として届出を受けた場合を含む。但し、犯罪に関連する疑いのないことが明らかな場合を除く。以下同じ。）又は没収せられたけん銃又は短銃（以下「銃器」という。）については、鑑定のためこれを試射し、よつて得た弾丸、薬きよう類（以下「弾丸類」という。）を別記様式による銃器弾丸類送付書とともに、すみやかに国家地方警察本部長官（以下「長官」という。）に送付しなければならない。但し、市町村警察長にあつては、都道府県国家地方警察隊長を経由しなければならない。

第二條　警察長は、没収又は抑収せられた弾丸類については、その被疑者の逮捕の有無にかかわらず、別記様式による銃器弾丸類送付書とともに、すみやかにこれを長官に送付しなければならない。この場合においては、前條但書の規定を準用する。

第三條　警察長は、第一條の規定に該当する銃器が故障その他の事由により試射することができないときは、これを長官に送付しなければならない。この場合においては、第一條但書の規定を準用する。

第四條　長官は、この規程に基き送付を受けた銃器及び弾丸類を鑑定し、その結果をすみやかに関係警察長に通知しなければならない。

第五條　警察長は、必要があるときは、この規程に基き長官に送付した銃器及び弾丸類の返還を要求することができる。

第六條　長官は、前條に規定する要求があつたときは、銃器及び弾丸類を関係警察長に返戻しなければならない。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　けん銃及び弾丸類取扱規程（昭和二十三年国家公安委員会規則第七号）は、廃止する。

国家公安委員会委員長　辻　二郎

別記様式

銃器・弾丸類送付書

昭和　年　月　日

都道府県名

警察長

国家地方警察本部長官殿

犯罪の年月日	
犯罪の場所	
事件名	
被害者住所	
被害者氏名	性別　国籍　年齢
被疑者住所	
被疑者氏名	性別　国籍　年齢
事件概要	

送付物件					
品名	名称	型式	番号及び記号	数量	記事
銃					
弾丸					
薬きょう					
その他					
発見場所					
特異事項					
鑑定願事項					
備考					

注意　第三條による銃器を送付するときは、その名称、型式、番号等を下その他（記載欄中）に記入すること。弾丸、試射薬きょうのみ送付するときは、銃器の名称、型式番号及び記号並びに数量を記載欄中に記入すること。

告示

◉**法務府告示第四十四号**

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年三月一日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　茨城県筑波郡作岡村大字安食千百九十四番地

住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南二十四街三百十八

前野　稔

大正十四年十二月二十五日生

前野　繁

昭和二年五月三十一日生

前野　邦枝

昭和四年四月三十日生

前野　絢子

昭和十二年五月五日生

本籍　徳島県那賀郡今津村大字色ヶ島字民森十九番地

住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市第三十一街千八百二十二

中田　久子

大正十三年十一月六日生

本籍　岡山県吉備郡足守町大字上足守千二百二十番地

住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市キング街千八百三十

鳥越　正恵

大正六年九月十一日生

本籍　熊本県上益城郡滝水村大字水越二千五百六十四番地

住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市西南第六街一万千百三十一

増永冨美江

大正十四年五月二日生

◉**法務府告示第四十五号**

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年三月一日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　大阪府大阪市西区富島町六十一番地

住所　大阪府大阪市都島区都島中通六丁目百四十番地

稲垣　昌子

昭和七年七月二日生

本籍　静岡県磐田市豊島七百九十五番地

住所　静岡県磐田市中町四百三十番地の二

森　幹男

大正七年六月十五日生

◉**法務府告示第四十六号**

左記の者は、イギリス国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年三月一日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　広島県広島市南三篠町千三百七十三番地

住所　広島県広島市已斐西中町二千二百四十六番地

宋田　悦子

大正十五年四月三日生

◉**法務府告示第四十七号**

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年三月一日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　石川県金沢市馬場三番丁十八番地

住所　福井県敦賀市松島大和田別荘

山下　芳江

昭和四年二月二十三日生

◉**法務府告示第四十八号**

左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。

昭和二十七年三月一日

法務総裁　木村篤太郎

現国籍　無国籍

出生地　北海道根室郡根室町大字有磯町三丁目二番地

住所　東京都杉並区和田本町千百一番地

佐々木ミツ

大正九年二月十三日生

◉**外務省告示第三号**

千九百四十六年七月二十二日にニュー・ヨークで作成され、千九百四十七年十月二十日に効力を生じた公衆衛生国際事務局に関する議定書に対する日本国の受諾書は、千九百五十一年十二月十一日に国際連合事務総長に寄託された旨、今般、同事務総長から通告があつた。従つて、同議定書は、同日、日本国に関して効力を生じた。

なお、同議定書の当事国は、千九百五十一年五月現在で次のとおりである。

アルゼンティン、オーストラリア、ベルギー、ボリヴィア、ブラジル、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、カナダ、チリ、中華民国、コロンビア、コスタ・リカ、キューバ、チェッコスロヴァキア、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、サルヴァドル、エティオピア、フランス、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、インド、イラン、イラーク、レバノン、リベリア、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュー・ジーランド、ニカラグア、ノールウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、サウディ・アラビア、シリア、トルコ、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、南アフリカ連邦、グレート・ブ

リテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグァイ、ヴェネズエラ、ユーゴースラヴィア、アフガニスタン、アルバニア、オーストリア、ブルガリア、アイルランド、フィンランド、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ポルトガル、ルーマニア、シャム、スウェーデン、スイス、トランスジョルダン、イエメン（六十七箇国）

昭和二十七年三月一日

外務大臣　吉田　茂

◉**大蔵省告示第三百九十一号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、シェル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）が有する左の財産に関する管理人　朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目二番の一）を昭和二十七年三月一日に解任した。

昭和二十七年三月一日

大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量	所在地
一　動産	一点	神奈川県横浜市鶴見区安善町二丁目四番地
二　石油	一、七〇八・四二ガロン	福岡県糟屋郡志賀島村志賀島字西戸崎百十三番地
三　同右	五一リットル入一八六七ポンド	同右
四　グリス		

◉**大蔵省告示第三百九十二号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、管理人　朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目二番の一）に対し、その管理する左の財産を昭和二十七年三月一日にシェル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）に引き渡すことを命じた。

昭和二十七年三月一日

大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量	所在地
一　動産	一点	神奈川県横浜市鶴見区安善町二丁目四番地
二　石油	一、七〇八・四二ガロン	福岡県糟屋郡志賀島村志賀島字西戸崎百十三番地
三　同右	五一リットル入一八六七ポンド	同右
四　グリス		

◉**大蔵省告示第三百九十三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、東海銀行第十六回割増金附ミリオン定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　東海銀行第十六回割増金附ミリオン定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月十日から同年四月三十日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
特賞	一	一〇〇、〇〇〇円
一等	一〇	一〇、〇〇〇
二等	一〇〇	一、〇〇〇
三等	一〇〇	五〇
四等	五〇	五〇〇
五等	三〇	三〇〇
六等	二〇	二〇〇
計	四四、四四〇	五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月二十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第三百九十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、伊予銀行第十五回大黒定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　伊予銀行第十五回大黒定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月十日から同年五月十日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数	
特賞	一	三〇〇、〇〇〇円
一等	一〇	一〇、〇〇〇
二等	一九〇	一、五〇〇
三等	一〇〇	五〇
四等	五〇	五〇〇
五等	三〇	三〇〇
六等	二〇	二〇〇
計	四四、四四〇	五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月二十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第三百九十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十二回山梨中央幸運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十二回山梨中央幸運定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月十日から同年五月六日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数	
幸運賞	一	一〇〇、〇〇〇円
一等	一〇	一〇、〇〇〇
二等	一〇〇	一、〇〇〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	五〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八八〇
計	一〇〇、〇〇〇	

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十七日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月二十六日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第三百九十六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、両羽銀行第十二回福寿定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　両羽銀行第十二回福寿定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月十日から同年五月十日まで。

四　割増金品

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各三組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定め、花ぐじ賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金品	当せんの数	
特賞		一	一〇〇〇〇円
一等		一〇	一〇〇〇円

昭27. 3. 1. 第7543号

二等	一〇〇〇円	六
三等	五〇〇円	一五
四等	一〇〇円	一、五〇〇
五等	二〇円	一五、〇〇〇
六等	四〇円	一三三、四七六
花くず	裏地　一反	三〇〇
計		一五〇、三〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十八日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月二十六日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第三百九十七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、山口信用金庫第六回割増金附豊栄定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　山口信用金庫第六回割増金附豊栄定期預金

二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月十日から同年五月九日まで。

四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一〇

三等	二〇〇	五〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	五〇	二、〇〇〇
六等	二〇	一七、八三九、〇〇〇
計		二〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十八日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月二十六日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第三百九十八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、釜石信用金庫第八回釜信福徳定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　釜石信用金庫第八回釜信福徳定期預金

二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口五百円
(三)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月十日から同年四月十五日まで。

四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	二〇、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	二
三等	四〇〇	一〇
四等	二〇〇	三〇〇
五等	一〇〇	九、六八七
計		一〇、〇〇〇

五	抽せん期日	昭和二十七年五月十八日
六	割増金の支拂開始期日	昭和二十七年五月二十六日
七	預金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第三百九十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、細千信用金庫第八回割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　細千信用金庫第八回割増金附平和定期預金

二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月十日から同年四月三十日まで。

四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権四千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	二〇〇〇	二
二等	四五	一六〇
三等	二〇・四〇	三、八二二
計		四、〇〇〇

五	抽せん期日	昭和二十七年五月十八日
六	割増金の支拂開始期日	昭和二十七年五月二十六日
七	預金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**厚生省告示第三十二号**

昭和二十三年十二月厚生省告示第百六号（食品衛生試験法を定める件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月一日　厚生大臣　吉武　恵市

「◉氷菓子」を「◉氷雪及び氷菓子」に改める。

◉氷雪及び氷菓子の部、一　検体の採取及び試料の調整法の項を次のように改める。

一　検体の採取及び試料の調整法

(一)　氷雪にあつては、検体を滅菌溜水でよく洗滌し、滅菌した容器に入れ、室温又は四〇度以下の温湯中で振り動かしながら全部融解させた後、直ちにこの融解水の原液、一〇倍液、一〇〇倍液及び一、〇〇〇倍液を作る。

(二)　氷菓子にあつては、検体を滅菌した容器に取り、これを氷を入れた魔法びんに収める。検体は、六時間以内に試験に供さなくてはならない。六時間を超える場合は、その旨を成績書に附記しなくてはならない。

試験に供するには、検体を容器のまま取り出し、包み紙がある場合はこれを取り去り、振り動かしながら室温で全部融解させ、はいのある場合はこれを取り出し、この融解水の原液、一〇倍液、一〇〇倍液及び一、〇〇〇倍液を作る。

同部、二　細菌数（生菌数）の測定法の項中「一〇〇倍液」の下に「及び一、〇〇〇倍液」を加える。

◉合成着色料の部、一　純色素の定量法の項中「又は食用青色二号」を「、食用青色二号又は食用紫色一号」に改め、別表第一号中「食用青色二号〇・〇一三三二」を「食用青色二号〇・〇一三三二、食用紫色一号〇・〇三六七〇」に改める。

同部、二　乾燥減失量の定量法の項及び三　食塩又は塩化カリの定量法の項中「又は食用青色二号」を「、食用青色二号又は食用紫色一号」に改める。

同部、四　芒硝又は硫酸カリの定量法の項中「又は食用青色二号」を「、食用青色一号」に改める。

◉合成保存料の部、七　ロダン酢酸エチルエステルの試験法の項を次のように改める。

七　メチルナフトキノンの試験法

1.　メチルナフトキノンは光輝ある黄色の結晶性粉末でほとんど無臭であり、日光に触れれば淡紅色又は淡褐色に変ずる。

2.　本品一gはアルコール約六〇c.c.又はベンゾール約一〇c.c.に溶ける。植物油に溶け、クロロホルム及び四塩化炭素にわずかに溶け、水にはほとんど溶けない。

3.　本品は一〇五乃至一〇七度で融する。

4.　本品五〇mgをアルコール五〇c.c.に溶解し、この溶液二c.c.にアルコール性アンモニア溶液二c.c.を加えて振り、更にシアン酢酸エチル三滴を加えるとき深青色を呈し、これに二五%かせいソーダ溶液一c.c.を加えると緑色に変ずる。

5.　本品を硫酸乾燥器中で四時間乾燥するとき、その減失量は〇・三%以下でなければならない。

6.　本品の灰分は〇・一%以下でなければならない。

7.　試薬
アルコール性アンモニア溶液
アルコール中に約一〇%のアンモニアを含有する。

◉合成漂白料の部中「過酸化水素水」を「過酸化水素」に改める。

◉チユウインガム基礎剤の部、一　酢酸ビニール樹脂の試験法の項を次のように改める。

一　酢酸ビニール樹脂の試験法

1.　酢酸ビニール樹脂は酢酸ビニールの重合物で、無色若しくは白色の固形物であるか又はこれをアルコール、酢酸エチル若しくはこれらの混液は溶解した無色若しくは微黄色の透明な液体である。

2.　液体のものにあつてはその約三〇gを磁製皿に取り水浴上で加温し、蒸発させたときの残留物は無色又は淡黄色でなければならない。

3.　固形物及び前号の残留物は二倍量のアルコール又は酢酸エチルに徐々に膨潤し、後溶解する。

固形物及び前号の残留物は約四〇〇度で蔵化しはじめ、約二〇〇度で褐色に変じつつ分解しはじめる。

4.　固形の物にあつてはその五g、液体のものにあつては第二号の残留物五gを取り、濃硫酸三〇c.c.及び硫酸カリ五gを加えて加熱し分解させ、ほとんど澄明になつたとき同量の水を加えた後一〇%かせいソーダ溶液で弱酸性にまで中和したものの一〇c.c.は硫化ソーダ溶液三滴によつて変化せず、又かせいソーダ溶液によつてアルカリ性とし、加温するときその蒸気は赤色リトマス紙を青変させてはならない。

◉合成殺菌料の部、四　クロラミンTの試験法の項中「二五%」を「二一・五%」に改める。

同部、五　クロラミンBの試験法の項中「二八%」を「一四%」に改める。

同部、六　ニトロフラゾーンの試験法の項中「二三七度」を「二三三度」に、「二三九度」を「二三七度」に改める。

◉合成殺菌料の部の次に次の一部を加える。

◉合成糊料

一　せん維素グリコール酸ソーダの試験法

1.　せん維素グリコール酸ソーダは無味無臭の白色又は類白色の粉末で水に溶解し、その一%溶液はほとんど澄明の粘稠な糊液である。

2.　本品の一%水溶液五c.c.に一〇c.c.のメタノール又はアセトンを加え、暫く放置すると白色ゼリー様の沈でんを生じ、又は同水溶液五c.c.に硫酸（比重一・八三六一・八四〇）〇・一c.c.を加えて放置すると同様の沈でんを生ずる。

3.　本品の一%水溶液五c.c.に一%フェノールフタレイン溶液四滴を加えるとき紅色を呈してはならない。

4.　本品の一%水溶液四〇c.c.に硝酸（比重約一・四二）一〇c.c.を加えて、ろ過したろ液五c.c.を一〇%アンモニア水で弱酸性にまで中和した後、硫化水素を通ずるとき有色の沈でん又は混濁を生じてはならない。

又同ろ液五c.c.に五%硝酸バリウム溶液一c.c.を加えて五分後に濁ることがあつても微蛋白石濁以下でなければならない。

5.　本品二gにアルコール二〇c.c.を加え、良くかく拌した後ろ過し、そのろ液一〇c.c.に水一〇c.c.を加えて蒸溜しその初溜液二c.c.をとる。

この溜液一c.c.に一%過マンガン酸カリ溶液五c.c.及び五〇%硫酸〇・四c.c.を加え、二分間時々振りながら放置し、飽和しゆう酸溶液を加えて脱色し、これを蒸溜して初溜液一c.c.を捨て、次に得られる溜液二c.c.を取る。これに一%塩酸フェニールヒドラチン溶液〇・二c.c.及び一%ニトロプルシツドソーダ溶液〇・一c.c.を加えて良くかく拌した後一〇%かせいソーダ溶液〇・五c.c.を加えるとき青色又は藍色を帯びてはならない。

又溜液の残りに一〇%かせいソーダ溶液一c.c.及び一%ニトロプルシツドソーダ溶液五滴を加えるとき赤色を呈し、更に酢酸五c.c.を加えるとき紫色に変じてはならない。

6.　本品一gを水一五〇c.c.に溶解し一〇%クロム酸カリ溶液一c.c.を加えたものに二六c.c.を超えない量の十分規定硝酸銀溶液を適加するとき赤褐色を呈しなければならない。

7.　本品を一〇五度で乾燥するときその重量の減失は一五%を超えてはならない。

8.　本品一gを灰化した後、温水に溶解したときの不溶性残渣は二〇mgを超えてはならない。

◉器具及び容器包装の部、一　陶磁器又はほうろうの器具又は容器包装の試験法の項中「試薬」を削り、同部、六　温度の次に次の一部を加える。

「試薬
この試験に使用する試薬は第五改正日本薬局方（昭和七年六月二十五日内務省令第二十一号）に準拠する。
この試験における温度は攝氏目盛として、検体、試薬の類は特に示さない限り、一五度とする。」

◉温度
この試験における温度は攝氏目盛とし、検体、試薬の類は特に示さない限り一五度とする。

◉**厚生省告示第三十三号**

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第三十九條の二第一項第三号の規定により保母を養成する学校又は施設の必修科目及び授業時数を別表のとおり定める。

昭和二十七年三月一日　厚生大臣　吉武　恵市

別表

甲類

学科目	配当単位	学科目	配当単位	学科目	配当単位
倫理学	二	社会福祉事業一般	二	社会研究	一
教育学及び教育心理学	四	ケース・ワーク	二	音楽	六
保育理論	六	グループ・ワーク	二	体育	二
児童心理学及び精神衛生	八	社会福祉法制	二	看護学実習	一
生理学及び保健衛生学	四	生活指導（絵画製作）	三	栄養学実習	一
看護学及び小児病学	四	生活指導（言語演劇）	二	育児実習	一
栄養学	四	生活指導（リズム集団遊戯）	三	ケース・ワーク実習	一
生物学	二	生活指導（被服住居）	二	綜合実習	二〇
社会学	二	自然研究	一		

乙類

学科目	配当単位	学科目	配当単位	学科目	配当単位
保育理論	二	施設管理	二	グループ・ワーク実習	一
社会福祉事業一般	二	コミュニテイーオーガニゼーション	二		
社会福祉法制	一	英語	三		

備考
一、「単位」は、保母を養成する学校又は施設の長において、入所者が、科目について、その種類に応じ、左に掲げる基準により定める課程を履習した場合に與えるものとする。
イ、一時間の授業につき、二時間の予習又は復習を必要とする演習による ものについては、十五時間の授業の課程
ロ、二時間の授業につき、一時間の予習又は復習を必要とする演習 ハ、前二号に掲げるものを除くほか、三十時間の授業の課程
二、実験又は実習によるものについては、すべての学科目につき、少くとも配当甲類の学科目については、四十五時間の授業の課程
三、せられた単位を履習せしめること。
乙類の学科目については、七学科目のうち少くとも四学科目を選択せしめ、その学科目につき少くとも配当せられた単位を履習せしめること。

◉**厚生省告示第三十四号**

血液型判定用血清基準（昭和二十六年三月厚生省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月一日

厚生大臣　吉武　恵市

目次を削る。

1.3の次に次の1項を加える。

1.4　製剤の種類

製剤は液状及び乾燥の2種とし、液状製剤には1.1の名称を使用することとし、乾燥製剤には、この名称のほかに乾燥の文字を併記して溶解液を添付することとする。

2.4.1中「1:5,000以上でなければならない」を「約1:5,000程度がよい」に改める。

2.4.2中「用いなければならない」を「用いるのがよい」に改める。

2.5.1中「その第1管を湯槽又は卵器内に37°C入れたのち」を「その第1管を37°Cの湯槽又は卵器に1時間入れたのち」に改める。

4.4中「大分容器（Bulk）」を「大分容器（バルク）」に改める。

4.5中「力価は5/2で」を「力価は5/2で」に改める。

4.6中「検定を通過するには」を「検定に合格するには」に改める。

5.1を次のように改める。

5.1　標準血清及び常用標準血清

標準血清は国立予防衛生研究所において製造され、保管され必要に応じて交付される。

常用標準血清は製造所において製造され、標準血清と同等又はそれ以上の試験成績を示すもので、自家試験の際の対照として使用される。

5.2中「第3節及び第4節に記された方法で、参考標準血清を使用せずに試験を行つた場合」を「標準血清を使用せずに第3節及び第4節に記載された方法で試験を行つた場合」に「単位価」を「力価」に、「標準血清を対照とした場合」を「参考標準血清を対照とした場合」に、「標準血清に等しいこと」を「標準血清に等しいこと を要する。」に、「標準に対して」を「常用標準血清に対して」に、「標準血清のものよりは」を「常用標準血清のものよりは」に改める。

5.3を次のように改める。

5.3　こん濁度

製剤（乾燥製剤は、添付の溶解液で溶解した場合）は透明であり、且つ、小粒子を含んでいてはならない。

乾燥血清の含湿度は1.00%以下でなければならない。

5.4を削り、5.5を5.4とする。

6.1中「その溶解液」を「添付の溶解液」に改める。

6.2中「貯蔵法」を「貯法」に改め、「血清を凍結してもその効力には変化を起さない」を削る。

6.3.1から6.5までを次のように改める。

6.3.1　液状血清は検定合格年月日から1ヶ年間、乾燥血清は2カ年間有効である。

6.4　小分容器

小分容器は、日本薬局方の密封容器を使用しなければならない。

6.5　標示及び表示書

6.5の次に次の2項を加え、6.6を削る。

6.5.1　標示

標示には、薬事法に定められている事項のほか次の事項を表示しなければならない。

標示の色調は血清が着色される場合、第2.4節に推奨されたものと同一でなければならない。

1. 検定合格年月日
2. 製造番号
3. 製造有効年月日
4. 認可番号
5. 貯法
6. 防腐剤の名称及びその濃度
7. 血清の由来する動物の名称

完成製剤の容器が小さくて第6.5.1節に規定する標示事項を記載できないときは、外部被包に当該標示事項を表示すればよい。製剤名を“血液型判定用抗A血清”の代りに“抗A血清”と略字で記載してもよい。

6.5.2　表示書

表示書には、適当な試験管法及び載せガラス法の操作並びに血清の基準和合力その他血液型判定に必要な事項を記載しなければならない。

乾燥血清については「添付の溶解液に溶かしたとき速明に溶解すること を確認し、溶解後迅やかに使用すること。」を記載しなければならない。

6.5.2の次に次の1項を加える。

7　検定

血液型判定用血清は製造番号ごとに検定する。

検定はこの基準の各節に定つて行う。

検定願書には、附録A及びBの様式による自家試験成績を添えなければならない。

附録A中「発売成績記録」を「自家試験成績」に、「日附」を「1. 血清採取日 2. 製剤完成日」に改める。

附録B中「発売成績記録」を「自家試験成績」に、「日附」を「1. 血清採取日 2. 製剤完成日」に改める。

◉**厚生省告示第三十五号**

国立公園法（昭和六年法律第三十六号）第八條の規定により、伊勢志摩国立公園の区域中特別地域を左の通り指定する。

昭和二十七年三月一日

厚生大臣　吉武　恵市

伊勢志摩国立公園特別地域

三重県

宇治山田市

豊川町

字宮域、大石谷、西、下馬所及び前野の各一部

旭町

字大西山の一部

一志久保町

字参道及び上館の各一部

八日市場町

字鱗形、世木寺屋敷、外忍穂井、忍穂井山及び内忍穂井の各一部

常盤町

字中山の一部

木町

字中館の一部

宮後町

字神路の一部

岡本町

字上の切及び岩戸坂下の一部

神田久志本町

字池原、中山、小金塚及び赤井の各全部

須賀崎の1部

浦田町

字庄畑、千歳、檜尾及び滝倉の各全部

字世木、葵種山及び木下の各一部

中之切町

字西山及び奥の世古の各1部

勢田町

字波ヶ岳の全部

館町

字岩井田神の全部

字上館、下館、口島路、島路山、中島路及び奥島路の各一部

館町八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九ノ一、八六九ノ二、八六九ノ三、八七〇、八七一及び八七一ノ一番地

今在家町

字津長原、作楽、柏崎、鈴の依及び林崎の各全部

字東賀集楽、中賀集楽、大岩、法度口八丁、琴ヶ岡、仙人及び大床谷の各一部

前山町五五一番地

国道第一号線両側百米の地域

起点—宇治山田市浦田町字木下裏九八番地

終点—同市神田久志本町字赤井一七二八番地

県道宇治山田五ヶ所線両側百米の地域

起点—宇治山田市大字今在家町字作楽

終点—度会郡五ヶ所町大字切原デンベ

県道宇治山田波切線両側百米の地域

起点—宇治山田市大字館町字下館

終点—志摩郡磯部村大字恵利原字大沢

市道岡本浦田線両側百米の地域

起点—宇治山田市岡本町字中之坪三三一ノ三番地

終点—同市浦田町字千歳七八番地

度会郡

二見町

大字今一色

字江川、大道道、柳道、笨松、土寺、祖志山、大造山中及び北浜の各全部

大字西

字喜内、油田、川端、北浜、小路垣外、八尻、矢社及び天王の各全部

大字荘

字坊北浦、才出、唐剣山、小畑村、御塩前、稲葉下及び小尻の各全部

字市見河及び住吉の各一部

大字江

字高松、鮫川、浜、西堂山、子ノ山、流壺、鎌研、草山、丸山及び明神前の各全部

字堅田及び江山の各一部

大字三津

字池の奥の全部

五ヶ所町

大字船越

字加賀、大浦及び長瀬の各全部

大字五ヶ所浦

字獅子島、獅子島向井、ワンバ及び岩崎の各全部

字西川原の一部

大字中津浜浦の一部（字里を除く全部）

大字切原

字デンベ、コハセノ河内、カリ田、白滝、イモリゴ、西ノ河内、カロト、カイツキヤマ、ミジョ、猫淵、牛コロビ及び仏石の各全部

四郷村

大字楠部

字小金塚、赤井谷、日所隊、月待山、長坂、千代老谷、百姓ヶ尾、志多尾、明山、栗谷及び片盛山の各全部

字北亀山、亀山及びロ矢田の各一部

大字北中村

字宮後、植子、秀崎、唐木狭及び向垣外の各全部

字蔵入滝、中起、苦原、貝淵、砲知、天田、野口、大谷及び鳥居道の各一部

大字一字田

字焼山、穴ヶ滝、尾神谷、小松、笹保坂、高座、花の木、石割場、猪獅子山、石仏、小屋の谷、広小場、中滝、二本松、荷掛、水谷場、大中山、横向、地獄谷、風吹山、腰草及びヒヤクニの各全部

大字朝熊

字小倉、山神、琵琶首、熊倉、赤坂、中尾、砥石、西ヶ谷、大谷、鳴ヶ馬場、越ヶ谷、路谷、知ヶ谷、下ノ地蔵、ロコズ、面作、中ノ地蔵、仙台山、鳥居松、長瀬、子良ヶ谷、久曾木、扇山、水船、平岩、小櫻原、菖蒲ヶ谷、高馬馬、股木山、馬内谷、謡門、池ノ尾、六海、岳、中谷道、舞基尾、柏木、谷、名古、坊主岩、九台坊及び六本杉の各全部

字鈴ヶ岩の一部

沼木村

大字菖蒲

字辰の畔の一部

志摩郡

鳥羽町

大字小浜

字亀の島、エノコベタ、クギキ、熊崎、竹浜、村山、セギ、田一尺、小田一尺、城山、北ノ上、日向山、飛島及び平島の各全部

大字鳥羽

字三ヶ石、相島、北主水山、菖蒲谷、主水山、瀬の浜、ヒゴ松、五リンノ上、ナメカブラ、北ナメカブラ、浜辺田ノ峨、佐田北山ノ手、浜辺田、浜辺田ノ上、南主水山、瓦屋道ノ東、梅崎、波静、角助田ノ東、角助田ノ西、大北浦、大北浦十兵ヱ田、古墓所打越、八軒屋打越、馬の谷打越、小浜道ノ南、新兵ヱ坂ノ峨、新兵ヱ坂東峨、日和山西峨、日和山北尾崎、日和山、日和山東腰、日和山東谷、佐田宮田、大佐田、佐田小山、大杉ノ下、焔硝蔵ノ上峨、大墓所ノ前、焔硝蔵西峨、焔硝蔵ノ前、茶臼山、茶臼山越、岩崎ノ上、大杉ノ上、高城、妙性寺ノ上、宮ノ谷、即心軒ノ上、馬谷ノ上、八軒屋ノ上、仮墓所、常安寺山、鉄鉋矢場、樋ノ山、乳母ヶ懐、樋ノ山膳棚、樋ノ山孤塚、奥谷五段、ハコ谷、奥谷南側峨、赤崎地蔵下、角兵ヱ鼻ノ下及び角兵ヱ鼻の各全部

大字鳥羽二三七九ノ三、二三七九ノ四、二三七九ノ二、二三七九ノ一〇及び二三七九ノ一一番地

浜島町

大字迫子

字迫子崎、東谷、滑島及び迫子崎山の各全部

的矢村

大字的矢

字間神及び小浜の各全部

大字渡鹿野

字ツルマ、長井崎、ツナイ、ヲシマ、日和山、大切及び福浦の各全部

大矢取島、小矢取島、風呂ノ上、日戸、板部、箱田、浜ノ谷、塩鹿ノ広、貝ノ脇、南平野、道瀬作、出水、平野及び小佐津間の各全部

字大蓮寺、黒崎及び大佐津間の各一部

大字塩屋

字管田の全部

字蔵本の一部

大字南張

字ヲベベタの一部

波切町

字当茂地、大王島及び小山島の各全部

字小山、城山、米子及び老の各一部

和具町

字高岡、行者、大島、大浜田、小池、広、大浜、葦田浦、間崎、大高崎、中高崎、小高崎、花川島、旅立鼻、座賀島及び奥山の各全部

字城山、大山、石ヶ及び小浜の各一部

鵜方町

字鵜ヶ巣、南河内、目張谷、地獄谷、横山、福川原、長原及び滑島の各全部

字タチメの一部

加茂村

大字河内

字中津及び池ノ尾の各全部

大字松尾

字コラ、青峯及び岳河内の各全部

的矢村

大字的矢

字間神及び小浜の各全部

大字渡鹿野

字ツルマ、長井崎、ツナイ、ヲシマ、日和山、大切及び福浦の各全部

安乗村

字小山、二ツ台、経塚山、大倉島、小浜、アヒドシ、ニハノハマ及びブロの各全部

国府村

字川端、下ノ東、上ノ東、西殿、居合及び中ノ東の各全部

字東海道及び兎の各一部

磯部村

大字沓掛

字牛追谷及び上根戸木の各全部

大字恵利原

字北河内高天原、大沢、滝ノ河内、小女神河内、炭谷及び狼河内の各全部

大字山田

字次郎別当の一部

神明村

字ヤキノ崎、賢島、多徳島、横山島、枯島、弁天島及び滑島の各全部

字里中、前方及び寺川原の各一部

立神村

字西山、平田、杓浦、呼ヶ崎、八呂、赤崎、高岡、天堂、土井ヶ原、宮ヶ崎、白尾、長田ヶ浦、大潜海、飛海及び大潜戸の各全部

甲賀村

字石間白間、浅浜、一ノ坪、江ノ畑、内田、清水及び鰯宜田の各全部

字池田及び里の各一部

志島村

字遠ヶ巣、古名古及び市後の各全部

字判形、小山、広岡、西ノ浜、前ノ浜、布苔及び塚穴の各一部

畔名村

字遠ヶ巣、上ノ山及び宮ノ後の各全部

字里、前田、大畑、雀岡及び清水の各一部

名田村
宇明神島、名野山、万城、高見、アザミガミ谷、長ノ塚、大井田、ホコチ及び鯨山の各全部
宇向井岡、浦浜、前山、ウナタ、広、寺浜及び土穴の各一部
船越村
宇鰹浦、立ヶ崎、立ヶ崎島、八木山、治郎六郎、蛇谷、小起、大谷浦、横山、鈴木浦、船越、半女、柳田、野田、高ヅコ、コイジ、赤崎、中ノ谷、水ケ浦、大鼻、桐垣、小鼻島、治郎六郎島及び神宮寺の各全部
宇保谷、鰯、樽海、大袖、池田、城山及び五人畑の各一部
片田村
宇妻崎、常潰、畔田浦、牛ノ鼻、焼山、大谷、対上、大蔵、東大蔵、西大蔵、長田、猪ノ子、大蓮及び小蓮の各全部
宇硯掛、切間、名古、大塚、宮ノ谷、深谷、磯ノ岡、菊ズシ、本所、大野、浦、大里、乙部及び女鹿の各一部
布施田村
宇小広、荒見山、広、湯場、高尾、小島、松ケ島、兎山、カシアテ、市場鼻、名高島、イワシ山、一木松、花蓮坊、奥山、ラブクラ、ヒミズ、藤谷、アジョセ、鉄鉋塚、中岡及び四ツ島の各全部
宇藤原、浜村、北中及び杉谷の各一部
越賀村
宇大差地、馬ノ背、奥小津根、鹿間、天神山、石神及び花山の各全部
宇尾原、荒見崎、亀ヶ坂及び岩井戸の各一部

御座村
宇八王子、松山、不動、神上、岬山、新山及び小山岡の各全部
宇マサキの一部
（以上の地域内に介在する河川、道路、用水路、悪水路、溜池、堤塘及び右地域の地先海浜地の全部）

◉厚生省告示第三十六号

国立公園法（昭和六年法律第三十六号）第三條の規定により、伊勢志摩国立公園計画の一部である集団施設地区（一部）、単独施設、車道（一部）、歩道（一部）及び桟橋を次のように決定する。

昭和二十七年三月一日

厚生大臣　吉武　恵市

（次のとおり省略）

注　伊勢志摩国立公園計画及びその関係図面は、三重県庁及び左の関係市町村役場に備え付けて縦覧に供する。

三重県宇治山田市
渡会郡二見町、五ヶ所町、四郷村、穂原村、南海村、宿田曾村、神原村、沼木村
志摩郡島羽町、浜島町、波切町、和具町、鵜方町、答志村、加茂村、籠浦村、長岡村、的矢村、安乗村、国府村、磯部村、神明村、立神村、甲賀村、志島村、畔名村、名田村、船越村、片田村、布施田村、越賀村、御座村

◉厚生省告示第三十七号

国立公園法（昭和六年法律第三十六号）第三條の規定により中部山岳国立公園の一部計画及び事業を次の通り決定する。

その関係図面は、長野県庁及び安曇村役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月一日

厚生大臣　吉武　恵市

◉厚生省告示第三十八号

昭和二十七年二月一日次の健康保険組合の設立を認可した。

昭和二十七年三月一日

厚生大臣　吉武　恵市

計画	集団施設地区	位置	工種	執行者	執行年度
事業	名称				昭和二十六年度及び二十七年度
	上高地	長野県南安曇郡安曇村上高地	新設	長野県	
	広場及び野営場				
	位置	長野県南安曇郡安曇村（上高地）			

（図面省略）

◉厚生省告示第三十八号

昭和二十七年二月一日次の健康保険組合の設立を認可した。

昭和二十七年三月一日

厚生大臣　吉武　恵市

組合の名称	栃木県町村職員健康保険組合
事務所の所在地	栃木県宇都宮市塙田町五百四番地
組合の設立されている事業所の名称及び所在地	栃木県河内郡横川村横川村役場

栃木県河内郡横川村	平石	瑞穂野	本郷
〃	上三川町役場	吉田村	葉師寺
〃	明治	〃	雀宮
〃	姿川村	〃	城山
〃	国本	〃	富屋
〃	大沢	〃	豊岡
〃	篠井村	〃	羽黒
〃	絹島	〃	古里
〃	田原	〃	豊郷
〃	上都賀郡菊沢村		

北大飼	北押原	西方	真名子
〃	清洲	〃	南押原
〃	水野	〃	粕尾
〃	粟野町役場	〃	南摩村役場
〃	加蘇	〃	東大芦
〃	西大芦	〃	板荷
〃	小来川	〃	落合
〃	今市町役場	〃	日光
〃	足尾	〃	真岡
〃	大内村役場	中	長沼
〃	久下田町役場	〃	益子
〃	茂木	〃	祖母井
〃	物部村役場	〃	山前
〃	田野	〃	七井
〃	逆川	〃	中川
〃	須藤		

北大飼村	北押原	西方村	真名子
〃	清洲	〃	南押原
〃	水野	〃	粕尾
〃	粟野町	〃	南摩
〃	加蘇	〃	東大芦
〃	西大芦	〃	板荷
〃	小来川	〃	落合
〃	今市	〃	日光
〃	足尾	〃	芳賀郡真岡町
〃	大内	〃	中村
〃	長沼	〃	久下田町
〃	益子	〃	茂木
〃	祖母井町	〃	物部
〃	山前	〃	田野
〃	七井	〃	逆川
〃	中川	須藤村	

小貝	市羽	南高根沢	水橋
清原	大宮	下都賀郡大宮村	国府
稲葉	南犬飼	姿	国分寺
桑	絹	大谷	野木
生井	寒川	穂積	豊田
中	瑞穂	水代	部屋
藤岡町役場	間々田	石橋	壬生
赤麻村役場	三鴨	岩舟	小野寺
富山	静和	皆川	吹上
寺尾	赤津	家中	矢板町役場
塩原	氏家	喜連川	藤原
泉村役場			

小貝村	市羽村	南高根沢村	水橋村
清原村	大宮村	下都賀郡大宮村	国府村
稲葉村	南犬飼村	姿村	国分寺村
桑村	絹村	大谷村	野木村
生井村	寒川村	穂積村	豊田村
中村	瑞穂村	水代村	部屋村
藤岡町	間々田町	石橋町	壬生町
赤麻村	三鴨村	岩舟村	小野寺村
富山村	静和村	皆川村	吹上村
寺尾村	赤津村	家中村	矢板町
塩原町	氏家町	喜連川町	藤原町
泉村			

箒根	箒根村	三好村役場	安藝郡三好村
船生	船生村	常盤	常盤村
玉生	玉生村	氷室	氷室村
大宮	大宮村	野上	野上村
阿久津	阿久津村	飛駒	飛駒村
北高根沢	北高根沢村	新合	新合村
熟田	熟田村	赤見	赤見村
片岡	片岡村	富田	足利郡富田村
三依	三依村	吾妻	吾妻村
栗山	栗山村	北郷	北郷村
大田原町役場	那須郡大田原町	名草	名草村
佐久山	佐久山町	三重	三重村
川西	川西町	山前	山前村
黒羽	黒羽町	三和	三和村
芦野	芦野町	菱	菱村
黒磯	黒磯町	梁田	梁田村
西那須野	西那須野町	久野	久野村
烏山	烏山町	筑波	筑波村
親園村役場	親園村	御厨町役場	御厨町
野崎	野崎村	山辺	山辺町
上江川	上江川村	小俣	小俣町
湯津上	湯津上村	栃木県町村会	栃木県町村吏員恩給組合
須賀川	須賀川村	宇都宮市塙田町	
両郷	両郷村		
伊王野	伊王野村		
那須	那須村		
鍋掛	鍋掛村		
金田	金田村		
東那須野	東那須野村		
狩野	狩野村		
高林	高林村		
下江川	下江川村		
荒川	荒川村		
向田	向田村		
境	境村		
七合	七合村		
武茂	武茂村		
大内	大内村		
大山田	大山田村		
小川	小川町		
馬頭	馬頭町		
安蘇郡田沼	安蘇郡田沼町		
葛生	葛生町		
足利郡葉鹿	足利郡葉鹿町		

◉厚生省告示第三十九号

昭和二十七年二月一日次の健康保険組合の設立を認可した。

昭和二十七年三月一日

厚生大臣　吉武　恵市

組合の名称	百十四銀行健康保険組合
事務所の所在地	香川県高松市丸亀町四十六番地
組合の設立されている事業所の名称及び所在地	株式会社百十四銀行本店
〃	玉藻支店
〃	南支店
〃	東支店
〃	西支店
〃	田町支店
〃	八栗支店

庵治	庵治村	高知	高知県高知市
円座	香川郡円座村	山田	山田郡山田町
香西	香西町	伊野	伊野町
仏生山	仏生山町	徳島	徳島県徳島市
陶	綾部郡陶村	鳴門	鳴門市
内海	小豆郡安田村	大阪	大阪府大阪市
苗羽	苗羽村	玉野	岡山県玉野市
草壁	草壁町		
土庄	土庄町		
池田	池田町		
木田	木田郡平井町		
川島	川島町		
大川	大川郡長尾町		
富田	富田町		
志度	志度町		
津田	津田町		
三木	三木郡三木町		
白鳥	白鳥町		
引田	引田町		
坂出	坂出市		
綾歌	綾歌郡松山村		
坂本	坂本村		
端岡	端岡村		
宇多津	宇多津町		
岡田	岡田村		
丸亀	丸亀市		
多度津	仲多度郡多度津町		
詫間	三豊郡詫間町		
須田	須田村		
観音寺	観音寺町		
辻	辻村		
上高瀬	上高瀬村		
大野原	大野原村		
仁尾	仁尾町		
豊浜	豊浜町		
善通寺	仲多度郡善通寺町		
琴平	琴平町		
三島	愛媛県宇摩郡三島町		
松山	松山市		
新居浜	新居浜市		

◉農林省告示第六十二号

国の負担金及び補助金交付規則（昭和二十四年農林省令第四十一号）に基き、漁港地鰹変動対策事業費補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十七年三月一日

農林大臣　広川　弘禅

漁港地鰹変動対策事業費補助金交付規程

第一條　農林大臣は、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十六條の規定に基いて、漁港地鰹変動対策事業に要する経費に対して、この規程により補助金を、都道府県又は市町村に交付する。

第二條　前條に規定する経費は、漁港施設（外かく施設、けい留施設、水域施設及び輸送施設に限る。）の全部又は一部が地盤の沈下又は隆起によつて、その効用を失い、又はその効用が減少した場合において、当該施設の従前の効用を回復するために必要な経費のうち、左の表の上欄に掲げるものとし、その経費に対する補助率は、それぞれ相当下欄に掲げる通りとする。

経費の種別	補助率
イ　沈下相当量まで行う工作物のかさ上げ又は引上げ ロ　隆起相当量まで行う航路又は泊地のしゆんせつに要する経費	三分の二以内
イ　前項のかさ上げ、引上げ又はしゆんせつを行う場合において、当該施設に改良を加えるために要する経費のうち前項の経費をこえるもの ロ　漁港施設の従前の効用を回復するために必要な工作物の設置に要する経費	漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）に基き行う漁港修築事業に対する国の負担率又は補助率以内

第三條　国の負担金及び補助金交付規則（以下「規則」という。）第三條の規定に基き補助金の交付を申請する場合には、交付申請書に左に掲げる書類を添え、正副二部を提出しなければならない。

一　事業計画書
二　収支予算書
三　その他農林大臣が必要と認める書類

第四條　事業の施行者が前條に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ農林大臣に届出なければならない。

2　農林大臣は、前項の規定による届出があつた場合において必要と認めるときは、届出事項について変更を指示することがある。

第五條　規則第七條の規定により提出すべき書類は、事業成績書及び収支予算書並びに農林大臣が必要と認め

◉厚生省告示第四十号

光生命健康保険組合は、昭和二十七年二月一日次のとおり名称を変更した。

昭和二十七年三月一日

厚生大臣　吉武　恵市

安田生命健康保険組合

て提出を求めた書類がある場合にあつては、その書類とする。

第六條　第三條の規定により提出すべき事業計画書及び收支予算書並びに限則第七條の規定により提出すべき事業成績書及び收支決算書の様式は、農林大臣が別に定める。

第七條　市町村が規則及びこの規定により農林大臣に対してする書類の提出及び届出は、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して行うものとする。

第八條　農林大臣は特に必要があるときは、漁港地盤変動対策事業に要する経費に対し、適当と認める漁業協同組合に補助金を交付する。

2　前項の規定による補助金の交付については、地方財政法第十六條の規定に基いて当該経費に対する補助金を市町村に交付する場合に準ずる。

附　則

この規程は、昭和二十六年度分の補助金から適用する。

◉**通商産業省告示第四十七号**

明治四十四年勅令第二百九十六号（電気計器の公差、検定および検定手数料に関する件）第三條の規定により、電気計器の型式を次のように追加承認した。

昭和二十七年三月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

型式番号	名称および型の記号	製造者	使用回路の種類	定格の種類 電圧	電流	周波数	備考
				(V)	(A)	(~)	
第172号の2	誘導型積算電力計 D－1型	富士電機製造株式会社	単相2線式	100	5	50	1　電流線心に磁気分路を設けてベて回数を増し、過負荷特性を改良した。
				110	10	60	
				200	20		
				220	30		2　検定荷重調整装置の機構を変更した。

◉**運輸省告示第五十七号**

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年三月一日

運輸大臣　村上　義一

運輸審議会一般規則改正について

標記について運輸審議会から次のとおり勧告があつた。

昭和二十七年二月十二日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

勧　告　書

運輸審議会一般規則改正について

昭和二十六年四月一日運輸省設置法（昭和二十四年六月一日法律第百五十七号）改正に伴い、運輸審議会の議事手続等に改正を加える必要があると認められるので、運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）の改正省令を別紙のように速かに公布されるよう、運輸省設置法第十八條第二項により勧告する。

（別紙省略）

◉**海上保安庁告示（航）第九号**

航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項を次のように告示する。

昭和二十七年三月一日

海上保安庁長官　柳沢　米吉

（193項……214項）

●27年193項

北海道西岸——石狩川河口　導燈移設

記事　石狩川口導燈（航、後燈共）は下記の通り改設の上、図載位置の北北東方約900mに移設した。

位置　(イ)紅燈　新川口の南西方約600mの△から25½°　620m　43° 17.7′ N.，134° 56.8′ E.（概位）

(ロ)白燈　今川口の南西方約900mの△から39½°　720m　43° 17.6′ N.，134° 56.8′ E.（概位）

注意　海図上、上記2位置に○符を記載し、(イ)に「紅燈」、(ロ)に「燈」を各附記する。

海図　106（分図「由良港」）

誌類　十誌 103. 88 ページ

出所　第5管区海上保安本部

●27年202項

神戸港——第1区東部　現状について

記事　第4防波堤の北方附近における埋立完成による岸壁の新設に伴う岸線、水深の変化および陸上物標の存在等は昭和26年7月現在別紙補正図（4面）の通りである。

位置　34° 41.8′ N.，135° 13.6′ E.（概位）

海図　101—1108—150

出所　第5管区海上保安本部

●27年204項

内海　明石瀬戸——明石港　燈柱光達等変更

記事　明石瀬戸突堤燈柱は昭和27年2月14日光達および燈高を下記の通り変更した。

位置　東突堤外端　34° 38.4′ N.，134° 59.6′ E.（概位）

燈質　不動白光　燈高　平均水面上10.4m　●燈光数　550　●礎上高　9.4m　●副燈は燈柱の基部附近を照らす。

誌類　1155（鳴代港）—139—1172

海図　十（昭和27年1月刊行）誌 411. 1060番

出所　燈台部

○27年196項（一時関係）

本州北西岸——鳴鹿港　換錨錨地について

記事　27年70項で告示した牛蒡鼻北北西方および戸島南方の換錨錨地は一時使用を禁止した、なお検疫を要する船舶は港長の指示に従い、検疫を受けられたい。

区域　(1)牛蒡鼻北北西方　35° 30.9′ N.，135° 20.7′ E.（概位）

(2)戸島南方　35° 29.3′ N.，135° 20.5′ E.（概位）

海図　1167—1166

誌類　誌 102. 97ページ

出所　厚生省

●27年197項

本州北西岸——小浜港　目標存在

記事　閉川河口西側の下記2位置に無線塔が各存在する。

位置　(イ)小浜港防波堤燈台から187½°　180m　35° 29.9′ N.，135° 44.8′ E.（概位）

(ロ)上記燈台から136½°　270m　に○符を記載し、"2 RTrs."を附記する。

海図　1165

誌類　十誌 102. 103ページ

出所　福井県小浜市役所

○27年198項（一時関係）*

本州東岸——野島埼南東方　危険区域設定

記事　連合国海軍は野島埼南東方の下記区域を水上および対空射撃訓練に使用するため危険区域に指定した。

名称　海軍訓練区域 "C"

区域　下記3地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(イ)34° 42′ 00″ N.，140° 05′ 00″ E.

(ロ)34° 08′ 00″ N.，141° 02′ 00″ E.

(ハ)33° 44′ 00″ N.，140° 23′ 00″ E.

海図　61—62—81—1072

誌類　誌 461. 27ページ—26年761項（削除）

出所　SCAPIN 7495 A. COMNAVFE. Hydropac 2259 C.

外務省

○27年199項（一時関係）

京浜港　横浜——第8区　燈浮標漂流

記事　川崎燈浮標は昭和27年2月16日消燈した。

位置　鶴見防波堤北東端の南東方約0.8M　35° 29.6′ N.，139° 46.6′ E.（概位）

略記　Fl. G. ev. 4 sec. 6 M.

海図　68—60—69

誌類　（昭和27年1月刊行）誌 411. 2227番

出所　燈台部

●27年200項

本州南岸　相模湾——江ノ島　燈台位置について

記事　26年247項で告示した「江ノ島」燈台の位置は精測の結果下記位置にある。

位置　35° 17′ 46.5″ N.，139° 28′ 56.0″ E.

略記　Fl. ev. 10 sec. 98 m. 25½M.（U）

注意　書誌 101号. 61ページ初行—4行ちょう 附の26年247項別紙5行中「白塗四角やぐら形」を「白塗三角やぐら形」に改記する。

海図　92—50

誌類　（注意）誌 101. 61ページ

出所　燈台部

○27年201項（一時関係）

本州南岸——尾鷲港　防波堤築造工事施行

記事　尾鷲港の防波堤南南西方の下記区域において防波堤築造工事を施行している、出入港船舶は注意を要する。

区域　下記2地点を結んだ線および附近海面

(イ)　尾鷲港防波堤燈台（明暗紅光）から192°　95m　34° 04.2′ N.，136° 12.5′ E.（概位）

(ロ)　(イ)から182°　120m

標識　上記作業区域標示のため(イ)および(ロ)の南方約95m附近の2地点に警闘は標示旗を掲揚し、夜間は燈を点ずる。

海図　75

出所　第4管区海上保安本部

●27年202項

大阪湾友ヶ島水道西側——由良港　燈台在

記事　由良港北部の新川口西側および南側の今川口南側の各突堤外端に紅燈および白燈が設置してある。

位置　(イ)石狩川口導燈（前燈）石狩燈台（因白光）から41½°　1,750m　43° 15.9′ N.，141° 22.7′ E.（概位）

(ロ)同導燈（後燈）　上記(イ)前燈から187°　390m

略記　(イ)F. R. 9-m. 10½M.（U）

(ロ)F. 15 m. 12 M.（U）

細目　(イ)燈質　不動紅光●燈高　平均水面上9.7m●光達　10.5M●燭光数　600●明弧　177～197°●構造　紅瓦四角やぐら形鉄造、礎上高5.0m●無看守

(ロ)燈質　不動白光●燈高　平均水面上14.5m●光達　12M●燭光数　1,500●明弧　177～197°●構造　白瓦三角やぐら形鉄造、礎上高10.0m●2燈一組　187°●無看守

海図　22—41

誌類　十誌 104. 176ページ—十（昭和27年1月刊行）誌 411. 0287番、0238番

出所　燈台部

●27年194項

本州北西岸——鳥取港　燈柱設置

記事　東導流堤（名称図載してない）の屈曲部に昭和27年2月9日「鳥取港東導流堤燈柱」を設置した。「鳥ヶ島」△(26)から144°　860m　35° 32.2′ N.，134° 11.3′ E.（概位）

Fl. G. ev. 4 sec. 8 m. 4 M.（U）

略記　(イ)燈質　閃緑光、毎4秒に1閃●燈高　平均水面上8.0m●光達　9M●燭光数　250●礎上4M●燭光数　15●明弧　全周●構造　白瓦円形コンクリート造、礎上高6.5m●無看守

海図　1155（鳥取港）—139—1172

誌類　（注意）誌 103. 86ページ—十（昭和27年1月刊行）誌 411. 3125番

出所　燈台部

○27年205項（一時関係）*

内海　幡豆瀬戸西部——多度津港　燈柱復旧

記事　多度津港外港東防波堤燈柱は消燈中のところ昭和27年2月4日光達等を下記の通り一時変更の上復旧した。

位置　東防波堤外端　34° 16.4′ N.，133° 44.7′ E.（概位）

略記　F. 11 m. 9 M.（U）

細目　燈高　平均水面上11.0m●光達　9M●燭光数　250●礎上高　7.5m●その他従前通り

海図　154（多度津港）—137B

誌類　（昭和27年1月刊行）誌 411. 3308番—26年652項(イ)（削除）

出所　燈台部

●27年206項

内海——今治港　港湾工事完了

記事　26年767項で告示した港内西側における掘下げ作業は昭和26年12月13日、防波堤延長工事は昭和27年1月15日完了した。

位置　(イ)掘下げ作業　今治港防波堤燈台の西南西方約280mの地点附近　34° 04.1′ N.，133° 00.4′ E.（概位）

(ロ)防波堤延長工事　上記(イ)の北西方約80mの既設防波堤外端附近

注意　海図上、今治港防波堤燈台から252° 260mの地点から既設防波堤に至る50m間を2重実線にて記載し、海図107号上には同地点至近に図載の水深 "4$_5$" を削除する。

誌類　十誌 102. 68ページ—十（昭和27年1月刊行）誌 411. 1067.1番（挿入）

出所　燈台部

●27年195項

本州北西岸——網代港　燈柱副燈附設

記事　網代港北突堤燈柱は昭和26年10月29日副燈（白燈）を附設した。

位置　北突堤外端　35° 34.8′ N.，134° 17.6′ E.（概位）

略記　Fl. G. ev. 3sec. 11m. 11M. & F.(U)

副燈細目　燈質　不動白光●燈高　平均水面上10.4m●燭光数　550●礎上高　9.4m●副燈は燈柱の基部附近を照らす。

誌類　1155（鳴代港）—139—1172

海図　十（昭和27年1月刊行）誌 411. 1060番

出所　燈台部

○27年196項（一時関係）

本州北西岸——鳥取港　換錨錨地について

記事　27年70項で告示した牛蒡鼻北北西方および戸島南方の換錨錨地は一時使用を禁止した、なお検疫を要する船舶は港長の指示に従い、検疫を受けられたい。

区域　(1)牛蒡鼻北北西方　35° 30.9′ N.，135° 20.7′ E.（概位）

(2)戸島南方　35° 29.3′ N.，135° 20.5′ E.（概位）

海図　1167—1166

誌類　誌 102. 97ページ

出所　厚生省

●27年197項

本州北西岸——小浜港　目標存在

記事　閉川河口西側の下記2位置に無

位置　(イ)小浜港防波堤燈台から187½°　180m　35° 29.9′ N.，135° 44.8′ E.（概位）

(ロ)上記燈台から136½°　270m　に○符を記載し、"2 RTrs."を附記する。

海図　1165

誌類　十誌 102. 103ページ

出所　福井県小浜市役所

○27年198項（一時関係）*

本州東岸——野島埼南東方　危険区域設定

記事　連合国海軍は野島埼南東方の下記区域を水上および対空射撃訓練に使用するため危険区域に指定した。

名称　海軍訓練区域 "C"

区域　下記3地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(イ)34° 42′ 00″ N.，140° 05′ 00″ E.

(ロ)34° 08′ 00″ N.，141° 02′ 00″ E.

(ハ)33° 44′ 00″ N.，140° 23′ 00″ E.

海図　61—62—81—1072

誌類　誌 461. 27ページ—26年761項（削除）

出所　SCAPIN 7495 A. COMNAVFE. Hydropac 2259 C.

外務省

○27年199項（一時関係）

京浜港　横浜——第8区　燈浮標漂流

記事　川崎燈浮標は昭和27年2月16日消燈した。

位置　鶴見防波堤北東端の南東方約0.8M　35° 29.6′ N.，139° 46.6′ E.（概位）

略記　Fl. G. ev. 4 sec. 6 M.

海図　68—60—69

誌類　（昭和27年1月刊行）誌 411. 2227番

出所　燈台部

海図　107（今治港）—104

誌類　（削除）

出所　第6管区海上保安本部

●27年207項

内海　伊予灘設代島——安下庄港　燈柱設置

記事　安下庄港北西側の下記位置に昭和27年2月1日「三ツ松船だまり防波堤燈柱」を設置した。

位置　安下庄港北西側の「甲ノ山」△(104)から229½°　290m　33° 53.4′ N.，132° 16.7′ E.（概位）

略記　F. W. G. 7$_6$ m. 6½, 4 M.（U）

細目　燈質　不動白光（緑光分弧あり）●燈高　平均水面上7.6m●光達　白光6.5M、緑光4.0M●燭光数　白光90、緑光23●明弧　白光360～270°、緑光270～360°で東防波堤（名称図載してない）を示す●構造　塗装してない木柱、礎上高5.8m●無看守●山口県安下庄町立

注意　海図140号、1102号上、上記位置の北東方約790mに図載の燈記号を○符に、附記の "Lt." を「燈」に各改記する。

海図　140—142—1102

誌類　十誌 103. 260ページ—十（昭和27年1月刊行）誌 411. 3633.5番（挿入）

出所　燈台部

○27年208項（一時関係）*

九州東岸——日向灘東方　危険区域設定

記事　連合国海軍は日向灘東方の下記区域を水上および対空射撃訓練に使用するため危険区域に指定した。

名称　海軍訓練区域 "L"

区域　下記8地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(イ)32° 15′ 00″ N.，132° 38′ 00″ E.

(ロ)32° 24′ 00″ N.，133° 00′ 00″ E.

(ハ)31° 48′ 00″ N.，133° 00′ 00″ E.

(ニ)32° 02′ 00″ N.，133° 30′ 00″ E.

(ホ)31° 42′ 00″ N.，133° 30′ 00″ E.

(ヘ)31° 04′ 00″ N.，132° 08′ 00″ E.

(ト)31° 25′ 00″ N.，132° 08′ 00″ E.

(チ)31° 38′ 00″ N.，132° 38′ 00″ E.

海図　1220—157—1072

誌類　誌 461. 37ページ—26年587項（削除）

出所　SCAPIN 7495 A. COMNAVFE. Hydropac 2259 C.

外務省

○27年209項（一時関係）*

九州南岸——五島列島南方および北方　危険区域設定

記事　連合国海軍は五島列島南方の下記区域を対空、水上射撃および対潜水艦訓練に使用するため危険区域に指定した。

名称　海軍訓練区域 "F"

区域　下記4地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(イ)32° 20′ 00″ N.，128° 46′ 00″ E.

(ロ)32° 20′ 00″ N.，129° 10′ 00″ E.

(ハ)31° 47′ 00″ N.，129° 10′ 00″ E.

(ニ)31° 47′ 00″ N.，128° 46′ 00″ E.

(ホ)記事　連合国海軍は五島列島北方の下記区域を対空および水上射撃訓練に使用するため危険区域に指定した。

名称　海軍訓練区域 "G"

区域　下記4地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
(イ)33° 45′ 00″ N., 128° 25′ 00″ E.
(ロ)33° 45′ 00″ N., 129° 05′ 00″ E.
(ハ)33° 27′ 00″ N., 129° 05′ 00″ E.
(ニ)33° 27′ 00″ N., 128° 25′ 00″ E.

海図　(1)213—187—180—(2)1200

誌類　誌 461. 43 ページ—26 年 588 項(2)(3)(各削除)

出所　SCAPIN 7495 A. COMNAVFE. Hydropac 2259 C. 外務省
○ 27 年 210 項(一時関係)*

南西諸島　沖縄島——残波岬附近　対空射撃訓練実施

記事　連合国軍は残波岬附近の下記区域(Bolo Point Range)で対空射撃訓練を実施する、附近航行の船舶は注意を要する。

区域　26° 26′ 00″ N., 127° 43′ 00″ E. の地点を中心とする半径約 14.9 M(30,000 yds.)の圏中245°から18°までの扇形区域内海面

期間　昭和 27 年 3 月 3 日—同年 6 月 8 日

訓練時間　毎日 0800—1700

海図　226—182B—1203

誌類　誌 461. 45 ページ—26年1028 項

出所　外務省
● 27 年 211 項

黄海北部　廟島列島——猴磯島　燈台燈質変更

記事　猴磯島燈台は燈質を群閃白光、毎 10 秒に 2 閃に変更した。

位置　猴磯島頂
38° 03.5′ N., 120° 38.1′ E.(概位)

略記　Gp. Fl. (2) ev. 10 sec. 101m. 18 M.

燈質　燈質　群閃白光、毎10秒に2閃●その他従前通り

注意　海図 1004 号上、上記燈台の略記に "(Gun)" を附記する。

備考　上記燈台に附設の霧信号は休止中のところ復旧している。

海図　397—363—371—1403—392—1003—1004—1005—381

誌類　誌 12A. 98 ページ—†誌 412. 1123 番—23 年 568 項(削除)

出所　米告示 1951 年 6852 項(3)
● 27 年 212 項

黄海北部　廟島列島——小竹山島　燈台設置

記事　小竹山島(98)上に「小竹山島燈台」が設置された。

位置　38° 01′ 21″ N., 120° 51′ 52″ E.

略記　Fl. ev. 5 sec. 15 M.

細目　燈質　閃白光、毎5秒に1閃● 光達　15M● その他不明

海図　397—371—1403—392—1003—1004—1005

誌類　誌 12A. 97 ページ—†誌 412. 1126 番(挿入)

出所　米告示 1951 年 6852 項(2)
● 27 年 213 項

図誌訂正

(1)海図 64 号(分図)
本州東岸塩釜港第3号燈浮標 (38° 19.1′ N., 141° 04.2′ E. 概位)の略記中 "5 sec." を "4 sec." に改訂する。(燈台部)

(2)海図 98 号((イ)(ロ)分図共)—(ロ)(ハ)106 号—(ハ)77 号—(ハ) 100 号A
(イ)紀伊水道東浜和歌山下津港和歌山区の青岸北西側 (34° 13.2′ N., 135° 08.6′ E. 概位)から北、南の各防波堤を囲み、薬種畑南方の陸岸に至る航行禁止区域を示す断線を同区域内に図載の「航行禁止区域」と共に削除する。
(ロ)海図 98 号(分図共)上、青岸南部および海図 106 号上、外港南側(34° 12.8′ N., 135° 08.6′ E. 概位)に各図載の "(L. S. S.)" を削除する。
(ハ)北防波堤燈台(群閃白光)の東北東方約 1.7 M (34° 13.5′ N., 135° 10.0′ E. 概位)に図載の○符を附記の "S. Sig." と共に、海図 77 号、100 号A上は地名「和歌山市」または「和歌山」に附記の "(S. Sig.)" を各削除する。(第5管区海上保安本部)

(3)海図 1159 号
津軽海峡西口附近権現埼の下記位置に燈記号を記載し、略記 "Fl. ev. 3 sec. 90 m. 10 M. (U)" を附記する。
位置　41° 08′ 11″ N., 140° 15′ 38″ E.
(26 年 904 項参照)(水路部)

(4)(昭和 27 年 1 月刊行)書誌 411 号
(イ)2203 番(「鬼ヶ瀬」燈浮標)を削除する。
(ロ)2303 番(「城ヶ島」燈台)の燭光数欄中 "150" を "250" に改記する。(燈台部)

(5)書誌 451 号(海事一般法規集)
(イ)26 ページ 21—23 行および 28 ページ 5 行を別紙(各1枚)により改記する。
(ロ)27 ページ 3 行中および 28 ページ 21 行中「北緯 30 度」を「北緯 29 度」に各改記する。(昭和 27 年 2 月 7 日付官報運輸省告示第 36 号)
(ハ)検疫法の一部改正に伴い、第 17 回挿換紙 (343—354 ページ挿入)を配布する、必要の向は水路図誌販売所から交付を受けられたい。(昭和 26 年 6 月 6 日付官報法律第 201 号)

(6)書誌 461 号(連合国軍発令航泊諸規則集)
42 ページ(五島列島北方対空および艦砲射撃訓練区域図)および 43 ページ中、昭和 25 年 12 月 12 日連合国軍最高司令部発令の五島列島北方対空および艦砲射撃訓練区域に関する記事を削除する。(水路部)

● 27 年 214 項

特殊図新刊

番号	図名	尺度(分数)	刊行年月	図積	定価(円)	記事	目録記入ページ
※6702	佐渡海峡及附近 (参考図)…△	1:200,000	昭27-2	◎全	90	昭和25年までの日本海上保安庁水路部の諸資料による。	5ページ 3欄 35ページ 2欄

●項　外

(89)日本沿岸　射撃および爆撃訓練について
連合国空軍は日本沿岸において昭和 27 年 3 月 1 日から同年 3 月 15 日まで下記の通り射撃および爆撃訓練を実施する。

(イ)角島西方空戦訓練区域(海図 196 号参照)
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面中、北半分のみ
34° 51′ 00″ N., 130° 35′ 15″ E.
34° 43′ 20″ N., 130° 52′ 10″ E.
34° 08′ 40″ N., 130° 29′ 10″ E.
34° 16′ 45″ N., 130° 12′ 45″ E.
毎週月曜日—金曜日、毎日 0700—2400

(ロ)美保湾対地射撃および爆撃訓練区域(海図 116 号参照)
35° 27′ 40″ N., 133° 20′ 00″ E. の地点附近
毎週月曜日—金曜日、毎日 0700—2400

(ハ)日御碕西方空戦訓練区域(海図 1200 号参照)
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
35° 36′ 30″ N., 132° 21′ 06″ E.
35° 28′ 12″ N., 132° 33′ 24″ E.
35° 01′ 18″ N., 132° 06′ 36″ E.
35° 09′ 36″ N., 131° 54′ 18″ E.
毎週月曜日—木曜日、毎日 0700—1700

(ニ)酒田港西方空戦訓練区域(海図 145 号参照)
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
39° 16′ 00″ N., 138° 58′ 00″ E.
39° 11′ 00″ N., 139° 20′ 00″ E.
38° 30′ 00″ N., 139° 02′ 00″ E.
38° 35′ 00″ N., 138° 40′ 00″ E.
毎週月曜日—金曜日、毎日 0700—1700

(ホ)三沢対地射撃および爆撃訓練区域(海図 53 号参照)
40° 51′ 59″ N., 141° 23′ 15″ E. の地点附近
毎日 0700—2000

(ヘ)八戸港東南東方空戦訓練区域(海図 53 号参照)
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
40° 42′ 00″ N., 141° 57′ 00″ E.
40° 48′ 00″ N., 142° 19′ 00″ E.
40° 12′ 00″ N., 142° 35′ 15″ E.
40° 03′ 30″ N., 142° 14′ 00″ E.
毎日 0700—2000

(ト)那珂湊港北方対地射撃および爆撃訓練区域(海図 62 号参照)
36° 23′ 21″ N., 140° 35′ 15″ E. の地点附近
毎日 0700—2000

(チ)鹿島灘空戦訓練区域(海図 62 号参照)
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
36° 00′ 00″ N., 140° 55′ 00″ E.
36° 00′ 00″ N., 141° 11′ 00″ E.
36° 40′ 00″ N., 141° 11′ 00″ E.
36° 40′ 00″ N., 140° 55′ 00″ E.
毎日 0700—2000

(リ)大野原島附近対地射撃および爆撃訓練区域(海図 61 号参照)
34° 02′ 30″ N., 139° 23′ 00″ E. の地点附近
毎日 0700—2000

(ヌ)熊野灘空戦訓練区域(海図 93 号参照)
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
34° 08′ 00″ N., 136° 50′ 00″ E.
33° 46′ 00″ N., 136° 14′ 00″ E.
33° 36′ 00″ N., 136° 23′ 00″ E.
33° 53′ 00″ N., 137° 00′ 00″ E.
毎週月曜日、火曜日および水曜日、毎日 0700—1700

(ル)姫小島南方対地射撃および爆撃訓練区域(海図 142 号参照)
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
34° 04′ 17″ N., 132° 13′ 20″ E.
34° 03′ 00″ N., 132° 19′ 08″ E.
31° 08′ 00″ N., 132° 16′ 00″ E.
34° 07′ 40″ N., 132° 18′ 00″ E.
毎日 0700—2400

(ヲ)大村湾対地射撃および爆撃訓練区域(海図 1231 号参照)下記 8 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
32° 57′ 50″ N., 129° 51′ 00″ E.
32° 57′ 30″ N., 129° 54′ 00″ E.
32° 53′ 30″ N., 129° 53′ 23″ E.
32° 53′ 10″ N., 129° 51′ 45″ E.
32° 53′ 00″ N., 129° 50′ 10″ E.
32° 53′ 00″ N., 129° 50′ 35″ E.
32° 53′ 20″ N., 129° 50′ 35″ E.
32° 53′ 20″ N., 129° 50′ 00″ E.
毎日 0700—1700

(ワ)芦屋港北方対地射撃および爆撃訓練区域(海図 1228 号参照)
33° 52′ 45″ N., 130° 38′ 00″ E. および 33° 52′ 36″ N., 130° 36′ 12″ E. の各地点附近
毎週月曜日—金曜日、毎日 0700—1700

(カ)鳥島爆撃訓練区域(海図 1208 号参照)
32° 15′ 00″ N., 128° 06′ 00″ E. の地点附近
毎週月曜日—金曜日、毎日 0700—1700
(書誌 461 号参照)(外務省)

(90)本州東岸——八戸港北方　対空射撃訓練実施
連合国軍は八戸港北方の三沢附近において対空射撃訓練を実施している、附近航行の船舶は注意を要する。

区域　40° 49′ 15″ N., 141° 26′ 20″ E. の地点を中心とする半径約 13.3M (28,000yds.)の圏内海面

期間　昭和 27 年 2 月 23 日—同年 3 月 9 日

訓練時間　毎日 1000—1700

(海図 53 号および書誌 461 号, 15 ページ各参照)(外務省)

(91)大阪港——第2区　掘下げ作業施行
安治川河口の上流約 1.1 M の下記区域内において掘下げ作業を施行している、附近航泊の船舶は作業を妨害しないよう注意を要する。

区域　下記4地点を順次連結する線により囲まれる区域内水面
(イ) 天保山記念碑△から 35½° 1,315m 34° 40.0′ N., 135° 26.7′ E.(概位)
(ロ) (イ)から 122° 20m
(ハ) (ロ)から 32° 545m
(ニ) (ハ)から 302° 20m

期間　昭和 27 年 2 月 5 日—同年 3 月末日、毎日 0700—日没

標識　作業船(17隻)は作業中昼間は紅旗を掲揚し、夜間は紅燈を点ずる。

(海図 123 号参照)(大阪港長)

(92)神戸港西部および附近　掃海完了区域について
下記区域は昭和 22 年 5 月 13 日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域　下記4地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面、但し水深 6 m以浅の海面を除く。
(イ)34° 38′ 32″ N., 135° 08′ 52″ E.
(ロ)34° 26′ 52″ N., 135° 09′ 14″ E.
(ハ)34° 38′ 11″ N., 135° 11′ 13″ E.
(ニ)34° 38′ 49″ N., 135° 11′ 13″ E.
上記区域は東側、南側および西側で掃海完了区域に接続する。

(海図 1103 号および 131 号各参照)(航路啓開本部)

(93)内海　広島湾——岩国港南方　掃海完了
岩国港南方の下記区域は日本掃海隊により昭和 27 年 2 月 10 日掃海を完了した。

区域　下記3地点を結んだ線の左右各 250m の区域内海面
(イ)34° 04′ 30″ N., 132° 14′ 52″ E.
(ロ)34° 08′ 07″ N., 132° 17′ 56″ E.
(ハ)34° 09′ 50″ N., 132° 16′ 31″ E.

(海図 142 号参照)(航路啓開本部)

(94)九州西岸　平戸瀬戸東部——江迎浦　掘下げ作業施行
江迎川の河口北側附近 (33° 18.6′ N., 129° 36.8′ E. 概位)で下記期間中掘下げ作業を施行している、出入港船舶は注意を要する。

期間　昭和 27 年 2 月 27 日—同年 3 月 20 日

備考　上記作業施行中、毎日 1200—0800 間は排泥管敷設のため一般船舶の出入港は不能である。

(海図 215 号参照)(佐世保海上保安部)

(95)中米諸国 Panama Canal—太平洋、大西洋両岸入口　信号について
Panama Canal を通過する各船舶は船名を標示しないで太平洋岸入口においては Flamenco Island (8° 54.5′ N., 79° 31.4′ W. 概位)から 3 M以内に、大西洋岸入口においては Liomon Bay 東防波堤外端から 1 M以内に接近することはできない。(海図 3710 号参照)(Hydropac 2249 A)

(96)訂正
27 年 8 号項外(83)の (VI)区域(B)記事中「…、但し(ニ)地点を通る……」を「…、但し(ハ)地点を通る……」に訂正する。(航路啓開本部)

(97)航行上注意を要する浮流物

発見月日時刻	発見地点	参照海図	出所
(イ)漂流物			
2月14日1240	南方諸島大島波浮港の南東方約 1.2 M 34° 40.0′ N., 139° 27.8′ E.	51	Bataan号報
2月14日1308 浮標	南方諸島利島の北北東方約5.7M 34° 36.8′ N., 139° 20.0′ E.	51	Bataan号報
2月20日、21日 氷塊	北海道南岸厚岸湾から納沙布埼に至る沿岸5—10M間 42° 55′ N., 145° 00′ E.	34	巡視船おくしり報
2月20日0655 木材	本州北西岸越前岬燈台の西北西方約 13 M 36° 01.4′ N., 135° 42.4′ E.	139	巡視船くずりう報
2月20日1100 漁船	本州東岸金華山の南南東方約 38 M 37° 40′ N., 141° 50′ E.	62	小名浜海上保安部
2月21日0705 木材	本州北西岸余部埼燈台の北北東方約 4.5 M 35° 44.0′ N., 134° 34.4′ E.	139	乾坤丸報
2月21日1200 氷塊	北海道南岸釧路港の南西方約 18 M附近の海面一帯 42° 41′ N., 144° 09′ E.	34	だいげん丸報
(ロ)機雷らしいもの			
2月18日1715	本州北西岸越前岬燈台の北方約 13.4 M 36° 11.6′ N., 135° 53.5′ E.	139	敦賀警備救難署
2月20日1137	本州北西岸津居山港の北方約 12.6 M 35° 51.8′ N., 134° 48.2′ E.	139	赤城丸報
2月22日0830	本州北西岸地蔵埼燈台の東北東方約 8.4 M 35° 38.3′ N., 133° 28.5′ E.	133	第11東海丸報

昭27・3・1 第7543号

(六)海流観測
2月22日1045 (処分済)　本州北西岸「経ヶ岬」図合の西方約11M 35° 47′ N., 135° 00′ E.

(三)漂流物標識
2月11日0100 (発)　本州北西岸舞鶴港の東北東方約11Mの仁近海岸 37° 28.0′ N., 135° 06.5′ E.
2月17日1845 (発)　本州北西岸鳥取港の「鳥ヶ島」東端 35° 32.4′ N., 134° 11.2′ E.
2月19日1415 (発)　本州北西岸間人港の南東方約4Mの小浜海岸 35° 41.4′ N., 135° 02.0′ E.
2月21日0050 (発)　本州北西岸大社港の南方約3Mの海岸 35° 21.0′ N., 132° 40.4′ E.

◉**郵政省告示第六十一号**
郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年三月一日から次の郵便局を移転、改称する。
昭和二十七年三月一日
郵政大臣　多賀谷　栄作

現名称	現在位置	移転位置	改称名称
大竹油見郵便局	広島県佐伯郡大竹町大字大竹	広島県佐伯郡大竹町大字栄町	大竹栄町郵便局

◉**郵政省告示第六十二号**
郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十一号による小型記念通信日附印を次のように使用する。
昭和二十七年三月一日
郵政大臣　佐藤　栄作

使用局　愛知県　名古屋中央郵便局
形式

使用期間　昭和二十七年三月一日から　同　三月七日まで

使用期間　昭和二十七年三月一日から　同　三月五日まで

◉**電気通信省告示第五十八号**
次の船舶電波局を下記の日から設置した。
昭和二十七年三月一日

名称	位置	呼出符号	電報伝送上の名称	設置年月日
第八十海形丸	大沢権右ヱ門所属	JFOK	ダイハチジウカイカタマル	昭和二七、二、一〇
第三福徳丸託送発受所	久保田太郎吉所属	JFPK	クボタ　ダイサンフクトクマル	同
明神丸託送発受所	山一漁業株式会社	JCON	ヤマイチ　メウジンマル	二七、二、一一

◉**電気通信省告示第五十九号**
次の船舶電波局の施設事項をそれぞれ次のように変更した。
電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	変更事項	変更年月日
第二岩地丸託送発受所	電報伝送上の名称　ダイ　ヤマダ　セイホ　ニイワチマル	昭和二六、五、一三
第二岩地丸託送発受所	電報伝送上の名称　サイトウ　ダイ　ヤマダ　セイホ　ニイワチマル	同
第二広徳丸託送発受所	電報伝送上の名称　ダイイチコウトク　ダイニコウトクマル	同
第一広徳丸託送発受所	電報伝送上の名称　ダイニコウトク　ダイイチコウトクマル	同
あさちどり託送発受所	電報伝送上の名称　カイゼウホアン　アケボノマル	二六、一二、二六
第三快収丸託送発受所	電報伝送上の名称　アサチドリ	同
CP—七号託送発受所	名称　さよちどり託送発受所	二七、一、一〇
第三福徳丸託送発受所	名称　久保田太郎吉所属　JFPK	昭和二七、二、一一
第七隆栄丸託送発受所	名称　共栄タンカー株式会社所属　第七隆栄丸	同
第十二大白丸託送発受所	名称　松田嘉一郎所属第十二大白丸	二六、三、一
辰萩丸託送発受所	名称　新日本汽船株式会社所属辰萩丸	二七、一、七
辰桂丸託送発受所	名称　新日本汽船株式会社所属辰桂丸	同
辰百合丸託送発受所	名称　新日本汽船株式会社所属辰百合丸	同
第五山菱丸託送発受所	名称　山下汽船株式会社所属第五山菱丸	二七、一、二六
第六山菱丸託送発受所	名称　山下汽船株式会社所属第六山菱丸	同
乾坤丸託送発受所	名称　乾汽船株式会社所属乾坤丸	二七、一、七
第三乾坤丸託送発受所	名称　乾汽船株式会社所属第三乾坤丸	同
第三福昇丸託送発受所	名称　富士水産株式会社所属第三福昇丸	二六、一二、二
第二金剛丸託送発受所	名称　小池金次郎所属第二金剛丸	二六、一〇、一〇
安東丸託送発受所	名称　小谷汽船株式会社所属安東丸	二七、一、九
菊月丸託送発受所	名称　玉井商船株式会社所属菊月丸	二七、一、一
第十一明神丸託送発受所	名称　東海水産株式会社所属第十一明神丸	二六、三、一

◉**電気通信省告示第六十号**
次の船舶電波局を下記の日から廃止した。
昭和二十七年三月一日

名称	位置	廃止年月日
今津川丸託送発受所	電気通信大臣　佐藤　栄作	昭和二七、二、一〇
隆栄丸託送発受所	玉井商船株式会社所属今津川丸	同
第七隆栄丸託送発受所	共栄タンカー株式会社所属隆栄丸	二六、二、三〇
第十二大白丸託送発受所	共栄タンカー株式会社所属第七隆栄丸	同
辰萩丸託送発受所	松田嘉一郎所属第十二大白丸	二六、三、一
辰桂丸託送発受所	新日本汽船株式会社所属辰萩丸	二七、一、七
辰百合丸託送発受所	新日本汽船株式会社所属辰桂丸	同
第五山菱丸託送発受所	新日本汽船株式会社所属辰百合丸	同
第六山菱丸託送発受所	山下汽船株式会社所属第五山菱丸	二七、一、二六
第三乾坤丸託送発受所	山下汽船株式会社所属第六山菱丸	同
第三福昇丸託送発受所	乾汽船株式会社所属乾坤丸	二七、一、七
第二金剛丸託送発受所	乾汽船株式会社所属第三乾坤丸	同
安東丸託送発受所	富士水産株式会社所属第三福昇丸	二六、一二、二
菊月丸託送発受所	小池金次郎所属第二金剛丸	二六、一〇、一〇
第十一明神丸託送発受所	小谷汽船株式会社所属安東丸	二七、一、九
	玉井商船株式会社所属菊月丸	二七、一、一
	東海水産株式会社所属第十一明神丸	二六、三、一

湊川丸託送発受所　大平汽船株式会社所属湊川丸　二七、一、一六
第三昌栄丸託送発受所　共栄タンカー株式会社所属第三昌栄丸　二七、一、七

◉**建設省告示第六十九号**
松阪都市計画火災復興土地区画整理を次のように決定する。
その関係図書は、三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年三月一日
建設大臣　野田　卯一
（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百七十号**
加古川都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、兵庫県庁及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年三月一日
建設大臣　野田　卯一
（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百七十一号**
明石特別都市計画水利施設（防火水槽）並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。
その関係図書は、兵庫県庁及び明石市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年三月一日
建設大臣　野田　卯一
（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百七十二号**
神戸特別都市計画水利施設（防火水槽）追加並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。
その関係図書は、兵庫県庁及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年三月一日
建設大臣　野田　卯一
（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百七十三号**
城崎都市計画街路事業及びその執行年度を次のように決定する。
その関係図書は、兵庫県庁及び城崎郡城崎町役場に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年三月一日
建設大臣　野田　卯一
（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百七十四号**
洲本都市計画街路事業及びその執行年度を次のように決定する。
その関係図書は、兵庫県庁及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年三月一日
建設大臣　野田　卯一
（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百七十五号**
西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、兵庫県庁及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年三月一日
建設大臣　野田　卯一
（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百七十六号**
西宮特別都市計画公園事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、兵庫県庁及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年三月一日
建設大臣　野田　卯一
（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百七十七号**
昭和二十一年戦災復興院告示第八十一号神戸復興都市計画土地区画整理（本山村の部）及び同第百五十六号神戸特別都市計画本山土地区画整理事業の区域及び地積を次のように改める。
その関係図書は、兵庫県庁及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年三月一日
建設大臣　野田　卯一
（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百七十八号**
伊丹都市計画公園を次のように定める。
その関係図書は、兵庫県庁及び伊丹市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年三月一日
建設大臣　野田　卯一
（「次のよう」は省略）

国会事項

○衆議院

◉**法律公布委上及通知**　二月二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
国民金融公庫法の一部を改正する法律
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律
◉**議決通知**　二月二十八日本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。
日本放送協会昭和二十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
◉**議員死去**　島根県選出衆議院議員木村小左衛門は二月二十八日死去された。
◉**議案提出**　二月二十八日提出した議案は次の通りである。
行政協定廃棄に関する決議案（非之口政雄外二十二名提出）
◉**恢約送付**　二月二十八日参議院に送付した恢約は次の通りである。
千九百十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで締結された恢約並びに千九百三十一年七月二十七日、千九百三十一年十一月二十七日及び千九百三十二年一月二十七日にバンコックで締結された恢約並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された恢約
◉**議案送付**　二月二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めるの件
◉**議案送付**　二月二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めるの件
◉**議案通知書受領**　二月二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国民金融公庫法の一部を改正する法律
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
◉**議案通知書受領**　二月二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
日本放送協会昭和二十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
◉**議事日程**　二月二十八日（金曜日）
午前十時開議
第一　国務大臣の演説に対する質疑
◉**議事日程**　第十六号
昭和二十七年二月二十九日（金曜日）
午後一時開議
第一　両院法規委員会委員辞任の件
第二　裁判官訴追委員辞任の件
第三　弾劾裁判所裁判員辞任の件
一　国務大臣の演説に対する質疑

○参議院

◉**議事日程**　二月二十九日の議事日程は左の通り。
議事日程　第十七号
昭和二十七年二月二十九日（金曜日）
午前十時開議
第一　国務大臣の演説に関する件
（第二日）
◉**議案受領**　二月二十八日衆議院から左の内閣提出案を受領した。
漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めるの件
◉**議案送付**　二月二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めるの件
◉**議案送付**　二月二十八日参議院に送付した恢約は次の通りである。
千九百十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで締結された恢約並びに千九百三十一年七月二十七日、千九百三十一年十一月二十七日及び千九百三十二年一月二十七日にバンコックで締結された恢約並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された恢約
◉**議案送付**　二月二十八日参議院に送付した議案は次の通りである。
行政協定廃棄に関する決議案（非之口政雄外二十二名提出）
◉**議案通知書受領**　二月二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国民金融公庫法の一部を改正する法律
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
◉**議案通知書受領**　二月二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
日本放送協会昭和二十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
◉**議事日程**　二月二十八日（金曜日）
午後一時開議
第一　両院法規委員会委員辞任の件
第二　裁判官訴追委員辞任の件
第三　弾劾裁判所裁判員辞任の件
一　国務大臣の演説に対する質疑

正誤

誤	正
昭和二十七年一月十日公布運輸、建設省令第一号道路運送調査規則中八三頁第一号様式のかつこ書（田業(S)大きさ「(田業の大きさ日本瓢箪 逓格B6と大きさ日本瓢箪逓格A8と大きさ」の誤り。	昭和二十七年一月十日公布運輸、建設省令第一号道路運送調査規則中八三頁第一号様式のかつこ書（田業(S)大きさ「(田業の大きさ日本瓢箪逓格B6と大きさ日本瓢箪逓格A8と大きさ」は誤り。

運輸省官報報告主任

昭27.3.1. 第7543号

◉議案付託　二月二十八日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めるの件（閣承認第一号）
水産委員会に付託

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案（閣法第七号）
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案（閣法第八号）
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案（閣法第一〇号）
地方行政委員会に付託

千九百十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年一月十一日、千九百二十五年二月九日及び千九百三十一年七月三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にパンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附属書への加入について承認を求めるの件（閣條第一号）
外務委員会に付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）
郵政委員会に付託

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案（閣法第一一号）
文部委員会に付託

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律案（閣法第二〇号）
経済安定委員会に付託

◉議決通知　二月二十八日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

◉通知書受領　二月二十八日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年一月二十五日

正七位に叙する　勲八等　沖田　英雄

勲六等に叙し瑞宝章を授ける　勲八等　沖田　英雄

◉昭和二十七年一月二十六日

正四位に叙する　正五位　高山　豊秀

勲五等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十七年一月二十八日

従三位に叙する　従四位　山下　昇

勲三等に叙し瑞宝章を授ける

正七位に叙する　下山田源治

◉寄附受理　昭和二十六年九月十八日敦賀郵便局掲示場において次のように寄附受理した。

所在地区分	構造又は細分	数量	評価格	寄附者
敦賀市唐明七七の一 工作物	木造掲示場	一ヶ所	三、二〇〇・益	福井市御手洗二六 田中善太郎

敦賀郵便局

○郵政省

◉郵便振替貯金加入者除名　次の郵便振替貯金の加入者は、郵便振替貯金法第五十六條第一項の規定によって、昭和二十七年一月二十九日限り、加入承認を取り消された。

口座番号	名古屋二三一二五番
加入者住所	名古屋市中村区中島町三の四一
同　氏名	小池宗太

官庁事項

法務府公告

○工場財団

福井市毛矢町四十一番地福井精練加工株式会社から福井市毛矢町百四十一番地（本社工場）及福井市吉野上町二百十四番地（勝見工場）所在の同会社工場に属する土地、建物並に機械器具等に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があったから右財団に属すべき動産について権利を有する者は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年三月一日　福井地方法務局

文部省公告

○著作年月日登録

登録番号	著作の年月日	著作物の表示	著作者の氏名	登録の年月日
第六三号の一	昭和三一、一〇	最新日本分県地図	日地出版株式会社	著作年月日
第六三号の二	昭和三一、一〇	京都府（全一枚）	著作年月日	
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。			
	東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者三浦忠三郎）			
第六三号の三	昭和三一、一〇	最新日本分県地図	日地出版株式会社	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。			
	東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者三浦忠三郎）			
第六三号の四	昭和三一、一〇	最新日本分県地図	日地出版株式会社	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。			
	東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者三浦忠三郎）			
第六三号の五	昭和三一、一〇	最新日本分県地図	日地出版株式会社	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。			
	東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者三浦忠三郎）			
第六三号の六	昭和三一、一〇	最新日本分県地図	日地出版株式会社	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。			
	東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者三浦忠三郎）			
第六三号の七	昭和三一、一〇	最新日本分県地図	日地出版株式会社	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。			
	東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者三浦忠三郎）			
第六三号の八	昭和三一、一〇	最新日本分県地図	日地出版株式会社	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。			
	東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者三浦忠三郎）			
第六三号の九	昭和三一、一〇	最新日本分県地図	日地出版株式会社	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。			
	東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者三浦忠三郎）			
第六三号の一〇	昭和三一、一〇	最新日本分県地図	日地出版株式会社	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。			
	東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者三浦忠三郎）			

○業試験公告

◉昭和二十七年度通訳案内業試験公告

通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）第三條の規定による試験を左記によって行う。
昭和二十七年三月一日　運輸省

運輸省公告

記

一、施行期日
筆記試験　昭和二十七年四月二十日（日）午前十時から
口述試験　昭和二十七年六月中旬又は六月下旬（予定）
二、試験場所　（公語の口述試験は東京のみで行う。）
(イ)東京都文京区本富士町　東京大学
(ロ)東京都千代田区七條大宮　平安高校
(ハ)広島市千田町三丁目　広島大学

(ニ)福岡市西新町　修猷館高校
(ホ)札幌市北九條西九丁目　北海道大学

三、試験科目
(イ)筆記試験
(ロ)英語又は仏語
(ハ)日本地理
(ニ)日本歴史
(ホ)産業、経済、政治および文化に関する一般常識
(ヘ)口述試験
(ト)英語又は仏語による会話（仏語の口述試験は東京のみで行う。）

四、受験資格
(イ)人物考査
および試験の程度、受験資格には学歴、年令、性別による制限はない。試験は旧制専門学校卒業又は短期大学卒業程度で行う。

五、受験手続上の注意事項
(イ)出願期間　昭和二十七年三月二十日から四月十日まで（四月十日までに到着のものに限る。）
(ロ)提出を要する書類
(ハ)受験願書（用紙半紙判、様式は昭和二十五年運輸省令第十二号通訳案内業法施行規則の規定参照）
(ニ)履歴書（用紙半紙判）
(ホ)写真（手札型一枚台紙なし。最近一ヶ年以内に撮影したもの。裏面に「現住所、氏名および生年月日」を自署すること。
(ヘ)受験手数料　受験手数料として五百円の収入印紙を受験願書にはること。既に納めた受験手数料はいかなる理由があっても返さない。
(ト)出願書類の提出方法
(イ)(ロ)の提出先へ書留郵便で送るか又は直接持参すること。
(ニ)郵送により提出する場合は、受験票送付用封筒（あて先記載）に郵便切手（書留用四十五円）をはつて同封すること。
(ホ)出願書類の提出先
東京都千代田区（東京中央局区内）丸ノ内一ノ一　運輸省観光部

六、特例　昭和二十六年度の筆記試験に合格し、その口述試験に不合格であつた者が本年度の試験を受ける場合は、願によりその筆記試験を免除される。

この場合の出願期間は昭和二十七年五月一日から五月十五日（同日までに到着のこと）までとする。

七、その他
(イ)筆記試験当日は筆記用具および弁当を持参すること。
(ロ)口述試験は筆記試験合格者に対してのみ行い、その施行の日時および場所は当該合格者に通知する。

裁判所公告（◉印は新料金）

○除権判決

◉昭和二十六年(ヘ)第一号
札幌市北一條東十二丁目　申立人　野坂　鑑最右代理人　佐々木茂雄
別紙目録表示の貨物引換証に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十七年一月十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右貨物引換証を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記貨物引換証の無効を宣言する。
昭和二十七年一月十四日
倶知安簡易裁判所　裁判官　斎藤幸作

（別紙）　目録
一証書　第一一七号貨物引換証
運送品の種類、重量又は容積及び荷造の種類、個数並に記号　倶道車本組立梱二個五百五十疋
運送品価格　金一万三千七百七十二円也
運送賃　金一千百七十円也
発行者　札幌市北一條東十二丁目日本通運株式会社札幌支店苗穂営業所

荷送人　札幌市北一條東十二丁目野坂慶最
荷受人　虻田郡倶知安町駅前佐々木運搬所
作成地　札幌市
到着地及取扱人　虻田郡倶知安町日本通運株式会社岩内支店倶知安営業所
発行年月日　昭和二十六年五月十一日
最終の所持人　札幌市北一條東十二丁目野坂慶最

◉昭和二十七年(ヘ)第一号
堺市鉾綾町二丁八十八番地　申立人　株式会社松本機械製作所
右代表取締役　松本福太郎
別紙目録表示の証券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十二月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右証券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。
昭和二十七年一月十九日
丸亀簡易裁判所　裁判官　川島喜平

（別紙）　目録
日本通運株式会社堺支店発行貨物引換証　一通（保証第五六号）
運送品の種類　吊下型遠心分離機
運送品の重量　二屯（十屯貨車扱）
荷物の種類　梱包
荷造の個数並に記号　三個車扱貨車番号ト二三八六六号
到達地　予讃線坂出駅
荷送人氏名又は商号　株式会社松本機械製作所
荷受人氏名又は商号　中讃塩業協同組合製塩工場
荷造人氏名又は商号　株式会社松本機械製作所
運送費　金一万四千四百円也
貨物引換証の作成地及び其作成の年月日　大阪府堺市吾妻橋通り二丁十四番地の二日本通運株式会社堺支店昭和二十六年四月十日作成

◉昭和二十七年(ヘ)第七六六号
鳥取県西伯郡日吉津村大字富吉　申立人　首藤　滋
右同所同番地　同　首藤　鈴子
右同所同番地　同　首藤　和子
右代理人弁護士　馬淵　分也
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十七年一月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　園部捨四郎

（別紙）　目録
日本通運株式会社堺支店発行
貨物引換証　一通（保証第五六号）
運送品の種類　吊下型遠心分離機
運送品の重量　二屯（十屯貨車扱）
荷物の種類　梱包
荷造の個数並に記号　三個車扱貨車番号ト二三八六六号
到達地　予讃線坂出駅
荷送人氏名又は商号　株式会社松本機械製作所
荷受人氏名又は商号　中讃塩業協同組合製塩工場
荷造人氏名又は商号　株式会社松本機械製作所
運送費　金一万四千四百円也
貨物引換証の作成地及び其作成の年月日　大阪府堺市吾妻橋通り二丁十四番地の二日本通運株式会社堺支店昭和二十六年四月十日作成

◉昭和二十七年(ヘ)第一七三号
兵庫県西宮市南郷町一六　申立人　新名裂裳太
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十七年一月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　園部捨四郎

（別紙）　目録
日本精鉱株式会社株式二百株一百株券二枚
記号番号　い三〇一五号、い四二一号
最終株主　喜多ハマ、松井康治
株券額面　金五千円也、計一万円也
一株の払込金額　金五十円也
発行者　日本精鉱株式会社
発行年月日　昭和二十四年五月二十五日
最終株式所持人　白川隆夫

◉昭和二十六年(ヘ)第一七〇号
兵庫県西宮市前浜町二七番地　申立人　白川　隆夫
右代理人　本田　忠正
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十二月二十九日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目録
帝国石油株式会社株式一百株券一枚
額面　金五千円
一株の払込額　一株に付金五十円
記号番号　ろ丁八六六三一
発行年月日　昭和二十五年三月一日
最終所持人　横山治右ェ門
最終所持人　西宮市南郷町一六新名裂裳太

◉昭和二十六年(ヘ)第一七四号
兵庫県西宮市前浜町二七番地　申立人　白川　隆夫
右代理人　本田　忠正
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十二月二十九日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　園部捨四郎

（別紙）　目録
日本精鉱株式会社株式二百株一百株券二枚
記号番号　い三〇一五号、い四二一号
最終株主　喜多ハマ、松井康治
株券額面　金五千円也、計一万円也
一株の払込金額　金五十円也
発行者　日本精鉱株式会社
発行年月日　昭和二十四年五月二十五日
最終株式所持人　白川隆夫

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十二月十五日開催の臨時株主総会の決議により同年十二月二十五日解散致しましたので、当会社に対し債権を有せられる方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し前期間内に御申出のなきときは清算より除外致します。
昭和二十七年二月二十日
名古屋市中区岩井通五丁目三十番地　株式会社織維会館
代表清算人　松居　修造

会社その他の公告

第7543号

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十一月二十七日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除却せられる。

昭和二十七年二月一日
神戸市兵庫区今出在家町三丁目六十番地の二
有限会社武元工作所
代表取締役　武元　晋

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年二月十六日社員総会の決議で解散したので当会社に対し債権のある方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し此の期間内に御申出のないときは清算から除斥せられます。

昭和二十七年二月二十八日
神戸市葺合区琴緒町二丁目七番地
有限会社丸二商会
京都市上京区大宮薬師山西町六番地
清算人　山村治郎吉

解散公告（第二回）

当社は昭和二十六年十一月十日の臨時社員総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年二月二十八日
東京都新宿区淀橋町六四四番地
有限会社チヤリ社
清算人　岡本　勝

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十七年一月二十八日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月一日
名古屋市中川区運河通四丁目六十三番地
愛知琺瑯株式会社
名古屋市中村区笹島町一丁目二二一の二　トヨタ会館内
愛知琺瑯株式会社清算事務所
清算人　櫛田　通雄

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年二月十日の株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥します。

昭和二十七年三月一日
名古屋市中区東袋町二丁目十番地
水谷商事株式会社
清算人　水谷喜子男

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十二月十日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月一日
名古屋市中区竪三蔵町三丁目二十一番地
中部教科用図書販売株式会社
清算人　森脇　悟

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十二月三十日の臨時株主総会の決議をもつて解散したので当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日より二箇月以内に申出でられたい。若し右期間内に申出がないときは清算より除斥せられる。

昭和二十七年一月二十五日
小野田市大字小野田六二五九の一
株式会社小野田マーケット
清算人　佐藤嘉一郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年二月十日社員総会の決議で解散したので当会社に対し債権のある方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し此の期間内に御申出のないときは清算から除斥せられます。

昭和二十七年二月二十八日
神戸市葺合区琴緒町二丁目七番地
有限会社丸二商会
京都市上京区大宮薬師山西町六番地
清算人　山村治郎吉

法令全書

昭和27年1月号

主要内容

政令　繭糸価格安定審議会令
條約　国際労働機関憲章
省令　輸入申告書の様式を定める省令　中小企業等協同組合法による倉荷証券発行許可等に関する省令　国民体育館規程　道路運送調査規則

600頁　定価500円　送料65円

本書は官報にて公布、または公示された総ての法律、政令、條約、府・省・本部令、規則、訓令、通達、公示等を種類毎に整然と配列して一月毎にまとめたもので、また八十年の歴史的継続事業の一貫をなしており、この種の刊行物のうち最も正確と権威を誇る法令書です。

申込所　全国各地の官報販売所・主要書店
印刷庁内直売代理部牛込局区内(振)東京22013

刊行　印刷庁
編集　発行
月刊　B5判

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十二月十日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月一日
名古屋市中区竪三蔵町三丁目二十一番地
中部教科用図書販売株式会社
清算人　森脇　悟

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十二月三十日の臨時株主総会の決議をもつて解散したので当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日より二箇月以内に申出でられたい。若し右期間内に申出がないときは清算より除斥せられる。

昭和二十七年一月二十五日
小野田市大字小野田六二五九の一
株式会社小野田マーケット
清算人　佐藤嘉一郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年二月十日の株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥します。

昭和二十七年三月一日
東京都中央区銀座六丁目四番地
銀六商事株式会社
代表清算人　小林　久吉

第十四期貸借対照表

昭和二十六年十二月三十一日現在

資産の部

出資金有価証券	三三九、〇七〇・六八
什器	三、三四五・二一
商品	三三三、一〇九・〇〇
売掛金	五、一四一、四四〇・八二
受取手形	四、一五〇、〇八一・四四
預金	三七二、五二六・四八
現金	一〇、三三八、五七三・六三
計	

負債の部

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	三四八、九七四・〇八
買掛金	三、八五四、三二八・三六
未払金	一、〇六六、九八四・三三
前期繰越金	三九、五五七・四九
当期利益金	四、〇二八、七二九・三七
計	一〇、三三八、五七三・六三

株式会社丸特商店

第十八期決算公告

（昭和二十六年十二月三十一日現在）

貸借対照表

（借方の部）

現金預金	一八、一七四、三〇九・七〇
売掛金	二三、四四四、〇七三・六〇
受取手形	四六、三六五、四二七・八〇
前渡金	六、〇八六、九二四・二〇
商品	一九、三六三、九三七・八一
貸付金	一、一〇五、四八三・〇〇
仮払金	八〇五、五〇〇・〇〇
未収入金	一、九一五、八八五・〇〇
有価証券	一三、三五五・八七
保証金	四、五〇九、九四七・一九
前払金	二二、七八四、八四四・一七
固定資産	一、〇〇〇・〇〇
合計	一四九、〇七一・二一

（貸方の部）

買掛金	一五、三九四・〇〇
支払手形	二〇、〇四八・〇〇
借入金	七、二五〇・〇〇
預り金	三〇九、一四一・三四
未払税金	一四、二〇〇・五〇
資本金	二三、七四四・〇〇
利益準備金	三五四、八七三・八〇
別途積立金	一、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一五、七六五・二六
貸倒準備金	四五、七〇九・九九
前期繰越金	九五九、六五三・一〇
当期利益金	一五、〇〇〇・〇〇
計	一五、〇〇〇・〇〇
	五一、八〇〇・〇〇
	一三、八四五・〇〇
	二九、七三五・〇〇
	三三四、二七三・一〇
	九五九、六五三・一〇

第三期末貸借対照表

昭和二十六年十二月三十一日

資産の部

土地	三、三四四、七七〇・〇〇
建物	五五五、二八八・四〇
掛金	八一、三四一・五〇
仮拂金	一、〇〇二、一三七・〇〇
棚卸商品	二三、一〇三・三二
預金	二一〇、二〇九・五五
現金	五、二三五、八四九・七七
合計	

負債の部

資本金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	四二、〇〇〇・〇〇
任意積立金	五〇、〇〇〇・〇〇
借入金	二、〇八〇、〇〇〇・〇〇
未拂金	一三〇、〇七九・〇〇
仮受金	一四、一八六・〇〇
前期繰越金	二三、二七七・〇八
当期利益金	八八六、三〇七・六九
計	五、二三五、八四九・七七

札幌市北三條西二丁目十番地
北酒共栄株式会社

第五回決算公告

（昭和二十六年十二月三十一日現在）

貸借対照表

（借方の部）

機具什器	一四、四五五・〇〇
工具器具物品	五、三九四・〇〇
建物	二〇、〇四八・〇〇
商品	七、二五〇・〇〇
工事用資材	三〇九、一四一・三四
仮拂金	一四、二〇〇・五〇
未収入金	二三、七四四・〇〇
仮勘定	三五四、八七三・八〇
出資金	一、〇〇〇・〇〇
当座預金	一四九、〇七一・二一
現金	一五、七六五・二六
前期繰越損金	四五、七〇九・九九
合計	九五九、六五三・一〇

（貸方の部）

資本金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	一五、〇〇〇・〇〇
配当引当積立金	五一、八〇〇・〇〇
前受金	一三、八四五・〇〇
未拂金	二九、七三五・〇〇
買掛金	三三四、二七三・一〇
当期利益金	九五九、六五三・一〇
合計	

昭和二十七年三月
京都市中京区御幸町通六角南入
株式会社オリヂナル商会

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　二月二十七日付衆会十五号二四頁●同二十八日付参会第十七号八頁
●同二十九日付第十二号四〇頁●三月一日付物価第六号四頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁　電話九段(33)三一一一番
振替東京一九〇〇〇　官報課

昭27. 3. 1.

官報

省令

◉通商産業省令第十七号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四章第一節の規定に基き、および同節の規定を実施するため、計量器検定規則を次のように制定する。

昭和二十七年三月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

計量器検定規則

目次

第一章　総則（第一條―第三十三條）
第二章　長さ計
第一節　構造
第一款　通則（第三十四條―第三十八條）
第二款　一般長さ計（第三十九條―第八十一條）
第三款　タキシーメーター（第八十二條―第九十一條）
第四款　布はく用回転尺（第九十二條―第九十七條）
第二節　検定方法
第一款　通則（第九十八條―第百條）
第二款　一般長さ計（第百一條―第百二十條）
第三款　タキシーメーター（第百二十一條―第百二十二條）
第四款　布はく用回転尺（第百二十三條―第百二十六條）
第三節　長さ計原型検査（第百二十七條―第百四十六條）
第三章　はかり
第一節　構造
第一款　通則（第百四十七條―第二百三十五條）
第二款　天びん（第二百三十六條―第二百五十四條）
第三款　棒はかり（第二百五十五條―第二百五十九條）
第四款　懸垂はかり、皿はかりおよび台はかり（第二百六十條―第二百六十七條）
第五款　分銅およびおもり（第二百六十八條―第二百八十二條）
第二節　検定方法
第一款　通則（第二百八十三條―第二百九十九條）
第二款　天びん（第三百條―第三百七條）
第三款　棒はかり（第三百八條・第三百九條）
第四款　懸垂はかり、皿はかりおよび台はかり（第三百十條―第三百十八條）
第五款　分銅およびおもり（第三百十九條―第三百二十二條）
第三節　制濕装置検査（第三百二十三條―第三百二十六條）
第四章　濕度計
第一節　構造
第一款　通則（第三百二十七條―第三百三十九條）
第二款　ガラス製濕度計（第三百四十條―第三百五十七條）
第三款　アネロイド型濕度計およびバイメタル式濕度計（第三百五十八條―第三百六十三條）
第二節　検定方法
第一款　通則（第三百六十四條―第三百七十五條）
第二款　ガラス製濕度計（第三百七十六條―第三百八十六條）
第三款　アネロイド型濕度計およびバイメタル式濕度計（第三百八十七條―第三百九十四條）
第四款　血圧計（第三百九十五條―第四百十四條）
第三節　水道メーター
第一款　構造（第四百十五條―第四百二十一條）
第二款　検定方法（第四百二十二條―第四百三十三條）
第四節　ガスメーター
第一款　構造（第四百三十四條―第四百四十一條）
第二款　検定方法（第四百四十二條―第四百五十三條）
第五節　積算式ガソリン量器
第一款　構造（第四百五十四條―第四百六十一條）
第二款　検定方法（第四百六十二條―第四百七十三條）
第六節　オイルメーター
第一款　構造（第四百七十四條―第四百八十八條）
第二款　検定方法（第四百八十九條―第五百四十四條）
第七節　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリー
第一款　構造（第五百四十五條―第五百五十四條）
第二款　検定方法（第五百五十五條―第五百六十四條）
第八節　ガスビュレット
第一款　構造（第五百六十五條―第五百七十三條）
第二款　検定方法（第五百七十四條―第五百八十三條）
第九節　肺活量計
第一款　構造（第五百八十四條―第五百九十三條）
第二款　検定方法（第五百九十四條―第六百三條）
第七章　圧力計
第一節　構造
第一款　通則（第六百四條―第六百十五條）
第二款　指示圧力計および自記圧力計（第六百十六條―第六百三十四條）
第三款　分銅式標準圧力計（第六百三十五條―第六百四十四條）
第四款　血圧計（第六百四十五條―第六百五十四條）
第二節　検定方法
第一款　通則（第六百五十五條―第六百七十四條）
第二款　指示圧力計および自記圧力計（第六百七十五條―第六百九十四條）
第三款　分銅式標準圧力計（第六百九十五條―第七百十四條）
第四款　血圧計（第七百十五條―第七百二十四條）
第八章　密度計
第一節　構造（第七百二十五條―第七百三十四條）
第二節　検定方法（第七百三十五條―第七百四十四條）
第九章　濃度計
第一節　構造（第七百四十五條―第七百五十四條）
第二節　検定方法（第七百五十五條―第七百六十四條）
第十章　繊度計
第一節　検尺器
第一款　構造（第七百六十五條―第七百七十四條）
第二款　検定方法（第七百七十五條―第七百八十四條）
第二節　検位衡および繊度分銅
第一款　構造（第七百八十五條―第七百九十二條）
第二款　検定方法（第七百九十三條―第八百三條）
第十一章　粒度計
第一節　構造（第八百四條―第八百十四條）
第二節　検定方法（第八百十五條―第八百二十六條）
第十二章　湿度計
第一節　構造（第八百二十七條―第八百三十七條）
第二節　検定方法（第八百三十八條―第八百四十三條）
第十三章　比重計
第一節　構造
第一款　通則（第八百四十四條―第八百五十七條）

毎日文庫
明治二十五年第三種郵便物認可

号外

昭27. 3. 1.

3　ガラス管検査を受けようとする者は、前項の申請書を提出すると同時に、その工場から製造されたガラス管であつて、長さ二〇センチメートルのものを通商産業省に設置する検定所に提出しなければならない。

第十六條　通商産業大臣は、前條第三項の規定により提出されたガラス管につきガラス管検査を行つた場合において、そのガラス管が合格したときは、その旨を申請者に通知し、かつ、その者の氏名または名称および工場の名称を公示する。

第十七條　ガラス管検査に合格した者が合格した工場において合格の日から一年以内に製造する水銀温度計のガラス管は、第十八條第一項の通商産業大臣が行う部品検査を受けてこれに合格したものとする。

（温度計検査）

第十八條　法第九十條第一項第二号のぼね式指示はかりの制温装置の部品検査（以下「制温装置検査」という。）は、制温装置付のぼね式指示はかりを製造する工場または事業場ごとに、ぼね式はかりの製造事業者の申請により行う。

2　制温装置検査を受けようとする者は、様式第八による申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3　制温装置検査を受けようとする者は、前項の申請書を提出すると同時に、制温装置一個およびそれと同一の形状および材質の制温装置を取り付けたぼね式指示はかり（その者が製造したものに限る。）一個に、そのぼね式指示はかりの設計図を添えて、通商産業省に設置する検定所に提出しなければならない。

第十九條　通商産業大臣は、前條第三項の規定により提出された制温装置および制温装置付のぼね式指示はかりにつき制温装置検査を行つた場合において、その制温装置が合格したときは、その旨を申請者に通知し、かつ、その者の氏名または名称、工場または事業場の名称および制温装置の種類を公示する。

第二十條　制温装置検査に合格した者が合格した工場または事業場において合格の日から三年以内に製造するぼね式指示はかりの制温装置は、第九十條第一項の通商産業大臣が行う部品検査を受けてこれに合格したものとする。

（長さ計原型検査）

第二十一條　法第九十一條第一項の規定による長さ計の原型の原型検査（以下「長さ計原型検査」という。）は、長さ計の製造事業者の申請により、法第八十六條および法第八十七條第一項本文の規定によりその長さ計の原型により複製する長さ計の検定を行うべき通商産業大臣または都道府県知事が行う。

2　長さ計原型検査を受けようとする者は、様式第九による申請書を前項の規定により長さ計原型検査を行う通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

第二十二條　長さ計原型検査の実施の場所は、通商産業省または都道府県に設置する検定所とする。ただし、長さ計の原型の運搬が著しく困難である場合において、通商産業大臣または都道府県知事が定めるときは、その指定する場所とする。

第二十三條　長さ計原型検査に合格した長さ計の原型には、左の表の形状および種類の原型検査証印を附する。

形状	種類
（原）	写真原板用すり附印
	印刷原板用押印

2　前項の原型検査証印を附するときは、原型検査証印に近接して、その長さ計原型検査を行つた年月を表示する数字を、左の様式のいずれかにより、附するものとする。

27　（上の数字は年、下の数字は月を表わす。）

27.3　（左の数字は年、右の数字は月を表わす。）

第二十四條　長さ計原型検査の有効期間は、原型検査証印を附した月の翌月一日から起算して一年とする。

第二十五條　第九條から第十三條までの規定は、長さ計原型検査に準用する。

（検定証印）

第二十六條　法第九十三條第一項の検定証印の形状および種類は、計量器の種類に応じ、左の表の通りとする。

計量器	検定証印	
	形状	種類
長さ計 はかり 温度計 面積計 （計量筒式ガソリン量器を除く。） 目盛付タンク 目盛付タンカー 目盛付タンクローリー	〒	一二ミリメートル平方 一八ミリメートル平方 二四ミリメートル平方 三六ミリメートル平方
圧力計 密度計 濃度計 乾湿球湿度計 比重計	打込印、押印、すり附印または腐しよく印	打込印、押印およびすり附印
計量筒式ガソリン量器 （計量筒式ガソリン量器を除く。） オイルメーター 目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリー ガスメーター 水道メーター 積算式ガソリン量器 化学用体積計 ガスビュレット 肺活量計 圧力計 密度計 濃度計 粒度計 乾湿球湿度計 比重計	打込印、押印、すり附印または腐しよく印 打込印、押印またはすり附印 打込印、押印またはすり附印 打込印、すり附印または焼印 打込印、押印またはすり附印 すり附印 打込印、押印またはすり附印 打込印、押印またはすり附印 打込印またはすり附印 すり附印 打込印、押印またはすり附印 すり附印 打込印またはすり附印 打込印またはすり附印 打込印またはすり附印 打込印またはすり附印	三ミリメートル平方 六ミリメートル平方 一二ミリメートル平方 二四ミリメートル平方

2　左の表の上欄に掲げる計量器には、同表の下欄に掲げる検定証印を附するものとする。

（検定証印を附する部分）

第二十七條　検定証印を附する計量器の部分は、左の通りとする。

一　長さ計については、左の部分

イ　巻尺および回転尺以外の長さ計については、目盛の一端（繊維製のものにあつては、零点に近接した繊維の部分）および一部分が分離することができる構造のものについては、その分離する部分の中央

ロ　巻尺については、零点に近接した部分（繊維製のものにあつては、零点に近接した繊維の部分）

第二款　浮ひよう型液体比重計および比重用アレオピクノメーター（第千六十八條―第千八十八條）
第三款　比重天びん（第千八十九條―第千百四條）
第二節　検定方法
第一款　通則（第千百五條・第千百六條）
第二款　浮ひよう型液体比重計および比重用アレオピクノメーター（第千百七條―第千百十七條）
第三款　比重天びん（第千百十八條―第千百二十四條）
附則
第一章　総則

（定義）

第一條　この省令において「目盛線」とは、一定の量を表わすために計量器および自記計量器の記録紙に附される線状、点状その他の形状の標識（和尺およびスタジヤ尺であつて、一定の量を交互に異つた色で表わすものについては、それらの色の境界線）をいい、「目盛線の太さ」とは、目盛線の一定の量を表わす部分の幅をいい、「目盛線の中心線」とは、目盛線の一定の量を表わす部分の中心線（目盛線が点状のときは中心、目盛線の太さがないときは目盛線、目盛線が指針の指示により量を表わす計量器に附されているときは指針の先端が移動する線と中心線またはその延長との交点）をいう。

2　この省令において「目盛間の長さ」とは、一の目盛線の中心線からこれに隣接する目盛線の中心線までの長さをいい、「目盛間隔」とは、目盛間の長さからその隣接する目盛線のそれぞれの目盛線の太さの和の二分の一を減じた長さをいう。

（土地、工作物に取り付ける計量器）

第二條　計量法（昭和二十六年法律第二百七号。以下「法」という。）第八十七條第一項但書第一号の土地または建物その他の工作物に取り付けて使用すべき計量器であつて、通商産業省令で定めるものは、左の通りとする。

一　左に掲げるはかり

イ　起重機用のはかり

ロ　コンベヤー用の自動はかり（構造上コンベヤーとはかりとが一体となつているコンベヤー用の自動はかりであつて、その移動が可能であり、かつ、移動によつて機能に変化を生じない構造のものを除く。）

ハ　懸垂はかり、皿はかりおよび台はかりであつて、その第一こ、第二こまたは第三この支点受台が土地または建物その他の工作物に対して垂直な方向以外の方向の力によつて支えられるもの

ニ　体積計（積算体積計を除く。）であつて、軌条の上を走行する車台に取り付けられるものおよび全量が一、〇〇〇リットル以上のもの

第三條　法第八十七條第二項の規定により同條第一項但書第一号に規定する計量器の検定を受けようとする旨の届出をしようとする者は、様式第一による届書をその計量器の製造、修理または輸入の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（使用地検定許可）

第四條　法第八十七條第二項但書第二号の許可を受けようとする者は、様式第二による申請書を計量器の製造、修理または輸入の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の申請書を受理した場合において、その申請に係る計量器の譲渡、貸渡または引渡の相手方が定まつていると認めて許可をしたときは、申請者に様式第三による許可書を交付したければならない。

（災害）

第五條　通商産業大臣または都道府県知事は、災害により検定所において検定をすることができなくなつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。その後において、検定をすることができるようになつたときも、同様とする。

（所在場所検定の許可）

第六條　法第八十八條但書第三号の許可を受けようとする者は、様式第四による申請書を通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

2　通商産業大臣または都道府県知事は、前項の申請書を受理した場合において、その申請が左の各号の一に該当すると認めるときは、許可をしなければならない。

一　計量器の構造がぼう大であるため、運搬が著しく困難なとき。

二　計量器（第二條に規定する計量器を除く。）が土地または建物その他の工作物に取り付けられているとき。

三　計量器がその性質上運搬をすることにより破損し、または精度がおちるおそれがあるものであるとき。

四　計量器の数が多い場合その他の場合であつて、その所在の場所で検定を行つても検定の事務に支障がないとき。

（希望検定期日の届出）

第七條　法第八十八條但書の規定により検定所以外の場所で計量器の検定を受けようとする者は、検定の申請をする日の一〇日前までに、検定を受けることを希望する期日をその計量器の検定を行う通商産業大臣または都道府県知事に届け出なければならない。

（検定の申請書）

第八條　計量器の検定を受けようとする者は、様式第五による申請書をその計量器の検定を行う通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

2　法第八十八條但書の規定により検定所以外の場所で計量器の検定を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、様式第六による申請書をその計量器の検定を行う通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

3　法第八十七條第一項但書第二号の規定により計量器を使用し、または販売する場所を管轄する都道府県知事が行う検定を受けようとする者は、前二項の申請書を提出するときは、その申請書に第四條第二項の許可書を添えなければならない。

第九條　通商産業大臣または都道府県知事は、前條第二項の申請書を受理したときは、検定を行う期日を、あらかじめ、その申請者に通知するものとする。

（出張検定の旅費等）

第十條　法第八十八條但書の規定により検定所以外の場所で計量器の検定を受ける者は、通商産業大臣の行う検定にあつては国に、都道府県知事の行う検定にあつてはその都道府県に、その検定を行うに要する職員の旅費その他の費用に相当する金額を納付しなければならない。

（計量器の提出）

第十一條　計量器の検定を受けようとする者は、法第八十八條但書の規定により検定所以外の場所で検定を受けるときを除き、第八條第一項の申請書を提出すると同時に、その計量器を通商産業省または都道府県に設置する検定所に提出しなければならない。

（検定を受ける計量器）

第十二條　計量器の検定の申請をした者は、検定を受けるときは、その計量器を直ちに検定を行うことができる状態にしておかなければならない。

2　検定を受けるため提出された計量器については、やむを得ない事由があると認められるときの外、修理、加工その他の行為によりその現状を変更してはならない。

（検定の実施）

第十三條　検定において、必要があると認めるときは、計量器を分解し、または計量器に使用されている部品もしくは材料と同一の形状もしくは材質を有する部品もしくは材料の提出を求めて、検査をすることができる。

第十四條　二段以上の目盛がある計量器の検定においては、各段の目盛について検査をし、そのうち一段の目盛が不合格となつたときは、その計量器は、不合格とする。

2　二以上の計量器が一体となつている器具、機械または装置にあつては、検定においてそのうち一の計量器が不合格となつたときは、他の計量器も不合格とする。

（ガラス管検査）

第十五條　法第九十條第一項第一号の水銀温度計のガラス管の部品検査（以下「ガラス管検査」という。）は、水銀温度計のガラス管に用いるガラスの材質につき、そのガラスを製造する工場ごとに、ガラスの製造業者の申請により行う。

2　ガラス管検査を受けようとする者は、様式第七による申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

号外

昭27. 3. 1.

ハ　機械的表示タキシーメーター以外の回転尺については、目盛板または検定証印を附するために目盛板に緊着した物体

ニ　機械的表示タキシーメーターについては、外箱の正面および裏面ならびに自動車に装置した機械的表示タキシーメーターについては、外箱とたわみ軸おおいとの接合部または検定証印を附するためにその接合部に緊着した物体

二　はかりについては、左の部分

イ　天びんについては、左の部分

(1)　普通天びんおよび精密天びんについては、さおの中央部および箱等の容器にひょう量が表記してあるものについては、ひょう量が表記してある部分

(2)　極微天びんについては、支柱の正面または台の上面およびに箱等の容器にひょう量が表記してあるものについては、ひょう量が表記してある部分

ロ　棒はかりについては、左の部分

(1)　骨製、象牙製、黒たん製または紫たん製の棒はかりについては、頭金具

(2)　黒たんおよび紫たん製以外の木製の棒はかりについては、さおの両端（鋳鉄製の頭金具を附してあるものにあつては、その頭金具に接する木の部分および他の一端）

(3)　骨製、象牙製および木製の棒はかり以外の棒はかりについては、零点の目盛のかたわらまたはさおの末端

ハ　懸垂はかり、皿はかりまたは台はかりについては、左の部分

(1)　目盛さおの末端または目盛板

(2)　目盛さおおよび目盛板以外の部分にひょう量が表記してあるものについては、ひょう量が表記してある部分

(3)　増おもり台、比例ねじの緊着部および休みどめ手の中央部

(4)　質量を表わす目盛のないものについては、さおの中央部

(5)　感量がひょう量の一、〇〇〇分の一以下のものについては、支柱の正面

(6)　コットランドのあるコンペヤー用の自動はかりについては、コットランド

ニ　ばね式手動はかりについては、目盛さおの末端または目盛板

ホ　分銅については、任意の箇所

ヘ　おもりについては、上面または側面

ト　欠損した部分を接合したはかりについては、接合部分

三　温度計については、左の部分

イ　ガラス製温度計については、左の部分

(1)　板附のガラス製温度計および体温計以外のガラス製温度計については、目盛面の上部またはその裏面および浸線のあるものについては、浸線の部分

(2)　板附のガラス製温度計については、目盛板とガラス管とが緊着しており、かつ、ガラス管に検定証印を附し難いものについては、目盛板の上部、その他のものについては、目盛板の上部およびガラス管の上部

(3)　体温計については、その裏面または側面

ロ　アネロイド型温度計については、指示部もしくは記録部と導管との接合部分または検定証印を附するために接合部分に緊着した物体

ハ　バイメタル式温度計については、バイメタルを取り付けた基盤または検定証印を附するために基盤に緊着した物体

四　体積計については、左の部分

イ　ますについては、左の部分

(1)　斗概および計量筒式ガソリン量器以外のますについては、全量を表記した部分および注口が定体積装置になつているものについては、その注口

(2)　斗概については、いずれか一の端面

(3)　計量筒式ガソリン量器については、計量筒、規制子およびその取付部分ならびに表示器のあるものについては、表示器

ロ　化学用体積計については、左の部分

(1)　乳脂計および血球計ビベット以外の化学用体積計については、目盛の総数の表記がある部分およびコック付のビュレットについては、コックのつまみ

(2)　全乳用ゲルベル乳脂計については、先端の部分

(3)　全乳用バブコック乳脂計およびクリーム用バブコック乳脂計については、任意の箇所

(4)　血球計ビベットについては、球部

ハ　積算体積計については、左の部分

(1)　乾式ガスメーターについては、上板の接合部分および前金ガスメーターについては、前金払装置の接合部分

(2)　湿式ガスメーターについては、前板

(3)　水道メーターについては、外箱の上部（副管付水道メーターにあつては、各メーターの外箱の上部）

(4)　積算式ガソリン量器については、表示器の任意の箇所および器差調整装置の部分

(5)　オイルメーターについては、外箱の上部

ニ　目盛付タンクについては、左の部分

(1)　タンクの全量の表記がある部分

(2)　量器用尺付タンクについては、量器用尺の目盛の一端

(3)　ゲージグラス付タンクについては、ゲージグラスの目盛の一端

(4)　浮子式目盛付タンクについては、指示機構の部分

(5)　すき尺付目盛付タンクについては、すき尺表

ホ　目盛付タンカーについては、左の部分

(1)　タンカーの全量の表記がある部分

(2)　量器用尺付タンカーについては、量器用尺の目盛の一端

(3)　すき尺付目盛付タンカーについては、すき尺表

ヘ　目盛付タンクローリーについては、左の部分

(1)　タンクローリーの全量の表記がある部分

(2)　量器用尺付タンクローリーについては、量器用尺の目盛の一端

(3)　ゲージグラス付タンクローリーについては、ゲージグラスの目盛の一端

(4)　すき尺付目盛付タンクローリーについては、すき尺表

ト　全量の表記がある部分およびコック付のものについては、コックのつまみ

チ　回転式肺活量計については、水そうの外わく

リ　垂直式肺活量計については、タンク

五　圧力計については、左の部分

イ　指示圧力計については、圧力の導入口もしくは目盛板または検定証印を附するために圧力の導入口に緊着した物体

ロ　自記圧力計については、圧力の導入口または検定証印を附するために圧力の導入口に緊着した物体

ハ　分銅式標準圧力計については、機体、分銅、ラムおよびシリンダー

ニ　血圧計については、左の部分

(1)　アネロイド型血圧計については、圧力の導入口もしくは目盛板または検定証印を附するために圧力の導入口に緊着した物体

(2)　水銀式血圧計については、目盛板およびガラス管の上部ならびに水銀タンクまたは検定証印を附するために水銀タンクに緊着した物体

六　密度計については、胸部または目盛面の上部

七　濃度計については、胸部または目盛面の上部

八　繊度計については、左の部分

イ　検尺器については、糸わくの糸受の部分および回転器の目盛板

ロ　検位衡については、目盛面（天びん型検位衡にあつては、さおの中央部）

ハ　繊度分銅については、任意の箇所

九　粒度計については、ふるいの目の開きの表記のある部分

十　乾湿球湿度計については、乾球および湿球のガラス管の上部またはその裏面ならびに目盛板が取り付けられているものについては、その目盛板の上部

十一　比重計については、左の部分

イ　浮ひょう型比重計については、胸部または目盛面の上部

ロ　比重天びんについては、浮子および目盛さおの目盛の一端

十二　前各号に掲げる計量器であつて、精度の表記があるものについては、その精度の表記がある部分

2　前項に掲げる計量器に二段以上の目盛があるときは、その各段の目盛につき前項の部分に検定証印を附するものとする。ただし、検定証印を附する余地がないとき、その他止むを得ない事由があるときは、この限りでない。

（検定証印を附し難い計量器）

第二十八條　法第九十三條第一項但書の構造上検定証印を附し難い計量器であつて、通商産業省令で定めるものは、左の通りとする。

一　左に掲げる分銅およびおもり

イ　ライダーおよび質量が五〇〇ミリグラム以下の線状分銅

ロ　石製またはガラス製の分銅

二　石製またはガラス製の繊度分銅

三　左に掲げる計量器であつて、すでに検定証印または比較検査証印が附されているもの

イ　増おもりを使用するはかりの増おもり台

ロ　板状分銅

ハ　おもり

ニ　増おもり

ホ　質量が五グラム以下の線状分銅

ヘ　板状繊度分銅

（有効期間の表示）

第二十九條　法第九十三條第二項の規定による検定の有効期間の満了の日の表示は、検定証印の横または下（検定証印を附するために計量器に緊着した物体にあつては、検定証印を附した面の裏面）に、計量器の種類に応じ、それぞれ左の表の様式により附するものとする。

計量器	表示の様式		備考
タキシーメーター	27 3 27.3		様式において、上または左の数字は年を、下または右の数字は月を表わすものとする。
ガスメーター	27.3		
水道メーター	(27 3)		
ガソリン量器	27 3	27.3	

（検定年を附する計量器）

第三十條　法第九十三條第三項の通商産業省令で定める計量器は、左の通りとする。

一　左に掲げる温度計

イ　水銀温度計（体温計以外の水銀温度計であつて、一目盛の値が〇・五度をこえるものを除く。）

ロ　アネロイド型温度計

ハ　バイメタル式温度計

二　水銀乾湿球湿度計（乾球および湿球の温度を表わす一目盛の値が〇・五度をこえるものを除く。）

2　法第九十三條第三項の検定を行つた年を表示する数字は、水銀温度計および水銀乾湿球湿度計については、検定証印の附近にすり附印により、アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計については、検定証印の下または検定証印を附するために緊着した物体の検定証印のある面の裏面に押印により附するものとする。

（検定不合格票）

第三十一條　法第九十五條の規定による不合格の理由の通知は、様式第十による不合格票によつてするものとする。

（消印）

第三十二條　法第九十六條第一項の規定により、比較検査成績書の記載に附する消印は、一〇センチメートル平方の大きさの左の形状のものとする。

消

2　法第九十六條第一項の規定により、比較検査成績書の記載に附する消印は、第一項の消印に準用する。この場合において、「腐しよく印」とあるのは、「押印」と読み替えるものとする。

（精度の表記）

第三十三條　計量器に精度の表記をするときは、その表記をする精度は、検定公差より小なる値でなければならない。

2　精度の表記は、計量器の見易い箇所に、特定の標識を用いて精度の表記である旨を明りょうにしてしなければならない。

第二章　長さ計

第一節　構造

第一款　通則

（この節の内容）

第三十四條　法第九十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、長さ計については、この節に定めるところによる。

（定義）

第三十五條　この章において「全長」とは、長さ計の目盛（目盛が二段以上ある長さ計にあつては、各段の目盛）が附してある部分の最大の長さをいう。ただし、左に掲げる長さは、それぞれの長さ計の全長に含まれないものとする。

一　巻尺における盛足し目盛であつて、五〇センチメートルをこえないものの表わす長さ

二　ノギス、曲尺用ノギス、ハイトゲージまたはデップスゲージにおける遊標の長さに相当する長さ

（表記等）

第三十六條　長さ計の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　長さ計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　長さ計の表記には、誤記があつてはならない。

第三十七條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした長さ計には、法第二十五條（法第四十六條において準用する場合を含む。以下同じ。）の記号および都道府県名を見易い箇所に表記しなければならない。

（附印部分）

第三十八條　長さ計は、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を、容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

第二款　一般長さ計

（表記）

第三十九條　布はく用回転尺および機械的表示タキシーメーター以外の長さ計（以下この章において「一般長さ計」という。）には、その全長を表記しなければならない。ただし、伸縮目盛がある長さ計については、この限りでない。

第四十條　伸縮目盛がある一般長さ計には、その目盛が表わす伸縮率を表記しなければならない。

第四十一條　前二條の規定による表記は、各目盛面の一端（巻尺にあつては、零点に近接した部分）にしなければならない。ただし、同一の法定計量単位による目盛が二段以上ある一般長さ計において、各段の全長（伸縮目盛がある一般長さ計にあつては、伸縮率）が同一であるときは、その表記は、その一般長さ計の一端の中央部の一箇所にすることを妨げない。

第四十二條　副尺がある一般長さ計には、その計ることができる最小の長さを表記しなければならない。

（目盛線）

第四十三條　一般長さ計（伸縮目盛がある長さ計およびヤードポンド法による長さ計を除く。）の一目盛の値は、法定計量単位の一倍、二倍、五倍、一〇倍、二〇倍、五〇倍、一〇〇倍、二〇〇倍または五〇〇倍の値

昭27. 3. 1.

第六十一條　金属製実目盛付角度直尺および金属製伸縮目盛付角度直尺は、その幅が一様でなければならない。

第六十二條　金属製実目盛付角度直尺および金属製伸縮目盛付角度直尺であつて、曲げて使用するものは、弦の長さが全長の一〇分の九（鋼製または不しゆう鋼製のものにあつては、四分の三）となるように弓形に曲げて放したときに、原状に復するものでなければならない。

（巻尺）

第六十三條　巻尺であつて金属片その他の物体を附着して目盛の標識とするものは、その標識に用いる物体が離脱しない方法により附着されていなければならない。

第六十四條　巻尺は、零点を表示したものでなければならない。ただし、手環の外側をもつて零点とするものについては、この限りでない。

2　巻尺の手環は、堅ろうに取り付けられていなければならない。

第六十五條　金属製巻尺であつて、鋼製のものは、巻き取つた後自然に伸ばしたときに、直線状になるものでなければならない。

2　金属製巻尺であつて、不しゆう鋼製のものおよび洋白製のものは、直径五〇センチメートルの半円形に曲げて放したときに、原状に復するものでなければならない。

3　竹製巻尺は、直径一メートルの半円形に曲げて放したときに、原状に復するものでなければならない。

第六十六條　鐵繊製巻尺の塗装面および目盛線は、第百九條の摩耗検査をしたときに、摩耗率が五〇パーセントをこえるものであつてはならない。

第六十七條　鐵繊製巻尺は、五メートルの長さの部分（全長が五メートル未満のものにあつては、全長）を空間に水平に張つたときに、角度一〇〇度以上ねじれるものであつてはならない。

第六十八條　鐵繊製巻尺は、常温の水中に一時間浸した後日陰において常温、常湿で乾燥したとき、または温度四〇度の恒温そうにおいて二時間乾燥した後取り出して常温、常湿において一時間放置したときに、検定公差に相当する長さ以上伸縮するものであつてはならない。

第六十九條　鐵繊製巻尺は、任意の一〇センチメートルの長さの部分につき、その幅および全長に応じ左の表に掲げる張力を加えたときに、切断するものまたは切断するおそれがあるものであつてはならない。

幅	全長	張力
一〇ミリメートル以下		一〇重量キログラム
一五ミリメートル以下		二〇重量キログラム
一五ミリメートルを五メートルこえるとき	五メートル以下	四〇重量キログラム
	五メートルをこえるとき	五〇重量キログラム

（畳尺）

第七十條　金属製畳尺および竹製畳尺であつて、曲げて使用するものは、弦の長さが全長の一〇分の九（鋼製または不しゆう鋼製のものにあつては、四分の三）となるように弓形に曲げて放したときに、原状に復するものでなければならない。

2　木製畳尺であつて、曲げて使用するものは、弦の長さが全長の四分の三となるように弓形に曲げて放したときに、原状に復するものでなければならない。

（れん尺）

第七十一條　れん尺は、一〇〇重量キログラムの張力を加えたときに、継環の継目の幅が変化するものであつてはならない。

第七十二條　第六十三條および第六十四條の規定は、れん尺に準用する。

（はさみ尺）

第七十三條　はさみ尺の副枝（遊標または測定子をいう。以下同じ。）のはめこみ部分は、ゆるみがなく、かつ、副枝が円滑にしゆう動するものでなければならない。

第七十四條　はさみ尺は、基点において本枝と副枝または副枝相互が接着しないものであつてはならない。

第七十五條　ノギス、衛車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージの各部分の接着部分は、間げきがあるものであつてはならない。

第七十六條　ノギス、衛車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージは、左に掲げる角度が直角でなければならない。この場合において、両測定面が平行なときに限り、角度〇・〇五ラジアン以内の誤差があることを妨げない。

一　ノギスおよび衛車用ノギスの本枝と副枝とがなす内角の角度

二　ハイトゲージの本枝と定面とがなす角度および本枝と副枝とがなす角度

三　デップスゲージの副枝の測定面と本枝の両外側面とがなす角度

第七十七條　ノギス、衛車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージは、鯨尺尺またはその補助計量単位による目盛を附したものであつてはならない。

第七十八條　木枝に零点があるノギス、衛車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージは、両測定面を接着させたとき（デップスゲージにあつては、木枝の底面と副枝の測定面とを一致させたとき）に、副尺（副枝であつて、目盛があるものをいう。以下同じ。）の零点が本枝の零点と一致し、かつ、木枝の零点と副尺の零点とを一致させたときに、副尺の他の端の目盛がそれに相当する長さを表わす本枝の目盛線と一致するものでなければならない。

第七十九條　ノギス、衛車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージ以外のはさみ尺の本枝と副枝とがなす角度は、直角でなければならない。この場合において、両測定面が平行なときに限り、角度〇・〇一ラジアン以内の誤差があることを妨げない。

第八十條　本枝に零点があるノギス、衛車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージ以外のはさみ尺は、両測定面を接着させたときに、副枝の指標が本枝の零点と一致するものでなければならない。

（精度の表記）

第八十一條　長さ計には、精度の表記がないものの検定公差の二分の一（ノギス、衛車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージ以外の金属製長さ計にあつては、精度の表記がないものの検定公差の二分の一または四分の一）の精度について、精度の表記をすることができる。

第三款　タキシーメーター

（表記）

第八十二條　機械的表示タキシーメーターには、その見易い箇所に、左の事項を表記しなければならない。

一　器物番号

二　基本乗車走行距離または基本乗車料金に相当する接続軸の回転数（以下「表記基本回転数」という。）およびその後の乗車走行距離またはその後の乗車料金に相当する接続軸の回転数（以下「表記後続回転数」という。）

三　待料金率

第八十三條　機械的表示タキシーメーターの乗車料金および乗車回数を表示する部分には、その旨を表記しなければならない。走行距離を表示する部分があるときは、その部分についても、同様とする。

（材質）

第八十四條　機械的表示タキシーメーターのラチエットギヤーならびにラチエットホイルおよびその爪に使用する金属は、硬度がショア五五度からショア六五度までの範囲内のものでなければならない。

（機構および作用）

第八十五條　機械的表示タキシーメーターは、震動により機構に支障を生ずるものであつてはならない。

第八十六條　機械的表示タキシーメーターの時計仕掛は、その持続時間が五時間以上のものでなければならない。

第八十七條　機械的表示タキシーメーターの待料金を表示する装置は、左の各号に適合するものでなければならない。

一　最初の待料金に相当する待時間については、最初の待料金に相当する待時間から真実の待時間を減じた時間を最初の待料金に相当する待時間で除した値が、負十分の一から正百分の五までの範囲内にあること。

二　最初の待料金に相当する待時間以後の待時間については、料金によつて表わされる待時間から真実の待時間を減じた時間を料金によつて表わされる待時間で除した値が、正負一〇〇分の五の範囲内にあること。

第八十八條　機械的表示タキシーメーターは、警数比ギヤーボックスによりスピードメーターたわみ軸の回転数を、機械的表示タキシーメーターの回転数の公差の範囲内で装記した

を示すものでなければならない。ただし、目盛線が表わす長さまたは一目盛の値を表記したときは、この限りでない。

第四十四條　一般長さ計の目盛線は、その目盛線の中心線によつて長さを示すように目盛られたものでなければならない。この場合において、その端面を目盛線の中心線とみなす。

第四十五條　一般長さ計の目盛線は、各目盛線の中心線が平行でなければならない。ただし、曲り尺については、この限りでない。

第四十六條　一般長さ計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一とし、主な目盛線には、その目盛線の表わす長さを表記しなければならない。

2　一般長さ計の主な目盛線に表記する標識は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第四十七條　一般長さ計の目盛線は、相互に対応する目盛間隔の差がその一目盛の値の四分の一（巻尺にあつては、二分の一）以下であるように目盛られたものでなければならない。

第四十八條　繊維製巻尺以外の縁目盛の長さ計の目盛線は、縁に達していなければならない。

2　繊維製巻尺の目盛線は、その縁に近い一端が縁から一・五ミリメートル（幅が一二ミリメートル未満の繊維製巻尺にあつては、一ミリメートル）以上離れていてはならない。

第四十九條　一般長さ計の目盛線は、直線部に目盛られたものにあつては、その直線に、曲線部に目盛られたものにあつては、その曲線と目盛線またはその延長との交点における接線に垂直でなければならない。この場合において、角度五度以内の誤差があることを妨げない。

種類	かたさ
鉄製または鉄合金製の実目盛付直線直尺、伸縮目盛付直線直尺、実目盛付曲り尺および伸縮目盛付曲り尺	ショア三〇度以上
非鉄金属製の実目盛付直線直尺、伸縮目盛付直線直尺、実目盛付曲り尺および伸縮目盛付曲り尺	ショア一五度以上
曲げて使用する実目盛付角度直尺および伸縮目盛付角度直尺	ショア四五度以上
曲げて使用しない実目盛付角度直尺および伸縮目盛付角度直尺	ショア三〇度以上
鋼製の巻尺	ショア四五度以上
不しゆう鋼製または洋白製の巻尺	ショア三〇度以上
鋼製または不しゆう鋼製の巻尺	ショア三五度以上
鋼製または不しゆう鋼製以外の巻尺	測定部分がショア五〇度以上
れん尺	測定部分がショア三五度以上
〇・〇五ミリメートル未満の副尺を附したノギス、衛車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージ	ショア三〇度以上
〇・〇五ミリメートル以上の副尺を附したノギス、衛車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージ	ショア三五度以上
鉄製または鉄合金製のはさみ尺	測定部分がショア五〇度以上
鉄製または鉄合金製以外のはさみ尺	測定部分がショア三五度以上

第五十一條　金属製の一般長さ計に使用する材料は、その種類に応じ、それぞれ左の表に掲げるかたさのものでなければならない。

第五十二條　一般長さ計の目盛線は、重線、抜線または折線となつているため使用上支障があるものであつてはならない。

（材質）

第五十三條　一般長さ計は、温度四〇度において二時間乾燥した後、一時間常温に放置したときに、左の条件に適合するものでなければならない。ただし、金属製の一般長さ計および繊維製巻尺については、この限りでない。

一　箱尺およびスタジヤ尺以外のものについては、目盛面を上にして平面に置いたときに、平面との間に全長の一〇〇分の一・五（箱尺および繊維製巻尺については、五〇分の一・五）以上の間げきがないこと。

二　箱尺およびスタジヤ尺については、その各片を目盛面を上にして平面に置いたときに、平面との間に各片の長さの一〇〇分の一・五以上の間げきがないこと。

三　緑目盛のものにあつては縁と、基準線のものにあつては基準線と、検定用直線直尺基準器の目盛がある部分とを接して並べたときに、検定用直線直尺基準器との間に全長（畳尺にあつては、各片の長さ）の二〇〇分の一・五（全長が五メートル以上のときは、任意の五メートル）以上の間げきがあつてはならない。

第五十四條　一般長さ計は、埋木または埋金の最も長い部分の長さがその一般長さ計の幅の五分の一以上あるものまたは埋木または埋金が目盛線、表記または標識にかかつてゐるため使用上支障があるものであつてはならない。

第五十五條　一般長さ計であつて、その一部が分離することができる構造のものは、分離する各部分に合番号を附さなければならない。

第五十六條　端目盛の一般長さ計の端目盛である端は、目盛線が直線部に目盛られたものにあつてはその直線に、曲線部に目盛られたものにあつてはその曲線とその端との交点においてはその曲線の接線に垂直でなければならない。この場合において、角度五度以内の誤差があることを妨げない。

2　特殊の用途に用いる端目盛の一般長さ計であつて、その旨を表記したものについては、前項の規定は、適用しない。

第五十七條　一般長さ計（巻尺、箱尺、スタジヤ尺およびれん尺を除く。）は、目盛面を上にして平面に置いたときに、平面との間に全長の一〇〇分の一（箱尺およびスタジヤ尺以外の畳尺にあつては、五〇分の一）以上の間げきがあつてはならない。

2　箱尺およびスタジヤ尺は、その各片を目盛面を上にして平面に置いたときに、平面との間に各片の長さの一〇〇分の一以上の間げきがあつてはならない。

第五十八條　一般長さ計であつて、温度零下五度から三五度まで以外の温度において使用するものは、その旨を表記しなければならない。

第五十九條　一般長さ計は、温度四〇度において二時間乾燥した後、一時間常温に放置したときに、左の条件に適合するものでなければならない。ただし、金属製の一般長さ計および繊維製巻尺については、この限りでない。

一　箱尺およびスタジヤ尺以外のものについては、目盛面を上にして平面に置いたときに、平面との間に全長の一〇〇分の一・五（箱尺およびスタジヤ尺以外の畳尺については、五〇分の一・五）以上の間げきがないこと。

二　箱尺およびスタジヤ尺については、その各片を目盛面を上にして平面に置いたときに、平面との間に各片の長さの一〇〇分の一・五以上の間げきがないこと。

三　緑目盛のものにあつては縁と、基準線のものにあつては基準線と、検定用直線直尺基準器の目盛がある部分とを接して並べたときに、検定用直線直尺基準器との間に全長（畳尺にあつては、各片の長さ）の二〇〇分の一・五（全長が五メートル以上のときは、任意の五メートル）以上の間げきがないこと。

四　その伸縮が検定公差に相当する長さをこえないこと。

（角度直尺）

第六十條　実目盛付角度直尺および伸縮目盛付角度直尺の各片がなす角度は、三〇度、四五度、六〇度または九〇度でなければならない。この場合において、角度〇・〇一ラジアン（金属製のものにあつては、〇・〇〇一ラジアン）以内の誤差があることを妨げない。

号外

接続軸の回転数に減ずることができるものでなければならない。

第八十九條　機械的表示タキシーメーターには、その見易い箇所に、乗車料金および乗車回数を表示する部分がなければならない。

第九十條　機械的表示タキシーメーターには、その見易い箇所に、空車、貸走または待時間の区別を明りように表示することができる適当な信号装置を附さなければならない。

第九十一條　機械的表示タキシーメーターであつて、累計の表示をすることができる構造のものまたは領収証を作成することができる構造のものは、走行距離および料金を正確に累計することができるものでなければならない。

2　機械的表示タキシーメーターであつて、領収証を作成することができる構造のものは、その領収証に、営業者名、車両番号、乗車の日附および乗車料金を明りように記録することができるものでなければならない。

第四款　布はく用回転尺

（表記）

第九十二條　布はく用回転尺には、その表わす長さの法定計量単位およびその略字を、目盛板または積算表示装置に表記しなければならない。

（指示機構）

第九十三條　指標がある布はく用回転尺は、その指標の指示部分の太さが、最も太い目盛線の太さより太くなく、かつ、最も細い目盛線の太さより細くないものでなければならない。

（機構および作用）

第九十四條　布はく用回転尺の零点復帰装置は、指標を正しく零点に復帰させることができる構造のものでなければならない。

2　布はく用回転尺の零点復帰装置は、その操作により、目盛付ローラーとはさみローラーとを開閉させ、かつ、垂下金属標を一定の位置に垂直に垂下させることができる構造のものでなければならない。

第九十五條　布はく用回転尺は、その積算作用が正確に行われるものでなければならない。

（精度の表記）

第九十六條　布はく用回転尺には、精度の表記がないものの検定公差の二分の一の精度について、精度の表記をすることができる。

（準用規定）

第九十七條　第四十四條、第四十六條および第五十八條の規定は、布はく用回転尺に準用する。

第二節　検定方法

第一款　通則

（この節の内容）

第九十八條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、長さ計については、この節に定めるところによる。

（検査の條件）

第九十九條　長さ計の検査は、この章で別に定める場合を除き、常温、常湿において行う。

（記号等の表示）

第百條　長さ計の記号、表記、標識および目盛線（腐しよくまたは彫刻により附したものを除く。）が第三十六條第一項に適合するかどうかの検査は、その部分を水に浸した白布で軽く五回摩擦することにより行い、その白布に色がついたときは、その長さ計は、同項の規定に適合しないものとする。

第二款　一般長さ計

（順序）

第百一條　一般長さ計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（材質）

第百二條　金属製の一般長さ計が第五十一條の規定に適合するかどうかの検査は、検定用基準金属材料用かたさ試験機を用いて行う。

第百三條　竹製の一般長さ計および本製の一般長さ計が第五十二條の規定に適合するかどうかの検査は、水分測定装置または水分測定器を用いて行う。

（機構）

第百四條　一般長さ計（金属製の一般長さ計および繊維製の一般長さ計を除く。）が第五十九條の規定に適合するかどうかの検査は、乾燥器を用いて行う。

（角度直尺）

第百五條　実目盛付角度直尺および伸縮目盛付角度直尺が第六十條の規定に適合するかどうかの検査ならびに金属製実目盛付角度直尺および金属製伸縮目盛付角度直尺が第六十一條の規定に適合するかどうかの検査は、検定用角度基準器を用いて行う。

第百六條　金属製実目盛付角度直尺および金属製伸縮目盛付角度直尺が第六十二條の規定に適合するかどうかの検査は、弾性検査器を用いて行う。

（巻尺）

第百七條　金属製巻尺が第六十五條の規定に適合するかどうかの検査は、弾性検査器を用いて行う。

第百八條　繊維製巻尺を金属製の定盤に水平に置き、その一部を断面が左の図の形状を有する定盤の縁を経てたらし、巻尺の定盤の上に置かれた部分に底面が一〇〇平方センチメートルの分銅であつて質量が五キログラム（巻尺の幅が一二ミリメートル以下であるときは、一・七キログラム）のものを、巻尺のたらした部分に質量が一〇キログラム（巻尺の幅が一二ミリメートル以下であるときは、三・四キログラム）の分銅を、それぞれつけ、五回繰り返し、一〇センチメートルの距離をずりおろして行う。

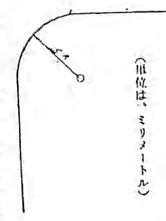

第百九條　繊維製巻尺が第六十九條の規定に適合するかどうかの検査は、通常、その巻尺の端の繊維製の部分一〇センチメートルを試験片として行う。

（畳尺）

第百十條　畳尺が第七十條の規定に適合するかどうかの検査は、弾性検査器を用いて行う。

（れん尺）

第百十一條　れん尺が第七十一條の規定に適合するかどうかの検査は、張力試験装置を用いて行う。

（はさみ尺）

第百十二條　はさみ尺が第七十三條の規定に適合するかどうかの検査は、副枝に二重量キログラム（金属製のはさみ尺のときは、五重量キログラム）以上の力を加えて行う。

第百十三條　はさみ尺が第七十六條または第七十九條の規定に適合するかどうかの検査は、検定用基準スコヤーを用いて行う。

（器差）

第百十四條　一般長さ計の長さ計の器差の検査に用いる基準器は、一般長さ計の種類に応じ、それぞれ左の表の通りとする。

種類	基準器
実目盛付直線直尺および伸縮目盛付直線直尺	検定用直線直尺基準器
実目盛付角度直尺および伸縮目盛付角度直尺	検定用直線直尺基準器
実目盛付曲り尺および伸縮目盛付曲り尺	検定用基準巻尺
巻尺およびれん尺	検定用巻尺基準器
畳尺（箱尺を除く。）	検定用直線直尺基準器
箱尺	検定用直線直尺基準器および検定用基準巻尺
ノギス、歯車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージ	検定用直線直尺基準器およびブロックゲージ
ノギス、歯車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージ以外のはさみ尺	検定用直線直尺基準器

第百十五條　一般長さ計の器差の検査においては、目盛線の表わす量は、目盛線の中心線が示すものとする。この場合において、環の継目が目盛線とみなされるれん尺にあつてはその継目の幅の中央を、端目盛の一般長さ計にあつてはその端面を、目盛線の中心線とみなす。

第百十六條　一般長さ計の器差の検査は、その全長および任意の目盛線を基点として任意の検査量をとつた箇所二箇所以上について行う。

2　副尺つきの一般長さ計については、前項の検査は、本尺および副尺につき各別に行う。

3　第一項の規定にかかわらず、巻尺の盛足し目盛については、器差の検査を行わない。

第百十七條　畳尺の器差の検査においては、前條第一項の任意の検査量をとるときは、そのうち一回は、継目の部分を含まなければならない。

2　箱尺の器差の検査は、各片ごとに行い、その箱尺の全長の器差は、各片の器差の和とする。

第百十八條　ノギス、歯車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージについては、第百十六條の検査の外、左に掲げる方法により、測定面の器差の検査を行う。

一　ノギスおよび歯車用ノギスの外側用両測定面間ならびにハイトゲージおよびデップスゲージの測定面間の器差の検査は、検定用基準ブロックゲージにより行う。

二　ノギスの内側用両測定面間の器差の検査は、検定用基準ブロックゲージにより行う。この場合において、表わす量が三〇センチメートルをこえるときは、表わす量に応ずる外側用両測定面間の器差に、三〇センチメートルの長さに応ずる内側用両測定面間の器差から外側用両測定面間の器差を減じた値を加えた値を、その表わす量に応ずる内側用両測定面間の器差とする。

第百十九條　一般長さ計の器差は、その表わす長さから実の長さを減じて算出するものとする。

（検査の省略）

第百二十條　繊維製巻尺が第六十八條の規定に適合するかどうかの検査および第百二條から第百十三條までの検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

第三款　タキシーメーター

（順序）

第百二十一條　機械的表示タキシーメーターの構造および器差の検査は、機械的表示タキシーメーターを自動車に装置しないで行う検査（以下「定置検査」という。）と機械的表示タキシーメーターを自動車に装置して行う検査（以下「走行検査」という。）とに分け、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　定置検査の順序

イ　記号、標識その他表記の検査

ロ　材質および機構の検査

ハ　器差の検査

二　走行検査の順序

イ　自動車のタイヤの内圧の検査

ロ　材質および機構の検査

ハ　器差の検査

第百二十二條　機械的表示タキシーメーターの走行検査は、定置検査に合格したものについて行う。

（定置検査）

第百二十三條　定置検査においては、ラチエットギヤーならびにラチエットホイルおよびその爪が第八十四條の規定に適合するかどうかの検査は、金属材料用かたさ試験機を用いて行う。

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

第百二十四條　機械的表示タキシーメーターが第八十六條の規定に適合するかどうかの検査は、最初の行料金を表示させた後、五時間以上放置して行う。

第百二十五條　機械的表示タキシーメーターが第八十七條の規定に適合するかどうかの検査は、最初の待料金を表示させた後、最初の待時間の表示が変更するときまでの時間および最初の待時間の表示が変更したときからその後の待時間が二回変更するときまでの時間を計つて行う。

2　前項の検査は、定置検査において行う。

第百二十六條　定置検査における器差の検査は、機械的表示タキシーメーターを回転震動検査機に取り付け、基本乗車料金を表示させた後その後の乗車料金が二回変更するときまで震動させながら接続軸を回転させ、基本乗車料金の表示が変更するときまでの接続軸の回転数（以下「基本回転数」という。）および基本乗車料金の表示が変更したときからその後の乗車料金が二回変更するときまでの接続軸回転数（以下「後続回転数」という。）を計つて行う。

2　前項の検査は、二回繰り返して行うものとする。

第百二十七條　定置検査における機械的表示タキシーメーターの器差は、前條の検査の結果に基き、左に掲げる方法により算出する。

一　基本乗車走行距離または基本乗車料金に相当する接続軸の回転数については、左の式により算出する。

$$\text{基本乗車走行距離または基本乗車料金に相当する接続軸の回転数} = \frac{\text{基本乗車走行距離または基本乗車料金}}{\text{基本乗車走行距離または基本乗車料金の表示量}} \times \text{基本乗車走行距離または基本乗車料金の表示量に相当する接続軸の回転数}$$

二　その後の乗車走行距離またはその後の乗車料金に相当する接続軸の回転数については、左の式により算出する。

$$\text{その後の乗車走行距離またはその後の乗車料金に相当する接続軸の回転数} = \frac{\text{その後の乗車走行距離または乗車料金}}{\text{その後の乗車走行距離または乗車料金の表示量}} \times \text{その後の乗車走行距離または乗車料金の表示量に相当する接続軸の回転数}$$

第百二十八條　走行検査は、都道府県知事が通商産業大臣の承認を得て定める標準走行コースにおいて行う。

第百二十九條　走行検査をするときは、あらかじめ、走行検査をする自動車のタイヤの外径、タイヤの内圧およびギヤーボックスの減速比について検査をするものとする。

2　前項のタイヤの内圧は、検定用基準タイヤ圧力計を用いて検査をするものとする。

第百三十條　走行検査は、その自動車の乗車人員を指定し、その自動車の運転をする者に、出発、走行および停止に関する指示をした後に行うものとする。

第百三十一條　走行検査は、基本乗車料金に一回以上三回までのその後の料金を加えたものに相当する距離を走行し、それぞれの乗車料金に相当する距離の地点からそれに検定公差に相当する距離を加えた地点までの間において、その後の料金の表示が変更するかどうかを検査するものとする。

第百三十二條　機械的表示タキシーメーターが走行検査に合格したときには、その使用の際に附属せしめるため、様式第十一によるタキシーメーター検定済票を交付するものとする。

第四款　布はく用回転尺

（順序）

第百三十三條　布はく用回転尺の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（材質）

第百三十四條　布はく用回転尺の検査は、零点の調整を行つた後、検査用のクロースを一〇メートル毎分の速度で通して行う。

2　前項の検査用のクロースは、ブランドクロースまたは伸縮性および表面のなめらかさがそれと同程度の布を用いたものでなければならない。

第百三十五條　布はく用回転尺の器差は、上面目盛および前面目盛については、前條第一項の検査を検査用のクロースの一定の長さの部分を通して二回行つたときに目盛が指示する値の平均値から、検査用のクロースの布はく用回転尺に通した部分を検定用基準巻尺で計つた長さの値を減じて（検査用のクロースの長さが一メートルをこえるときは、減じて得た値をさらに目盛が指示する値の平均値で除して）算出する。

2　布はく用回転尺の器差は、積算目盛については、前條第一項の検査を検査用のクロースのそれぞれ異なる長さの部分を五回通して行つた後に、目盛が指示する値から検査用のクロースの布はく用回転尺に通した各部分を検定用基準巻尺で計つた長さの値の和を減じた値を目盛が指示する値で除して算出する。

（準用規程）

第百三十六條　第百十五條本文の規定は、布はく用回転尺の器差の検査に準用する。

第三節　長さ計原型検査

（この節の内容）

第百三十七條　法第九十一條第一項の原型検査の実施の方法は、長さ計の原型については、第二十一條から第二十五條までに定めるところによる。外、この節に定めるところによる。

（原型の種類）

第百三十八條　長さ計の原型の種類は、写真原板または印刷原板であつて、左に掲げるものとする。

号外

昭27. 3. 1.

一　実目盛付直線直尺原板
二　伸縮目盛付直線直尺原板
三　巻尺原板

（構造）

第四百三十九條　長さ計の原型は、伸縮の方法によらないで、一回の操作により長さ計を複製することができるものでなければならない。

第四百四十條　長さ計の原型の写真原板には、ガラスもしくは有機ガラスまたはこれと同等もしくはそれ以上の耐久性があるものを、長さ計の原型印刷原板には、鉄もしくは真ちゅうまたはこれと同等もしくはそれ以上の耐久性があるものをそれぞれ用いなければならない。

第四百四十一條　長さ計の原型は、原型検査証印を附すべき部分を附印しやすい構造としなければならない。

（原型検査公差）

第四百四十二條　長さ計の原型検査をするときの原型検査公差は、その原型により複製する長さ計の検定公差の値とする。

第四百四十三條　長さ計の原型は、金属製長さ計を複製するものにあつては、精度の表記がないものの原型検査公差の二分の一または四分の一、その他のものにあつては精度の表記がないものの原型検査公差の二分の一の精度について、精度の表記をすることができる。

2　長さ計の原型であつて、それによつて複製される長さ計に第八十一條の規定により精度の表記をするものは、その複製する長さ計に表記された精度と同一の精度の表記をしなければならない。

3　前條の規定にかかわらず、精度の表記をした長さ計の原型の原型検査公差は、その表記された精度に相当する値とする。

第四百四十四條　長さ計の原型の器差の検査は、その伸長および任意の目盛線を基点として任意の検査量をとつた箇所について行う。

2　前項の規定により任意の検査量をとる箇所の数は、目盛線の数の一〇分の一以上とする。

（準用規定）

第四百四十六條　第三十六條第二項および第三項、第三十九條から第四十一條まで、第四十三條から第四十七條まで、第五十條、第五十八條、第九十九條、第百一條、第百十五條本文ならびに第百十九條の規定は、長さ計の原型に準用する。

第三章　はかり

第一節　構造　通則

（この節の内容）

第四百四十七條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、はかりについては、この節に定めるところによる。

（定義）

第四百四十八條　この章において「天びん」とは、手動天びんおよび手動指示併用天びんをいう。

2　この章において「極微天びん」とは、感量とひよう量との比が五〇〇、〇〇〇分の一以下の天びんおよび感量が〇・一ミリグラム以下の天びんをいう。

3　この章において「精密天びん」とは、感量とひよう量との比が二〇、〇〇〇分の一以下の天びんおよび感量が一ミリグラム以下の天びんであつて、極微天びん以外のものをいう。

4　この章において「懸垂はかり」とは、懸垂手動はかり、振子式懸垂指示はかり、カム式懸垂指示はかり、浮子式懸垂指示はかり、自動送りおもり式懸垂指示はかり、ばね式懸垂指示はかり、懸垂自動はかりおよび懸垂手動指示併用はかりをいう。

5　この章において「皿はかり」とは、皿手動はかり、振子式皿指示はかり、カム式皿指示はかり、浮子式皿指示はかり、自動送りおもり式皿指示はかり、ばね式皿指示はかり、浮子式台指示はかり、カム式台指示はかり、自動送りおもり式台指示はかり、ばね式台指示はかり、台手動指示併用はかり、皿台組合せ手動指示併用はかりおよび懸垂台組合せ手動指示併用はかりをいう。

6　この章において「台はかり」とは、台手動はかり、振子式台指示はかり、カム式台指示はかり、浮子式台指示はかり、自動送りおもり式台指示はかり、ばね式台指示はかり、台手動指示併用はかり、皿台組合せ手動指示併用はかりおよび懸垂台組合せ手動指示併用はかりをいう。

7　この章において「ばね式はかり」とは、ばね式手動はかり、ばね式指示はかり、ばね式の自動はかりおよびばね式の手動指示併用はかりをいう。

第四百四十九條　この章において「皿」とは、被計量物を載せる台板であつて、単一のてこの二箇所で支えられているものをいう。

2　この章において「台」とは、被計量物を載せる台板であつて、この同一直線上にない三以上の箇所で支えられているものをいう。

第四百五十條　この章において「さお」とは、目盛のないてこであつて、はかりのつり合を視定するものをいう。

2　この章において「目盛さお」とは、目盛のあるてこであつて、はかりのつり合を視定するものをいう。

3　この章において「てこ」とは、さおおよび目盛さおおよびてこをいう。

4　この章において「こうかん」とは、さお、目盛さおおよびてこをいう。

5　この章において「皿手動はかり」とは、皿手動はかり、振子式皿指示はかり、カム式皿指示はかり、浮子式皿指示はかり、自動送りおもり式皿指示はかり、ばね式皿指示はかり、浮子式台指示はかり、カム式台指示はかり、自動送りおもり式台指示はかり、ばね式台指示はかり、台手動指示併用はかり、皿台組合せ手動指示併用はかりおよびばね式の手動指示併用はかりをいう。

6　この章において「台はかり」とは、台手動はかり、振子式台指示はかり、カム式台指示はかり、浮子式台指示はかり、自動送りおもり式台指示はかり、ばね式台指示はかり、台手動指示併用はかり、皿台組合せ手動指示併用はかりおよび懸垂台組合せ手動指示併用はかりをいう。

7　この章において「ばね式はかり」とは、ばね式手動はかり、ばね式指示はかり、ばね式の自動はかりおよびばね式の手動指示併用はかりをいう。

第四百五十一條　この章において「ひよう量」とは、そのはかりの最大目盛が示す質量をいう。この場合において、最大目盛の示す質量とは、コンベヤー用の自動はかり以外のはかりであつて、そのはかりと組み合せて使用すべき増おもり、送りおもり、送りおもりと同等の作用をする力点移動装置、分銅その他被計量物とつり合を得させる装置があるものについては、それらを合わせて使用したときの最大の計量能力をいい、コンベヤー用の自動はかりについては、一働長当りの計量することができる最大の質量をいう。

第四百五十二條　この章において「最小目盛」とは、計つたときにその質量を表わす目盛線に接する一目盛の値のうち小なるもの（その質量を表わす目盛線がないときは、その質量を表わす部分を含む一目盛の値）をいう。

第四百五十三條　この章においてはかりが「質量を感ずる」とは、はかりに任意の質量をのせおろししたときに、左に掲げる変位以上の変位を生ずることをいう。

一　質量を表わさない目盛が附された目盛板（以下この章において「度表」という。）のあるものについては、度表の目盛間隔の二分の一の変位

二　にらみ窓または限界停止装置のあるものについては、にらみ窓または限界停止装置の中心からその上端または下端までの変位

三　にらみ窓または限界停止装置のないにらみのあるものについては、二ミリメートルの変位

四　つり合が不安定なはかりについては、のせおろしする前の位置からさお体めに接触するまでの変位

五　目盛板を使用するものについては、目盛間隔の二分の一の変位

六　目盛板、にらみ窓、限界停止装置およびにらみのないものについては、目盛さおが角度三度のこう配をなす変位

2　この章において「感量」とは、はかりに前項各号に掲げる変位を生じさせるにたる質量をいう。

第四百五十四條　この章において「掛量」とは、重点から異なる距離にある二の支点を有する単一のてこを用いたはかりを使用する場合において、重点から遠い距離にある支点を使用したときに計ることができる最大の質量をいう。

2　この章において「増おもりの掛量」とは、それが組み合わされるべきはかりと組み合わして計つたときに、その増おもりにつり合う質量をいう。

第四百五十五條　この章において「つり合が安定」とは、はかりにつり合う状態がかつ、容易に静止点を中心として同じ振幅だけ振動する状態をいう。

2　この章において「つり合が不安定」とは、はかりにつり合う状態がないことをいう。

（表記等）

第四百五十六條　はかりの記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　はかりの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　はかりの表記には、誤記があつてはならない。

第四百五十七條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をしたはかりには、法第二十五條の記号および都道府県名を見易い箇所に表記しなければならない。ただし、計量器関係事業規則（昭和二十七年通商産業省令第六号）第十三條の分銅については、この限りでない。

第四百五十八條　不定量増おもりを使用するはかりおよび不定量おもりを使用するはかりには、その旨を明りように表記しなければならない。

第四百五十九條　はかり（分銅およびおもりを除く。以下この章において同じ。）には、そのひよう量を見易い箇所に表記しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、副さおもしくはこれに類する作用をする物が計ることができる最大の質量がひよう量からその質量を減じた値の一〇〇分の二以下であるとき、または一定の質量を計るためのはかり（以下「定量はかり」という。）であつて、質量の過不足を示す目盛線があるものにおいて超過を示す目盛線が表わす質量のうち最大のものがひよう量からその質量を減じた値の一〇〇分の二以下であるときは、その副さおもしくはこれに類する作用をする物が計ることができる最大の質量または質量のうち最大のものをひよう量から減じた値を、前項のひよう量にかえて、表記することを妨げない。

3　質量を表わす目盛がないはかりまたは感量がひよう量の一〇、〇〇〇分の一以下のはかりには、その感量を表記しなければならない。

第四百六十條　はかりの質量を表わす目盛線であつて、零点、盛出または盛止を示すものその他主なものには、その表わす質量の値を表記しなければならない。

（目盛線）

第四百六十一條　はかりの質量を表わす目盛線の太さおよび度表の目盛線の太さは、目盛間隔の二分の一（度表の目盛線にあつては、四分の一）をこえてはならない。

2　はかりの質量を表わす目盛線の太さおよび度表の目盛線の太さは、〇・二ミリメートル（度表の目盛線にあつては、〇・一ミリメートル）以下であつてはならない。ただし、目盛をレンズによつて拡大して読む機構のはかりについては、この限りでない。

3　はかりの質量を表わす目盛線のうち最も太いものの太さは、最も細いものの太さの三倍をこえてはならない。

4　はかりの度表の目盛線の太さは、均一でなければならない。

第四百六十二條　はかりの質量を表わす目盛線の目盛間隔および度表の目盛間隔は、〇・五ミリメートル以上でなければならない。ただし、目盛をレンズによつて拡大して読む機構のはかりについては、この限りでない。

第四百六十三條　はかりの度表の目盛間隔は、均一でなければならない。この場合において、度表の目盛間隔の一〇分の一以内の誤差があることを妨げない。

第四百六十四條　はかりの質量を表わす目盛線および度表の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第四百六十五條　質量を表わす目盛が二段以上あるはかりは、同一の質量について計つたときに、各段の目盛が表わす値の相互の差が、その表わす値に応ずる検定公差（検定公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）の三分の一をこえてはならない。

（指示機構）

第四百六十六條　はかり（棒はかりを除く。）の指示機構の指標（度表の指標を除く。）の指示部分の太さは、そのはかりの最も太い目盛線の太さより太くなく、かつ、最も細い目盛線の太さより細くないものでなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、定量はかり、一定の質量をこえるかどうかを計るはかり、選別はかりその他特殊な用途に使用するはかりであつて、その旨を表記したものは、つり合が不安定であることを妨げない。

第四百六十七條　はかりは、つり合が安定でなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、定量はかり、一定の質量をこえるかどうかを計るはかり、選別はかりその他特殊な用途に使用するはかりであつて、その旨を表記したものは、つり合が不安定であることを妨げない。

第四百六十八條　はかりの指示機構の指標の指示部分は、あらゆる目盛線に重なるものでなければならない。ただし、指標の指示部分が目盛面と同一平面上にあるはかりについては、この限りでない。

2　指標の指示部分が目盛面と同一平面上にあるはかりは、指標の指示部分の先端と目盛線との距離が一ミリメートル（天びんにあつては、〇・五ミリメートル）をこえてはならない。

第四百六十九條　はかりの度表の指標の指示部分は、度表の目盛がある範囲以上に動くことができるものでなければならない。

（機構）

第四百七十條　はかりは、つり合が安定でなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、定量はかり、一定の質量をこえるかどうかを計るはかり、選別はかりその他特殊な用途に使用するはかりであつて、その旨を表記したものは、つり合が不安定であることを妨げない。

第四百七十一條　はかりは、最小目盛に相当する質量を感じなければならない。ただし、自動送りおもり式指示はかり、自動はかり、つり合が不安定なはかり、質量を表わす目盛がないはかりおよび感量がひよう量の一〇、〇〇〇分の一以下のはかりについては、この限りでない。

2　質量を表わす目盛がないはかりおよび感量がひよう量の一〇、〇〇〇分の一以下のはかりは、感量に相当する質量を感じなければならない。

第四百七十二條　つり合が安定なはかりには、にらみ、目盛板または度表がなければならない。ただし、棒はかりについては、この限りでない。

2　つり合が不安定なはかりには、限界停止装置がなければならない。

第四百七十三條　はかりは、零点を明りように表示したものでなければならない。ただし、定量はかり、積算して計量する自動はかり、対数割目盛があるはかり、てこの傾斜の著しい振子式はかりその他機構上零点を表示する必要がないはかりについては、この限りでない。

第四百七十四條　はかりの構造および材料は、ひよう量に相当する荷重に耐えるものでなければならない。

2　はかりは、材料にきず、節、腐しよく、巣、埋木、埋金、虫くい等があるため通常の使用状態において過度の応力または変形を生ずるものであつてはならない。

（刃等）

第四百七十五條　はかりの刃は、はかりが水平につり合つたときに刃先の角の二等分線が鉛直になるように、かつ、容易に移動しないようにその位置に固着されていなければならない。

2　はかりの刃先は、一直線をなしていなければならない。

3　はかりの刃のかん入部には、間げきがあつてはならない。

第四百七十六條　はかりの刃受面は、なめらかでなければならない。

2　はかりの刃受の取付は、その機能に支障をきたすものであつてはならない。

3　はかりの刃受であつて、その刃受面が円筒形であるものは、継目のないものでなければならない。

4　はかりの刃受のかい板は、一枚の板であつて、かつ、はかりに固着していなければならない。

第四百七十七條　はかりの刃および刃受は、そのかたさがロックウエルC五七度以上でなければならない。

2　はかりの刃および刃受には、きず、焼びまたは腐しよくがあつてはならない。

第四百七十八條　はかりの刃と刃受とは、その接触すべき面の三分の二以上が互に接触していなければならない。

第四百七十九條　刃ぶた、まちその他はかりの刃または刃受のすべりを防止するために使用する物のかたさは、刃のかたさとほぼ同一のものでなければならない。

第四百八十條　支点または重点の刃のかわりに金属板を用いているはかりは、その金属板が容易にゆるみまたは移動しないように取り付けられていなければならない。

2　前項の金属板は、弾性限度が六〇重量キログラム毎平方ミリメートル以上のものであつて、容易にさびないものでなければならない。

（金属帯）

第四百八十一條　カムその他張力を伝える部分に薄い金属帯を用いるはかりは、その金属帯がそれに張力が局部的に集中しないように取り付けられていなければならない。

昭27. 3. 1.

2　前項の金属帯は、弾性限度が六〇重量キログラム毎平方ミリメートル以上のもので、容易にさびず、かつ、その表面がなめらかなものでなければならない。

（関節部のピン）

第百八十二條　はかりの関接部のピンは、ピアノ線またはこれと同等またはそれ以上のかたさを有する材料を用いたものでなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、さびを生じやすい用途に用いるはかりについては、その関接部のピンに、りん青銅または不しゅう鋼を用いることを妨げない。

（こうかん等）

第百八十三條　はかりのこうかん、かぎ、つり棒等は、普通の取扱において容易に曲らないものであつて、かつ、容易にはずれないものでなければならない。

2　はかりの支柱、立筒、かさ板、休み装置、にらみ、限界停止装置、指針、度表、水平器等の取付は、正しく、かつ、堅ろうでなければならない。

3　ステイ、承軸、たすき等はかりの一部として組み立てられているものは、容易にはずれないものでなければならない。

（木材）

第百八十四條　はかりに木材を使用するときは、その木材は、充分に乾燥したものでなければならない。

（さおおよび目盛さお）

第百八十五條　はかりは、そのさおまたは目盛さおの作用を妨げるおそれがある構造であつてはならない。

2　はかりとそのさおまたは目盛さおとには、合番号が附されていなければならない。

第百八十六條　はかりの目盛さおは、そのはかりがつり合つたときに、水平になるような構造でなければならない。

2　はかりの目盛さおは、水平の位置から上下に等しい距離を移動することができるものでなければならない。

3　にらみ窓または限界停止装置があるはかりの目盛さおが、にらみ窓または限界停止装置の間で、上または下に移動できる距離の和は、さおの支点とにらみ窓または限界停止装置との間の距離に応じて左の表の通りでなければならない。

さおの支点とにらみ窓または限界停止装置との間の距離	移動できる距離の和
三〇〇ミリメートル以下	一〇ミリメートル以上
五〇〇ミリメートル以下	一二ミリメートル以上
一、〇〇〇ミリメートル以下	一七ミリメートル以上
一、〇〇〇ミリメートルをこえるとき	二二ミリメートル以上

4　にらみ窓または限界停止装置がないはかりの目盛さおは、その先端がその支点と先端との距離の一〇〇分の八より大きく移動することができる構造でなければならない。ただし、電気装置により目盛さおの移動を指示するものについては、この限りでない。

第百八十七條　はかり（棒はかりを除く。）の目盛さおは、零点以下に送りおもりを移動することができない構造でなければならない。

第百八十八條　はかりの目盛さおの目盛線は、そのはかりがつり合つたときに、鉛直でなければならない。

2　はかりの目盛さおに送りおもりの位置を定めるための切込があるときは、その切込の形状は、ほぼ均一でなければならない。

（送りおもり）

第百八十九條　はかりの送りおもりは、目盛を明確に指示することができる構造のものでなければならない。

第百九十條　はかりは、切込によつて送りおもりの位置が定められたときに、送りおもりの指標が目盛さおの目盛線と合致するものでなければならない。

第百九十一條　はかりの送りおもりは、さおまたは目盛さおに切込があるときは、先端に丸みがある爪があり、どの切込においても送りおもりが一定の正しい位置をとるようなものでなければならない。

2　はかりの送りおもりは、切込に位置をとつたときに、確実に保持され、容易に動かないようなものでなければならない。

第百九十二條　はかりの送りおもりであつて、懸垂して使用しないものは、切込の底部に接触する部分に、切込の底部がなす角より小さい角度を有する刃がなければならない。

2　はかりの送りおもりを切込に懸垂する構造のさおは、切込がくさび形であつて、はかりがつり合つたときに送りおもりの刃がなす角および切込の底部がなす角の二等分線がそれぞれ鉛直になるようなものでなければならない。

第百九十三條　はかりの送りおもりであつて、懸垂して使用しないものは、質量を調整するためそう入してある金属片を移動しないように固くとめてあるものでなければならない。

第百九十四條　はかりの送りおもりであつて、懸垂して使用しないものは、容易にさおまたは目盛さおから分離しない構造のものでなければならない。

（分銅を用いて質量を計るはかり）

第百九十五條　分銅を用いて質量を計るはかりであつて、質量を表わす目盛がなく、かつ、支点と力点との間の距離と、支点と重点との間の距離との比を表記しなければならない。

（おもりを使用するはかり）

第百九十六條　定量増おもりを使用するはかり（以下「定量増おもり付はかり」という。）には、これに附属すべき定量増おもりの増おもりの掛量をその質量で除した値を表記しなければならない。

第百九十七條　棒はかりおよび単一のてこの懸垂はかり以外のはかりは、定量おもりを使用することができない。

2　定量おもりを使用するはかり（以下「定量おもり付はかり」という。）のひよう量をその定量おもりの質量で除した値は、ひよう量三〇キログラム以上のものにあつては二〇、三〇キログラム未満五〇〇グラム以上のものにあつては一六・六七、五〇〇グラム未満のものにあつては一〇でなければならない。

第百九十八條　不定量増おもりを使用するはかりであつて、増おもり台が目盛さおから分離するものは、その増おもり台にはかりと同一の器物番号およびはかりと同一の記号が附されていなければならない。

2　はかりの不定量増おもりには、増おもりの掛量およびそれを使用するはかりの器物番号を表記しなければならない。

第百九十九條　はかりの不定量おもりには、それを使用するはかりの器物番号およびそのはかりと同一の記号を表記しなければならない。

2　不定量おもりには、質量の表記をしてはならない。

第二百條　はかりの風袋さおおよび風袋送りおもりは、容易にはかりから分離しない構造でなければならない。

2　特定した風袋を使用するはかりにあつては、その風袋にはかりの器物番号を表記しなければならない。

3　特定した風袋を使用するはかりの風袋おもりであつて、はかりと分離する構造のものには、はかりと同一の器物番号および風袋おもりである旨を表記しなければならない。

4　特定した風袋を使用するはかり以外のはかりには、風袋おもりを用いることができない。

第二百一條　風袋さおがなく、かつ、目盛板があるはかりであつて風袋引の機構があるものは、はかりの操作中に風袋を引いていることが明らかに表示されるような構造でなければならない。

2　前項のはかりには、風袋引のできる風袋の最大の質量を表記しなければならない。

（調子玉）

第二百二條　はかりの零点を定めるための調子玉は、零点において、増減のいずれの側にもひよう量に応ずる検定公差の三倍（指示はかりにあつては、五倍）以上の質量に相当する調整をすることができない構造としなければならない。ただし、天びん、コンベヤー用の自動はかり、懸垂はかりおよびひよう量が二トンをこえるはかりについては、この限りでない。

2　はかりの調子玉は、容易に遊動するものであつてはならない。

（重心玉）

第二百三條　はかり（天びんを除く。）の重心玉（感量を調整するため、こうかんの重心を上下に動かす装置をいう。）は、容易に移動することができないように緊着されたものでなければならない。

（減衰装置）

第二百四條　はかりの減衰装置は、気温の変化その他による減衰作用の変動を調整できる構造のものでなければならない。

（振子の移動装置等）

第二百五條　はかりの振子の移動装置またはばねの巻数調整装置は、それによつて調整した状態が確実に維持され、かつ、外部から容易に変更されない構造のものでなければならない。

2　はかりの比例ねぢは、緊着されたものでなければならない。

（共通な部分品）

第二百六條　はかりの二箇所以上に共通な部分品であつて、その取付場所の表示がないものは、それらの箇所のいずれにも使用できるものでなければならない。

（累加表示器等）

第二百七條　はかりの累加表示器または遠方測定器は、完全に働くものでなければならない。

（水平器等）

第二百八條　計量機構を懸垂して使用するはかり以外のはかりには、水平器がついていなければならない。ただし、水平の位置からどの方向に角度三度傾斜させたときでも、その器差が検定公差をこえないはかりについては、この限りでない。

2　はかりにつけられている水平器は、そのはかりを傾けたときに、器差が検定公差をこえないうちに、水平でなくなつたことを示す構造でなければならない。

第二百九條　土地または建物その他の工作物に取り付けて使用するはかりには、各てこごとに、その支点と力点とを結ぶ直線に平行な平面上に、水準を定める場所が設けられていなければならない。

（作用）

第二百十條　はかりは、任意の荷重において通常の使用方法による操作を繰り返したときに、その指示または記録が検定公差の範囲内において一定するようなものでなければならない。

第二百十一條　調子玉のないはかりは、空掛の状態における示度が零点と合致しているものでなければならない。この場合において、そのはかりの最も小さい検定公差以内の誤差があることを妨げない。

第二百十二條　さおまたは目盛さおのあるはかりは、さおまたは目盛さおを構造上許される範囲内においてどの方向に移動させたときでも、その表わす量に、荷重に応ずる検定公差の二倍をこえる誤差が生じないものでなければならない。

（混合用等に用いるはかり）

第二百十三條　混合用等に用いるはかりであつて、指示機構に相当する部分に目盛を附さないで別の機構を用いて計る構造のものには、はかりとその別の機構とに合番号が附されており、かつ、その別の機構にはかりと同一の記号が附されていなければならない。

第二百十四條　第二條に規定するはかりは、左の各号に適合するような据付工事がされていなければならない。

一　はかりのさお、目盛さおその他の指示機構が風雨その他天候の影響を受けないように保護されていること。

二　はかりの基礎が浸水、沈下または変形をせず、かつ、永続性があるものであること。

三　はかりの基礎がはかりを取り付けたままで保守または検査ができる構造のものであること。

2　特殊な場所に取り付けるとき、特殊な用途に用いるときその他やむを得ない事由があると認められるときは、前項第三号の規定は、適用しない。

（指示はかり）

第二百十五條　指示はかりは、とめ金等の作用により零点の箇所において指標がとまるような構造のものであつてはならない。

（ばね式はかり）

第二百十六條　ばね式はかりは、ひよう量の一・一倍以上の荷重をかけたときでも、ばねにひよう量の一・一倍に相当する力をこえる力が働かない構造のものでなければならない。

第二百十七條　ばね式はかりであつて、目盛の分割が最小である部分における一目盛の値（以下「目盛の最小値」という。）がひよう量（定量増おもりまたは送りおもりを使用するばね式はかりであつて、目盛板の目盛線が表わす質量のうち最大のもの以上の質量が計れるものにあつては、その目盛板の目盛線の表わす質量のうち最大のもの。以下次條および第二百九十二條において同じ。）の二〇〇分の一以下のものは、零下五度から三〇度までの範囲の温度の変化を與えたときに、その器差が検定公差をこえないものでなければならない。

第二百十八條　制温装置があるばね式はかり（エリンバー等ばね自体に制温の効果があるばね式はかりを含む。）は、その目盛の最小値がひよう量の八〇〇分の一以上でなければならない。

2　制温装置がないばね式はかりであつて、直線目盛以外の目盛があるものは、その目盛の最小値がひよう量の二〇〇分の一以上でなければならない。

3　制温装置がないばね式はかりであつて、直線目盛の外目盛がないものは、その目盛の最小値がひよう量の一〇〇分の一以上でなければならない。

（起重機用のはかり）

第二百十九條　起重機用のはかりであつて、グラブとフックとを取り替えて使用するものは、それぞれの場合のひよう量について第百五十九條第一項の規定によるひよう量の表記をしたものであつて、かつ、それぞれの場合に零点を容易に調整することができる構造のものでなければならない。

第二百二十條　起重機用の自動はかりには、巻上げその他の運行の速度を表記しなければならない。

第二百二十一條　起重機用の自動はかりは、空掛の状態において表記された運行の速度で巻上げその他の運行を行つたときに、零点（震動等のため零点においてつり合い難いときは、ひよう量の五分の一以下の荷重をかけたときのその量を表わす目盛線）における示度の変化がそのひよう量に応ずる検定公差をこえないものでなければならない。

（容器付の自動はかり）

第二百二十二條　容器付の自動はかりには、被計量物の種類およびひよう量未満の質量を計ることができるものにあつては、計ることができる最小の質量を表記しなければならない。

第二百二十三條　容器付の自動はかりは、おもり箱からおもりを取り去り、かつ、ホツパーをからにしたときにつり合うような構造のものでなければならない。ただし、つり合が不安定な容器付の自動はかりについては、この限りでない。

第二百二十四條　容器付の自動はかりの被計量物の入口の規制子は、ホツパーに緊着したものでなければならない。

（コンベヤー用の自動はかり）

第二百二十五條　コンベヤー用の自動はかりには、左に掲げる事項を表記しなければならない。

一　最大計量能力（一時間に計ることができる最大の質量をいう。）

二　最小計量能力（一時間に計ることができる最小の質量をいう。）

三　ベルトの速度（一分間当りの速度をいう。）

四　働長

五　傾斜度

第二百二十六條　コンベヤー用の自動はかりは、そのコンベヤーを空掛の状態で運転したときに、示度の変化が一働長につきひよう量に応ずる検定公差の四分の一以下でなければならない。

第二百二十七條　コンベヤー用の自動はかりは、そのコンベヤーの回転部分が、円滑に回転する構造のものでなければならない。

第二百二十八條　コンベヤー用の自動はかりであつて、ベルトコンベヤー用のもの（以下「ベルトコンベヤー用の自動はかり」という。）は、ツリツパーがそのはかりの計量に支障を與える範囲まで移動することができないものでなければならない。

第二百二十九條　ベルトコンベヤー用自動はかりのコツトランドの材料は、そのかたさがロツクウエルC四〇度以上であり、かつ、容易にさびないものでなければならない。

第二百三十條　ベルトコンベヤー用の自動はかりには、ベルトの張力を一定にするためテークアップを取り付けなければならない。

第二百三十一條　ベルトコンベヤー用の自動はかりであつて、メリツク型

号外

のデスクを回転させるエンドレスベルトを用いるものは、そのエンドレスベルトの厚さが、一定のものでなければならない。

（運搬車用のはかり）

第二百三十二條　運搬車用の自動はかりであつて、運搬車の走行中に計量を行うものには、その計量を表記しなければならない。

第二百三十三條　運搬車用のはかりであつて、そのはかりの上で運搬車を急停車させて計量を行うものは、はかりの載せ台の上で運搬車が急停車したときの示度とその運搬車と同一の質量の荷重を静かにのせたときの示度との差がその質量に応ずる検定公差の一・五倍をこえない構造のものでなければならない。

（附印部分）

第二百三十四條　はかりは、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を、容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

（精度の表記）

第二百三十五條　はかりには、精度の表記がないものの検定公差の二分の一または四分の一の精度について、精度の表記をすることができる。

第二款　天びん

（指示機構）

第二百三十六條　天びんは、度表の指標の指示部分と目盛面との間隔が一ミリメートルをこえるものであつてはならない。

第二百三十七條　天びんは、その度表の指標が目盛面の上を、目盛面と常に同一の間隔を保つて移動する構造のものでなければならない。

（機構および作用）

第二百三十八條　天びんのライダー掛は、円滑に作用するものであり、かつ、ライダーをライダーさおに平行に移動させることができる構造のものでなければならない。

2　精密天びんおよび極微天びんのライダー掛は、前項の規定による外、ライダーをライダーさおに鉛直に移動させることができる構造のものでなければならない。

第二百三十九條　天びんのとう手の回転は、円滑なものでなければならない。

第二百四十條　天びんのしゅう動部分は、そのしゅう動が円滑なものでなければならない。

第二百四十一條　天びんの刃を固定するねじは、ゆるみがなく、かつ、容易にゆるみを生じない構造のものでなければならない。

第二百四十二條　天びんのライダーさおは、その目盛または切込のうち中央および左右両端にあるものの位置が、それぞれ支点の刃および両端の刃の位置と合致し、かつ、すべての目盛または切込が等間隔に附されているものでなければならない。

第二百四十三條　天びんのさお、皿および柱には、合番号を附さなければならない。

第二百四十四條　天びんの両端の刃受には、取り付けるべき刃との合符号および刃の方向を明らかにする標識を附さなければならない。

第二百四十五條　精密天びんおよび極微天びんには、箱等の容器その他適当な風よけがなければならない。

2　前項の風よけは、すき間のないものでなければならない。

第二百四十六條　精密天びんおよび極微天びんには、角度二〇分の傾きを感ずる水平器および水平調整用のねじが附されていなければならない。

第二百四十七條　天びんの休み装置は、てこの両ひじに対して均等かつ同時に作用するものでなければならない。

第二百四十八條　天びんは、作用中または休み状態から使用状態に移るときに、著しく皿が動揺しない構造のものでなければならない。

第二百四十九條　天びんは、休み装置を作用させる前と作用させた後において、静止点の位置の変化が、感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさの四分の一をこえてはならない。

第二百五十條　天びんは、空掛の状態において感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさと、ひょう量に相当する荷重を載せた状態において感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさとの差が変位の大きさのうち小さいものの三分の一をこえてはならない。

第二百五十一條　天びんは、使用前と使用後において、空掛の状態における静止点の位置の変化が空掛の状態において感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさの二分の一をこえてはならない。

第二百五十二條　天びんは、その皿のどの部分に被計量物を載せて計ったときでも、感量の二分の一をこえる誤差があつてはならない。

第二百五十三條　極微天びんは、第三百六條のライダーさおの目盛検査をしたときに、感量の二分の一をこえる誤差があつてはならない。

第二百五十四條　鎖付天びんの鎖の移動装置の目盛、ライダーさおに質量を表わす目盛がある天びんのライダーさおの目盛および線状分銅を使用する天びんの線状分銅を操作するダイヤルの目盛は、感量の二分の一以上の誤差があつてはならない。

第三款　棒はかり

（材質）

第二百五十五條　木製の棒はかりに使用する木材は、水分含有率が一五パーセント以内であり、かつ、衝撃値が〇・七重量キログラム毎平方センチメートル以上のものでなければならない。

（機構および作用）

第二百五十六條　棒はかりには、零点を調整するための調子玉が附されていてはならない。

第二百五十七條　棒はかりの頭金具および刃金具の取付は、強固であり、かつ、容易に離脱しないものでなければならない。

第二百五十八條　棒はかりの支点は、一個または二個でなければならない。

2　棒はかりに支点が二個ある棒はかりは、目盛さおの表裏におのおのの支点があり、かつ、刃受が支点ごとに附してある構造でなければならない。

第二百五十九條　棒はかりの目盛さおは、その曲りが全長の二〇〇分の一以内であり、かつ、ひょう量に相当する荷重をかけたときのたわみが全長の五〇分の一以内のものでなければならない。

第四款　懸垂はかり、皿はかりおよび台はかり

（機構および作用）

第二百六十條　懸垂はかりであつて、懸垂かぎまたは懸垂皿が、容易にはかりから分離することができるものは、はかりとその懸垂かぎまたは懸垂皿とに合番号が附されていなければならない。

第二百六十一條　皿はかりであつて、皿が容易にはかりから分離することのできるものは、はかりとその皿とに合番号が附されていなければならない。

第二百六十二條　台はかりのつり棒、てこ、台わくおよび台の上面には、合番号を附さなければならない。

第二百六十三條　皿はかりおよび台はかりは、その皿または台のどの部分に被計量物を載せて計ったときでも、その表わす量に、荷重に応ずる検定公差の二倍をこえる誤差が生じない構造のものでなければならない。

第二百六十四條　皿はかりおよび台はかりは、皿または台を構造上許される範囲において水平に移動させたときでも、その表わす量に、荷重に応ずる検定公差の二倍をこえる誤差が生じない構造のものでなければならない。

第二百六十五條　懸垂はかり、皿はかりおよび台はかりであつて、休み装置があるものは、刃と刃受との関係位置に変化を与えるように休み装置を働かしたときでも、その表わす質量に、荷重に応ずる検定公差の二倍をこえる誤差が生じない構造のものでなければならない。

第二百六十六條　懸垂はかり（懸垂自動はかりを除く。）、皿はかりおよび台はかり（コンベヤー用の自動はかりを除く。）は、使用前と使用後とにおいて、零点における示度の変化がひょう量に応ずる検定公差の二分の一をこえてはならない。

（質量を表わす目盛がないはかり等）

第二百六十七條　懸垂はかり、皿はかりまたは台はかりであつて、質量を表わす目盛がないものまたは感量がひょう量の一〇、〇〇〇分の一以下のものについては、第二百六十條から前條までの規定は、適用しない。

2　第二百三十六條から第二百五十四條までの規定は、前項に規定するはかりに準用する。

第五款　分銅およびおもり

（表記）

第二百六十八條　「一級精密分銅」、「二級精密分銅」および「特殊分銅」には、それぞれ左の表に掲げる標識を表記しなければならない。ただし、質量が五ミリグラム以下の一級精密分銅については、この限りでない。

一級精密分銅	二級精密分銅	特殊分銅
㊀	㊁	(特)

第二百六十九條　分銅には、その上面または側面に、その質量を表記しなければならない。ただし、五〇〇ミリグラム以下の線状分銅、グラムもしくはミリグラムによる分銅（線状および板状のものを除く。）であつて五グラム以下の質量のもの、尺貫法による分銅であつて五毛以下の質量のものまたは左の表の上欄に掲げる質量の板状分銅であつて同表の下欄に掲げる形状のものについては、この限りでない。

質量	形状
〇・〇一カラット	三角形
〇・〇二カラット	円形
一ミリグラム	四角形
二ミリグラム	三角形
五ミリグラム	六角形

2　グラムまたはミリグラムによる分銅（線状または板状のものを除く。）であつて、五グラム以下の質量のものには、その質量を表わすアラビヤ数字を表記しなければならない。

3　尺貫法による分銅であつて、五毛以下の質量のものには、その質量を表わす漢数字を表記しなければならない。

第二百七十條　分銅には、黄銅またはこれと同等もしくはそれ以上のかたさがある金属、ガラスまたは石材を用いなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、分銅であつて、質量が一グラム（カラットによるものにあつては五カラット、尺貫法によるものにあつては五分、ヤードポンド法（ゲレーンを除く。）によるものにあつては〇・〇五オンス、ゲレーンによるものにあつては二〇ゲレーン）未満のものには、アルミニウムまたはアルミ合金を用いることを妨げない。

3　精密分銅であつて質量が五キログラム未満のものならびに普通分銅およびおもりであつて質量が二〇〇グラム（尺貫法によるものにあつては五〇匁、ヤードポンド法（ゲレーンを除く。）によるものにあつては八オンス、ゲレーンによるものにあつては三、五〇〇ゲレーン）未満のものには、鋳鉄を用いてはならない。

第二百七十一條　前條第一項の規定にかかわらず、質量の調整のため分銅または附属品に鉛を用いることを妨げない。

2　前條第一項の規定にかかわらず、分銅のノックには、鋼を用いることを妨げない。

（機構）

第二百七十二條　定量増おもりの増おもりの掛量をその質量で除した値は、二・五、五、一〇、五〇、一〇〇、二〇〇または五〇〇でなければならない。

第二百七十三條　分銅およびおもりの表面は、なめらかなものでなければならない。

2　分銅およびおもりであつて、鉄その他さびを生ずるおそれがある材料を用いたものは、うるし塗もしくはエナメルの焼付加工またはこれと同等もしくはそれ以上の防しゆう加工が施してあり、かつ、その加工された表面の物質が容易にはく脱しないものでなければならない。

3　五キログラム以上の質量の精密分銅であつて、鋳鉄を用いたものには、質量の変化を防ぐための表面加工が施されていなければならない。

第二百七十四條　分銅の形状は、円筒形、角とう形等なるべく表面積の小さいものでなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、分銅であつて質量が一グラム（カラットによるものにあつては五カラット、尺貫法によるものにあつては五分、ヤードポンド法（ゲレーンを除く。）によるものにあつては〇・〇五オンス、ゲレーンによるものにあつては二〇ゲレーン）以上の質量のものには、とがつた部分または角があつてはならない。

第二百七十五條　分銅またはおもりに質量の調整のため金属を詰めるときは、粂がんその他によりその金属が脱出しないようにしなければならない。

2　分銅またはおもりの粂がんの表面は、周囲の面と一様であり、かつ、なめらかなものでなければならない。

第二百七十六條　分銅またはおもりに質量の調整のために詰める金属は、その分銅またはおもりの質量の二〇分の一をこえてはならない。

第二百七十七條　分銅またはおもりの質量の調整のために金属をつめる孔は、一個でなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、修理をした分銅またはおもりについては、前項の孔が二個あることを妨げない。

第二百七十八條　分銅が二以上の部分によつて組み立てられているときは、その各部分は、ノック、ろう付しその他の方法により緊着されていなければならない。

第二百七十九條　分銅にノックを用いたときは、ノックの頭部は、周囲の面から著しく突出し、または陥入していてはならない。ただし、精密分銅については、この限りでない。

第一節　通則

（この節の内容）

第二百八十條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、はかりについては、この節に定めるところによる。

（順序）

第二百八十一條　はかりの構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一、目盛、記号、標識その他の表記の検査

二　指示機構または記録装置の検査

三　材質の検査

四　形状その他の機構および作用の検査

五　器差の検査

（材質）

第二百八十二條　はかりの刃、刃受または刃ぶた、またその他刃もしくは刃受のすべりを防止するために使用する物（石製のものを除く。）が第百七十七條第一項または第百七十九條の規定に適合するかどうかの検査は、かたさがロックウエルC五七度の検定用基準やすりを検査しようとする面に約三〇度の角度であて、検定用基準やすりの面に対して角度約三〇度の方向に約七重量キログラムの力を加えて行う。この場合において、検定用基準やすりがすべつたときは、かたさがロックウエルC五七度以上あるものとする。

（作用および器差）

第二百八十三條　はかりの検査は、はかりを堅ろうな基盤または定盤の上に水平に載せて行う。ただし、第二條に規定するはかりその他特殊な構造のはかりについては、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、棒はかり、計量機構を懸垂して使用する懸垂はかりの検査は、これらのはかりを堅ろうなひょう架その他の懸垂装置に懸垂して行う。

第二百八十四條　はかりがはかり以外の機械、器具または装置と一体をなしていて、はかりのみを取りはずすことにより、その精度または機能が変化するおそれがあるときは、その一体をなしている状態で検査を行う。

第二百八十五條　はかりが第百七十一條の規定に適合するかどうかの検査は、そのはかりが計ることができる質量の範囲内の任意の質量の荷重をはかりにかけた後、最小目盛質量を表わす目盛がないはかりまたは感量

がひよう量の一〇、〇〇〇分の一以下のはかりにあつては、感量）に相当する質量の荷重を静かに増減して行う。

第二百八十九條　はかり（被計量物を直接懸垂するはかりを除く。）の器差の検査は、載せ台のほぼ中央に検定用基準分銅を載せて行う。

2　被計量物を直接懸垂するはかりの器差の検査は、被計量物を懸垂する部分に検定用基準分銅を正しく懸垂して行う。

3　前二項の器差の検査は、ひよう量および検査をするはかりが計ることができる質量の範囲内の任意の二以上の質量について行う。

4　第一項または第二項の器差の検査において、はかりが定量増おもりまたは定量おもりを使用するものであるときは、検定用基準定量おもりまたは検定用基準定量おもりまたは検定用基準定量増おもりを用いて行う。

5　第一項または第二項の規定にかかわらず、ひよう量が二トンをこえるはかりについては、検定用基準分銅を用いないことができる。

第二百九十條　はかりの検査において、示度を読み取るときは、故意にはかりに震動を与えてはならない。

第二百九十一條　風袋引の装置のあるはかりについては、風袋引の装置を働かせないで第二百八十九條の器差の検査をする外、風袋引のできる最大の質量の荷重をかけ零点の調整を行つた後、同條の器差の検査を行う。

（ばね式はかり）

第二百九十二條　ばね式はかりであつて、目盛の最小値がひよう量の二〇〇分の一以下のものが第二百十七條の規定に適合するかどうかの検査は、温度分布が三度以内の均一性を有する気温そうを用いて、同一温度に一時間以上保つた後行う。ただし、法第九十條第一項の部品検査に合格した制温装置を使用しているばね式はかりについては、この限りでない。

2　前項の検査は、温度零下五度から三〇度までの範囲内の異なる任意の温度について、三回以上行う。

（起重機用のはかり）

第二百九十三條　起重機用のはかりであつて、巻上げその他の運行を停止して計量するものの器差の検査は、計ることができる最も低い位置で行い、かつ、ひよう量の二分の一に相当する質量について、中央部および最も高い位置で行う。

第二百九十四條　起重機用の自動はかりの巻上げにおける器差の検査は、そのはかりが計ることができる質量の範囲内の任意の質量の荷重をかけて表記された速度で巻き上げ、これを三回以上繰り返し、各回における示度の平均値を求めて行う。

2　起重機用の自動はかりの横行、縦行または旋回における器差の検査は、ひよう量の二分の一の荷重をかけて表記された速度で運行を行い、これを三回繰り返し、各回における示度の平均値を求めて行う。

（容器付の自動はかり）

第二百九十五條　容器付の自動はかりの器差の検査を行うときは、第二百八十九條第一項の規定にかかわらず、表記された被計量物を用いて行う。ただし、やむを得ない事由があるため、表記された被計量物を用いることができないときは、その被計量物と形状、大きさ、比重その他の性質が類似する物をもつてこれにかえることができる。

2　前項の器差の検査は、検査をする容器付の自動はかりによつて三回以上計りとられた被計量物の各回の量について、そのはかりの検定公差のうち最小のものの一〇分の一以下の精度があるはかりで計り、その平均値を求めて行う。

3　二以上の定量を計る容器付の自動はかりについては、各定量について前二項の器差の検査を行う。

4　容器付の自動はかりは、その計ることできる定量について、第一項から前項までの検査を行う外、目盛さおの目盛線の任意の二箇所以上について、同様の検査を行う。

（コンベヤー用の自動はかり）

第二百九十六條　コンベヤー用の自動はかりが第二百二十六條の規定に適合するかどうかの検査は、空掛の状態においてコンベヤーを運転して整数回転させたときの示度が零点を指すように調整した後、同様の運転をするコンベヤー用の自動はかりをその表記された最大計量能力の約一〇分の三および約一〇分の八の荷重でそれぞれ五回以上運転して行う。この場合において、一回に検査をする質量は、ひよう量の一〇倍以上でなければならない。

第二百九十八條　コンベヤー用の自動はかりの器差の検査（テストチエーンを用いるときを除く。）においては、その器差は、各回ごとに左の式により算出した値の平均値とする。

$$\text{器差} = \frac{I - Q}{I} \times Q$$

I は、計る前にコンベヤーにつけたしるしが、計る前の示度がひよう量の一〇倍以上の質量に相当する変化を示した後、同一の位置にまわつてきたときのはかりの指示する値（コンベヤーにしるしをつけるときにはかりが指示していた値を減じた値）

Q は、被計量物の質量

2　テストチエーンを用いるコンベヤー用の自動はかりの器差の検査においては、その器差は、各回ごとに左の式により算出した値の平均値とする。

$$\text{器差} = \frac{I - Q \cdot \frac{L}{5}}{I} \times Q \cdot \frac{L}{3}$$

I は、計る前にコンベヤーにつけたしるしが、計る前の示度がひよう量の一〇倍以上の質量に相当する変化を示した後、同一の位置にまわつてきたときのはかりの指示する値（コンベヤーにしるしをつけるときにはかりが零点でつり合つていない場合は、この値からしるしをつけるときにはかりが指示していた値を減じた値）

Q は、テストチエーンの一メートル当りの質量

L は、ベルトの全長に回転数を乗じた値

3　コンベヤー用の自動はかりは、器差の検査をした後、空掛の状態においてコンベヤーを運転して整数回転させ、それが第二百二十六條の規定に適合するかどうかの検査を行う。

（運搬車用のはかり）

第二百九十九條　運搬車用の自動はかりであつて、運搬車の走行中に計量を行うものの器差の検査は、第二百八十九條第一項の規定にかかわらず、表記された速度で走行する運搬車を用いて行う。

2　運搬車用のはかりであつて、運搬車を急停車させて計量を行うものが第二百三十三條の規定に適合するかどうかの検査は、そのはかりのひよう量の約二分の一に相当する質量の運搬車を載せ台の上で急停車させたあるはかりで計つて用いる。ただし、テストチエーンについては、この限りでない。

4　第二項の規定により用いるテストチエーンは、検査をするコンベヤー用の自動はかりの働長の二・五倍以上の長さ（コンベヤーが被計量物を運搬することができる距離がそのはかりの働長の二・五倍未満であるときは、その距離に相当する長さ）がなければならない。

5　テストチエーンを用いてコンベヤー用の自動はかりの器差の検査をするときは、テストチエーンの中心がほぼ働長の中心にくるようにベルトの上に載せ、テストチエーンが移動およびだ行をしないように保持して、ベルトを運転するものとする。

6　第一項の器差の検査は、検査をするコンベヤー用の自動はかりをその表記された最大計量能力の約一〇分の三および約一〇分の八の荷重でそれぞれ五回以上運転して行う。この場合において、一回に検査をする質量は、ひよう量の一〇倍以上でなければならない。

第二百九十八條　コンベヤー用の自動はかりの器差の検査（テストチエーンを用いるときを除く。）においては、その器差は、各回ごとに左の式により算出した値の平均値とする。

$$\text{器差} = \frac{I - Q}{I} \times Q$$

I は、計る前にコンベヤーにつけたしるしが、被計量物のすべての計量が終つた後、同一の位置にまわつてきたときのはかりの指示する値（コンベヤーにしるしをつけるときに、はかりが零点でつり合つていない場合は、この値からしるしをつけるときにはかりが指示していた値を減じた値）

Q は、被計量物の質量

ときの示度とその運搬車と同一の質量の荷重を静かに載せたときの示度との差について行う。

（器差の算出方法）

第三百條　天びんおよびコンベヤー用の自動はかり以外のはかり（質量を表わす目盛がないものおよび感量がひよう量の一〇、〇〇〇分の一以下のものを除く。）の器差は、その表わす質量から真実の質量を減じて算出するものとする。

第二款　天びん

（天びんの作用）

第三百一條　天びんが第二百五十二條の規定に適合するかどうかの検査は、その天びんのひよう量の二分の一に相当する質量の検定用基準分銅を、各皿の中心から皿の半径の三分の一の距離だけ離れたところに左の図の一または図の二のように載せたときの静止点と検定用基準分銅を各皿の中心に載せたときの静止点との差について行う。

図の一

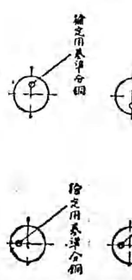

図の二

（普通天びん）

第三百二條　普通天びんの器差は、左の式により算出する。

$$\text{器差} = \frac{\triangle}{2} \times \frac{n_1 + n_2 - 2n_0}{n_2 - n_1}$$

△は、表記された感量

n_0は、空掛の状態における静止点の値

n_1は、任意の質量の分銅を両皿に載せたときの静止点の値

n_2は、n_1を求めたときの分銅を交換して両皿に載せたときの静止点の値

$n_\triangle$は、n_0を求めたときの状態において、感量に相当する質量の検定用基準分銅をさらに一方の皿に載せたときの静止点の値

（精密天びん等）

第三百三條　精密天びんまたは極微天びんの器差の検査をするときは、空掛の状態における静止点は、測定を三回行つて、その平均値によつて定めるものとする。

2　精密天びんまたは極微天びんの器差の検査は、ひよう量およびひよう量の二分の一について行う。

3　第三百一條の規定は、精密天びんおよび極微天びんの器差の検査に準用する。この場合において、感量に相当する質量の検定用基準分銅を皿に載せることにかえて、検定用基準ライダーをライダーさおに載せて検査を行うことを妨げない。

第三百四條　精密天びんまたは極微天びんが第二百五十條の規定に適合するかどうかの検査においては、空掛の状態において感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変化の大きさは、二回測定したときの値の平均値とする。

第三百五條　精密天びんまたは極微天びんが第二百五十一條の規定に適合するかどうかの検査は、器差の検査を行つた後の空掛の状態において静止点を二回測定して求めた値の平均値と第三百三條第一項の規定により定めた静止点の値との差について行う。

（棒はかり）

第三百六條　極微天びんのライダーさおの目盛の検査は、ライダーさおの両端の目盛について行い、左の式により誤差を算用する。

$$\text{器差} = \frac{R \times N}{n_1 - n_2}(n_1 - n_\triangle)$$

R は、感量の一〇倍に相当する質量（感量の一〇倍に相当する質量が一ミリグラム未満のときは一ミリグラム）

N は、ライダーをライダーさおに載せた位置の読み（ライダーさおの読みを左端の目盛を〇、中央を一、右端の目盛を二とする。）

n_1は、Rに相当する質量の分銅およびライダーをそれぞれ右皿および左皿に載せたときの静止点の値

n_2は、n_1を求めたときのライダーをライダーさおの左端に載せたときの静止点の値

$n_\triangle$は、n_2を求めたときのライダーを、感量の一倍または二倍の荷重により生ずる変位と同一の変位が生ずるようにライダーさおの左端の目盛から右に移したときの静止点の値

（鎖付天びん等）

第三百七條　鎖付天びんの鎖の移動装置の目盛、ライダーさおに質量を表わす目盛があり天びんのライダーさおの目盛または線状分銅を使用する天びんの線状分銅を操作するダイヤルの目盛が第二百五十四條の規定に適合するかどうかの検査は、天びんを空掛の状態にした後、任意の二以上の目盛線について行う。

第三款　棒はかり

第三百八條　木製の棒はかりに使用している木材が第二百五十五條の規定に適合するかどうかの検査のうち、水分含有率の検査は、水分測定器または水分含測装置を用いて行う。

2　台はかり（運搬車用の台はかりおよび架空式の台はかりを除く。）が第二百六十三條の規定に適合するかどうかの検査は、台の上の左の図の位置にひよう量の四分の一の荷重を順次載せて行う。

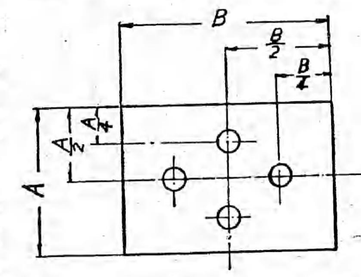

3　運搬車用の台はかりまたは架空式の台はかりであつて、セクション（被計量物の質量を直接支えるての一対の支点を含む鉛直平面をいう。以下同じ。）が二あるものが第二百六十三條の規定に適合するかどうかの検査は、台の上の左の図の位置にひよう量の二分の一の荷重を順次載せて行う。

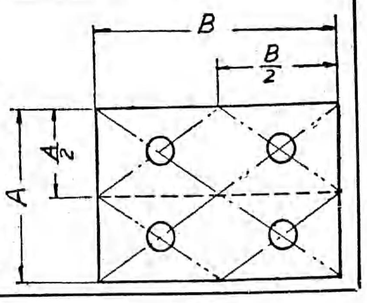

4　運搬車用の台はかりまたは架空式の台はかりであつて、セクションが三以上あるものが第二百六十三條の規定に適合するかどうかの検査は、台の上の左の図の位置にひよう量の二分の一の荷重を順次載せて行う。

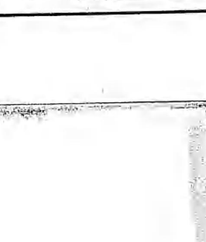

昭27. 3. 1.
号外

昭27. 3. 1.

セクション

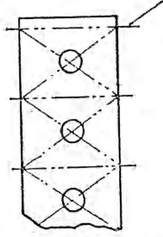

第三百十一條　皿はかりまたは台はかりであつて、さおまたは目盛さおがあるものが第二百十二條の規定に適合するかどうかの検査は、ひよう量の四分の一の荷重を皿または台の中央に載せ、さおまたは目盛さおを標準上許される範囲内において静かに各方向に動かして行う。

第三百十二條　皿はかりまたは台はかりが第二百六十四條の規定に適合するかどうかの検査は、ひよう量の四分の一の荷重を皿または台の中央に載せ、皿または台にひよう量の一〇分の一の質量に相当する力の大きさを以下の力の大きさを前後左右に水平に加えて行う。

（懸垂はかり等）

第三百十三條　懸垂はかり、皿はかりまたは台はかりであつて、休み装置があるものが第二百六十五條の規定に適合するかどうかの検査は、ひよう量の四分の一の荷重をかけて行う。

第三百十四條　第三百十條から前條までの検査の結果が、誤差の限度をこえた場合であつて、その検査をする前に零点の調整を行わなかつたときは、その検査を、零点を調整した後、再び行うものとする。

第三百十五條　懸垂はかり、皿はかりまたは台はかりは、第三百十條から第三百十三條までに規定する検査をした後、零点調整を行う。

2　懸垂はかり、皿はかりまたは台はかりは、前項の規定より零点の調整を行つた後、器差の検査および第百七十一條の規定に適合するかどうかの検査を行う。

第三百十六條　懸垂はかり（懸垂自動はかりを除く。）、皿はかりまたは台はかり（コンベヤー用の自動はかりを除く。）が第二百六十六條の規定に適合するかどうかの検査は、前條第二項の検査をした後の空掛の状態における示度について行う。

第三百十七條　懸垂はかり、皿はかりまたは台はかりであつて、水平器があるものの水平器が第二百八條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、水平器の種類に応じ、左の各号に掲げる位置までではかりを傾けて器差の検査をすることにより行う。

一　下げ振り式水平器であつては、下げ振りが、水平器のにらみの位置において、下げ振りとにらみ穴との間げきの三分の一だけ移動するような位置

二　下げ振り式水平器であつて、にらみ穴がないものにあつては、下げ振りの先端が一ミリメートル移動するような位置

三　気ほう式水平器にあつては、気ほうの位置が一ミリメートル移動するような位置

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（質量を表わす目盛がない懸垂はかり等）

第三百十八條　懸垂はかり、皿はかりまたは台はかりであつて、質量を表わす目盛がないものまたは感量がひよう量の一〇、〇〇〇分の一以下のものについては、第三百十條から前條までの規定は、適用しない。

2　第三百一條から第三百七條までの規定は、前項に規定するはかりに準用する。

第五款　分銅および おもり

（分銅の器差）

第三百十九條　分銅の器差の検査は、検定用基準天びんまたは検査をする分銅の表わす質量に相当する質量の検定用基準分銅を載せ、左皿に任意の質量の分銅を載せてつり合わせたときの静止点の値

n_Aは、n_Sを求めたときの状態において、いずれか一方の皿に検定公差に相当する質量の検定用基準分銅を加えたときの静止点の値

nは、n_Aを求めたときの状態において、右皿から最初に載せた検定用基準分銅および検定公差に相当する質量の検定用基準分銅をおろし、かわりに検査をする分銅をのせたときの静止点の値

検定用基準分銅と検査をする分銅との空気中の浮力の差が検定公差の一〇分の一をこえるときは、浮力の補正をする。この場合において、比重は、真ちゆうおよびニッケルにあつては八・四、鋳鉄にあつては七・〇、アルミニウムにあつては二・七、空気にあつては〇・〇〇一二とする。

$n_S+(n_S-n_E)l_B/l_S-(n_S-n_E)$

n_Sは、検査用基準天びんの右皿に検査をする分銅の表わす質量に相当する質量の検定用基準分銅を載せ、左皿に任意の質量の分銅を載せてつり合わせたときの静止点の値

n_Aは、n_Sを求めたときの状態において、いずれか一方の皿に検定公差に相当する質量の検定用基準分銅を加えたときの静止点の値

nは、n_Aを求めたときの状態において、右皿から最初に載せた検定用基準分銅および検定公差に相当する質量の検定用基準分銅をおろし、かわりに検査をする分銅をのせたときの静止点の値

検定用基準分銅と検査をする分銅との空気中の浮力の差が検定公差の一〇分の一をこえるときは、浮力の補正をする。この場合において、比重は、真ちゆうおよびニッケルにあつては八・四、鋳鉄にあつては七・〇、空気にあつては〇・〇〇一二とする。

2　第三百一條から第三百七條までの規定は、前項に規定するはかりに準用する。

（分銅の器差）

第三百十九條　分銅の器差の検査は、検定用基準天びんまたは検査をする分銅の表わす質量に相当する質量の検定用基準分銅を載せ、左皿に任意の質量の分銅を載せてつり合わせたときの静止点の値

$n_S+(n_S-n_E)l_B/l_S-(n_S-n_E)$

n_Sは、検査用基準天びんの右皿に検査をする分銅の表わす質量に相当する質量の検定用基準分銅を載せ、左皿に任意の質量の分銅を載せてつり合わせたときの静止点の値

n_Aは、n_Sを求めたときの状態において、いずれか一方の皿に検定公差に相当する質量の検定用基準分銅を加えたときの静止点の値

nは、n_Aを求めたときの状態において、右皿から最初に載せた検定用基準分銅および検定公差に相当する質量の検定用基準分銅をおろし、かわりに検査をする分銅をのせたときの静止点の値

検定用基準分銅と検査をする分銅との空気中の浮力の差が検定公差の一〇分の一をこえるときは、浮力の補正をする。この場合において、比重は、真ちゆうおよびニッケルにあつては八・四、鋳鉄にあつては七・〇、空気にあつては〇・〇〇一二とする。

第三百二十條　分銅の器差の検査は、検定用基準天びんまたは検査をする分銅の表わす質量に相当する質量の検定用基準分銅を載せ、左皿に任意の質量の分銅を載せてつり合わせたときの静止点の値

$n_S+(n_S-n_E)l_B/l_S-(n_S-n_E)$

n_Sは、検査用基準天びんの右皿に検査をする分銅の表わす質量に相当する質量の検定用基準分銅を載せ、左皿に任意の質量の分銅を載せてつり合わせたときの静止点の値

n_Aは、n_Sを求めたときの状態において、いずれか一方の皿に検定公差に相当する質量の検定用基準分銅を加えたときの静止点の値

nは、n_Aを求めたときの状態において、右皿から最初に載せた検定用基準分銅および検定公差に相当する質量の検定用基準分銅をおろし、かわりに検査をする分銅をのせたときの静止点の値

検定用基準分銅と検査をする分銅との空気中の浮力の差が検定公差の一〇分の一をこえるときは、浮力の補正をする。この場合において、比重は、真ちゆうおよびニッケルにあつては八・四、鋳鉄にあつては七・〇、空気にあつては〇・〇〇一二とする。

第三百二十一條　前條の規定は、定量増おもりの器差の検査に準用する。この場合において、第一項中「表わす質量」とあるのは、「表記してある増おもりの掛量をその質量で除した値および増おもりの掛量によつて算出した質量」と読み替えるものとする。

（定量おもりの器差）

第三百二十二條　第三百二十條の規定は、定量おもりの器差の検査に準用する。この場合において、第一項中「表わす質量」とあるのは、「表記してある組み合わされるはかりのひよう量から算出した質量」と読み替えるものとする。

第三節　制温装置検査

（この節の内容）

第三百二十三條　法第九十條第一項の部品検査の実施の方法は、ばね式指示はかりの制温装置については、第十八條から第二十條までに定めるところによる外、この節に定めるところによる。

第三百二十四條　制温装置検査は、ばね式指示はかりの制温装置（以下「制温装置」という。）について、寸法検査および温度検査により行う。

第三百二十五條　制温装置の寸法検査においては、その制温装置の寸法とそれが取り付けられるべきばね式指示はかりにおいて制温装置が完全に制温効果をあらわすことができる寸法との差が完全に制温効果を表わすことができる寸法の一〇パーセント以内であるときは、その制温装置は、合格とする。

第三百二十六條　制温装置の温度検査は、制温装置を取り付けたばね式指示はかりに、常温において、五〇度（温度の変化を与えることが困難なときは、四〇度）の温度の変化を与えたときの器差の変化について行う。

2　前項の規定により温度の変化を与えるときは、温度分布が三度以内の均一性を有する気温そうを用いる。

3　第二項の規定により温度の変化を与えるときは、最高の温度、最低の温度およびその他の任意の二以上の温度において、数箇の荷重をかけ、誤差曲線を求めることにより器差を算定する。この場合において示度の読取りは、同一温度に一時間以上保つた後行うものとする。

4　前項の規定により算定した器差から常温における器差を減じた値が検査をしたばね式指示はかりの検定公差の範囲内にあるときは、その制温装置は、温度検査に合格したものとする。

第四章　温度計

第一節　構造

第一款　通則

（この節の内容）

第三百二十七條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、温度計については、この節に定めるところによる。

（表記等）

第三百二十八條　温度計の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　温度計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　温度計の表記には、誤記があつてはならない。

第三百二十九條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした温度計には、法第二十五條の記号および都道府県名を見易い箇所に表記しなければならない。ただし、計量器関係事業規則第十三條の水銀温度計については、この限りでない。

（表記）

第三百三十條　温度計には、その表わす温度の法定計量単位またはその略字を見易い箇所に表記しなければならない。

第三百三十一條　温度計の主な目盛線には、その表わす温度の値を表記しなければならない。値を表記した目盛線の間にある目盛線の値が二あるものについても、同様とする。

第三百三十二條　自記温度計には、その器物番号、計ることができる最高の温度および最低の温度ならびにその時計仕掛の基本持続時間を表記しなければならない。

2　電気式の時計仕掛がある自記温度計については、前項の基本持続時間にかえて、その時計仕掛の電圧および周波数（直流のものにあつては、直流である旨）を表記しなければならない。

（目盛線）

第三百三十三條　温度計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としたければならない。

第三百三十四條　温度計の目盛線は、その中心線によつて温度を示すように目盛られたものでなければならない。

第三百三十五條　温度を表わす目盛が二段以上ある温度計は、同一の温度を表わす目盛線が一致しているものでなければならない。この場合において、その一目盛の値および表わす量に応ずる検定公差（検定公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）の三分の一以内の誤差があることを妨げない。

（時計仕掛）

第三百三十六條　自記温度計の時計仕掛（電気式のものを除く。）は、その基本持続時間の一・五倍（基本持続時間が一〇〇時間以上のものにあつては、二倍）の時間だけ持続して運転し、かつ、時間の誤差が一時間につき三〇秒（基本持続時間が一〇〇時間以上のものにあつては、二四時間につき五分）をこえないものでなければならない。

（記録紙）

第三百三十七條　自記温度計には、それに相応した記録紙が附されていなければならない。

2　自記温度計の記録紙には、記録紙の型式を表示する番号を表記しなければならない。

（附印部分）

第三百三十八條　温度計は、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

（精度の表記）

第三百三十九條　〇度の目盛以外の目盛が一のみのガラス製温度計には、左に掲げる精度について、精度の表記をすることができる。

一　度による目盛については、五度、二度、一度、〇・五度、〇・二度または〇・一度

二　カ氏度による目盛については、カ氏一〇度、カ氏五度、カ氏二度、カ氏一度、カ氏〇・五度またはカ氏〇・二度

2　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計には、左に掲げる精度について、精度の表記をすることができる。

一　度による目盛については、一〇度、五度、二度または一度

二　カ氏度による目盛については、カ氏二〇度、カ氏一〇度、カ氏五度またはカ氏二度

（表記）

第三百四十條　ガラス製温度計の盛出および盛止の目盛線には、盛出または盛止であることが識別できるような標識を表記しなければならない。ただし、体温計、気温用のガラス製温度計および毛細管中の移動指標により最高または最低の温度を計るガラス製温度計については、この限りでない。

2　ガラス製温度計には、その目盛線の数が一〇以上あるときは、その一目盛の値を表記しなければならない。ただし、体温計については、この限りでない。

（目盛線）

第三百四十一條　ガラス製温度計の目盛線は、その目盛線（浸線（計るべき温度を保たなければならない部分を表示する線その他のものをいう。以下同じ。）の附してあるものにあつては、浸線）の位置までその目盛線が表わす温度に保つたときの示度によつて目盛られたものでなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、留点があるガラス製温度計であつて、視定温度を表記したものについては、その視定温度にしたときの示度によつて目盛られたものでなければならない。

第三百四十二條　ガラス製温度計の目盛線は、感温液が水銀または水銀アマルガム（以下「水銀」という。）であるときは水際の最上部による示度により、水銀以外の液体であるときは水際の最下部による示度により目盛られたものでなければならない。

（材質）

第三百四十三條　ガラス製温度計に用いるガラスは、第三百七十六條第一項のガラス製温度計アルカリ溶出検査を行つたときに、ガラスの粉末試料二・五グラムにつきアルカリ溶出量が〇・七ミリグラム以下のものでなければならない。

2　ガラス製温度計に用いるガラスは、経年変化をし難いものでなければならない。

第三百四十四條　水銀温度計に封入する水銀は、不純物が混入していないものでなければならない。

2　水銀温度計以外の液体温度計に封入する液体に染料を用いるときは、その染料は、容易にたい色し、または沈でんしないものでなければならない。

（機構および作用）

第三百四十五條　ガラス製温度計のガラスの部分は、終目の不完全、気ほう、すじ、きず、ひずみ等があるため、通常の使用状態において破損するおそれがあるものであつてはならない。

第三百四十六條　ガラス製温度計は、零点降下が少ないものでなければならない。

第三百四十七條　ガラス製温度計は、温度を計るときに液切れがしないものでなければならない。ただし、留点があるものの留点の部分については、この限りでない。

第三百四十八條　ガラス製温度計は、その計ることができる最高の温度に保つたときに、感温液の液切れ、沸騰、酸化、蒸発、凝結または気ほうの発生、球部の変形等が生ずるため示度の視定が困難なものまたは容易に差狂が生ずるおそれがあるものであつてはならない。

第三百四十九條　ガラス製温度計は、毛細管の内壁が著しくよごれ、毛細管の上部補強部に示度に影響を及ぼす程度の量の感温液が附着し、または毛細管内に水分、空気、もり等を含んでいるため、容易に液切れまたは差狂を生ずるおそれがあるものであつてはならない。

第三百五十條　ガラス製温度計は、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管温度計の毛細管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、もり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものまたは示度を読み取る際に誤認のおそれがあるものであつてはならない。

（二重管温度計）

第三百五十一條　二重管温度計であつて、外管の頭部をよう接していないものは、その頭部を水分が発生しない材料を用いて封じたものでなければならない。

2　二重管温度計は、外管内に水分があるため、常温において曇りを生ずるものであつてはならない。

（留点）

第三百五十二條　留点があるガラス製温度計は、その留点を通過した感温液が異常降下するものおよび留点を通過した感温液をもど下することが著しく困難なものであつてはならない。

（移動指標）

第三百五十三條　毛細管中の移動指標により最高または最低の温度を計るガラス製温度計は、感温液の面が移動指標から離れたときに、移動指標が検定公差の五分の一の温度に相当する目盛面の長さをこえて移動するものであつてはならない。

（浸線）

第三百五十四條　浸線が附されたガラス製温度計の浸線には、浸線であることが識別できるような標識を附さなければならない。

（板附温度計）

第三百五十五條　板附のガラス製温度計は、ガラス管が容易に、移動または脱落しない構造であり、かつ、そ

号外

昭27.3.1.

のガラス管の毛細管の上端が外部から見易い構造でなければならない。

第三百五十六條　板附のガラス製温度計であつて、ガラス管および板に目盛線があるものは、ガラス管と板とについて、同一の温度を表わす目盛線が一致しているものでなければならない。この場合において、その一目盛の値および表わす量に応ずる検定公差（検定公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）に相当する値以内の誤差があることを妨げない。

（体温計）

第三百五十七條　体温計には、体温計であることが識別できるような標識を附さなければならない。

第三款　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計

（表記）

第三百五十八條　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計には、その目盛板（自記温度計にあつては、機体）に左の事項を表記しなければならない。

一　温度計である旨の表示

二　大気圧と異る圧力において使用するアネロイド型温度計にあつては、使用するときの圧力

三　蒸気張力によるアネロイド型温度計であつて、大気圧の変化が温度の示度に影響するものにあつては、使用するときの大気圧

四　蒸気張力によるアネロイド型温度計であつて、感温部と指示部または記録部とを同一の高さにおいて使用しないものにあつては、使用するときの感温部と指示部または記録部との垂直距離（指示部または記録部が感温部よりも低いときは、負の符号を附するものとする。）

（機構および作用）

第三百五十九條　アネロイド型温度計のブルドン管、空ごう、波状板もしくはベローズまたはバイメタル式温度計のバイメタルは、容易に取替えることができない構造にしなければならない。

第三百六十條　アネロイド型指示目盛温度計およびバイメタル式指示目盛温度計は、指針の運動が不円滑であり、ガラス板の異状反射がある等のため、示度が読み取り難いものまたは示度を読み取る際に誤認のおそれがあるものであつてはならない。

第三百六十一條　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計は、左右に角度一〇度傾けたとき、または前後に九〇度傾けたときに、示度が検定公差の範囲内にあるものでなければならない。ただし、取付け姿勢が明示されているものについては、この限りでない。

第三百六十二條　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計は、その計ることができる最高の温度に二十四時間（蒸気張力によるアネロイド型温度計にあつては、三時間）以上保つたときに、示度の変化がその温度における検定公差に相当する温度の範囲をこえないものでなければならない。

第三百六十三條　アネロイド型温度計は、感温部を三〇分間一定の温度に保つた後、その状態において、導管および指示部または記録部に、気温附近において一〇度の温度の変化を與えて三〇分間保つたときの示度の変化が感温部の温度における検定公差に相当する温度の範囲をこえないものでなければならない。

第三百六十四條　温度計の器差の検査は、検査すべき温度を表わす目盛線（浸線があるものにあつては、浸線）まで同一の温度とした状態で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、水銀以外の液体であるときは、水際の最下部について行う。

第三百六十五條　ガラス製温度計の器差の検査は、検査をする目盛線（検査をする目盛線が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）に相当する値以内の誤差があることを妨げない。

（体温計）

第三百五十七條　体温計には、体温計であることが識別できるような標識を附さなければならない。

第三款　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計

（表記）

第三百五十八條　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計には、その目盛板（自記温度計にあつては、機体）に左の事項を表記しなければならない。

一　温度計である旨の表示

二　大気圧と異る圧力において使用するアネロイド型温度計にあつては、使用するときの圧力

三　蒸気張力によるアネロイド型温度計であつて、大気圧の変化が温度の示度に影響するものにあつては、使用するときの大気圧

四　蒸気張力によるアネロイド型温度計であつて、感温部と指示部または記録部とを同一の高さにおいて使用しないものにあつては、使用するときの感温部と指示部または記録部との垂直距離（指示部または記録部が感温部よりも低いときは、負の符号を附するものとする。）

（機構および作用）

第三百五十九條　アネロイド型温度計のブルドン管、空ごう、波状板もしくはベローズまたはバイメタル式温度計のバイメタルは、容易に取替えることができない構造にしなければならない。

第三百六十條　アネロイド型指示目盛温度計およびバイメタル式指示目盛温度計は、指針の運動が不円滑であり、ガラス板の異状反射がある等のため、示度が読み取り難いものまたは示度を読み取る際に誤認のおそれがあるものであつてはならない。

第三百六十一條　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計は、左右に角度一〇度傾けたとき、または前後に九〇度傾けたときに、示度が検定公差の範囲内にあるものでなければならない。ただし、取付け姿勢が明示されているものについては、この限りでない。

第三百六十二條　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計は、その計ることができる最高の温度に二十四時間（蒸気張力によるアネロイド型温度計にあつては、三時間）以上保つたときに、示度の変化がその温度における検定公差に相当する温度の範囲をこえないものでなければならない。

第三百六十三條　アネロイド型温度計は、感温部を三〇分間一定の温度に保つた後、その状態において、導管および指示部または記録部に、気温附近において一〇度の温度の変化を與えて三〇分間保つたときの示度の変化が感温部の温度における検定公差に相当する温度の範囲をこえないものでなければならない。

第二節　検定方法

第一款　通則

（この節の内容）

第三百六十四條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、温度計については、この節に定めるところによる。

（順序）

第三百六十五條　温度計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　指示機構または記録装置の検査

三　材質の検査

四　形状その他の機構の検査

五　作用および器差の検査

（器差）

第三百六十六條　温度計の器差の検査は、目盛の任意の二箇所以上について行う。

第三百六十七條　温度計の器差の検査は、低温から始めて順次高温に及ぶものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第三百六十八條　温度計の器差の検査は、検定用基準温度計との比較によつて行う。この場合において、検定用基準温度計は、検査をする温度計の一目盛の値と同一またはそれ以下の一目盛の値を有するものでなければならない。

2　前項の器差の検査は、検査温度に応じ、左の表に掲げる検査そうを用いて行う。ただし、気温用の温度計（ガラス製温度計にあつては、板附のものに限る。）については、この限りでない。

検査温度	検査そう
零下五〇度以下	極低温検査そう（上質のガソリンを用い、液体空気を滴下して温度を下げるもの）
〇度以下	低温検査そう（アルコールを用い、ドライアイスの細粉を加えて温度を下げるもの）
一〇〇度以下	常温検査そう（水を用いるもの）
約二七〇度以下	高温検査そう（白絞油または大豆油を用いるもの）
約七〇〇度以下	特高温検査そう（硝酸ナトリウム五〇パーセント、硝酸カリウム五〇パーセントの混合物を用いるもの）

第三百六十九條　温度計の器差の検査を温度定点で行うときは、それぞれ氷点検査装置により、沸騰点検査装置により、凝固点検査装置により行う。

第三百七十條　温度計の器差の検査は、検査そうを用いるときは、検定用基準温度計および検査をする温度計の温度を感ずる速さに応じて、検査そうの温度が一定に保たれる状態または極めて徐徐に上昇する状態において行う。

第三百七十一條　温度計の器差の検査は、検査そうを用いるときは、そう内の液体または気体を常にかくはんして、液体または気体の各部の温度が均一であるようにして行う。

第三百七十二條　指示目盛温度計の器差の検査をするときは、検査をする温度に二十四時間（蒸気張力によるアネロイド型温度計にあつては、三時間）以上保つたときに、示度の変化がその温度における検定公差に相当する温度の範囲をこえないものでなければならない。

第三百七十三條　自記温度計の器差の検査は、記録紙に記録される温度の値を読み取つて行う。

第三百七十四條　温度計の器差は、その表わす温度から真実の温度を減じて算出するものとする。

（時計仕掛）

第三百七十五條　自記温度計の時計仕掛（電気式のものを除く。）が第三百三十六條の規定に適合するかどうかの検査は、記録装置により記録をしながら行う。

2　前項の検査は、時計仕掛にぜんまいを用いたものにあつては、ぜんまいを最大限に巻いて行う。

3　第一項の検査において、時間の誤差の検査をするときは、基本持続時間の五分の一（基本持続時間が一〇〇時間以上のものにあつては、一〇分の一）以上の時間を経過した時から基本持続時間を経過する時までの時間において行う。

4　第一項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

第二款　ガラス製温度計

（アルカリ溶出検査）

第三百七十六條　ガラス製温度計のアルカリ溶出検査は、左の検査方法により行う。

検査方法

一　試料　ガラス片を鉄製またはめのう製の乳鉢により粉砕したガラス粉末（標準網ふるいであつて、目の開きが〇・四〇ミリメートルのものを通り、〇・三〇ミリメートルのものを通らないものに限る。）であつて、アルコール度九九パーセントのアルコール溶液で三回洗浄して、温度一〇五度において乾燥したものを二五グラム用いる。

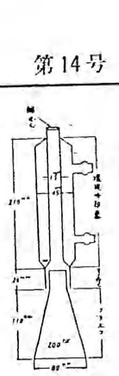

二　試験装置　左の図の規格による石英ガラスまたはパイレックス級ガラスで作つた還流冷却器付フラスコを用いる。

三　試験方法　蒸りゅう水を五分間以上沸騰させた後ただちに五〇立方センチメートルだけ試料とともにフラスコに入れ、これを電熱により水を沸騰させた湯浴そうの中にフラスコの内溶液の部分が浸入するように入れ、還流冷却をしつつ一時間加熱し、ただちにフラスコの内溶液の部分が没入するようにフラスコを流水に入れ、内溶液を常温まで冷却し、その内溶液を、フェノールフタレン〇・二パーセントアルコール溶液を指示薬として、一〇〇分の一規定の塩酸で滴定する。

四　算定方法　塩酸消費量を立方センチメートルで表わした値に〇・三一を乗じて得た酸化ナトリウムミリグラム量をアルカリ溶出量とする。

2　第一項のアルカリ溶出検査は、ガラス製温度計の球部もしくは棒部（二重管にあつては、毛細管部）のガラスまたはそれと同一の材質を有する部分のガラスについて行う。

3　第一項のアルカリ溶出検査は、法第九十條第二項の部品検査に合格したガラス管を使用するガラス製温度計については、行わない。

4　第一項のアルカリ溶出検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（器差）

第三百七十七條　ガラス製温度計の器差の検査は、感温液が水銀であるときは、水際の最上部において、水銀以外の液体であるときは、水際の最下部について行う。

第三百七十八條　ガラス製温度計の器差の検査は、検査すべき温度を表わす目盛線（浸線）まで同一の温度とした状態で行う。ただし、やむを得ない事由があるため、目盛線まで同一の温度とすることができないときは、この限りでない。

第三百七十九條　前條但書の規定により、ガラス製温度計の器差の検査を目盛線まで同一の温度としないで行つたときは、左の式により算出される値により補正をする。

$$\text{器示誤差} = \text{n} - (\text{t} - \text{T})\gamma$$

nは、露出部（検査をする目盛線と同一の温度に保つた箇所との間の部分をいう。以下この條において同じ。）の長さをその温度計の目盛面における一度（カ氏一度）に相当する長さで除した値

Tは、検査そうの温度

tは、露出部の平均の温度

Kは、ガラスに対する感温液の見掛けの膨脹係数（水銀温度計にあつては、六、三〇〇分の一（カ氏度によるものにあつては、一、一四〇分の一）、水銀温度計以外の液体温度計にあつては、八〇〇分の一（カ氏度によるものにあつては、一、四四〇分の一））

第三百八十條　ガラス製温度計の示度の読取は、温度を計つている状態において行う。

2　前項の規定にかかわらず、留点があるガラス製温度計であつて、視定温度が表記されたものの示度の読取は、その表記された温度において行い、体温計の示度の読取は、検査そうから取り出した後速かに行う。

第三百八十一條　高温検査そうを用いてガラス製温度計の三〇〇度以上の目盛の検査をする場合において、検査をする温度計をそう中にそう入するときは、あらかじめ、二五〇度以上の温度の激変が生じないように予熱するものとし、そう中から取り出したときは、加熱部分を三分間以上空気中に保持しておくものとする。

第三百八十二條　気温用の板附のガラス製温度計の器差の検査は、検査室の気温により行う。ただし、必要があると認めるときは、気温そうを用いて検査をし、または検査をする温度計にビニールその他薄く、かつ、透明な皮膜を用いたカバーをかけ、常温検査そうを用いて検査をすることを妨げない。

（零点降下）

第三百八十三條　ガラス製温度計が第三百四十六條の規定に適合するかどうかの検査は、三〇〇度をこえる目盛があるガラス製温度計が第三百四十八條の規定に適合するかどうかの検査は、器差の検査を行う前に、二時間以上その計ることができる最高の温度より低い温度に近い温度（最高の温度より低い温度に限る。）に保つて行う。

（留点）

第三百八十五條　留点があるガラス製温度計が第三百五十二條の規定に適合するかどうかの検査は、検査をする温度に近い示度にした後、一時間の温度を下げ、および手で振り下げ、または遠心機によりそれと同程度の力を加えて行う。

（移動指標）

第三百八十六條　毛細管中の移動指標により最高または最低の温度を計るガラス製温度計が第三百五十三條の規定に適合するかどうかの検査は、その器差の検査の途中または後において温度を下げ、または上げて行う。

第三款　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計

（器差）

第三百八十七條　指針または記録針の調整装置があるアネロイド型温度計またはバイメタル式温度計の器差の検査は、検定用基準温度計が示す温度に目盛を調整した後行う。

第三百八十八條　指針または記録針の調整装置がないアネロイド型温度計については、器差の検査における気温の標準温度は、二〇度とする。

第三百八十九條　使用するときの圧力または大気圧とが表記されているアネロイド型温度計の器差の検査は、圧力そうを用いて表記された圧力または大気圧において行う。

第三百九十條　蒸気張力によるアネロイド型温度計であつて、感温部と指示部または記録部とを表記されているものの器差の検査は、感温部と指示部または記録部とを、表記された垂直距離に保つて行う。ただし、やむを得ない事由があるため表記された垂直距離に保つことができないときは、この限りでない。

2　前項但書の規定により感温部と指示部または記録部とを表記された垂直距離に保たないで器差の検査を行うときは、感温部と指示部または記録部とを同一の高さに保ち、圧力そうを用いて、左の式により算出される圧力を指示部または記録部に加減して行う。

$$\text{圧力} = \text{p} \times \frac{\text{H}}{\text{h}}$$

pは、感温部と指示部または記録部とに任意に定めた垂直距離を與えたときの示度の変化に等しい示度の変化を生じさせるために指示部または記録部に加減した圧力の値

Hは、表記された垂直距離

hは、pを求めたときの任意に定めた垂直距離

第三百九十一條　アネロイド型温度計またはバイメタル式温度計の四〇〇度以上の目盛線についての器差の検査をする場合において、検定用基準ガラス製温度計を検査をする温度を表わす目盛線まで同一の温度にしないで用いたときは、第三百七十九條の規定による方法により補正をする。

第三百九十二條　気温用のアネロイド型温度計またはバイメタル式温度計であつて、指針または記録針の調整装置があるものの器差の検査は、気温そうを用いて行う。

2　気温用のアネロイド型温度計またはバイメタル式温度計であつて、指針または記録針の調整装置がないものの器差の検査は、検査室の気温により行う。ただし、必要があると認めるときは、気温そうを用いて検査をすることができる。

第三百九十三條　自動車または船舶の機関冷却水の水温を計るために用いるアネロイド型温度計またはバイメタル式温度計の器差の検査は、七〇度から一〇〇度までの温度の範囲について行う。

号外

P. 20

昭27. 3. 1.

（作用）

第三百九十四條　アネロイド型温度計またはバイメタル式温度計が第三百六十二條の規定に適合するかどうかの検査は、一〇〇度以上の目盛があるものについて、必要があると認めるときに限り行う。

2　アネロイド型温度計が第三百六十三條の規定に適合するかどうかの検査は、必要があると認めるときに限り行う。

第三節　ガラス管検査

（ガラス管検査）

第三百九十五條　法第九十條第一項の部品検査の実施の方法は、水銀温度計のガラス管については、第十五條から第十七條までに定めるところによる外、次條に定めるところによる。

第三百九十六條　ガラス管検査は、水銀温度計のガラス管に用いるガラスについて、アルカリ溶出検査によって行う。

2　アルカリ溶出検査において、検査をするガラスの粉末試料二・五グラムにつきアルカリ溶出量が〇・七ミリグラム以下であるときは、そのガラスは、合格とする。

3　第三百七十六條第一項の規定は、ガラス管検査におけるアルカリ溶出検査に準用する。

第五章　面積計

第一節　構造

（この節の内容）

第三百九十七條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、皮革類面積計については、この節に定めるところによる。

（表記等）

第三百九十八條　皮革類面積計（以下「面積計」という。）の記号、表記、標識および目盛線は容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　面積計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであってはならない。

3　面積計の表記には、誤記があってはならない。

第三百九十九條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした面積計には、法第二十五條の記号および都道府県名を、見易い箇所に表記しなければならない。

第四百條　面積計には、その表わす面積の法定計量単位または略字を、目盛板または面積を表示する箇所に表記しなければならない。

（目盛）

第四百一條　面積計は、主な目盛線に、その目盛線が表わす面積の値を表記しなければならない。

第四百二條　面積計の目盛線は、その中心線によって面積を示すように目盛られたものでなければならない。

第四百三條　面積計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質を均一としなければならない。

（指示機構）

第四百四條　面積計の指示機構の指標の指示部分の太さは、最も太い目盛線の太さより太くなく、かつ、最も細い目盛線の太さより細くないものでなければならない。

第四百五條　面積計の指示機構は、円滑に作用し、かつ、計量操作を繰り返したときに、その示度が一定であって、正確に読むことができるようなものでなければならない。

2　面積計の指示機構は、計量した後、零点復帰装置を操作しない限り、指標がその位置に止る構造のものでなければならない。

（材質）

第四百六條　面積計の材料のかたさは、測面針付ロールにあってはショア一五度以上、潅付ロールにあってはショア一八度以上、測面針およびはショア一八度以上、潅付ロールにあってはショア三〇度以上でなければならない。

2　面積計のリボンは、引張強さならびに鋼と同等またはそれ以上のものでなければならない。

3　面積計の表記には、誤記があってはならない。

（機構）

第四百七條　面積計の零点復帰装置は、指標の指示部分を正しく零点に復帰させる構造のものでなければならない。

第四百八條　面積計の零点調整装置、加減調整装置および送りおもり調整装置は、調整が正確に行われるものでなければならない。

第四百九條　面積計は、潅付ロールがなめらかに回転し、かつ、計量される皮革類が測面針付ロールおよび潅付ロールに対してすべることなく、まっすぐに通過する構造のものでなければならない。

第四百十條　面積計は、測面針の出入の作用が円滑であり、かつ、測面針付ロール、縦シャフトおよびウオームギヤの回転が円滑でなければならない。

第四百十一條　面積計は、検定方法に掲げる順序で行う事由がある場合を除き、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造としなければならない。

第二節　検定方法

（この節の内容）

第四百十二條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、面積計については、この節に定めるところによる。

（順序）

第四百十三條　面積計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　指示機構の検査

三　材質の検査

四　機構および作用の検査

五　器差の検査

（材質）

第四百十四條　面積計の材料またはそのリボンが第四百六條の規定に適合するかどうかの検査は、金属材料用引張強さ試験機または金属材料用引張り強さ試験機を用いて検査を行う。

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（作用および器差）

第四百十五條　面積計の検査は、水平にすえ付けて行う。

第四百十六條　面積計の零点復帰装置が第四百七條の規定に適合するかどうかの検査は、三回以上操作して行う。

第四百十七條　面積計の器差の検査は、零点の調整を行って、最大量の検定用基準板を用いて計り、加減調整装置および送りおもり調整装置により調整をした後行うものとする。

2　面積計の器差の検査は、前項の規定による調整を行った後、三以上の任意の検定用基準板を用いてステージの中央部および左右の両部分につき各二回づつ行うものとする。

第四百十八條　面積計の器差は、その表わす面積から真実の面積を減じて算出するものとする。

第六章　体積計

第一節　ます

第一款　構造

（この款の内容）

第四百十九條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、ますについては、この款に定めるところによる。

（表記等）

第四百二十條　ますの記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　ますの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであってはならない。

3　ますの表記には、誤記があってはならない。

第四百二十一條　製造事業者が製造をしたます（計量筒式ガソリン量器を除く。）には、法第二十五條の記号および都道府県名を外側に表記しなければならない。

第四百二十二條　ます（斗概および計量筒式ガソリン量器を除く。以下この節において同じ。）には、外側にその全量（計ることができる最大の体積をいう。以下同じ。）を表記しなければならない。

2　木製ますの全量の表記は、わくでかこまなければならない。

第四百二十三條　ますの主な目盛線には、その表わす体積の値を表記しなければならない。

第四百二十四條　穀用円筒形木製ますには「穀用」の文字を、液用円筒形木製ますには「液用」の文字を、雑用円筒形木製ますには「雑用」の文字を、それぞれ、全量の表記のわく内に表記しなければならない。

（目盛線）

第四百二十五條　ますの目盛線は、水平規定による体積を表わすものであってはならない。ただし、透明なそう入板またはゲージグラスに附された目盛線については、この限りでない。

第四百二十六條　ますの目盛線は、その差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　指示機構の検査

の体積に応ずる検定公差に相当する体積の範囲内であるときは、この限りでない。

第四百二十七條　ますの目盛の分割が最小である部分の目盛間隔は、五ミリメートル以上でなければならない。

第四百二十八條　ますの目盛線は、外部より内部が透視できない部分の内面に附された目盛線（以下「内面目盛線」という。）については、ますの口縁上部より斜角規定して目盛線の上縁と水際の最上部とが一致したときに、透明なそう入板またはゲージグラスに附された目盛線については、水平視定により目盛線の下縁と水際の最下部とが一致したときに、その目盛線が表わす体積を示すように目盛られているものでなければならない。

第四百二十九條　ますの内面目盛線は、口縁からの距離が口縁における内径より小でなければならない。

2　ますの内面目盛線のうち全量を表わすものは、全周または全周を三等分した各箇所に附さなければならない。

（形状）

第四百三十條　ますは、水平な定盤の上に置いたときに底面の定盤に接する部分が、がたつくものであってはならない。ただし、特殊の用途に用いるべき旨の表記のあるます（以下「特殊ます」という。）については、この限りでない。

第四百三十一條　木製ます（特殊ますを除く。）および外部より内部が透視できるますは、口縁が全量を表わすものでなければならない。

2　口縁が全量を表わすます（以下「盛切ます」という。）は、その口縁を平滑としなければならない。この場合において、平面に対し、〇・五ミリメートル以内の誤差があることを妨げない。

第四百三十二條　円筒形ますは、その内径と深さとが同一の長さでなければならない。ただし、特殊ますについては、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、全量が二リットル（立方センチメートルによるものにあっては二、〇〇〇立方センチメートル、尺貫法によるものにあっては一升）以下の円筒形ますは、全量が五デシリットル（立方センチメートルによるものにあっては五〇〇立方センチメートル、尺貫法によるものにあっては二合五勺）以下のものについては、内径を深さの二分の一とし、全量が五デシリットル（立方センチメートルによるものにあっては五〇〇立方センチメートル、尺貫法によるものにあっては二合五勺）をこえ二リットル（立方センチメートルによるものにあっては二、〇〇〇立方センチメートル、尺貫法によるものにあっては一升）以下のものについては、内径を深さの二分の一とし、全量が五デシリ

昭27. 3. 1.

外のますは、漏水するものであつてはならない。

第四百四十四條　穀用円筒形木製ます、雑用円筒形木製ます、穀用方形木製ますおよび雑用方形木製ますには、透明なそう入板、ゲージグラス等の内部の体積を規定する装置を取り付けることができない。

2　前項のます以外のますであつて、その側板に内部の体積の視定のため目盛線がある透明なそう入板を取り付けたものは、そのそう入板の幅が三〇ミリメートル以上のものでなければならない。

第四百四十五條　注口のある盛切ますの注口の体積は、その全量に応じ、それぞれ左の表の通りでなければならない。

全量	注口の体積
二デシリットル（立方センチメートルによるものにあつては二〇〇立方センチメートル、尺貫法によるものにあつては一合）以下	全量の三〇分の一以下
二リットル（立方センチメートルによるものにあつては二、〇〇〇立方センチメートル、尺貫法によるものにあつては一升）以下	全量の五〇分の一以下
二リットル（立方センチメートルによるものにあつては二、〇〇〇立方センチメートル、尺貫法によるものにあつては一升）をこえるとき	全量の一〇〇分の一以下

第四百四十六條　ますは、節、きず、入皮、脂りゆう、虫くい、腐しよく、埋木、埋金、気ほう等があるためせい弱なものであつてはならない。

第四百四十七條　木製ますは、くぎさきの突出したもの、底板もしくは側板が容易に移動するもの、取手の取付の不完全なものまたは継目に間げきがあつて使用上妨げがあるものであつてはならない。

第四百四十八條　穀用円筒形木製ますは、口縁および外側の上部を、一枚板を用いたショア五十度以上のかたさがあるおい金でおおつて側板にくぎづけし、かつ、底板をはめ込んだ位置の外側をショア三〇度以上のかたさがある金属帯で締めつけて側板を通して底板にくぎづけしたものでなければならない。ただし、これと同等またはそれ以上の耐久性がある構造のものについては、この限りでない。

2　穀用円筒形木製ますは、その口縁の各辺をショア五十度以上のかたさがあるおい金でおおい、その一端をすみで外側に折り曲げ、口縁の四すみの外側にある接着部に堅ろうにはめ込んだものでなければならない。ただし、これと同等またはそれ以上の耐久性がある構造のものについては、この限りでない。

第四百四十九條　穀用円筒形木製ますおよび穀用方形木製ますは、おい金を取り付けた部分に充てん物があるものであつてはならない。

第四百五十條　円筒形木製ますは、その側板の継あわせ部分に一ミリメートル以上のくい違いがあるものであつてはならない。

第四百五十一條　木製ますであつて、液体が容易に浸透しないものでなければならない。

2　木製ますであつて、液用のものには、充てん物があつてはならない。

第四百五十二條　金属製ますであつて、銅、鉄等のさびやすい金属を用いたものは、すずめつき、もしくはニッケルをめつきまたはこれと同等もしくはそれ以上の耐腐しよく性もしくは防しゆう性を有する表面処理を施したものでなければならない。

第四百五十三條　ガラス製ますは、気温より八〇度高い温度に耐えるものでなければならない。

2　陶磁器製ますは、気温より八〇度高い温度（気温より八〇度をこえるときは、一〇〇度）に耐えるものでなければならない。

第四百五十四條　陶磁器製ますは、うわ薬が不完全であるため、液体が浸透するものであつてはならない。

第四百五十五條　有機合成品製ますは、有毒物を遊離するものであつてはならない。

（斗概）

第四百五十六條　斗概は、桜もしくはかしまたはこれと同等もしくはそれ以上のかたさがある物で作られたものでなければならない。

2　斗概に木材を用いるときは、その材料は、水分含有率が二〇パーセント以下でなければならない。

第四百五十七條　円筒状斗概の大きさは、端面に平行な断面の直径が三〇ミリメートル以上のものでなければならない。

2　板状斗概は、厚さが一〇ミリメートル以上のものでなければならない。

第四百五十八條　斗概は、ますの口縁に接しよくする面が、平滑であり、かつ、定盛の上においたときに定盛の面との間に〇・三ミリメートル（長さが三〇〇ミリメートルをこえるものにあつては、〇・五ミリメートル）以上の間げきを生じない構造のものでなければならない。

2　板状斗概は、側面が平面であり、かつ、側面を定盛の上に置いたときに定盛の面との間に三ミリメートル（長さが三〇〇ミリメートルをこえるものにあつては、五ミリメートル）以上の間げきを生じない構造のものでなければならない。

第四百五十九條　斗概は、端面に平行な断面が一様なものでなければならない。

第四百六十條　木製斗概は、心抜きのものであつてはならない。

（附印部分）

第四百六十一條　ますおよび斗概は、検定証印を附すべき部分を附印し易い構造としなければならない。

（精度の表記）

第四百六十二條　ますには、精度の表記がないものの検定公差の二分の一の精度について、精度の表記をすることができる。

（計量筒式ガソリン量器）

第四百六十三條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした計量筒式ガソリン量器には、法第二十五條の記号および都道府県名を見易い箇所に表記しなければならない。

第四百六十四條　計量筒式ガソリン量器には、計量筒ごとに、その全量を表記しなければならない。

第四百六十五條　計量筒式ガソリン量器の規制子には、その表わす体積を表記しなければならない。ただし、別に体積を表わす表示器があるときは、この限りでない。

第四百六十六條　計量筒式ガソリン量器には、見易い箇所に器物番号を表記しなければならない。

第四百六十七條　計量筒式ガソリン量器の計量筒には、いつ出口により定められる体積を表わす目盛その他の表示があつてはならない。

第四百六十八條　計量筒式ガソリン量器には、ガソリンによつて腐しよく、溶解または変形をし難い材料を用いなければならない。

2　計量筒式ガソリン量器の規制子には、黄銅またはこれと同等もしくはそれ以上のかたさの材料を用いなければならない。

第四百六十九條　計量筒式ガソリン量器は、液面の視定によりその体積を計るものであつてはならない。

第四百七十條　計量筒式ガソリン量器には、完全な水平装置を附さなければならない。

第四百七十一條　計量筒式ガソリン量器は、その定体積装置の緊着部がゆるみもしくは移動しまたは連接部がゆるむものであつてはならない。

第四百七十二條　計量筒式ガソリン量器は、体積調整装置に封印して容易に体積調整をすることができないようにしたものでなければならない。

第四百七十三條　計量筒式ガソリン量器の計量筒は、ガソリンが漏れないものでなければならない。この場合において、表記された全量に相当するガソリンを入れ日陰に十分間放置したときに、その全量の一、〇〇〇分の五以内のガソリンが漏れることを妨げない。

第四百七十四條　計量筒式ガソリン量器は、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を、容易に脱離しない方法により、緊着しなければならない。

第一款　検定方法

（この款の内容）

第四百七十五條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、ます、斗概および計量筒式ガソリン量器については、この款に定めるところによる。

（順序）

第四百七十六條　ますの構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（表記）

第四百七十七條　ますの記号、表記、標識および目盛線が第四百二十條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、その部分を水でしめした白布で十回から十五回までの範囲内において摩擦して行う。

（形状）

第四百七十八條　盛切ますが第四百三十一條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、ガラス平板を用いて行う。

第四百七十九條　円筒形ますが第四百三十二條の規定に適合するかどうかの検査は、内径を口縁および底面において、各二個所以上、深さを内側の任意の箇所で三箇所以上測定して行う。

第四百八十條　円筒形ますが第四百三十四條および第四百三十五條の規定に適合するかどうかの検査は、任意の二箇所以上の横断面の二箇所以上の内径につき、検定用長さ基準器を用いて行う。

第四百八十一條　円筒形ますであつて内底面が平面であるものが第四百三十七條の規定に適合するかどうかの検査および方形木製ます（特殊ますを除く。）が第四百四十條の規定に適合するかどうかの検査は、各三箇所以上につき検定用角度基準器を用いて行う。

第四百八十二條　方形木製ます（特殊ますを除く。）が第四百三十九條の規定に適合するかどうかの検査は、各二箇所以上につき検定用長さ基準器を用いて行う。

第四百八十三條　穀用円筒形木製ます、雑用円筒形木製ますおよび雑用方形木製ますが第四百四十一條の規定に適合するかどうかの検査は、各二箇所以上につき検定用長さ基準器を用いて行う。

（機構）

第四百八十四條　木製ますに用いる木材が第四百四十二條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、水分測定装置または水分測定装置を用いて行う。

第四百八十五條　穀用円筒形木製ます、雑用円筒形木製ます、穀用方形木製ますおよび雑用方形木製ます以外のますが第四百四十三條の規定に適合するかどうかの検査は、器差の検査をするときに同時に行う。

第四百八十六條　木製ますの底板が第四百四十七條の規定に適合するかどうかの検査は、そのますの全量に相当する体積の水の質量の十倍に加えて行う。

2　木製ますの側板が第四百四十七條の規定に適合するかどうかの検査は、そのますの全量に相当する体積の水の質量の五倍に相当する力を側板に垂直に加えて行う。

第四百八十七條　穀用円筒形木製ますまたは穀用方形木製ますのおい金または金属帯が第四百四十八條の規定に適合するかどうかの検査のうちかたさの検査は、検定用基準金属材料用かたさ試験機を用いて行う。

第四百八十八條　金属製ますであつて、銅、鉄等のさびやすい金属を用いたものが第四百五十二條の規定に適合するかどうかの検査は、フエロキシル試験により行う。

第四百八十九條　ガラス製ますが第四百五十三條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、気温より五〇度高い温度の温湯に入れて行う。

2　陶磁器製ますが第四百五十三條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、気温より八〇度高い温度（気温より八〇度をこえる場合は、一〇〇度）の熱湯に入れて行う。

第四百九十條　石炭酸系樹脂製ますが第四百五十五條の規定に適合するかどうかの検査は、四パーセントのさく酸水溶液をますに入れて三〇分間四〇度の温度に保つて行い、その液中に石炭酸またはフオルマリンが溶出したときは、その石炭酸系樹脂製ますは、同條の規定に適合しないものとする。

第四百九十一條　斗概に用いる木材が第四百五十六條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、水分測定器または水分測定装置により行う。

（器差）

第四百九十二條　ますの器差の検査は、穀用円筒形木製ます、雑用円筒形木製ますおよび雑用方形木製ますにあつては、粒のそろつた精あわを用い、その他のますにあつては、水を用いて行う。

第四百九十三條　精あわを用いてますの器差の検査をするときは、左の検査方法によるものとする。

一　基準器　器差の検査には、検査をするますの形状および表記された全量と同一の形状および全量の検定用ます基準器を用いる。ただし、検査をするますの全量が二〇リットル（尺貫法によるものにあつては、一斗）をこえるときは、全量が二〇リットル（尺貫法によるものにあつては一斗）の検定用ます基準器を用いることができる。

二　体積比較器の零点の決定　漏斗の注口を閉じ、検査に用いる検定用ます基準器が方形であるときはその全量の三割増、円筒形であるときは二割増のあわ粒を漏斗に入れ、その注口を開いて、検定用ます基準器の中央部にあわ粒を注入した後、検定用斗概の刃を検定用ます基準器の口縁の一端に垂直に当てて軽快に引き、それによつて体積が定められたあわ粒を他の漏斗により体積比較器に注入して、あわ粒の上面を視定する。以上の操作を数回繰り返して、体積比較器におけるあわ粒の平均の高さを決定し、その高さに検定公差の遊標の零点をあわす。

三　器差の視定　前号と同一の操作を同一の状態において検査をするますについて一回行い、そのときの体積比較器に注入されたあわ粒の上面を検定公差の遊標により視定して器差を定める。この場合において、全量が二〇リットル（尺貫法によるものにあつては、一斗）の検定用ます基準器を用いて全量がそれをこえるますの検査をするときは、そのますに第一号と同一の操作により満したあわ粒の量から、そのますの全量から二〇リットル（尺貫法によるものにあつては、一斗）を減じた体積を検定用ます基準器で計り取つた残量を体積比較器に移して器差を定める。

第四百九十四條　水を用いてますの器差の検査をするときは、左の検査方法によるものとする。

検査方法

一　検査の準備　あらかじめ内面を水でしめした検査をするますを水平な定盛の上に置き、あらかじめ内面を水でしめした検定用ます基準器で検査をするますの表わす体積からその検定公差に相当する体積を減じた水を計りとり、これを検査をするますにうつし、その構造に従い、それぞれ、次号から第五号までの操作を行う。

二　盛切りますの検査　ガラス平板を検査をするますの口縁の一端に戴せ、これを口縁の面に沿うて移動させて密閉したときに、水がいつ出せず、かつ、ガラス平板の下に気ほうがないものまたは気ほうがあつても検定公差の二倍に相当する体積の水を徐徐に注加して気ほうの消滅するものを合格とする。

三　内面目盛がますの検査　水際の最上部が目盛線の上縁に一致するものまたは水際の最上部が目盛線の上縁に達しないものであつて、検定公差の二倍に相当する体積の水を徐徐に注加したときにこれに達するか、もしくはこれをこえるものを合格とする。

四　目盛線のある透明なそう入板またはゲージグラスが附されたますの検査　水際の最下部が目盛線の下縁に一致するものまたは水際の最下部が目盛線の下縁に達しないものであつて、検定公差の二倍に相当する体積の水を徐徐に注加したときにこれに達するか、もしくはこれをこえるものを合格とする。

五　水際の視定の方法　内面目盛があるますのその目盛線における水際の視定の方法は、口縁の上

号外

昭27.3.1.

部から斜角視定により行い、透明なそう入板またはゲージグラスの目盛線における水際の視定の方法は、水平視定により行う。

（計量筒式ガソリン量器）

第四百九十五條　計量筒式ガソリン量器が第四百六十八條の規定に適合するかどうかの検査は、計量筒式ガソリン量器を分解して行う。

第四百九十六條　計量筒式ガソリン量器の器差の検査は、検査をする計量筒式ガソリン量器を水平な位置に保持し、〇・七グラム毎立方センチメートルから〇・八三グラム毎立方センチメートルまでの範囲の密度のガソリンを一回以上空通しした後、検査をする体積のガソリンを計り取り、さらにそのガソリンを排出の終における滴下の時間が一分となるようにしてガソリン容器に受け、検定用基準はかり（感量が四グラム以下のものに限る。）でその質量を、検定用基準密度浮ひょう（目盛の最小値が〇・〇〇一グラム毎立方センチメートル以下のものに限る。）でその密度を、それぞれ計って行う。

2　前項の検査は、計量筒が一個のもので全量が二〇リットル（ガロンによるものにあつては、五ガロン）以下のものにあつては全量および任意の二の体積について二回行い、全量が二〇リットル（ガロンによるものにあつては、五ガロン）をこえるものにあつては全量および任意の三の体積について二回行い、計量筒が二個以上あるものにあつては、計量筒ごとに任意の体積について二回、計量筒を交互に一回作用させて任意の体積について二回および計量筒を交互に任意の回数だけ作用させて任意の体積について二回行い、それぞれの平均値を算出するものとする。

第四百九十七條　計量筒式ガソリン量器の器差は、左の式により算出するものとする。

$$器差 = d - \left(\frac{W + 0.0011}{I} \times I\right)$$

d は、密度（グラム毎立方センチメートル）

I は、検定用基準はかりの読み（キログラム）

W は、表わす体積

2　前項の式において、d は、四捨五入により小数点以下四位まで、W は、四捨五入により小数点以下三位まで、WI は、四捨五入により小数点以下四位まで、それぞれ算出した値とする。

第四百九十八條　第四百七十七條、第四百八十三條、第四百八十四條、第四百八十六條から第四百九十一條までおよび第四百九十五條の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

第二節　化学用体積計

第一款　構造

（この款の内容）

第四百九十九條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、化学用体積計については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第五百條　化学用体積計の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　化学用体積計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　化学用体積計の表記には、誤記があつてはならない。

第五百一條　製造事業者が製造をした化学用体積計には、法第二十五條の記号および都道府県名を外側に表記しなければならない。

第五百二條　化学用体積計（血球計ピペット、乳脂計および血沈計を除く。）には、その全量（分液用ピュレットにあつては、表わす量の総和をいう。以下同じ。）を外側に表記しなければならない。

第五百三條　全量の目盛線以外の目盛線があるガラス製化学用体積計（分液用ピュレット、血球計ピペット、乳脂計および血沈計を除く。）の主要な目盛線には、その表わす体積の値を表記しなければならない。

2　分液用ピュレットには、目盛間の体積が同一でないものは、目盛線ごとに、目盛間の体積を表記しなければならない。

第五百四條　化学用体積計（血球計ピペット、乳脂計および血沈計を除く。）には、その目盛線の総数を表記しなければならない。

（目盛線）

第五百五條　化学用体積計の目盛線は、温度二〇度の場合を標準として定められたものでなければならない。ただし、その性質が均一でない目盛線であつて、その目盛線が表わす体積の値を表記してあるものについては、この限りでない。

第五百六條　全量の目盛線以外の目盛線がある化学用体積計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。ただし、その目盛線が表わす体積の値を表記してあるものについては、この限りでない。

第五百七條　化学用体積計の目盛線は、その目盛線が表わす体積の水（牛乳用マイクロピペットおよび全量が〇・一立方センチメートル以下の化学用体積計にあつては、水銀）を用いて定められたものでなければならない。

2　ピペットおよびピュレットは、その目盛線が表わす体積を出用とし、メスシリンダーは、その目盛線が表わす体積を受用として定められたものでなければならない。

3　受用メスフラスコは、その目盛線が表わす体積を受用とし、出用メスフラスコは、その目盛線が表わす体積を出用として定められたものでなければならない。

4　前二項の規定にかかわらず、牛乳用マイクロピペット、血球計ピペットおよび全量が〇・一立方センチメートル以下の化学用体積計は、その目盛線が表わす体積を受用として定められたものでなければならない。

第五百八條　化学用体積計の目盛は、水を用いた場合には目盛線の下縁と水際の最下部とが一致したときに、水銀を用いた場合には目盛線の上縁と水際の最上部とが一致したときに、その目盛線が表わす体積を示すように目盛られていなければならない。ただし、特殊の用途に用いられる化学用体積計であつて、その旨を表記したものについては、この限りでない。

2　前項の場合において、目盛線の背後に色彩線がある化学用体積計によつて、水を計つたときは、その色彩線が最も狭く見える部分を水際の最下部とみなす。

3　前二項の場合において、目盛線を視定するときは、用いる液体の種類に応じ、それぞれ左の表に掲げる方法による水平視定により行う。

水を用いる場合	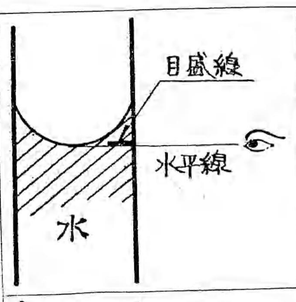
水銀を用いる場合	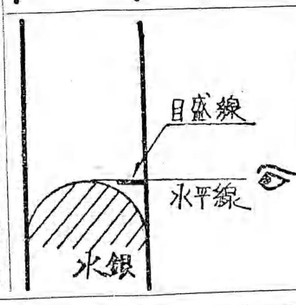
備考　水平面がガラスの面で屈折するときは、目の位置をその屈折光線の進行方向に置くものとする。	

第五百九條　目盛がある化学用体積計（血沈計を除く。）の目盛線は、水際が明りょうに視定できない箇所に附してはならない。ただし、水際が明りょうに視定できない箇所に附された目盛線（以下「目安目盛線」という。）であつて、末尾に×印が附してあるものについては、この限りでない。

第五百十條　化学用体積計は、各目盛線が相互に平行でなければならない。ただし、特殊の用途に用いるものであつて、その旨を表記したものについては、この限りでない。

2　化学用体積計は、定置する形状のものについては、水平な定盤の上に置いたときに、取り付けて使用する形状のものについてはその取り付けて使用する状態に置いたときに、その目盛線が水平になるように目盛られていなければならない。ただし、特殊の用途に用いるものであつて、その旨を表記したものについては、この限りでない。

計量器の種類	目盛線の種類			
	全量の目盛線または基点の目盛線	分液の目盛線	分量の目盛線	その他の目盛線
受用メスフラスコ	二分の一以上		一五分の一以上	
出用メスフラスコ				
受用兼出用メスフラスコ				
メスピペット	五分の一以上		一五分の一以上	
尖端メスピペット				
全量ピペット	二分の一以上			
マイクロピペット	五分の一以上			
血球計ピペット	二分の一以上			二分の一以上
メスピュレット	五分の一以上		一五分の一以上	
日本薬局方精密ピュレット				
分液用ピュレット	二分の一以上	二分の一以上		
全量ピュレット	五分の一以上			
筒型メスシリンダー				
筒型液量計			一五分の一以上	
すい型液量計				
全乳用ゲルベル乳脂計				
全乳用バブコック乳脂計およびクリーム用バブコック乳脂計				
ウエスターグレン血沈計	一五分の一以上			

第五百十一條　化学用体積計の目盛線の長さは、その目盛線がある箇所の全周の長さに対して、その計量器および目盛線の種類に応じ、それぞれ左の表に掲げる比率を有するものでなければならない。

計量器の種類	目盛線の種類	
	全量の目盛線または基点の目盛線	その他の目盛線
受用メスフラスコ	二分の一以上	一五分の一以上
出用メスフラスコ		
受用兼出用メスフラスコ		
メスピペット	五分の一以上	一五分の一以上
尖端メスピペット		
全量ピペット	二分の一以上	
マイクロピペット	五分の一以上	
血球計ピペット	二分の一以上	二分の一以上
メスピュレット	五分の一以上	一五分の一以上
日本薬局方精密ピュレット		
分液用ピュレット	二分の一以上	二分の一以上
全量ピュレット	五分の一以上	
筒型メスシリンダー		
筒型液量計		一五分の一以上
すい型液量計		
全乳用ゲルベル乳脂計		
全乳用バブコック乳脂計およびクリーム用バブコック乳脂計		
ウエスターグレン血沈計	一五分の一以上	

その旨を表記したものについては、この限りでない。

第五百十二條　化学用体積計（血球計ピペット、乳脂計および血沈計を除く。）には、その全量（分液用ピュレットにあつては、表わす量の総和をいう。以下同じ。）を外側に表記しなければならない。

第五百十三條　全量の目盛線以外の目盛線があるガラス製化学用体積計（分液用ピュレット、血球計ピペット、乳脂計および血沈計を除く。）の主要な目盛線には、その表わす体積の値を表記しなければならない。

2　分液用ピュレットには、目盛間の体積が同一でないものは、目盛線ごとに、目盛間の体積を表記しなければならない。

第五百十四條　化学用体積計（血球計ピペット、乳脂計および血沈計を除く。）には、その目盛線の総数を表記しなければならない。

（目盛線）

第五百十五條　化学用体積計の目盛線は、温度二〇度の場合を標準として定められたものでなければならない。ただし、その性質が均一でない目盛線であつて、その目盛線が表わす体積の値を表記してあるものについては、この限りでない。

第五百十六條　全量の目盛線以外の目盛線がある化学用体積計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。ただし、その目盛線が表わす体積の値を表記してあるものについては、この限りでない。

第五百十七條　化学用体積計の目盛線は、その目盛線が表わす体積の水（牛乳用マイクロピペットおよび全量が〇・一立方センチメートル以下の化学用体積計にあつては、水銀）を用いて定められたものでなければならない。

2　ピペットおよびピュレットは、その目盛線が表わす体積を出用とし、メスシリンダーは、その目盛線が表わす体積を受用として定められたものでなければならない。

3　受用メスフラスコは、その目盛線が表わす体積を受用とし、出用メスフラスコは、その目盛線が表わす体積を出用として定められたものでなければならない。

4　前二項の規定にかかわらず、牛乳用マイクロピペット、血球計ピペットおよび全量が〇・一立方センチメートル以下の化学用体積計は、その目盛線が表わす体積を受用として定められたものでなければならない。

第五百十八條　化学用体積計の目盛は、水を用いた場合には目盛線の下縁と水際の最下部とが一致したときに、水銀を用いた場合には目盛線の上縁と水際の最上部とが一致したときに、その目盛線が表わす体積を示すように目盛られていなければならない。ただし、特殊の用途に用いられる化学用体積計であつて、その旨を表記したものについては、この限りでない。

2　前項の場合において、目盛線の背後に色彩線がある化学用体積計によつて、水を計つたときは、その色彩線が最も狭く見える部分を水際の最下部とみなす。

3　前二項の場合において、目盛線を視定するときは、用いる液体の種類に応じ、それぞれ左の表に掲げる方法による水平視定により行う。

水を用いる場合	
水銀を用いる場合	
備考　水平面がガラスの面で屈折するときは、目の位置をその屈折光線の進行方向に置くものとする。	

第五百十九條　化学用体積計は、液を排出したときに液が残らないような形状としなければならない。

第五百二十條　化学用体積計に附されたコックは、容易に漏水しないものでなければならない。この場合において、その全量に相当する体積の水を満たして五分間放置したときに、検定公差に相当する体積以内の漏水があることを妨げない。

2　化学用体積計に附されたコックのせんは、なめらかにしゅう動するものでなければならない。

（メスフラスコ）

第五百二十一條　受用メスフラスコには「受」もしくは「E」の文字または受用である旨の標識を、出用メスフラスコには「出」もしくは「A」の文字または出用である旨の標識を附さなければならない。

第五百二十二條　メスフラスコの目盛線がある部分の内径（目盛線がある部分が円筒形でないときは、内面の最も幅の広い部分の長さ。以下同じ。）は、五ミリメートル以上であつて、かつ、その全量に応じ、それぞれ左の表に掲げる限度内になければならない。ただし、限度外である旨の表記があるものについては、この限りでない。

全量	内径の限度
二〇立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、二〇ミリリットル）以下	八ミリメートル
二五立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、二五ミリリットル）以下	一〇ミリメートル
五〇立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、五〇ミリリットル）以下	一二ミリメートル
一〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、一〇〇ミリリットル）以下	一三ミリメートル
二五〇立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、二五〇ミリリットル）以下	一五ミリメートル
五〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、五〇〇ミリリットル）以下	二〇ミリメートル
一、〇〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、一、〇〇〇ミリリットル）以下	二二ミリメートル
二、〇〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、二、〇〇〇ミリリットル）以下	二八ミリメートル
三、〇〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、三、〇〇〇ミリリットル）以下	三〇ミリメートル
五、〇〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、五、〇〇〇ミリリットル）以下	五〇ミリメートル
五、〇〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、五、〇〇〇ミリリットル）をこえるとき	六五ミリメートル

（ピペット）

第五百二十三條　ピペット（牛乳用マイクロピペットおよび自動ピペットを除く。）の上縁から目盛がある部分までの長さは、五〇ミリメートル（血球計ピペットにあつては、二〇ミリメートル）以上でなければならない。ただし、吸入口に安全装置を取り付けたものについては、この限りでない。

号外

第五百二十四條　全量が一立方センチメートル（リットル、デシリットルまたはミリリットル（以下「リットル等」という。）によるものにあつては、一ミリリットル）をこえる全量ピペットは、全量の水を排出する時間がその全量に応じ、それぞれ左の表に掲げる範囲内になければならない。ただし、特殊の用途に用いる旨および排水時間の表記があるものについては、この限りでない。

全量	排水時間
一〇立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、一〇ミリリットル）以下	一二秒から三〇秒まで
一〇立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、一〇〇ミリリットル）以下	二〇秒から六〇秒まで
一〇〇立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、一〇〇ミリリットル）をこえるとき	三〇秒から六〇秒まで

第五百二十五條　全量ピペットの吸入管および排出管の目盛がある部分の内径は、八ミリメートル以下でなければならない。

第五百二十六條　牛乳用マイクロピペットの目盛、標識、寸法および形状は、左の図によるものでなければならない。

第五百二十七條　血球計ピペットの球部には、稜のかけ難いガラスの小片を入れなければならない。

第五百二十八條　血球計ピペットは、細管部と球部との体積の比がその種類に応じ、それぞれ左の表の通りでなければならない。ただし、限度外である旨の表記があるものについては、この限りでない。

種類	体積の比（細管部／球部の体積）
白血球用血球計ピペット	一〇分の一
赤血球用血球計ピペット	一〇〇分の一

第五百二十九條　血球計ピペットの目盛線、標識および形状は、左の図によるものでなければならない。

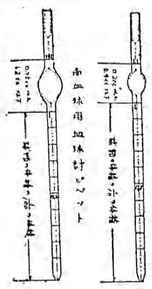

第五百三十條　メスピュレットの目盛がある部分の長さは、その全量に応じ、それぞれ左の表に掲げる通りでなければならない。ただし、限度外である旨の表記があるものについては、この限りでない。

全量	長さ
一立方センチメートル等によるもの（リットル等にあつては、一ミリリットル）以下	二〇〇ミリメートル以上
二立方センチメートル等によるもの（リットル等にあつては、二ミリリットル）以下	二五〇ミリメートル以上
二五立方センチメートル等によるもの（リットル等にあつては、二五ミリリットル）以下	三五〇ミリメートル以上
一〇〇立方センチメートル等によるもの（リットル等にあつては、一〇〇ミリリットル）をこえるとき	五〇〇ミリメートル以上
一〇〇立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、一〇〇ミリリットル）以下	七〇〇ミリメートル以上

第五百三十一條　自動ピュレット以外のピュレットは、上縁から目盛がある部分までの長さが五〇ミリメートル以上のものでなければならない。

第五百三十二條　日本薬局方精密ビュレットは、全量を一〇立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、〇・〇二ミリリットル）としたものでなければならない。

第五百三十三條　日本薬局方精密ビュレットは、その目盛がある部分の長さが六〇〇ミリメートルのものでなければならない。ただし、その長さに二〇ミリメートル以内の増減があることを妨げない。

第五百三十四條　日本薬局方精密ビュレットの排出口は、排出される水滴が三八滴から四二滴で一立方センチメートルに相当する体積となるものでなければならない。

第五百三十五條　分液用ビュレットには「分液用」の文字を表記しなければならない。

第五百三十六條　ビュレットには、目盛がある部分と、容易に分離することができる先管またはコックのせんとにそれぞれ合番号を附さなければならない。

第五百三十七條　筒形メスシリンダーには「メスシリンダー」または「M」の文字を表記しなければならない。

第五百三十八條　メスシリンダーであつて、その口縁が全量を表わすものは、その口縁を平滑にしなければならない。

第五百三十九條　筒形メスシリンダーは、全量の目盛がある部分における直径が、その部分から底までの深さの四分の一以下のものでなければならない。

（乳脂計）

第五百四十條　全乳用、クリーム用バブコック乳脂計には全乳用バブコック乳脂計またはクリーム用バブコック乳脂計にはクリーム用である旨の表記をしなければならない。

種類	目盛線の数	目盛の最小値
全乳用ゲルベル乳脂計	九〇	〇・〇一二五立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、〇・〇〇一二五ミリリットル）
全乳用バブコック乳脂計	八〇	〇・〇二立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、〇・〇二ミリリットル）
クリーム用バブコック乳脂計	一〇〇	〇・〇五立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、〇・〇五ミリリットル）

第五百四十一條　乳脂計に用いる材料は、硬質ガラスまたはこれと同等もしくはそれ以上の耐酸性があるものでなければならない。

第五百四十二條　乳脂計の目盛線の数および目盛の最小値は、その種類に応じ、それぞれ左の表の通りでなければならない。

全乳用ゲルベル乳脂計

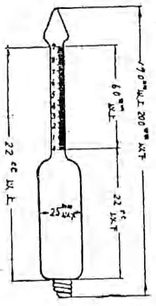

全乳用バブコック乳脂計

クリーム用バブコック乳脂計

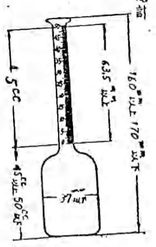

（血沈計）

第五百四十四條　血沈計の目盛線は、二〇センチメートルの長さの部分に一ミリメートルごとに附され、その数が二〇〇本でなければならない。ただし、目盛がある部分の長さに一ミリメートル以内の増減があることを妨げない。

第五百四十五條　血沈計は、目盛がある部分の体積が一立方センチメートルでなければならない。

第五百四十六條　血沈計（吸入口に安全装置が取り付けられているものを除く。）は、上縁から目盛がある部分までの長さが一〇センチメートルのものでなければならない。ただし、その長さに一ミリメートル以内の増減があることを妨げない。

第五百四十七條　血沈計の各部分（すい形の部分を除く。）の内径は、著しく不均等であつてはならない。

（精度の表記）

第五百四十八條　化学用体積計には、精度の表記がないものの検定公差の二分の一の精度について、精度の表記をすることができる。この場合において、一部の目盛線が表わす体積について精度の表記をするときは、その旨を併記しなければならない。

第二款　検定方法

（この款の内容）

第五百四十九條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、化学用体積計については、この款に定めるところによる。

（順序）

第五百五十條　化学用体積計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（表記等）

第五百五十一條　化学用体積計の記号、表記、標識および目盛線（腐しよく、吹付または切込の方法により附したものを除く。）が第五百條第一項の規定に適合するかどうかの検査はその部分を水でしめした布で十回摩擦して行う。

2　化学用体積計の目盛線であつて、腐しよくにより附したものが第五百十五條の規定に適合するかどうかの検査は、それに施した色が器差の検査中に脱落または消滅するかどうかにより行う。

（目盛線）

第五百五十二條　化学用体積計の目盛線が第五百十條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、その目盛線の最も高い位置および最も低い位置における体積を計つて行い、それらの体積とその目盛線に応ずる検定公差に相当する体積の範囲内にあるときは、その化学用体積計は、同項の規定に適合するものとする。

（材質）

第五百五十三條　化学用体積計のガラスが第五百十八條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、気ほうを爪でかいてそれがつぶれるかどうかにより行う。

（機構）

第五百五十四條　化学用体積計に附されたコックが第五百二十條の規定に適合するかどうかの検査は、コックをあらかじめ布でぬぐつて行う。

（器差）

第五百五十五條　化学用体積計は、定置する形状のものにあつては水平な定盤の上に置いて、取り付けて使用するものにあつては取り付けて使用する状態に置いて、器差の検査を行う。ただし、特殊の用途に用いるものであつて、その旨を表記したものにあつては、その使用状態に置いて器差の検査を行う。

第五百五十六條　化学用体積計の器差の検査は、水（牛乳用マイクロピペット、血球計ピペットおよび全量が〇・二立方センチメートル以下の化学用体積計にあつては、水銀）を用いて行う。

第五百五十七條　化学用体積計の器差の検査は、水を使用するときはその水際の最下部について、水銀を使用するときはその水際の最上部について視定して行う。

2　第五百八條第二項および第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第五百五十八條　化学用体積計の器差の検査は、温度の表記がないときは、二〇度の温度において、温度の表記があるときは、表記された温度において行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、表記された温度以外の温度において行うことができる。

第五百五十九條　化学用体積計の器差の検査は、メスフラスコ、メスシリンダーおよび血沈計については、比較法により行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、衡量法により行う。

2　化学用体積計の器差の検査は、ピペットおよびピュレットについては、衡量法により行う。

3　比較法は、検査台に鉛直に取り付けた検定用化学用体積計基準器（以下この條および第五百六十條において「基準器」という。）に入れた水を、よく洗浄して乾かした検査をする化学用体積計に入れ、基準器の示度と検査をする化学用体積計の示度とを対照して行う。この場合において、出用メスフラスコについては、それに満水した水を徐々に排出し、三十秒間口縁を下にして放置し、口縁に集つた水滴をぬぐつた後検査を行うものとする。

4　衡量法は、よく洗浄した検査をする化学用体積計に入れた水を排出して、その質量を検定用基準天びんおよび検定用基準分銅により、その温度を検定用基準温度計により、それぞれ計つて行う。

5　化学用体積計の器差の検査は、全量および任意の二箇所以上の目盛線について行う。ただし、目安目盛線については、検査を行わない。

第五百六十條　化学用体積計の器差の検査は、その表わす体積から真実の体積を減じて算出するものとする。

2　前項の真実の体積は、比較法によるときは、検査をする化学用体積計の表わす体積と同一の体積を有する基準器で計つた水または水銀の体積とする。この場合において、基準器に表記された温度と検査をする化学用体積計に表記された温度とが異なるときは、左の式により算出した値を真実の体積とする。

$$Q = Q_m + Q_m \times 0.000025(T - T_s)$$

Qは、真実の体積

Q_sは、液を基準器で計つた体積

Q_mは、基準器で計つた液を検査をする化学用体積計で計つたときの表わす体積（検定公差の一〇分の一まで読むものとする。）

Tは、検査をする化学用体積計に表記された温度（化学用体積計に表記がないときは、二〇度）

T_sは、基準器に表記された温度

3　第一項の真実の体積は、衡量法によるときは、左の式により算出するものとする。

$$Q = W + W\{0.001106 + 0.000025(T - t) + \frac{1}{dt}(T - t)\}$$

Qは、真実の体積

Wは、表わす体積

Tは、表記された温度（温度の表記のないときは、二〇度）

tは、測定時の水の温度（〇・一度まで読むものとする。）

dtは、測定時の水の密度（グラム毎立方センチメートル。小数点以下七位を四捨五入するものとする。）

$\frac{1}{dt}$は、小数点以下七位を四捨五入するものとする。

第三節　ガスメーター

第一款　構造

（この款の内容）

第五百六十一條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、ガスメーターについては、この款に定めるところによる。

（表記等）

第五百六十二條　ガスメーターの記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　ガスメーターの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　ガスメーターの表記には、誤記があつてはならない。

（表記）

第五百六十三條　ガスメーターには、その見易い箇所に、左の事項を表記しなければならない。

一　製造事業者または修理事業者が製造または修理をしたガスメーターにあつては、法第二十五條の記号および都道府県名

二　器物番号

三　計量室における一周期の計量作用により計量することができるガスの体積（以下「計量室の体積」という。）

四　前金ガスメーターにあつては、投入物および投入物の一単位当りについて排出されるガスの体積

昭27. 3. 1.
号外

昭27. 3. 1.

（以下「所定体積」という。）

五　燈数

六　高圧用実測乾式ガスメーター（圧力五〇〇水柱ミリメートル以上のガスに用いる実測乾式ガスメーターをいう。以下同じ。）については、使用最高圧力

第五百六十四條　ガスメーターには、ガスの入口または出口を表示する標識および前金ガスメーターにあっては、投入口を表示する標識を附さなければならない。

（目盛線）

第五百六十五條　ガスメーターの体積を表わす目盛線の太さは、〇・二ミリメートル以下であってはならない。

第五百六十六條　ガスメーターの体積を表わす目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第五百六十七條　ガスメーターには、その体積を表わす目盛線に、その表わす体積の値がわかるような標識を明確に附さなければならない。

（指示機構）

第五百六十八條　ガスメーターの円筒式指示機構以外の指示機構の指標（以下「指針」という。）の指示部分と目盛面との間隔は、三ミリメートルをこえてはならない。

第五百六十九條　ガスメーターの指針の指示部分は、その指示すべき目盛線に重なるものでなければならない。

第五百七十條　ガスメーターの指針は、その指示部分の太さが、その体積を表わす目盛線のうち最も細いものの太さの一・五倍以内のものでなければならない。

第五百七十一條　ガスメーターの隣接する指針の上位の指針の示度は、下位の指針が指示する体積に相当する目盛に対して、その目盛間隔の三分の一以上のくい違いがあってはならない。

2　ガスメーターの円筒式指示機構は、上位の指示機構の示度と下位の指示機構の示度とがくい違うものであってはならない。

（材質）

第五百七十二條　ガスメーターの外箱は、金属またはこれと同等もしくはそれ以上の耐久力を有する材料を用いたものであり、かつ、使用中にくぼみを生じもしくはガスが漏えいするものまたはそのおそれがあるものであってはならない。

2　実測湿式ガスメーターの外箱は、水に溶解したガスの不純物により容易に腐しよくする材料を用いたものであってはならない。

第五百七十三條　ガスメーターの計量のうは、不乾性油に浸した山羊皮またはこれと同等もしくはそれ以上の柔軟弾力性、非漏えい性および非硬化性を有する物を用いたものでなければならない。

第五百七十四條　実測湿式ガスメーターの計量室は、すず合金、ニツケルをめっきした銅もしくは黄銅またはこれと同等もしくはそれ以上に水に溶解したガスの不純物により容易に腐しよくしない物を用いたものでなければならない。

（機構および作用）

第五百七十五條　ガスメーターの外箱は、その外部から容易に内部の機構または作用を変更することができない構造のものでなければならない。ただし、単弁式のガスメーターの油の注入装置については、この限りでない。

第五百七十六條　ガスメーターのスタフイングボックス、弁と弁座のしゅう動面、隔壁、バルブ室の蓋その他の内部機構は、ガスの漏えいを生ずるおそれがあるものであってはならない。

第五百七十七條　実測湿式ガスメーターは、水面調整装置および水平装置を有するものでなければならない。

第五百七十八條　計量のうを有する実測乾式ガスメーターは、フラツグロツドとフラツグまたはリンクとの取付部分をはめこみとし、かつ、ろうおよび止めようにより密着して容易に離脱しない構造またはこれと同等もしくはそれ以上の耐久力を保つような構造のものとしなければならない。

第五百七十九條　ガスメーターは、圧力約五〇〇水柱ミリメートル（高圧用実測乾式ガスメーターにあっては、使用最高圧力の一・五倍の圧力）のガスまたは空気をガスメーター内に密閉して一定圧力にした後約三分間放置したときに、圧力の降下が二〇水柱ミリメートル以内になるような構造でなければならない。

第五百八十條　ガスメーターは、ガスの通過中に出口の圧力を約四〇水柱ミリメートルとなるようにしたときに、出口の圧力の変化の範囲が一五水柱ミリメートル未満になるような構造のものでなければならない。

第五百八十一條　ガスメーターの感度は、燈数に応じ、それぞれ左の表に掲げる流量でガスを計量室の体積に相当する体積だけ通したときに、指針が明らかに進むものでなければならない。

燈数	流量（一時間当り）
一以上	〇・三立方メートル
三以上	〇・六立方メートル
五以上	〇・八立方メートル
一〇以上	一・二立方メートル
二〇以上	二・五立方メートル
三〇以上	三・五立方メートル
六〇以上	六・〇立方メートル
一〇〇以上	一〇・〇立方メートル
二〇〇以上	二〇・〇立方メートル
三〇〇以上	三〇・〇立方メートル
五〇〇以上	五〇・〇立方メートル
一、〇〇〇以上	一〇〇・〇立方メートル

（前金ガスメーター）

第五百八十二條　前金ガスメーターは、表記された投入物の一単位を投入したときに、表記された所定体積のガスが排出された後、排出が止まる構造のものでなければならない。

第五百八十三條　前金ガスメーターの投入物の受入指標は、投入物を投入しないときは、零を示していなければならない。この場合において、零を示す目盛線における目盛間隔の五分の一以内の誤差があることを妨げない。

2　前金ガスメーターの投入物の受入指標は、表記された投入物を投入したときに、投入物の数もしくは額または投入物の数もしくは額に相当する排出ガスの体積を表わす受入目盛線を示していなければならない。この場合において、その受入目盛線における目盛間隔の三分の一以内の誤差があることを妨げない。

（附印部分）

第五百八十四條　ガスメーターは、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

第二款　検定方法

（この款の内容）

第五百八十五條　渋第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、ガスメーターについては、この款に定めるところによる。

（順序）

第五百八十六條　ガスメーターの構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（材質および機構）

第五百八十七條　ガスメーターが第五百七十三條、第五百七十四條、第五百七十五條および第五百七十八條の規定に適合するかどうかの検査は、必要があると認めるときは、ガスメーターを分解して行う。

第五百八十八條　ガスメーターが第五百七十九條の規定に適合するかどうかの検査は、漏えい検査装置を用いて行う。

2　ガスメーターが第五百八十條の規定に適合するかどうかの検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（器差）

第五百八十九條　ガスメーターの器差の検査は、数個の検査台に取り付けて、ガスまたは空気を通過させ、その示度と一個の検定用基準ガスメーターの示度とを比較して行う。

2　前項の規定にかかわらず、三〇燈以上のガスメーターの器差の検査に

おいては、二個または三個の検定用基準ガスメーターを並列に連結して検査を行うことができる。

第五百九十條　ガスメーターの器差の検査は、ガスを用いて行うときは、あらかじめ、計量室の体積の五倍以上の体積のガスを通してそのガスメーター内の空気を排除して行う。ただし、前金ガスメーターについては、この限りでない。

第五百九十一條　実測湿式ガスメーターの器差の検査をするガスメーターを水平装置により水平な位置に保持し、水面の調整をして行う。

第五百九十二條　ガスメーターの器差の検査は、燈数に応じ、それぞれ左の表に掲げる流量（以下「ガスメーターの検定流量」という。）により行う。

燈数	流量（一時間当り）
一以上	〇・三立方メートル
三以上	〇・六立方メートル
五以上	〇・八立方メートル
一〇以上	一・二立方メートル
二〇以上	二・五立方メートル
三〇以上	三・五立方メートル
六〇以上	六・〇立方メートル
一〇〇以上	一〇・〇立方メートル
二〇〇以上	二〇・〇立方メートル
三〇〇以上	三〇・〇立方メートル
五〇〇以上	五〇・〇立方メートル
二、〇〇〇以上	八〇・〇立方メートル
五、〇〇〇以上	一〇〇・〇立方メートル

第五百九十三條　ガスメーターの器差の検査は、ガスメーターの指示機構の指示部分により任意の基準点を定め、ガスメーターの検定流量で検査をするガスメーターに、ガスまたは空気を通し、その指示部分が略数回回転したときに、その指示部分の回転数が表わす体積から検定用基準ガスメーターの示度を示す通過したガスまたは空気の体積を減じた体積をその指示部分の回転数が表わす体積で除して、器差を算出する。

2　前項の検査において通すガスまたは空気の体積は、燈数に応じ、それぞれ左の表の通りでなければならない。この場合において、五〇〇燈以上のガスメーターであって、計量室の体積の五倍の値が左の表の値をこえるものについては、その体積室の体積の五倍以上とする。

燈数	ガスまたは空気の体積
一以上	五〇立方デシメートル
二以上	一〇〇立方デシメートル
五以上	一〇〇立方デシメートルから二〇〇立方デシメートルまで
一〇以上	一〇〇立方デシメートルから四〇〇立方デシメートルまで
二〇以上	二五〇立方デシメートルから五〇〇立方デシメートルまで
四〇以上	五〇〇立方デシメートルから一、〇〇〇立方デシメートルまで
八〇以上	一、〇〇〇立方デシメートルから二、〇〇〇立方デシメートルまで
一五〇以上	二、〇〇〇立方デシメートルから四、〇〇〇立方デシメートルまで
五〇〇以上	四、〇〇〇立方デシメートルから六、〇〇〇立方デシメートルまで

3　第一項の検査においては、基準点を二とり、その基準点ごとに器差を算出し、その平均値（以下「基準点の器差」という。）に検定用基準ガスメーターの器差の補正、温度差の補正および圧力差の補正を行つて、検査をするガスメーターの器差とする。

第五百九十四條　ガスメーターの器差の検査における温度差の補正は、温差補正計により行う。

2　前項の温度差の補正は、ガスメーターにガスを通した直後およびガスをとめる直前において温差補正計の示度（二・七三度の温度差を〇・〇〇一とするもの）を読み、その値の平均値を基準点の器差に加減して行う。

3　第一項の温度差の補正は、同じ検査台の数個のガスメーターにつき検査を行う場合であつて、各温差補正計の示度の差が〇・〇〇三以内のときは、各温差補正計の示度の平均値で行うことができる。

第五百九十五條　ガスメーターの器差の検査における圧力差の補正は、一〇水柱ミリメートルの圧力差を〇・〇〇一として算出した値を基準点の器差に加減して行う。この場合において、その補正をしたときに器差が検定公差内にあることまたは検定公差をこえることが明らかなときは、これを省略することができる。

第五百九十六條　実測乾式ガスメーターの器差の検査に空気を用いたときは、第五百九十三條第三項の規定により算出された器差に検査をするガスメーターの指示機構の指示部分の回転数が表わす体積の一、〇〇〇分の四を加えて器差とする。

（前金ガスメーター）

第五百九十七條　前金ガスメーターが第五百八十二條の規定に適合するかどうかの検査は、表記された投入物の一単位を投入したときに表記された所定体積のガスが排出されるか、どうかおよび排出し終つたときに自動弁が完全に閉じるかどうかにより行う。

2　前項の検査において、前金

昭27. 3. 1.

第六百十一條　水道メーターの隣接する指針の示度は、下位の指針が指示する体積に相当する目盛に対して、その目盛間隔の三分の一以上のくい違いがあつてはならない。

2　水道メーターの円筒式指示機構は、上位の指示機構の示度と下位の指示機構の示度とがくい違うものであつてはならない。

第六百十二條　水道メーターの目盛線は、一立方メートル以上の体積を表わすものについては黒色とし、一立方メートル未満の体積を表わすものについては赤色としなければならない。

2　水道メーターの指針は、一立方メートル以上の体積を指示するものについては黒色とし、一立方メートル未満の体積を指示するものについては赤色としなければならない。

（材質）

第六百十三條　水道メーターの外箱は、黄銅もしくは鋳鉄またはこれと同等またはそれ以上の耐久力を有する材料を用いたものであり、かつ、きず、巣、埋金等による使用中の破損または湯水のおそれがないものでなければならない。

第六百十四條　水道メーターの回転部分はりん青銅と黄銅もしくは砲金との組合せまたはこれと同等もしくはそれ以上の耐摩耗性がある材料のものでなければならない。ただし、羽根車の軸および軸受については、この限りでない。

2　水道メーターの回転部分であつて、使用するときに水中にあるものは、りん青銅もしくは砲金またはこれと同等もしくはそれ以上の水に対して耐腐しよく性がある材料のものでなければならない。

3　水道メーターの羽根車は、その軸にりん青銅を、その軸受にエボナイトまたはめのうを用いなければならない。ただし、その軸と軸受にりん青銅とエボナイトまたはめのうとの組合せ以上の耐摩耗性がある材料を用いるときは、この限りでない。

第六百十五條　水道メーターに使用する可塑物その他の非金属部分は、良質かつ衛生上無害のものを用いたものでなければならない。

（機構および作用）

第六百十六條　水道メーターの回転部分は、円滑に回転するものでなければならない。

第六百十七條　水道メーターには、ストレーナーを装置しなければならない。ただし、用途上または機構上その必要がないものについては、この限りでない。

第六百十八條　水道メーターは、一七・五重量キログラム毎平方センチメートルの水圧を一分間加えたときに、変形を生じ、または外箱に漏水、しん出等を生じないものでなければならない。

第六百十九條　乾式水道メーターは、ギヤボックス内に水がしん出しないものでなければならない。

（副管付水道メーター）

第六百二十條　副管付水道メーターの子メーターおよび自動弁には、その親メーターと同一の器物番号を附さなければならない。

（附印部分）

第六百二十一條　水道メーターは、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を、容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

第二款　検定方法

（この款の内容）

第六百二十二條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、水道メーターについては、この款に定めるところによる。

（順序）

第六百二十三條　水道メーターの構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（機構）

第六百二十四條　水道メーターが第六百十四條および第六百十五條の規定に適合するかどうかの検査は、必要があると認めるときは、水道メーターを分解して行う。

第六百二十五條　水道メーターが第六百十八條の規定に適合するかどうかの検査は、耐圧試験器に取り付けて行う。

2　前項の検査は、水道メーターの一件の検定申請数八〇個（検定申請数が八〇個未満のとき、または端数があるときは、その数）を一組とし、一組につき五個（一組が五個未満のときは、その数）を抽出して行う。

3　第一項の検査において、抽出した水道メーターがすべて合格したときは、その組の水道メーターは、検査に合格したものとみなす。

4　第一項の検査において、抽出した水道メーターのうち二個以上が不合格となつたときは、その組のすべての水道メーターについて検査を行う。

5　第一項の検査において抽出した水道メーターのうち一個が不合格となつたときは、さらにその組から五個（その組の残りの数が五個未満のときは、その数）を抽出し、その水道メーターについて検査を行い、そのすべてが合格したときは、その組の水道メーターは、検査に合格したものとみなし、一個以上が不合格となつたときは、その組のすべての水道メーターについて検査を行う。

第六百二十六條　前條の検査において、水道メーターのパッキングに漏れがあるときは、そのパッキングを締め直してから行うものとする。

（器差）

第六百二十七條　水道メーターの器差の検査は、あらかじめ、検査をする水道メーターに水を通してその水道メーター内の空気を排除して行う。

第六百二十八條　水道メーターの器差の検査は、その検査をすべき流量に応じ、小流検査、中流検査および大流検査の区分により行う。

2　水道メーターの小流検査における流量は、その種類および口径に応じ、左の表の通りとする。

種類＼口径	接線流羽根車式水道メーター、円板型水道メーター、ロータリーピストン型水道メーター、ピストン型水道メーターおよびローター型水道メーター	軸流羽根車式水道メーター	ベンチュリー管分流式水道メーター
一三ミリメートル以下	一時間につき〇・一八立方メートル		
一六ミリメートル以下	一時間につき〇・二一立方メートル		
二五ミリメートル以下	一時間につき〇・三〇立方メートル		
三〇ミリメートル以下	一時間につき〇・五〇立方メートル		
四〇ミリメートル以下	一時間につき〇・七〇立方メートル	一時間につき五立方メートル	一時間につき七立方メートル
五〇ミリメートル以下	一時間につき一・五立方メートル	一時間につき七立方メートル	一時間につき一〇立方メートル
六五ミリメートル以下	一時間につき二・二立方メートル	一時間につき一〇立方メートル	一時間につき一五立方メートル
七五ミリメートル以下	一時間につき三立方メートル	一時間につき一五立方メートル	一時間につき二〇立方メートル
一〇〇ミリメートル以下	一時間につき四立方メートル	一時間につき二〇立方メートル	一時間につき三〇立方メートル
一二五ミリメートル以下	一時間につき六立方メートル	一時間につき三〇立方メートル	一時間につき四五立方メートル
一五〇ミリメートル以下	一時間につき一〇立方メートル	一時間につき四五立方メートル	一時間につき六〇立方メートル
二〇〇ミリメートル以下	一時間につき一五立方メートル	一時間につき六〇立方メートル	一時間につき九〇立方メートル
二五〇ミリメートル以下	一時間につき二〇立方メートル	一時間につき九〇立方メートル	一時間につき一一〇立方メートル
三〇〇ミリメートル以下	一時間につき二五立方メートル	一時間につき一一〇立方メートル	一時間につき一三〇立方メートル

3　水道メーターの中流検査における流量は、その種類および口径に応じ、左の表の通りとする。

種類＼口径	接線流羽根車式水道メーター、円板型水道メーター、ロータリーピストン型水道メーター、ピストン型水道メーターおよびローター型水道メーター	軸流羽根車式水道メーター	ベンチュリー管分流式水道メーター
五〇ミリメートル以下	一時間につき五立方メートル	一時間につき一二立方メートル	一時間につき一五立方メートル
六五ミリメートル以下	一時間につき七立方メートル	一時間につき一八立方メートル	一時間につき二二立方メートル
七五ミリメートル以下	一時間につき一〇立方メートル	一時間につき二五立方メートル	一時間につき三〇立方メートル
一〇〇ミリメートル以下	一時間につき一五立方メートル	一時間につき三五立方メートル	一時間につき四五立方メートル
一二五ミリメートル以下	一時間につき二〇立方メートル	一時間につき四五立方メートル	一時間につき六〇立方メートル
一五〇ミリメートル以下	一時間につき三〇立方メートル	一時間につき六〇立方メートル	一時間につき九〇立方メートル
二〇〇ミリメートル以下	一時間につき五〇立方メートル	一時間につき九〇立方メートル	一時間につき一一〇立方メートル
二五〇ミリメートル以下	一時間につき七〇立方メートル	一時間につき一一〇立方メートル	一時間につき一三〇立方メートル
三〇〇ミリメートル以下	一時間につき一〇〇立方メートル	一時間につき一三〇立方メートル	一時間につき一五〇立方メートル

4　水道メーターの大流検査における流量は、その種類および口径に応じ、左の表の通りとする。

種類＼口径	接線流羽根車式水道メーター、円板型水道メーター、ロータリーピストン型水道メーター、ピストン型水道メーターおよびローター型水道メーター	軸流羽根車式水道メーター	ベンチュリー管分流式水道メーター
一三ミリメートル以下	一時間につき一・〇立方メートル		
一六ミリメートル以下	一時間につき一・五立方メートル		
二〇ミリメートル以下	一時間につき二・〇立方メートル		
二五ミリメートル以下	一時間につき二・五立方メートル		
三〇ミリメートル以下	一時間につき四・〇立方メートル	一時間につき一〇立方メートル	一時間につき一五立方メートル
四〇ミリメートル以下	一時間につき五立方メートル	一時間につき一五立方メートル	一時間につき二〇立方メートル
五〇ミリメートル以下	一時間につき七・五立方メートル	一時間につき二〇立方メートル	一時間につき三〇立方メートル
六五ミリメートル以下	一時間につき一〇立方メートル	一時間につき三〇立方メートル	一時間につき四五立方メートル
七五ミリメートル以下	一時間につき一五立方メートル	一時間につき四五立方メートル	一時間につき六〇立方メートル
一〇〇ミリメートル以下	一時間につき二〇立方メートル	一時間につき六〇立方メートル	一時間につき九〇立方メートル
一二五ミリメートル以下	一時間につき三〇立方メートル	一時間につき九〇立方メートル	一時間につき一二〇立方メートル
一五〇ミリメートル以下	一時間につき四五立方メートル	一時間につき一二〇立方メートル	一時間につき一五〇立方メートル
二〇〇ミリメートル以下	一時間につき六〇立方メートル	一時間につき一五〇立方メートル	一時間につき二〇〇立方メートル
二五〇ミリメートル以下	一時間につき九〇立方メートル	一時間につき二〇〇立方メートル	一時間につき二五〇立方メートル
三〇〇ミリメートル以下	一時間につき一一〇立方メートル	一時間につき二五〇立方メートル	一時間につき三〇〇立方メートル

第六百二十九條　水道メーターの器差の検査においては、検定用水道メーター用装置タンクを用いて、水の体積を計るものとする。

第六百三十條　水道メーターの器差の検査は、停水中検査によるものとする。

2　口径四〇ミリメートルをこえる水道メーターの器差の検査は、停水中検査にかえて通水中検査によることができる。

第六百三十一條　水道メーターの停水中検査は、一定量の水を第六百二十八條第二項、第三項または第四項に規定する流量で検査をする水道メーターに通し、水を通す前の指示機構の示度と通した後の指示機構の示度とを読み取つて行い、その示度の差による体積から通した水の体積を減じた体積をその示度の差による体積で除して、器差を算出する。

2　前項の規定による示度の読取りは、通水を停止して行うものとする。

3　第一項の一定量の水の体積は、検査をする水道メーターの口径および検査の区分に応じ、それぞれ左の表に掲げる体積以上の体積であつて検査をする水道メーターの指示機構の指示部分の整数回回転に相当する体積とする。

口径＼検査の区分	小流検査	中流検査	大流検査
一三ミリメートル以下	一〇〇立方デシメートル	二〇〇立方デシメートル	
二五ミリメートル以下			
四〇ミリメートル以下	一〇〇立方デシメートル	四〇〇立方デシメートル	
四〇ミリメートルをこえるとき	目盛の最小値が表わす体積の一〇〇倍	目盛の最小値が表わす体積の一〇〇倍	目盛の最小値が表わす体積の一〇〇倍

号外（第十四号）その二（完）
昭和二十七年三月一日　第三種郵便物認可
印刷庁

毎日文庫

号外

4　第一項の検査において、その指示機構の示度の読取りは、目盛の最小値の一〇分の一の精度で行うものとする。

第六百三十二條　水道メーターの通水中検査は、水道メーターの指示機構の指示部分により任意の基準点を定め、第六百二十八條第二項、第三項または第四項に規定する流量で検査をする水道メーターに水を通して行い、その指示部分が整数回回転したときに、その指示部分の回転数が表わす体積から通過した水の体積を減じた体積をその指示部分の回転数が表わす体積で除して、器差を算出する。

2　前項の規定による示度の読取りは、通水中に行うものとする。

3　第一項の検査においては通過する水の体積は、検査をする水道メーターの目盛の最小値の一〇〇倍以上の体積とする。

4　第一項の検査においては、基準点を二とり、その器差を検査をする水道メーターの器差とする。

5　第一項の検査において、検定用水道メーター用基準タンクの示度の読取りは、目盛の最小値の一〇分の一の精度で行うものとする。

第六百三十三條　副管付水道メーターの器差の検査をするときは、その示度は、親メーターおよび子メーターがそれぞれ指示する値の和とする。

第五節　積算式ガソリン量器

第一款　構造

（この款の内容）

第六百三十四條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、積算式ガソリン量器については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第六百三十五條　積算式ガソリン量器の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　積算式ガソリン量器の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　積算式ガソリン量器の表記には、誤記があつてはならない。

第六百三十六條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした積算式ガソリン量器には、法第二十五條の記号および都道府県名を、見易い箇所に表記しなければならない。

第六百三十七條　積算式ガソリン量器は、その表わす体積の法定計量単位またはその略字を表示器に表記したものでなければならない。

2　積算式ガソリン量器には、計量室の出口の口径および器物番号を見易い箇所に表記しなければならない。

（指示機構）

第六百三十八條　積算式ガソリン量器は、表示器により、一回ごとの計量による体積を表わす表示器および積算される体積を表わすものでなければならない。

（材質）

第六百三十九條　積算式ガソリン量器は、ガソリンによつて腐しく、溶解または変形し難い材料を用いたものでなければならない。

第六百四十條　積算式ガソリン量器は、計量室その他の装置の緊着部がゆるみ、もしくは移動し、または連接部がゆるむものであつてはならない。

第六百四十一條　積算式ガソリン量器は、ストレーナーを装置しなければならない。

第六百四十二條　積算式ガソリン量器は、体積調整装置に封印して、容易に体積の調整をすることができないようにしたものでなければならない。

（附印部分）

第六百四十三條　積算式ガソリン量器は、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

第二款　検定方法

（この款の内容）

第六百四十四條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、積算式ガソリン量器については、この款に定めるところによる。

（順序）

第六百四十五條　積算式ガソリン量器の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　記号、目盛、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（材質）

第六百四十六條　積算式ガソリン量器が第六百三十九條の規定に適合するかどうかの検査は、必要があると認めるときは、積算式ガソリン量器を分解して行う。

（器差）

第六百四十七條　積算式ガソリン量器の器差の検査は、〇・七グラム毎立方センチメートルから〇・八三グラム毎立方センチメートルまでの範囲の密度のガソリンを一回以上空通しした後、検査をする体積のガソリンを排出の終における滴下の時間が一分となるようにしてガソリン容器に受け、検定用基準はかり（感量が四グラム以下のものに限る。）でその質量を、検定用基準密度浮ひよう（目盛の最小値が〇・〇〇一グラム毎立方センチメートル以下のものに限る。）でその密度をそれぞれ計つて行う。

2　前項の検査は、一〇リットル（ガロン）によるものにあつては、二ガロン）毎分および三〇リットル（ガロン）によるものにあつては、六ガロン）毎分の流量で、計量室における一周期中の計量作用により計ることができる体積の一〇倍以上の任意の体積につき、それぞれ三回ずつ行い、その平均値を算出するものとする。

第六百四十八條　積算式ガソリン量器の器差は、左の式により算出する。

$$\text{器差} = \frac{d-\left(\frac{W}{I}+0.0011\right)}{d}\times 1$$

d　は、密度（グラム毎立方センチメートル）

W　は、検定用基準はかりの読み（キログラム）

I　は、表わす体積（リットル）

2　前項の式において、d は、四捨五入により小数点以下四位まで、W は、四捨五入により小数点以下三位まで、$\frac{W}{I}$ は、四捨五入により小数点以下四位まで、それぞれ算出した値とする。

第六節　オイルメーター

第一款　構造

（この款の内容）

第六百四十九條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、オイルメーターについては、この款に定めるところによる。

（表記等）

第六百五十條　オイルメーターの記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　オイルメーターの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　オイルメーターの表記には、誤記があつてはならない。

第六百五十一條　オイルメーターには、左の事項を表記しなければならない。

一　製造事業者または修理事業者が製造または修理をしたオイルメーターにあつては、法第二十五條の記号および都道府県名

二　器物番号

三　口径

四　使用流量範囲（検定公差（精度の表記があるときは、その精度）の範囲内で計ることができる被計量物の流量の最大値および最小値をいう。）

五　粘度、被計量物名または粘度範囲（検定公差（精度の表記があるときは、その精度）の範囲内で計ることができる被計量物の粘度の最大値および最小値をいう。）

第六百五十二條　オイルの入口または出口を表示する標識を附さなければならない。

第六百五十三條　取付姿勢によつて精度が異なるおそれがあるオイルメーターには、その取付けられるべき姿勢が明確になるような標識を附さなければならない。

（目盛線）

第六百五十四條　オイルメーターの目盛線の太さは、〇・二ミリメートル以下であつてはならない。

第六百五十五條　オイルメーターの目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第六百五十六條　オイルメーターには、その目盛線にその表わす体積の値がわかるような標識を明確に附さなければならない。

（指示機構）

第六百五十七條　オイルメーターの指針の指示部分と目盛面との間隔は、三ミリメートルをこえてはならない。

第六百五十八條　オイルメーターの指針の指示部分は、その指示すべき目盛線に重なるものでなければならない。

第六百五十九條　オイルメーターの指針は、その指示部分の太さが、その目盛線の最も細いものの太さの一・五倍以内のものでなければならない。

第六百六十條　オイルメーターの隣接する指針の上位の指針の示度は、下位の指針が指示する体積に相当する目盛に対して、その目盛間隔の三分の一以上のくい違いがあつてはならない。

2　オイルメーターの円筒式指示機構は、上位の指示機構の示度と下位の指示機構の示度とがくい違うものであつてはならない。

（材質）

第六百六十一條　オイルメーターの外箱は、黄銅もしくは鋳鉄またはこれと同等もしくはそれ以上の耐久力を有する材料を用いたものであり、かつ、きず、巣、埋金等による使用中の破損または漏えいのおそれがないものでなければならない。

第六百六十二條　オイルメーターのオイルの流路部分は、使用オイルによつて腐しよくし難いものでなければならない。

（機構）

第六百六十三條　オイルメーターの回転部分は、円滑に回転する機構のものでなければならない。

第六百六十四條　オイルメーターには、ストレーナーを装置しなければならない。ただし、用途上または機構上その必要がないものについては、この限りでない。

第六百六十五條　オイルメーターは、被計量物名が表記されているときは、被計量物の温度二〇度における粘度（以下「標準粘度」という。）の正負一〇パーセントの範囲内の粘度のものを、被計量物の粘度が表記されているときは、その粘度の正負一〇パーセントの範囲内の粘度のものを、それぞれ検定公差の範囲内で計ることができる構造のものでなければならない。

2　オイルメーターに被計量物の粘度範囲が表記されているときは、その表記は、最小の粘度が最大の粘度の八〇パーセント以下のものでなければならない。

第六百六十六條　オイルメーターは、使用する時の圧力が表記されているときは、その圧力より一〇パーセント大きい圧力に耐える構造のものでなければならない。

（附印部分）

第六百六十七條　オイルメーターは、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を、容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

（精度の表記）

第六百六十八條　オイルメーターには、表わす体積の一五〇分の一または二〇〇分の一の精度について、精度の表記をすることができる。

第二款　検定方法

（この款の内容）

第六百六十九條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、この款に定めるところによる。

（順序）

第六百七十條　オイルメーターの構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　日盛、記号、標識その他表記の検査

二　機構および作用の検査

三　器差の検査

（機構）

第六百七十一條　オイルメーターであつて、圧力の表記があるものが第六百六十六條の規定に適合するかどうかの検査は、表記した圧力より一〇パーセント大きい圧力の水で五分間加圧して行う。

（器差）

第六百七十二條　オイルメーターの器差の検査は、常温において、表記された使用流量範囲内の任意の二の流量により行う。

2　オイルメーターの器差の検査は、その取付姿勢で行う。

第六百七十三條　オイルメーターの器差の検査は、検定用オイルメーター用基準タンク、検定用基準オイルメーターまたは検定用基準はかりおよび検定用基準密度計を用いて行う。

2　オイルメーターの器差の検査は、それぞれ表記された粘度または表記された被計量物の粘度より大きい粘度または表記された粘度より小さい粘度の液体を用い、表記された粘度または表記された被計量物の標準粘度が水の粘度と等しいときは水を用いて行う。

3　オイルメーターの器差の検査は、粘度範囲が表記されているときは、その最大および最小の粘度について前項に規定する方法により行う。

第六百七十四條　オイルメーターの器差の検査を行つたときのそれぞれの場合の器差を表わす体積から真実の体積を減じた値を表わす体積で除して求め、それぞれの場合の器差にもとづき、左の式により算出する。

$$\text{器差} = E_0 + \frac{(E_1 - E_0)(u - u_0)}{u_1 - u_0}$$

E_1　は、水以外の液体を用いたときの器差

E_0　は、水を用いたときの器差

u　は、表記された粘度または表記された被計量物の標準粘度

u_1　は、検査に用いた液体であつて、水以外のものの粘度

u_0　は、検査に用いた水の粘度

粘度範囲が表記されているオイルメーターの器差は、表記されている最大および最小の粘度についてそれぞれ別に算出する。

第七節　目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリー

第一款　構造

（この款の内容）

第六百七十五條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーについては、この款に定めるところによる。

（表記等）

第六百七十六條　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーの記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーの表記には、誤記があつてはならない。

第六百七十七條　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーには、左に掲げる事項をその見易い箇所に表記しなければならない。

一　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーにあつては、法第二十五條の記号および都道府県名

二　全量

三　被計量物の種類

四　器物番号

（材質）

第六百七十八條　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーのタンクは、表記された被計量物により腐しよくし難い材料を用いたものでなければならない。

（機構）

第六百七十九條　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーのタンクは、全量に相当する体積の液体を入れたときに、容易に変形し、または漏えいするものであつてはならない。

第六百八十條　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーのタンクは、表記された被計量物の計量その他の取扱において、人命または財産に対して危険を生ずるおそれのない構造のものでなければならない。

第六百八十一條　目盛付タンクには、水平装置を施さなければならない。ただし、定置して使用するものについては、この限りでない。

昭27.3.1.
官報
号外

昭27. 3. 1.

ていなければならない。ただし、特殊の用途に用いられるガスビュレットであつて、その旨を表記したものについては、この限りでない。

2　第五百八條第二項および第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第七百十二條　ガスビュレットの目盛線は、明りように水際が視定できない箇所に附してはならない。ただし、目安目盛線であつて、末尾に×印附してあるものについては、この限りでない。

第七百十三條　ガスビュレットは、各目盛線が相互に平行でなければならない。ただし、特殊の用途に用いるものであつて、その旨を表記したものについては、この限りでない。

第七百十四條　ガスビュレットは、その使用する状態に置いたときは、その目盛線が水平になるように目盛られていなければならない。

第七百十五條　ガスビュレットの目盛線の長さは、その目盛線がある箇所の全周の長さに対して、全量の目盛線は五分の一以上、その他の目盛線は一五分の一以上のものでなければならない。

第七百十六條　ガスビュレットの目盛線の太さは、〇・一ミリメートルから〇・四ミリメートルまでの範囲内のものでなければならない。

第七百十七條　ガスビュレットの目盛間隔は、〇・二ミリメートル以上でなければならない。

第七百十八條　ガスビュレットの目盛線であつて、腐しよくにより附したものは、容易に消えない色を施したものでなければならない。

（材質）

第七百十九條　ガスビュレットに用いる材料は、ガラスまたはこれと同等もしくはそれ以下の膨脹係数を有する物でなければならない。

第七百二十條　ガスビュレットに用いる材料は、明りように水際の視定ができる透明度を有する物でなければならない。

第七百二十一條　ガスビュレットのガラスには、気ほう、脈理、でこぼこまたはきずがあるため水際が視定し難いものであつてはならない。

2　ガスビュレットのガラスは、気ほうがあるため破損しやすいものであつてはならない。

（機構）

第七百二十二條　ガスビュレットに附されたコックは、気密でなければならない。この場合において、四〇水柱センチメートルの圧力の空気を満たして五分間放置したときに、検定公差に相当する体積以内の空気のもれがあることを妨げない。

2　ガスビュレットに附されたコックのせんは、なめらかにしゅう動するものでなければならない。

3　コックが附されたガスビュレットには、本体とコックのせんとに合番号を附さなければならない。

（精度の表記）

第七百二十三條　ガスビュレットには、精度の表記がないものの検定公差の二分の一の精度について、精度の表記をすることができる。この場合において、一部の目盛線が表わす体積について精度の表記をするときは、その旨を併記しなければならない。

第二款　検定方法

（この款の内容）

第七百二十四條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、事項の場合に準用する。

（表記等）

第七百二十六條　ガスビュレットの記号、表記、標識および目盛線（臈しよく、吹付けまたは切込の方法により附したものを除く。）が第七百四條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、その部分を水でしめした布で一〇回摩擦して行う。

2　ガスビュレットの目盛線であつて、臈しよくにより附したものが、第七百十八條の規定に適合するかどうかの検査は、それに施した色が器差の検査中に脱落または消滅するかどうかにより行う。

（目盛線）

第七百二十七條　ガスビュレットの目盛線が第七百十四條の規定に適合するかどうかの検査は、その目盛線の最も高い位置における体積および最も低い位置における体積を計つて行い、それらの体積とその目盛線の表わす体積との差がその体積に応ずる検定公差に相当する体積の範囲内にあるときは、そのガスビュレットは、同條の規定に適合するものとする。

第七百二十八條　ガスビュレットのガラスが第七百二十一條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、気ほうを爪でかいて気ほうがつぶれるかどうかにより行う。

第七百二十九條　ガスビュレットに附されたコックが第七百二十二條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、気密検査によつて行う。

（器差）

第七百三十條　ガスビュレットの器差の検査は、それを使用する状態に置いて、水を用いて行う。

第七百三十一條　ガスビュレットの器差の検査は、水際の最下部について視定して行う。

2　第五百八條第二項および第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第七百三十二條　ガスビュレットの器差の検査は、温度の表記がないときは二〇度の温度において、温度の表記があるときはその表記された温度において行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、表記された温度以外の温度において行うことができる。

第七百三十三條　ガスビュレットの器差の検査は、比較法によつて行う。

2　比較法は、検査台に鉛直に取り付けた検定用ガスビュレット基準器に入れた水を、よく洗浄して乾かした検査をするガスビュレットに入れに、検定用ガスビュレット基準器の示度と検査をするガスビュレットの示度とを比較して行う。

3　第一項の検査は、全量および任意の二箇以上の目盛線について行う。ただし、目安目盛線については、検査を行わない。

4　第五百六十條第一項および第二項の規定は、ガスビュレットの器差の算出方法に準用する。

第九節　肺活量計

第一款　構造

（この款の内容）

第七百三十四條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、肺活量計については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第七百三十五條　肺活量計の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　肺活量計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　肺活量計の表記には、誤記があつてはならない。

第七百三十六條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした肺活量計には、法第二十五條の記号および都道府県名を目盛板その他見易い箇所に表記しなければならない。

第七百三十七條　肺活量計の肺活量タンクには、その絶対体積指示点を一、〇〇〇立方センチメートルごとに、表示しなければならない。

第七百三十八條　肺活量計の水そうには、三箇所以上の水位基準線を表記しなければならない。この場合において、これらの水位基準線のある箇所と水そうの中心とを結んだ線の相互になす角度が九〇度以上でなければならない。

第七百三十九條　肺活量計には、肺活量タンクおよび水そうならびに垂直浮動式のものにあつてはその分銅に、回転式のものにあつてはその温度指示スクールに、それぞれ合番号を附さなければならない。

（目盛線）

第七百四十條　肺活量計は、その目盛範囲が六、〇〇〇立方センチメートル以上のものでなければならない。

第七百四十一條　肺活量計の体積を表わす目盛線は、その中心線によつて体積を示すように目盛られたものでなければならない。

第七百四十二條　温度換算目盛付の肺活量計の目盛線は、水蒸気で飽和された温度三七度の空気を肺活量タンクに送つた場合において、その水そう内の水温に温度換算目盛の指針を合わせたときに、その示度が送りこんだ水蒸気で飽和された温度三七度の空気の体積を表わすように目盛られたものでなければならない。

（材質）

第七百四十三條　肺活量計の肺活量タンクおよび水そうは、水により容易

（量器用尺付タンク等）

第六百八十二條　量器用尺付タンク、量器用尺付タンカーおよび量器用尺付タンクローリーには、そのタンクと量器用尺とに合番号を附さなければならない。

第六百八十三條　量器用尺付タンク、量器用尺付タンカーおよび量器用尺付タンクローリーの量器用尺または目盛付タンクローリーの量器用尺は、金属またはこれと同等もしくはそれより小さい伸縮率を有する材料で作られたものでなければならない。

第六百八十四條　量器用尺付タンク、量器用尺付タンカーおよび量器用尺付タンクローリーの量器用尺は、目盛線が二重線、枝線または折線となつているため使用上支障があるものであつてはならない。

（すき尺付目盛付タンク等）

第六百八十五條　すき尺付目盛付タンク、すき尺付目盛付タンカーおよびすき尺付目盛付タンクローリーには、そのタンクとすき尺とに合番号を附さなければならない。

第六百八十六條　すき尺付目盛付タンク、すき尺付目盛付タンカーおよびすき尺付目盛付タンクローリーのすき尺は、金属またはこれと同等もしくはそれより小さい伸縮率を有する材料で作られたものでなければならない。

第六百八十七條　すき尺付目盛付タンク、すき尺付目盛付タンカーおよびすき尺付目盛付タンクローリーのすき尺の端目盛がある実目盛付直線直尺であつて、検定に合格したものでなければならない。

（ゲージグラス付タンク等）

第六百八十八條　ゲージグラス付タンクおよびゲージグラス付タンクローリーのゲージグラスは、常温より五〇度高い温度に耐えるものでなければならない。

第六百八十九條　ゲージグラス付タンクおよびゲージグラス付タンクローリーのゲージグラスは、気ほう、すず、きずまたはひずみ等のため普通の取扱において破損するおそれがあるものであつてはならない。

（オーバーフロー付タンク）

第六百九十條　オーバーフロー付タンクであつて、口縁が全量を表わすものは、その口縁を平滑としなければならない。

（内面目盛付タンク）

第六百九十一條　内面目盛付タンクの体積を表わす内面目盛線は、水際の上縁と目盛線の上縁とが一致したときにその目盛線が表わす体積を示すように目盛られたものでなければならない。

（浮子式目盛付タンク）

第六百九十二條　浮子式目盛付タンクの浮子は、液面の上昇または下降に従つてなめらかに移動するものでなければならない。

（附印部分）

第六百九十三條　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーには、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を、容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

（精度の表記）

第六百九十四條　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーには、表わす体積の一五〇分の一、二〇〇分の一、一、〇〇〇分の二・五または一、〇〇〇分の二の精度について、精度の表記をすることができる。

（この款の内容）

第六百九十五條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーについては、この款に定めるところによる。

（順序）

第六百九十六條　目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリーの構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（表記等）

第六百九十七條　目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリーの量器用尺または目盛付タンクローリーの記号、表記、標識および目盛線が第六百七十六條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、その部分を水でしめした布で十回摩擦して行う。

（器差）

第六百九十八條　全量が一〇〇立方メートルをこえる目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリーの器差の検査は、検定用基準器さ計を用いてその体積を測定して行い、器差は、その表わす体積から真空の体積を減じて算出する。

第六百九十九條　目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリー（全量が一〇〇立方メートル以下のものに限る。以下この款中同じ。）の器差の検査は、常温の水によつて行う。ただし、使用中のものについては、この限りでない。

2　目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリーであつて、使用中のものの器差の検査は、使用中の液体によつて行う。

第七百條　目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリーの器差の検査は、タンクに水平装置があるものについては、水平装置によりタンクを水平な位置に保持し、定置してあるものについては、その状態で行う。

2　内面目盛付タンクの目盛の視定は、斜角視定により行う。

第七百一條　目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリーの器差の検査は、比較法または衡量法によつて行う。

2　比較法は、検査台に鉛直に取り付けた検定用目盛付タンク用基準体積計に検査をするタンクから水または使用中の液体を注入し、検定用目盛付タンク用基準体積計が表わす体積と検査をするタンクの示度とを比較して行う。

3　衡量法は、検査をするタンクに入れた水または使用中の液体を排出して、その質量を検定用基準はかりにより計つて行う。

第七百二條　第五百六十條の規定は、目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーの器差の算出方法に準用する。

第八節　ガスビュレット

第一款　構造

（この款の内容）

第七百三條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、ガスビュレットについては、この款に定めるところによる。

（表記等）

第七百四條　ガスビュレットの記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　ガスビュレットの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　ガスビュレットの表記には、誤記があつてはならない。

第七百五條　製造事業者が製造をしたガスビュレットには、法第二十五條の記号および都道府県名を外側に表記しなければならない。

第七百六條　ガスビュレットまたは「G」の文字を外側に表記しなければならない。

第七百七條　ガスビュレットには、その全量を外側に表記しなければならない。この場合において、組み合わせて使用するものであつて、全量が二以上あるものには、それぞれの全量をその外側に表記しなければならない。

第七百八條　全量の目盛線以外の目盛線があるガスビュレットには、主要な目盛線にその表わす体積を表記しなければならない。

（目盛線）

第七百九條　ガスビュレットの目盛線は、温度二〇度の温度の場合を標準として定められたものでなければならない。ただし、二〇度と異なる温度（一五度から三〇度までの温度の範囲に限る。）を標準とするガスビュレットであつて、その温度を表記したものについては、この限りでない。

第七百十條　ガスビュレットの目盛線は、その目盛線が表わす体積の水を用いて定められたものでなければならない。

2　ガスビュレットは、その目盛線が表わす体積を受用として定められたものでなければならない。

第七百十一條　ガスビュレットの目盛線は、目盛線の下縁と、水際の最下部とが一致したときに、その目盛線が表わす体積を示すように目盛られ

昭27.3.1.

にさびまたは腐しよくを生じない物を用いたものでなければならない。

（機構および作用）

第七百四十四條　肺活量計の肺活量タンクは、吹込に対して如何なる位置においても均衡を保持するような構造のものでなければならない。この場合において、検定公差に相当する体積以内の移動による体積の変化があることを妨げない。

第七百四十五條　肺活量計の水そうに附する水位基準線は、垂直浮動式のものにあつては零点を示す目盛と、回転式のものにあつては回転軸の中心線と同一水平面上になければならない。

第七百四十六條　肺活量計は、目盛範囲が温度五度から温度三五度までの範囲以上であり、かつ、目盛の最小値が温度一度以下の温度計を附したものでなければならない。

（附印部分）

第七百四十七條　肺活量計は、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を、容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

（精度の表記）

第七百四十八條　肺活量計は、その表わす体積の一五〇分の一または二〇〇分の一の精度について、精度の表記をすることができる。

第二款　検定方法

（この款の内容）

第七百四十九條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、肺活量計については、この款に定めるところによる。

（順序）

第七百五十條　肺活量計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（表記等）

第七百五十一條　肺活量計の記号、表記、標識および目盛線が第七百三十五條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、その部分を水でしめした布で一〇回摩擦して行う。

（機構および作用）

第七百五十二條　肺活量計の肺活量タンクが第七百四十四條の規定に適合するかどうかの検査は、水そうに水位基準線まで水を満たし、肺活量タンクの目盛線の任意の三箇所以上について、水そうの外側を軽くたたいて行う。

第七百五十三條　肺活量計の水位基準線が第七百四十五條の規定に適合するかどうかの検査は、水そうに水位基準線まで水を満たして水平な位置に保持した後に行う。

（器差）

第七百五十四條　肺活量計の器差の検査は、検定用肺活量計装置器の水温と水そうの水温とを同一にして、任意の体積の空気を検定用肺活量計装置器からその肺活量計に送り、肺活量計の示度と検定用肺活量計装置器の示度とを比較して行う。

2　前項の検査は、任意の三箇所以上の目盛線（温度差換算目盛付の肺活量計にあつては、絶対体積指示点）について行う。

3　第一項の検査において、肺活量計の器差は、表わす体積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のときは、表わす体積から真実の体積を減じて算出し、表わす体積が二、〇〇〇立方センチメートルをこえるときは、表わす体積から真実の体積を減じた値を表わす体積で除して算出する。

（検査の省略）

第七百五十五條　温度差換算目盛付の肺活量計が第七百四十二條の規定に適合するかどうかの検査および第七百五十一條の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

第七章　圧力計

第一節　構造

第一款　通則

（この節の内容）

第七百五十六條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、圧力計については、この節に定めるところによる。

（定義）

第七百五十七條　この章において、「絶対圧力」とは、真空を0とする圧力を、「普通圧力」とは、絶対圧力と大気圧との差の圧力を、「差圧力」とは、任意の圧力と特定の圧力との差の圧力をいう。

（表記等）

第七百五十八條　圧力計の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　圧力計の記号、表記、標識および目盛線は、容易に識別できるものでなければならない。

3　圧力計の表記には、誤記があつてはならない。

第七百五十九條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした圧力計には、法第二十五條の記号および都道府県名を見易い箇所に表記しなければならない。

第七百六十條　圧力計には、その圧力計が表わす圧力の法定計量単位またはその略字を見易い箇所に表記しなければならない。

（附印部分）

第七百六十一條　圧力計は、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を、容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

（精度の表記）

第七百六十二條　アネロイド型指示圧力計は、その計ることができる最大の圧力の六〇分の一から一五〇分の一までの精度について、精度の表記をすることができる。

2　分銅式標準圧力計には、表わす圧力の五〇〇分の一（ラムの断面積が〇・二五平方センチメートル以上のものにあつては、一、〇〇〇分の一）の精度について、精度の表記をすることができる。

3　血圧計には、二水銀柱ミリメートルまたは一水銀柱ミリメートルの精度について、精度の表記をすることができる。

第二款　指示圧力計および自記圧力計

（表記）

第七百六十三條　指示圧力計および自記圧力計（以下この章において「一般圧力計」という。）には、目盛板その他見易い箇所に、左の事項を表記しなければならない。

一　絶対圧力または差圧力を計る一般圧力計にあつては、その旨の表示

二　差圧力を計る一般圧力計にあつては、その基準となる特定の圧力または特定の圧力範囲

三　液柱型一般圧力計であつて、水および水銀以外の液体を使用するものにあつては、その使用液体名および使用液体の比重

四　気圧測定用の一般圧力計にあつては、その旨の表示

第七百六十四條　一般圧力計には、主な目盛線に、その目盛線の表わす圧力の値を表記しなければならない。

第七百六十五條　一般圧力計であつて、その一部を分離することができる構造のものには、その各部分に合番号を附さなければならない。

第七百六十六條　自記圧力計には、その器物番号およびその時計仕掛の基本持続時間を表記しなければならない。

2　電気式の時計仕掛がある自記圧力計については、前項の基本持続時間にかえて、その時計仕掛の電圧および周波数（直流のものにあつては、直流である旨）を表記しなければならない。

（目盛線）

第七百六十七條　一般圧力計の目盛線は、その中心線によつて、圧力を示すように目盛られたものでなければならない。

2　液柱型一般圧力計の目盛線は、水を用いたときは水際の最下部による示度により、水銀を用いたときは水際の最上部による示度により目盛られたものでなければならない。

第七百六十八條　一般圧力計の目盛線の太さは、〇・二ミリメートル（副尺付の一般圧力計にあつては、〇・一ミリメートル）から目盛間隔の四分の一までの範囲内になければならない。

第七百六十九條　一般圧力計の圧力を表わす目盛線は、目盛間隔が〇・五ミリメートル以上でなければならない。

第七百七十條　一般圧力計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第七百七十一條　一般圧力計の目盛線は、真空圧力とそれ以外の圧力とが明りょうに識別できるものでなければならない。ただし、液柱型一般圧力計については、この限りでない。

第七百七十二條　目盛の最小値が計ることができる最大の圧力の二〇〇分の一より小さい一般圧力計の目盛線は、温度二〇度の場合を標準として定められたものでなければならない。

第七百七十三條　圧力を表わす目盛が二段以上ある一般圧力計は、同一の圧力を表わす目盛線が一致しているものでなければならない。この場合において、その一目盛の値および表わす量に応ずる検査公差（検定公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）の三分の一以内の誤差があることを妨げない。

（指示機構）

第七百七十四條　指示圧力計の指針の指示部分と目盛面との間隔は、その指針の回転中心から先端までの長さの二〇分の一（指針の回転中心から先端までの長さの二〇分の一が、一〇ミリメートルをこえるときは一〇ミリメートル、三ミリメートル未満のときは三ミリメートル）をこえてはならない。

第七百七十五條　指示圧力計の指針の指示部分の太さは、目盛の分割が最小である部分の目盛間隔の四分の一以下のものでなければならない。

第七百七十六條　指示圧力計の指針は、軸とかん合する部分を精密仕上げとし、容易に脱落しないようにしたものでなければならない。

（時計仕掛）

第七百七十七條　自記圧力計の時計仕掛（電気式のものを除く。）は、その基本持続時間の一・五倍（基本持続時間が一〇〇時間以上のものにあつては、一・二倍）の時間だけ持続して運転し、かつ、時間の誤差が一時間につき三〇秒（基本持続時間が一〇〇時間以上のものにあつては、二四時間につき五分）をこえないものでなければならない。

（記録紙）

第七百七十八條　自記圧力計には、それに相応した記録紙が附されていなければならない。

2　自記圧力計の記録紙には、記録紙の型式を表示する番号を表記しなければならない。

（機構および作用）

第七百七十九條　用途の表記をした一般圧力計は、その用途に使用したときに、瞬しよく、さび等のため機能を害するおそれがある材質および構造のものであつてはならない。

第七百八十條　常用圧力、危険圧力等特定の状態を示すため一般圧力計に附された標識は、圧力を表わす目盛線と明りょうに識別できるものでなければならない。

第七百八十一條　差圧圧力を計る一般圧力計であつて、加圧口が二あるものは、基準口を明示したものでなければならない。

第七百八十二條　禁油である旨の表記がある一般圧力計は、計ろうとする液体または気体が接しよくする部分に、油が附着したものであつてはならない。

第七百八十三條　零点復帰装置がある一般圧力計は、その零点復帰装置が正常な働きをするものでなければならない。

第七百八十四條　アネロイド型指示圧力計およびアネロイド型自記圧力計は、計ることができる最大の圧力が大気圧より大きいものについては計ることができる最大の圧力において、計ることができる最小の圧力が大気圧より小さいものについては計ることができる最小の圧力（計ることができる最小の圧力が絶対圧力の〇またはそれに近い圧力であるときは、できるだけそれに近い圧力）において四時間連続して加圧したときに、器差が検定公差の範囲内にあり、かつ、示度の変化がその圧力における検定公差に相当する圧力の範囲をこえないものでなければならない。

第七百八十五條　耐震である旨の表記があるアネロイド型圧力計は、二十四時間連続して震動を与えたとき、二十四時間連続して計ることができる最大の圧力または計ることができる最小の圧力において加圧したときおよび一メートルの高さから落したときにおいて、その機能に変化が生じない構造のものでなければならない。

第七百八十六條　高温用の表記がある一般圧力計は、温度一〇〇度の状態において、その目盛板に変色もしくはき裂が生じまたは器差が検定公差をこえるものであつてはならない。

第七百八十七條　気圧測定用のアネロイド型指示圧力計およびアネロイド型自記圧力計は、示度調整装置を附したものでなければならない。

第七百八十八條　気圧測定用のアネロイド型指示圧力計およびアネロイド型自記圧力計は、〇度から三〇度までの範囲内の温度の変化に対して、示度の変化が温度一度につき〇・一水銀柱ミリメートルをこえるものであつてはならない。

第三款　分銅式標準圧力計

（表記）

第七百八十九條　分銅式標準圧力計には、その本体の見易い箇所に、左の事項を表記しなければならない。

一　分銅式標準圧力計である旨の表示

二　最低限界圧力（検定公差（精度の表記があるときは、その精度）の範囲内において計ることができる最小の圧力をいう。以下同じ。）および最高限界圧力（検定公差（精度の表記があるときは、その精度）の範囲内において計ることができる最大の圧力をいう。以下同じ。）

三　ラムの断面積

四　重錘の質量およびその数

五　器物番号

第七百九十條　分銅式標準圧力計に使用する重錘には、その重錘により生ずる圧力、その重錘に組み合わせて使用するラムの断面積および同一圧力を生ずる重錘の一連番号ならびにその本体の器物番号および本体と同一の記号を、見易い箇所に表記しなければならない。

第七百九十一條　分銅式標準圧力計のラムの基底盤およびシリンダーには、その本体の器物番号および本体と同一の記号を、見易い箇所に表記しなければならない。

（材質）

第七百九十二條　分銅式標準圧力計のラムおよびシリンダーは、容易に摩耗しない材料を用いたものでなければならない。

（機構および作用）

第七百九十三條　分銅式標準圧力計は、その最高限界圧力の三分の一以下のものでなければならない。

第七百九十四條　分銅式標準圧力計のラムは、その断面積が、表記された断面積と等しいものでなければならない。ただし、表記された断面積の五〇〇分の一以内の誤差があることを妨げない。

第七百九十五條　分銅式標準圧力計のラムは、常温において本体に表示されたる最高限界圧力を加えたときに、その降下する速さが最高限界圧力に応じ、それぞれ左の表の通りでなければならない。

最高限界圧力	降下する速さ（一分間当り）
三五キログラム毎平方センチメートル以下	三ミリメートル以下
一〇〇キログラム毎平方センチメートル以下	三ミリメートル以下
五〇〇キログラム毎平方センチメートル以下	三ミリメートル以下
一、〇〇〇キログラム毎平方センチメートル以下	四ミリメートル以下
二、〇〇〇キログラム毎平方センチメートル以下	五ミリメートル以下

第七百九十六條　分銅式標準圧力計のラムは、表示された最高限界圧力の三分の一の圧力を加えて回転させたときに、二〇秒以上四滑に回転するものでなければならない。

第七百九十七條　分銅式標準圧力計のラムは、逃げ溝があるときは、下部の逃げ溝からラムの先端までの各部分の断面積がその逃げ溝から上の各部分の断面積と同一またはそれ以下のものでなければならない。

第七百九十八條　分銅式標準圧力計の重錘は、基底盤に乗せたときに、その重心がラムの中心線上にあり、かつ、各重錘の間のかん合部に、一ミリメートル以上の間げきを生じないものでなければならない。

第七百九十九條　分銅式標準圧力計のストップバルブおよび圧力計取付接続部（バルブを含む。）は、その最高限界圧力の一・五倍（最高限界圧力が

号外

昭27. 3. 1.

一、〇〇〇重量キログラム毎平方センチメートル以上のものにあつては、一・二五倍）の圧力に耐えるものでなければならない。

第四款　血圧計

（表記）

第八百条　アネロイド型血圧計または水銀式血圧計には、目盛板その他見易い箇所に血圧計である旨を表記しなければならない。

第八百一条　水銀式血圧計の水銀タンクには、それと組み合わされるべきガラス管との合符号およびそのガラス管に目盛がないときはそのガラス管の内径を表記しなければならない。

第八百二条　水銀式血圧計用ガラス管には、それと組み合わされるべき水銀タンクとの合符号およびその水銀タンクの内径ならびに目盛がないガラス管にあつては、ガラス管の内径を表記しなければならない。

（目盛線）

第八百三条　血圧計の目盛線は、その中心線によつて、圧力を示すように目盛られたものでなければならない。

2　水銀式血圧計および水銀式血圧計用ガラス管であつて、目盛のあるものの目盛線は、水際の最上部による示度により、目盛られたものでなければならない。

第八百四条　血圧計の目盛線の太さは、〇・二ミリメートルから目盛間隔の四分の一までの範囲内になければならない。

第八百五条　血圧計は、その目盛の最小値が二水銀柱ミリメートル以下であり、かつ、計ることができる最大の圧力が二〇〇水銀柱ミリメートル以上のものでなければならない。

第八百六条　血圧計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

（指示機構）

第八百七条　アネロイド型血圧計の指針の指示部分の太さは、目盛の分割が最小である部分の目盛間隔の四分の一以下のものでなければならない。

（材質）

第八百八条　水銀式血圧計は、その水銀よごれがあるため水際を視定し難いものであつてはならない。

2　水銀式血圧計のタンクは、水銀におかされない材質のものでなければならない。

（機構および作用）

第八百九条　アネロイド型血圧計は、いかなる位置に置いたときでも、その指針の示度が零位を指示するものでなければならない。

2　水銀式血圧計は、使用する位置においたときに、その水銀の示度が零位を指示するものでなければならない。

3　前二項の場合において、四水銀柱ミリメートル以内の誤差があることを妨げない。

第八百十条　水銀式血圧計のタンクの内径は、それと組み合わされるべきガラス管に表記されたタンクの内径と等しいものでなければならない。この場合において、一ミリメートル以内の誤差があることを妨げない。

第八百十一条　アネロイド型血圧計および水銀式血圧計は、計ることができる最大の圧力において三分間連続して加圧したときに、器差が検定公差の範囲内にあるものでなければならない。

第二節　検定方法

第一款　通則

（この節の内容）

第八百十二条　法第八十九条第二項の通商産業省令で定める方法は、圧力計については、この節に定めるところによる。

（検査の条件）

第八百十三条　圧力計の検査は、この章で別に定める場合を除き、常温において行う。

第二款　指示圧力計および自記圧力計

（順序）

第八百十四条　一般圧力計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　指示機構または記録装置の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

五　耐久、耐震および温度の検査

（禁油圧力計の検査）

第八百十五条　禁油である旨の表記がある一般圧力計について検査をするときは、水を満たした接続管を使用して行う。

（表記等）

第八百十六条　一般圧力計の記号、表記、標識および目盛線が第七百五十八条第一項の規定に適合するかどうかの検査は、その部分を乾いた布で軽く三回摩擦することにより行い、その布に色がついたときは、その一般圧力計は、同項の規定に適合しないものとする。

（指示機構）

第八百十七条　一般圧力計の指針が第七百七十六条の規定に適合するかどうかの検査は、針抜検査機を用い、二重量キログラムの力を加えて行う。

（時計仕掛）

第八百十八条　自記圧力計の時計仕掛（電気式のものを除く。）が第七百七十七条の規定に適合するかどうかの検査は、記録装置により記録をしながら行う。

2　前項の検査は、時計仕掛にぜんまいを用いたものにあつては、ぜんまいを最大限に巻いて行う。

3　第一項の検査をするときは、時間の誤差の検査をするときは、基本持続時間の五分の一（基本持続時間が一〇〇時間以上のものにあつては、一〇分の一）以上の時間を経過した時から基本持続時間を経過する時までの時間において行う。

（機構）

第八百十九条　禁油である旨の表記がある一般圧力計が第七百八十二条の規定に適合するかどうかの検査は、こより を用いて行う。

第八百二十条　零点復帰装置ある旨の表記が第七百八十三条の規定に適合するかどうかの検査は、指先で零点復帰装置を軽く三回連続して押したときの動きによつて行う。

（器差）

第八百二十一条　一般圧力計の器差の検査は、検定用基準分銅式標準圧力計を用いて行う。

2　前項の規定にかかわらず、計ることができる最大の圧力が二重量キログラム毎平方センチメートル以下の一般圧力計の器差の検査および一重量キログラム毎平方センチメートル未満の目盛については、大気圧を表わす目盛である零点を、差圧力を計る一般圧力計にあつては、その基準となる特定の圧力を表わす目盛である零点を、絶対圧力を計る一般圧力計にあつては、大気圧を表わす目盛をいう。以下同じ。）を中心として行う。

2　一般圧力計の基準点が表わす圧力以上の圧力を表わす目盛については、八〇水銀柱ミリメートルまでの範囲内の一箇所の目盛線について必ず検査をしなければならない。

3　血圧計の器差は、その表わす圧力から真実の圧力を減じて算出するものとする。

第八百二十二条　一般圧力計の器差の検査は、基準点（普通圧力を計る一般圧力計にあつては、大気圧を表わす目盛である零点を、差圧力を計る一般圧力計にあつては、その基準となる特定の圧力を表わす目盛である零点を、絶対圧力を計る一般圧力計にあつては、大気圧を表わす目盛をいう。以下同じ。）を中心として行う。

2　一般圧力計の基準点が表わす圧力以上の圧力を表わす目盛についての器差の検査は、一般圧力計の器差の検査および一重量キログラム毎平方センチメートル未満の目盛については、検定用基準液柱型圧力計を用い行う。

第八百二十三条　一般圧力計の器差の検査は、基準点（普通圧力を計る一般圧力計にあつては、大気圧を表わす目盛である零点を、差圧力を計る一般圧力計にあつては、その基準となる特定の圧力を表わす目盛である零点を、絶対圧力を計る一般圧力計にあつては、大気圧を表わす目盛をいう。以下同じ。）を中心として行う。

2　一般圧力計の基準点が表わす圧力以上の圧力を表わす目盛についての器差の検査は、基準点が表わす圧力から任意の二箇所以上の目盛線および計ることができる最大の圧力を表わす目盛線について行い、さらに圧力を減じながら任意の二箇所以上の目盛線について行う。

3　一般圧力計の基準点が表わす圧力以下の圧力を表わす目盛についての器差の検査は、基準点が表わす圧力から圧力を減じながら任意の二箇所以上の目盛線および計ることができる最小の圧力を表わす目盛線について行い、さらに圧力を増しながら任意の二箇所以上の目盛線について行う。

4　前二項の規定にかかわらず、基準点が表わす圧力以上の圧力を表わす圧力以下の圧力を表わす目盛があるときは、その一箇所から圧力を減じながら任意の二箇所以上の目盛線および計ることができる最小の圧力を表わす目盛線について行い、さらに圧力を増しながら任意の二箇所以上の目盛線について行う。

5　第三項の規定にかかわらず、計ることができる最小の圧力が絶対圧力の〇またはそれに近い圧力であるため、計ることができる最小の圧力を表わす目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれに近い圧力について器差の検査を行う。

第八百二十四条　零点調整装置または水平装置がある一般圧力計の器差の検査は、零点を調整しまたは水平を正した後に行う。

第八百二十五条　液柱型の一般圧力計の器差の検査は、用いる液が水であるときは、水際の最下部について、水銀であるときは、水際の最上部について行う。

2　液柱型の一般圧力計の検査において、示度を読み取るときは、目盛面に接線が垂直になる位置において、その正面から視定する。

第八百二十六条　計ろうとする液体の水位と取付位置の高さとの差が表記してある一般圧力計の器差の検査には、表記してある高さの差を補正して行う。

第八百二十七条　一般圧力計の器差は、その表わす圧力から真実の圧力を減じて算出するものとする。

（耐久検査）

第八百二十八条　アネロイド型指示圧力計およびアネロイド型自記圧力計が第七百八十四条の規定に適合するかどうかの検査は、器差の検査をした後行う。

（耐震検査）

第八百二十九条　耐震である旨の表記があるアネロイド型圧力計が第七百八十五条の規定に適合するかどうかの検査は、耐震検査、耐久検査および落下検査によつて行う。

2　前項の耐震検査は、振幅が正負二ミリメートルであつて、周波数が五サイクル毎秒の振動を二十四時間与えた後、器差の検査をして行う。

3　第一項の耐久検査は、前条の検査を二十四時間連続して行つた後器差の検査をして行う。

4　第一項の落下検査は、落下検査箱の中央に、指示部分と導管との接続部を上にして取り付け、平らな床の上に置いた厚さ三〇ミリメートルの硬木の板の上に落した後器差の検査をして行う。

（高温検査）

第八百三十条　高温用の表記がある一般圧力計が第七百八十六条の規定に適合するかどうかの検査は、温度一〇〇度の温度そう内に約三十分間置き、その温度において計ることができる最大の圧力または計ることができる最小の圧力で約三十分間連続して加圧することにより行う。

（気圧測定用圧力計の検査）

第八百三十一条　気圧測定用アネロイド型指示圧力計またはアネロイド型自記圧力計が第七百八十八条の規定に適合するかどうかの検査は、気温そう内において一時間置いた後、〇度から三〇度までの範囲内の温度の変化を与えて行う。

（検査の省略）

第八百三十二条　第百七十六条から第八百十八条までおよび第八百二十八条から第八百三十条までの検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

第三款　分銅式標準圧力計

（順序）

第八百三十三条　分銅式標準圧力計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（機構および作用）

第八百三十四条　分銅式標準圧力計のラムが第七百九十四条の規定に適合するかどうかの検査は、ラムの左に掲げる部分の先端に近い一端からその部分の長さのそれぞれ五パーセント、二〇パーセント、四〇パーセントおよび六〇パーセントの距離をとつた位置においてラムの断面積のうち最大なものと最小なものとの比率（以下「ラムの断面積の比率」という。）を計つて行う。

一　一の逃げ溝があるラムの、その逃げ溝の上縁から上部ねじの基部までの部分

四　逃げ溝があるシリンダーと組み合わされるべきラムの、その下端からラムが最下降位置においたときにシリンダーの逃げ溝の下端に接する位置までの部分

第八百三十五条　分銅式標準圧力計のラムが第七百九十五条の規定に適合するかどうかの検査は、最高限界圧力を加え、ストップバルブを閉じて圧力をシリンダーの内部に保持し、ラムをその最下降位置から有効長（前条各号に掲げるラムの部分のうち、先端に近い一端からその部分の五パーセントの距離をとつた位置と六〇パーセントの距離をとつた位置との間の長さをいう。）の五〇パーセントだけ高い位置におき、ラムをゆるく回転させながら放し、ラムが有効長の四〇パーセントだけ降下する間における速度を計つて行う。

第八百三十六条　分銅式標準圧力計の重錘が第七百九十八条の規定に適合するかどうかの検査は、最高限界圧力を加えて行う。

第八百三十七条　分銅式標準圧力計が第七百九十九条の規定に適合するかどうかの検査は、一〇分間加圧して行う。

（器差）

第八百三十八条　分銅式標準圧力計の器差は、その重錘に表記された圧力の値からその基底重錘に働く重力の大きさ（ラム、基底盤およびそれらを接続する金具に働く重力の大きさをいう。）をラムの断面積のうち最大なものと最小なものとの比率（以下「ラムの断面積の比率」という。）をラムの断面積のうち最大なもので除した値を減じて算出する。

2　前項の場合においては、分銅式標準圧力計の基底重錘に働く重力の大きさは、検定用基準天びんおよび検定用基準分銅を用いて計るものとする。

第八百三十九条　血圧計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第四款　血圧計

（順序）

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（表記等）

第八百四十条　血圧計の記号、表記、標識および目盛線が第七百五十八条第一項の規定に適合するかどうかの検査は、その部分を乾いた布で軽く三回摩擦することにより行い、その血圧計は、同項の規定に適合しないものとする。

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（器差）

第八百四十一条　血圧計の器差の検査は、検定用基準液柱型圧力計を用い、圧力を増しながら任意の二箇所以上の目盛線につき行う。

2　前項の検査においては、八〇水銀柱ミリメートルから一六〇水銀柱ミリメートルまでの範囲内の一箇所の目盛線について必ず検査をしなければならない。

3　血圧計の器差は、その表わす圧力から真実の圧力を減じて算出するものとする。

第八百四十二条　水銀式血圧計の器差の検査は、その水際の最上部について行う。

2　水銀式血圧計の検査において、示度を読み取るときは、目盛面に視線が垂直になる位置において、その正面から視定する。

第八百四十三条　水銀式血圧計用ガラス管の器差の検査は、水銀式血圧計用ガラス管を、そのガラス管に表記された組み合わされるべき水銀タンクの内径と同一の内径がある検定用基準水銀タンクに組み合わせて行う。

第八章　密度計

第一節　構造

（この節の内容）

第八百四十四条　法第八十九条第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、密度計については、この節に定めるところによる。

（表記等）

第八百四十五条　密度計の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　密度計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　密度計の表記には、誤記があつてはならない。

第八百四十六条　製造事業者が製造をした密度計には、法第二十五条の記号および都道府県名を見易い箇所に表記しなければならない。

第八百四十七条　密度計には、その密度計が表わす密度の法定計量単位またはその略字を、見易い箇所に表記しなければならない。

第八百四十八条　密度計の主な目盛線には、その目盛線の表わす密度の値を表記しなければならない。値を表記した目盛線の間にある目盛線であつて、それに接する一目盛の値が二あるものについても同様とする。

（目盛線）

第八百四十九条　密度計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第八百五十条　密度計の目盛線は、その中心線によつて密度を示すように

号外

P. 40

昭27.3.1.

目盛られたものでなければならない。

第八百五十一條　密度計の目盛線は、水際が明りょうに視定できない箇所に附してはならない。

第八百五十二條　密度計の目盛線は、水際の上縁において視定するものでなければならない。ただし、特に視定方法を表記したものについては、この限りでない。

第八百五十三條　密度計の目盛線は、一目盛の値が〇・〇〇〇二グラム毎立方センチメートル、〇・〇〇〇五グラム毎立方センチメートル、〇・〇〇一グラム毎立方センチメートル、〇・〇〇二グラム毎立方センチメートル、〇・〇〇五グラム毎立方センチメートルもしくは〇・〇一グラム毎立方センチメートルまたはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

第八百五十四條　密度計の目盛線は、その長さがけい部の全周の長さの一〇分の一をこえるものでなければならない。

2　密度計の目盛間隔は、〇・五ミリメートルをこえるものでなければならない。

3　密度計の目盛線の太さは、〇・一ミリメートルから二ミリメートルまでの範囲内にあり、かつ、目盛間隔の五分の一以下でなければならない。

第八百五十五條　密度計の目盛線は、その密度計を液体にうかべたときに、目盛線を含む平面が水平面に対し角度五度以上傾斜するものであつてはならない。

第八百五十六條　密度計の目盛線は、温度一五度の場合を標準として定められたものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いる密度計であつて、その標準とする温度を表記したものについては、この限りでない。

（材質）

第八百五十七條　ガラス製の密度計のガラスは、気ほう、すじ、きず等があるため視定が困難なものおよび爪で押してつぶれる気ほうがあるものであつてはならない。

第八百五十八條　金属製の密度計は、くぼみを生じ、または容易にくぼみを生ずるおそれがあるものであつてはならない。

（機構および作用）

第八百五十九條　密度計の内部に目盛紙を入れたときは、その目盛紙は、離脱するおそれがないものまたは離脱するおそれがないものでなければならない。

2　密度計の内部に目盛紙以外の目盛板を入れたときは、その目盛板は、目盛の分割が最小である部分の目盛間隔に相当する長さ以上に移動するものであつてはならない。

第八百六十條　密度計は、その下部に重量を附加し、または調整するために散弾、水銀その他の重量附加物をいれるおもり室を設けたときは、重量附加物がおもり室の外に出るものまたは出るおそれがあるものであつてはならない。

第八百六十一條　密度計は、液体にうかべたときに、鉛直線に対して角度五度以上傾斜するものまたは傾斜するおそれがあるものであつてはならない。

第八百六十二條　密度計は、そのけい部に働く表面張力が一〇ダイン毎センチメートルだけ変化したときに、示度の変化が検定公差に相当する値をこえるものであつてはならない。

第八百六十三條　密度用アレオピクノメーターのせん部は、水密でなければならない。

2　密度用アレオピクノメーターには、せんと本体とに合番号を附さなければならない。

（附印部分）

第八百六十四條　密度計は、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造としなければならない。

（精度の表記）

第八百六十五條　密度計には、〇・〇〇〇五グラム毎立方センチメートル、〇・〇〇一グラム毎立方センチメートル、〇・〇〇二グラム毎立方センチメートルまたは〇・〇一グラム毎立方センチメートルの精度について、精度の表記をすることができる。

第二節　検定方法

（この節の内容）

第八百六十六條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、密度計については、この節に定めるところによる。

（順序）

第八百六十七條　密度計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（機構）

第八百六十八條　内部に目盛紙を入れた密度計が第八百五十九條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、密度計を軽くたたいて、その目盛紙がけい部に密着しているか、または脱落するおそれがあるかどうかにつき行う。

第八百六十九條　密度計が第八百六十二條の規定に適合するかどうかの検査は、その質量およびけい部の直径を計り、左の式により、表面張力の変化に対する示度の変化の値を算出して行う。

$$\Delta d = \frac{\pi R d}{M \times 980} \times 10$$

Δdは、一〇ダイン毎センチメートルの表面張力の変化に対する示度の変化の値

Rは、けい部の直径（センチメートル）

dは、目盛線が表わす密度（グラム毎立方センチメートル）

Mは、検査をする密度計の質量（グラム）

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（器差）

第八百七十條　密度計の器差の検査は、任意の三箇所以上の目盛線をえらんで行う。この場合において、二箇所は、両端に近い箇所とする。

第八百七十一條　密度計の器差の検査は、密度の大きい目盛線から順次密度の小さい目盛線について行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2　前項但書の規定により、密度の小さい目盛線から検査を始めるときは、さきの器差の検査が終つた後、けい部に附着した液をふきとり、次の器差の検査に影響がない状態としなければならない。

第八百七十二條　密度計の器差の検査に用いる検査液は、検査をする密度に応じ、それぞれ左の表の通りとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

検査をする密度	検査液
〇・七グラム毎立方センチメートルから〇・七三グラム毎立方センチメートルまで	エチルエーテル、ベンゾンまたはこれらの混合液
〇・七三グラム毎立方センチメートルから〇・八グラム毎立方センチメートルまで	酒精とエチルエーテルとの混合液
〇・八グラム毎立方センチメートルから一グラム毎立方センチメートルまで	水と酒精との混合液
一グラム毎立方センチメートルから一・八五グラム毎立方センチメートルまで	硫酸と水との混合液
一・六グラム毎立方センチメートルから三グラム毎立方センチメートルまで	硝酸第二水銀と硝酸との混合液

第八百七十三條　密度計（密度用アレオピクノメーターを除く。以下この節において同じ。）の器差の検査は、検査をする密度計の目盛範囲と同一または一目盛の値を有する検定用基準密度計の一目盛の値と同一または一目盛の値を有する検定用基準密度浮ひようを検査をする密度計の目盛線が表わす密度と同一の密度の検査液中にうかべて行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第八百七十四條　密度計の器差の検査は、検査前にごみおよび脂肪をとり、常温に復してから行う。

2　密度計の器差の検査は、検定用基準密度浮ひようを検査前に酒精また

はエチルエーテルでぬぐい、常温に復してから用いる。

3　密度計の器差の検査は、検査液を洗浄した容器に入れてかくはんし、気ほうの上昇がやみ、液面が静止した後行う。

第八百七十五條　密度計の器差の検査は、検定用基準密度浮ひようと検査をする密度計を検査液中にうかべて、その示度を比較して行う。

2　前項の検査において、検査をする密度計に一五度と異なる温度が表記してあるときは、その示度の読みに次の式による温度の補正を行つた後、検定用基準密度浮ひようの示度の読みと比較して行う。

補正量$=d\alpha(15-t)$

dは、検定用基準密度浮ひようの示度の読み（グラム毎立方センチメートル）

αは、ガラスの膨脹係数

tは、検査をする密度計に表記された温度

第八百七十六條　密度二グラム毎立方センチメートル以上または〇・七グラム毎立方センチメートル以下の目盛がある密度計の器差の検査において、その目盛線が表わす密度に相当する目盛線がある検定用基準密度浮ひようまたはその目盛線が表わす密度の検査液がないときは、その目盛線についての器差は、第八百七十二條から前條までの規定にかかわらず、左に掲げる方法により算出する。

一　密度二グラム毎立方センチメートル以上の目盛線の検査をするときは、イまたはロの方法により器差を算出する。

イ　左の式により器差を算出する。

$$\text{器差} = \left\{\frac{(W-w)(\sigma-0.0012)}{W_0-W} + \sigma\right\}\left\{1+0.000025(t-15)\right\}-R$$

Wは、検査をする密度計を針金で検定用基準天びんにつり、水中に沈め、検査をする目盛線が水際の上縁と一致するようにしたときの重さにつり合う検定用基準分銅の質量（グラム）

W_0は、針金の重さにつり合う検定用基準分銅の質量と検査をする密度計の重さにつり合う検定用基準分銅の質量との和（グラム）

wは、針金の重さにつり合う検定用基準分銅の質量（グラム）

σは、温度t度のときの水の密度（グラム毎立方センチメートル）

tは、水の温度

Rは、検査をする目盛線の表わす密度（グラム毎立方センチメートル）

左の式により算出された値に相当する質量の分銅を検定用基準天びんの一方の皿に載せ、検査をする密度計を他の皿につり、水にうかべ、検査をする密度計を上下させて検定用基準天びんにつり合わせたときの水際の上縁と一致する目盛線との示度を比較して器差を算出する。

$$\text{器差} = \left\{\frac{(W-w)(\sigma-0.0012)}{(W_0-W)-(W-w)} + \sigma\right\}\left\{1+0.000025(t-15)\right\}-R$$

Wは、検査をする密度計の重さにつり合う検定用基準分銅の質量（グラム）

wは、針金の重さにつり合う検定用基準分銅の質量（グラム）

W_0は、針金の重さにつり合う検定用基準分銅の質量と検査をする密度計の重さにつり合う検定用基準分銅の質量との和（グラム）

σは、温度t度のときの水の密度（グラム毎立方センチメートル）

tは、水の温度

Rは、検査をする目盛線の表わす密度（グラム毎立方センチメートル）

ロ　左の式により算出した値に前條第二項の規定による温度の補正をし、これと検査をする目盛線が表わす密度とを比較して器差を算出する。

$$\text{器差} = \frac{W_1(\sigma-0.0012)}{W_1+P} + 0.0012 - R$$

W_1は、検査をする密度計の重さにつり合う検定用基準分銅の質量（グラム）

Pは、検査をする密度計におもりをまきつけて水にうかべ、検査をする目盛線が水際の上縁と一致するようにした後、このおもりのみを水中についたときの重さにつり合う検定用基準分銅の質量（グラム）

σは、水の密度（グラム毎立方センチメートル）

第八百七十七條　密度計の器差は、表わす密度から真実の密度を減じて算出するものとする。

（密度用アレオピクノメーター）

第八百七十八條　密度用アレオピクノメーターの器差の検査は、検査をする密度用アレオピクノメーターの表面および液室の内部を酒精またはエーテルでよく洗い、かわかした後、その液室に検査をする目盛線が表わす密度と同一の密度の検査液を満たし、気ほうのない状態として密閉した後、水中にうかべ、その示度に左の式による温度の補正を行つた値を求めて行う。

$$\text{補正量} = \left(d + \frac{M}{A}\right)\alpha\delta$$

dは、検査をする密度用アレオピクノメーターの示度の読み（グラム毎立方センチメートル）

Mは、検査をする密度用アレオピクノメーターの質量（グラム）

（四捨五入により小数点以下一位まで算出するものとする。）

Aは、検査をする密度用アレオピクノメーターの液室の体積（立方センチメートル）（四捨五入により小数点以下一位まで算出するものとする。）

αは、測定をしたときの水の密度から温度一五度の水の密度を減じたもの（グラム毎立方センチメートル）

δは、温度t度のときの水の密度（グラム毎立方センチメートル）

2　前項に規定する温度の補正において、必要があるときは、さらに左の式によるガラスの膨脹による補正を行う。

$$\text{ガラスの膨脹による補正量} = \frac{M}{A}(t-15)0.000025$$

tは、水の温度

MおよびAは、前項の式と同じ。

3　第一項の検査において、検査液の密度は、検定用基準密度浮ひようにより計るものとする。

4　密度用アレオピクノメーターの器差は、その表わす密度から真実の密度を減じて算出するものとする。

第九章　濃度計

第一節　構造

（この節の内容）

第八百七十九條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、濃度計については、この節に定めるところによる。

（表記等）

第八百八十條　濃度計の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　濃度計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　濃度計の表記には、誤記があつてはならない。

号外

第八百八十一條　製造事業者が製造をした濃度計には、法第二十五條の記号および都道府県名を、見易い箇所に表記しなければならない。

第八百八十二條　濃度計には、その濃度計が表わす濃度の決定計量単位またはその略字を、見易い箇所に表記しなければならない。

第八百八十三條　濃度計の主な目盛線には、その目盛線の表わす濃度の値を表記しなければならない。値を表記した目盛線の間にある目盛線であつて、それに接する一目盛の値が二あるものについても、同様とする。

第八百八十四條　しよ糖度浮ひようには、その標準とする温度（一七・五度または二〇度）を表記しなければならない。

（目盛線）

第八百八十五條　濃度計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第八百八十六條　濃度計の目盛線は、その中心線によつて濃度を示すように目盛られたものでなければならない。

第八百八十七條　濃度計の目盛線は、水際が明りように測定できない箇所に附してはならない。

第八百八十八條　濃度計の目盛線は、水際の上縁において視定するものでなければならない。ただし、特に視定方法を表記したものについては、この限りでない。

第八百八十九條　酒精度浮ひようの目盛線は、一目盛の値が〇・二酒精度、〇・五酒精度もしくは一酒精度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

2　しよ糖度浮ひようの目盛線は、一目盛の値が〇・二しよ糖度、〇・五しよ糖度もしくは一しよ糖度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

3　硫酸度浮ひようの目盛線は、一目盛の値が〇・二硫酸度、〇・五硫酸度もしくは一硫酸度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

4　さく酸度浮ひようの目盛線は、一目盛の値が〇・二さく酸度、〇・五さく酸度もしくは一さく酸度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

第八百九十條　硫酸度浮ひようには、〇硫酸度から九六硫酸度までの範囲以外の硫酸度を表わす目盛線を附してはならない。

第八百九十一條　さく酸度浮ひようには、〇さく酸度から六五さく酸度までの範囲以外のさく酸度を表わす目盛線を附してはならない。

2　さく酸度浮ひようの一目盛の値は、二五さく酸度から四〇さく酸度までの範囲については〇・五さく酸度以上、四〇さく酸度から六五さく酸度以上でなければならない。

第八百九十二條　濃度計の目盛線は、その長さがかい部の全周の長さの一〇分の一をこえるものでなければならない。

2　濃度計の目盛間隔は、〇・五ミリメートルをこえるものでなければならない。

3　濃度計の目盛線の太さは、〇・二ミリメートルから一ミリメートルまでの範囲内にあり、かつ、目盛間隔の五分の一以下でなければならない。

第八百九十三條　濃度計の目盛線は、その濃度計を液体にうかべたときに、目盛線を含む平面が水平面に対し角度五度以上傾斜するものであつてはならない。

（順序）

第九百六條　濃度計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（機構）

第九百七條　内部に目盛紙を入れた濃度計が第八百十三條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、濃度計を軽くたたいて、その目盛紙がけい部に密着しているかまたは脱落するおそれがあるかどうかにつき行う。

（器差）

第九百八條　濃度計の器差の検査は、任意の三箇所以上の目盛線をえらんで行う。この場合において、二箇所は両端に近い箇所とする。

第九百九條　濃度計の器差の検査は、密度に換算したときの密度の値の大きい濃度の目盛線から順次密度に換算したときの密度の値の小さい濃度の目盛線について行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2　前項但書の規定により、密度に換算したときの密度の値の小さい濃度の目盛線から検査を始めるときは、さきの器差の検査が終つた後、けい部に附着した液なふきとり、次の器差の検査に影響がない状態としなければならない。

第九百十條　濃度計の器差の検査には、左に掲げる検査液を用いる。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　酒精度検査液

イ　〇酒精度から七〇酒精度までの範囲については、〇・四酒精度ごとに一酒精度を増した酒精度

ロ　九五酒精度から一〇〇酒精度までの範囲については、酒精とエーテルとの混合液

二　しよ糖度検査液

イ　〇しよ糖度から六〇しよ糖度までの範囲については、しよ糖と水との混合液

ロ　六〇しよ糖度から一〇〇しよ糖度までの範囲については、硫酸と水との混合液

三　硫酸度およびさく酸度については、第八百七十二條の検査液

第九百十一條　濃度計の器差の検査は、検査をする濃度計の目盛範囲と同一またはその目盛範囲を含む目盛範囲があり、かつ、検査をする濃度計の一目盛の値と同一またはそれ以下の一目盛の値を有する検定用基準濃度浮ひようを検査をする濃度計の目盛線が表わす濃度と同一の濃度の検査液中にうかべて行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第九百十二條　濃度計の器差の検査は、検査前にごみおよび脂肪をとり、常温に復してから行う。

2　濃度計の器差の検査は、検定用基準濃度浮ひようを検査前に酒精またはエチルエーテルでぬぐい、常温に復してから用いる。

3　濃度計の器差の検査は、検査液を洗浄した容器に入れてかくはんし、気ほうの上昇がやみ、液面が静止した後行う。

第九百十三條　濃度計の器差の検査は、検査用基準濃度浮ひようと検査をする濃度浮ひようとを検査液中にうかべて、その示度を比較して行う。

2　前項の検査において一七・五度を標準温度とする検定用基準しよ糖度浮ひようで二〇度を標準温度とするしよ糖度浮ひようを検査するときは、次の式による補正を検定用基準しよ糖度浮ひようの示度の読みに左の式による温度の補正を行つた後、検査をするしよ糖度浮ひようの示度の読みと比較して行う。

補正量 $= \frac{1}{D}\{0.00025(17.5-20)d + (d_{17.5}-d_{20})\}$

dは、検定用基準しよ糖度浮ひようの示度の読みに相当する密度（グラム毎立方センチメートル）

$d_{17.5}$は、温度一七・五度における検査液の密度（グラム毎立方センチメートル）

d_{20}は、温度二〇度における検査液の密度（グラム毎立方センチメートル）

Dは、dを求めたときのしよ糖度一度の差に相当する密度（グラム毎立方センチメートル）

第九百十四條　濃度計の器差は、表わす濃度から真実の濃度を減じて算出するものとする。

第十章　繊度計

第一節　検尺器

第一款　構造

（この款の内容）

第九百十五條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める標準は、検尺器については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第九百十六條　検尺器の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　検尺器の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　検尺器の表記には、誤記があつてはならない。

第九百十七條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした検尺には、次の式による補正を検定用基準しよ糖度浮ひようの示度の読みに左の式による温度の補正を行つた後、検査をするしよ糖度浮ひようの示度の読みと比較して行う。

補正量 $= \frac{1}{D}\{0.00025(17.5-20)d + (d_{17.5}-d_{20})\}$

dは、検定用基準しよ糖度浮ひようの示度の読みに相当する密度（グラム毎立方センチメートル）

$d_{17.5}$は、温度一七・五度における検査液の密度（グラム毎立方センチメートル）

d_{20}は、温度二〇度における検査液の密度（グラム毎立方センチメートル）

Dは、dを求めたときのしよ糖度一度の差に相当する密度（グラム毎立方センチメートル）

第九百十四條　濃度計の器差は、表わす濃度から真実の濃度を減じて算出するものとする。

第十章　繊度計

第一節　検尺器

第一款　構造

（この款の内容）

第九百十五條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める標準は、検尺器については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第九百十六條　検尺器の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　検尺器の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　検尺器の表記には、誤記があつてはならない。

第九百十七條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした検尺には、法第二十五條の記号および都道府県名を、見易い箇所に表記しなければならない。

第九百十八條　繊度検尺器には、一回の計量における糸わくの回転数を、回転器に表記しなければならない。

（目盛線）

第九百十九條　検尺器の目盛線は、その目盛線の中心線によつて長さを示すように目盛られたものでなければならない。

（材質）

第九百二十條　検尺器の木製の糸わくは、水分含有率が二〇パーセント以下のものでなければならない。

第九百二十一條　検尺器の回転部の歯車に使用する金属は、かたさがショア三〇度以上のものでなければならない。

（機構および作用）

第九百二十二條　検尺器の一回の計量における糸わくの回転数は、四〇〇回でなければならない。この場合において、二分の一回転以内の誤差があることを妨げない。

第九百二十三條　検尺器の糸わくは、きず、節、腐しよく、虫くい、巣、埋木、埋金等があるためぜい弱なものであつてはならない。

第九百二十四條　検尺器の糸わくであつて、折畳式のものは、その各組立部分に、正六角形に組み立てることのできるような標識を附したものでなければならない。

第九百二十五條　検尺器の糸わくの周の長さは、一・二五メートルでなければならない。この場合において、四ミリメートル以内の誤差があることを妨げない。

第九百二十六條　検尺器であつて、糸わくの糸受部分が木でつくられているものは、その部分が堅ろうなものでなければならない。

第九百二十七條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした検尺には、法第二十五條の記号および都道府県名を、見易い箇所に表記しなければならない。

第九百二十八條　繊度検尺器には、一回の計量における糸わくの回転数を、回転器に表記しなければならない。

（目盛線）

第九百二十九條　検尺器の目盛線は、その目盛線の中心線によつて長さを示すように目盛られたものでなければならない。

（材質）

第九百三十條　検尺器の木製の糸わくは、水分含有率が二〇パーセント以下のものでなければならない。

第九百三十一條　検尺器の回転部の歯車に使用する金属は、かたさがショア三〇度以上のものでなければならない。

（機構および作用）

第九百三十二條　検尺器の一回の計量における糸わくの回転数は、四〇〇回でなければならない。この場合において、二分の一回転以内の誤差があることを妨げない。

第九百三十三條　検尺器の糸わくは、きず、節、腐しよく、虫くい、巣、埋木、埋金等があるためぜい弱なものであつてはならない。

第九百三十四條　検尺器の糸わくであつて、折畳式のものは、その各組立部分に、正六角形に組み立てることのできるような標識を附したものでなければならない。

第九百三十五條　検尺器の糸わくの周の長さは、一・二五メートルでなければならない。この場合において、四ミリメートル以内の誤差があることを妨げない。

第九百三十六條　検尺器であつて、糸わくの糸受部分が木でつくられているものは、その部分が堅ろうなものでなければならない。

第九百三十七條　検尺器の木製の糸わくが第九百二十條の規定に適合するかどうかの検査は、水分測定装置を用いて行う。

2　検尺器の回転部の歯車に使用する金属が第九百二十一條の規定に適合するかどうかの検査は、検定用基準歯車金属材料用かたさ試験機を用いて行う。

3　前二項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（機構および作用）

第九百三十八條　検尺器が第九百二十二條の規定に適合するかどうかの検査は、あらかじめ、空まわしにより指針の位置を確めた後四〇秒につき二〇〇回の回転速度で回転し、検定用回転数計を用いて行う。

第九百三十九條　検尺器の糸わくが第九百二十五條の規定に適合するかどうかの検査は、検定用基準尺を用いて、糸受部分の中央および両端より各三分の一の箇所についてそれぞれ行う。

第九百四十條　検尺器の自動停止装置および鈴打装置が第九百二十八條の規定に適合するかどうかの検査は、回転数計を用いて、停止または鈴打までの回転数を読み取つて行う。

第二節　検定方法

第一款　綱

（この款の内容）

第九百四十一條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、綱については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第九百四十二條　綱の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　綱の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　綱の表記には、誤記があつてはならない。

第九百四十三條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした綱には、法第二十五條の記号および都道府県名を、見易い箇所に表記しなければならない。

第九百四十四條　綱には、その綱の表わす濃度の値を表記しなければならない。値を表記した目盛線の間にある目盛線であつて、それに接する一目盛の値が二あるものについても、同様とする。

第九百四十五條　綱の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第九百四十六條　綱の目盛線は、その中心線によつて濃度を示すように目盛られたものでなければならない。

第九百四十七條　綱の目盛線は、水際が明りように測定できない箇所に附してはならない。

第九百四十八條　綱の目盛線は、水際の上縁において視定するものでなければならない。ただし、特に視定方法を表記したものについては、この限りでない。

第九百四十九條　綱の目盛線は、一目盛の値が〇・二しよ糖度、〇・五しよ糖度もしくは一しよ糖度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

2　しよ糖度浮ひようの目盛線は、一目盛の値が〇・二しよ糖度、〇・五しよ糖度もしくは一しよ糖度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

第九百五十條　綱の器差の検査は、検定用基準しよ糖度浮ひようを検査前にごみおよび脂肪をとり、常温に復してから行う。

2　綱の器差の検査は、検定用基準しよ糖度浮ひようを検査前に酒精またはエチルエーテルでぬぐい、常温に復してから用いる。

3　綱の器差の検査は、検査液を洗浄した容器に入れてかくはんし、気ほうの上昇がやみ、液面が静止した後行う。

第九百五十一條　綱の器差の検査は、検査用基準しよ糖度浮ひようと検査をする綱とを検査液中にうかべて、その示度を比較して行う。

2　前項の検査において一七・五度を標準温度とする検定用基準しよ糖度浮ひようで二〇度を標準温度とするしよ糖度浮ひようを検査するときは、次の式による補正を検定用基準しよ糖度浮ひようの示度の読みに左の式による温度の補正を行つた後、検査をするしよ糖度浮ひようの示度の読みと比較して行う。

補正量 $= \frac{1}{D}\{0.00025(17.5-20)d + (d_{17.5}-d_{20})\}$

dは、検定用基準しよ糖度浮ひようの示度の読みに相当する密度（グラム毎立方センチメートル）

$d_{17.5}$は、温度一七・五度における検査液の密度（グラム毎立方センチメートル）

d_{20}は、温度二〇度における検査液の密度（グラム毎立方センチメートル）

Dは、dを求めたときのしよ糖度一度の差に相当する密度（グラム毎立方センチメートル）

第九百五十二條　綱の器差は、表わす濃度から真実の濃度を減じて算出するものとする。

第十一章　浮ひょう

第一節　検尺器

第一款　構造

（この款の内容）

第九百五十三條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める標準は、検尺器については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第九百五十四條　検尺器の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　検尺器の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　検尺器の表記には、誤記があつてはならない。

第九百五十五條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした検尺には、法第二十五條の記号および都道府県名を、見易い箇所に表記しなければならない。

第九百五十六條　浮ひようには、その浮ひようの表わす濃度の値を表記しなければならない。値を表記した目盛線の間にある目盛線であつて、それに接する一目盛の値が二あるものについても、同様とする。

第九百五十七條　浮ひようには、その浮ひようの表わす濃度の決定計量単位またはその略字を、見易い箇所に表記しなければならない。

第九百五十八條　浮ひようの目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第九百五十九條　浮ひようの目盛線は、その中心線によつて濃度を示すように目盛られたものでなければならない。

第九百六十條　浮ひようの目盛線は、水際が明りように測定できない箇所に附してはならない。

第九百六十一條　浮ひようの目盛線は、水際の上縁において視定するものでなければならない。ただし、特に視定方法を表記したものについては、この限りでない。

第九百六十二條　酒精度浮ひようの目盛線は、一目盛の値が〇・二酒精度、〇・五酒精度もしくは一酒精度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

2　しよ糖度浮ひようの目盛線は、一目盛の値が〇・二しよ糖度、〇・五しよ糖度もしくは一しよ糖度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

3　硫酸度浮ひようの目盛線は、一目盛の値が〇・二硫酸度、〇・五硫酸度もしくは一硫酸度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

4　さく酸度浮ひようの目盛線は、一目盛の値が〇・二さく酸度、〇・五さく酸度もしくは一さく酸度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

第九百六十三條　硫酸度浮ひようには、〇硫酸度から九〇硫酸度までの目盛線以外の硫酸度を表わす目盛線を附してはならない。

第九百六十四條　さく酸度浮ひようには、〇さく酸度から六五さく酸度までの範囲以外のさく酸度を表わす目盛線を附してはならない。

2　さく酸度浮ひようの一目盛の値は、二五さく酸度から四〇さく酸度までの範囲については〇・五さく酸度以上、四〇さく酸度から六五さく酸度以上でなければならない。

第九百六十五條　浮ひようの目盛線は、その長さがかい部の全周の長さの一〇分の一をこえるものでなければならない。

2　浮ひようの目盛間隔は、〇・五ミリメートルをこえるものでなければならない。

3　浮ひようの目盛線の太さは、〇・二ミリメートルから一ミリメートルまでの範囲内にあり、かつ、目盛間隔の五分の一以下でなければならない。

第九百六十六條　浮ひようの目盛線は、その浮ひようを液体にうかべたときに、目盛線を含む平面が水平面に対し角度五度以上傾斜するものであつてはならない。

（順序）

第九百六十七條　浮ひようの構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　機構および作用の検査

四　器差の検査

（機構）

第九百六十八條　内部に目盛紙を入れた浮ひようが第九百六十三條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、浮ひようを軽くたたいて、その目盛紙がけい部に密着しているかまたは脱落するおそれがあるかどうかにつき行う。

（器差）

第九百六十九條　浮ひようの器差の検査は、任意の三箇所以上の目盛線をえらんで行う。この場合において、二箇所は両端に近い箇所とする。

第九百七十條　浮ひようの器差の検査は、密度に換算したときの密度の値の大きい浮ひようの目盛線から順次密度に換算したときの密度の値の小さい浮ひようの目盛線について行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2　前項但書の規定により、密度に換算したときの密度の値の小さい浮ひようの目盛線から検査を始めるときは、さきの器差の検査が終つた後、けい部に附着した液なふきとり、次の器差の検査に影響がない状態としなければならない。

第九百七十一條　浮ひようの器差の検査には、左に掲げる検査液を用いる。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　酒精度検査液

イ　〇酒精度から七五酒精度までの範囲については、酒精と水との混合液

（精度の表記）

第九百七十二條　酒精度浮ひようには、〇酒精度から七〇酒精度までの目盛線については〇・四酒精度ごとに一酒精度、七〇酒精度または七五酒精度から一〇〇酒精度までの目盛線については〇・二酒精度、〇・三酒精度、〇・四酒精度または〇・五酒精度の精度について、それぞれ精度の表記をすることができる。

第九百七十三條　しよ糖度浮ひようには、〇・二しよ糖度、〇・三しよ糖度、〇・四しよ糖度または〇・五しよ糖度の精度について、精度の表記をすることができる。

第九百七十四條　硫酸度浮ひようには、〇硫酸度から九〇硫酸度までの目盛線においては〇・一硫酸度、〇・二硫酸度、〇・三硫酸度、〇・四硫酸度または〇・五硫酸度の精度、九〇硫酸度から九六硫酸度までの目盛線においては〇・三硫酸度、〇・四硫酸度または〇・五硫酸度の精度について、それぞれ精度の表記をすることができる。

第九百七十五條　さく酸度浮ひようには、〇さく酸度から二五さく酸度までの目盛範囲においては〇・四さく酸度、〇・五さく酸度または一さく酸度の精度、二五さく酸度から四〇さく酸度までの目盛範囲においては一さく酸度の精度、四〇さく酸度から六五さく酸度までの目盛範囲においては〇・五さく酸度の精度、四〇さく酸度から六五さく酸度までの目盛範囲においては一さく酸度の精度について、それぞれ精度の表記をすることができる。

第二節　検定方法

（この節の内容）

第九百七十六條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、浮ひようについては、この節に定めるところによる。

昭27. 3. 1.

3　検位衡および繊度分銅の表記には、誤記があつてはならない。

第九百四十條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした検位衡または繊度分銅には、法第二十五條の記号および都道府県名を見易い箇所に表記したければならない。ただし、計量器関係事業規則第十三條の繊度分銅については、この限りでない。

第九百四十一條　検位衡には、器物番号を附さなければならない。

2　検位衡には、それに組み合わされるべき検尺器の回転数を表記しなければならない。

第九百四十二條　検位衡には、ひょう量を見易い箇所に表記しなければならない。

2　天びん型検位衡には、感量を表記しなければならない。

第九百四十三條　繊度分銅には、その表わす繊度の値を表記しなければならない。ただし、左の表の上欄に掲げる繊度の繊度分銅であつて下欄に掲げる形状のものについては、この限りでない。

繊度	形状
○・○一デニール	だ円型
○・○二デニール	ひし型
○・○五デニール	五角型
○・一デニール	四角型

第九百四十四條　検位衡の繊度を表わす目盛線であつて、零点、盛目または盛止を示すものその他主なものには、その表わす繊度の値を表記しなければならない。

（目盛線）

第九百四十五條　検位衡の繊度を表わす目盛線の太さおよび度表（繊度を表わさない目盛が附された目盛板を除く。）の目盛線の太さは、日盛間隔の二分の一（度表の目盛線にあつては、四分の一）をこえてはならない。

2　検位衡の繊度を表わす目盛線の太さおよび度表の目盛線の太さは、〇・二ミリメートル（度表の目盛線にあつては、〇・二ミリメートル）以下であつてはならない。ただし、目盛をレンズによつて拡大して読み機構の検位衡については、この限りでない。

3　検位衡の繊度を表わす目盛線のうち最も太いものの太さは、最も細いものの太さの三倍をこえてはならない。

4　検位衡の度表の目盛線の太さは、均一でなければならない。

第九百四十六條　検位衡の繊度を表わす目盛の目盛間隔または度表の目盛間隔は、〇・五ミリメートル以上でなければならない。ただし、目盛をレンズによつて拡大して読み機構の検位衡については、この限りでない。

第九百四十七條　検位衡の度表の目盛間隔は、均一でなければならない。この場合において、度表の目盛間隔の一〇分の一以内の誤差があることを妨げない。

第九百四十八條　検位衡の繊度を表わす目盛線および度表の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第九百四十九條　繊度を表わす目盛が二段以上ある検位衡は、同一の繊度について計つたときに、各段の目盛が表わす値の相互の差が検定公差（検定公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）の三分の一をこえてはならない。

（指示機構）

第九百五十條　検位衡の指示機構の指標（度表の指標を除く。）の指示部分の太さは、その検位衡の最も太い目盛線の太さより太くなく、かつ、最も細い目盛線の太さより細くないものでなければならない。

第九百五十一條　検位衡の度表の指標の指示部分の太さは、度表の目盛間隔の五分の一をこえてはならない。

第九百五十二條　検位衡（天びん型検位衡および指標として回転する指針を用いる検位衡を除く。）の指示機構の指標の指示部分と目盛面との間隔は、五ミリメートルをこえてはならない。

2　指標として回転する指針を用いる検位衡の指針の指示部分と目盛面との間隔は、指針の回転中心から先端までの長さの四〇分の一（指針の回転中心から先端までの長さの四〇分の一が五ミリメートル、一ミリメートル以下のときは一ミリメートル）をこえてはならない。

第九百五十三條　検位衡の指示機構の指標の指示部分は、あらゆる目盛線に重なるものでなければならない。ただし、指標の指示部分が目盛面と同一平面上にある検位衡については、この限りでない。

2　指標の指示部分が目盛面と同一平面上にある検位衡は、指標の指示部分の先端と目盛線との距離が一ミリメートル（天びん型検位衡にあつては、〇・五ミリメートル）をこえてはならない。

第九百五十四條　検位衡の度表の指標の指示部分は、度表の目盛がある範囲以上に動くことができるものでなければならない。

（繊構および作用）

第九百五十五條　検位衡は、つり合が安定でなければならない。

第九百五十六條　検位衡は、最小目盛に相当する繊度（天びん型検位衡にあつては、表記された感量）に相当する荷重をのせおろしたときに、左に掲げる変位以上の変位を生ずるものでなければならない。

一　度表のあるものについては、度表の目盛間隔の二分の一の変位

二　目盛板を使用するものについては、目盛間隔の二分の一の変位

第九百五十七條　検位衡には、目盛板または度表がなければならない。

第九百五十八條　検位衡の構造および材料は、ひょう量に相当する荷重に耐えるものでなければならない。

2　検位衡は、材料にきず、節、腐しよく、埋木、埋金、虫くい等があるため通常の使用状態において過度の応力または変形を生ずるものであつてはならない。

第九百五十九條　検位衡の刃は、検位衡が水平につり合つたときに刃先の角の二等分線が鉛直になるように、かつ、容易に移動しないようにその位置に固着されていなければならない。

2　検位衡の刃先は、一直線をなしていなければならない。

3　検位衡の刃のかん入部には、間げきがあつてはならない。

第九百六十條　検位衡の刃受面は、なめらかでなければならない。

2　検位衡の刃受の取付は、その機能に支障をきたすものであつてはならない。

3　検位衡の刃受であつて、その刃受面が円筒形であるものは、継目のないものでなければならない。

4　検位衡の刃受のかい板は、一枚の板であつて、かつ、検位衡に固着していなければならない。

第九百六十一條　検位衡の刃および刃受は、そのかたさがロックウェルC五七度以上でなければならない。

2　検位衡の刃および刃受には、きず、焼びおよび腐しよくがあつてはならない。

第九百六十二條　検位衡の刃と刃受とは、その接しよくすべき面の三分の二以上が互に接しよくしていなければならない。

第九百六十三條　刃ぶた、まちその他検位衡の刃または刃受のすべりを防止するために使用するおもりは、刃のかたさとほぼ同一のものでなければならない。

第九百六十四條　検位衡のこうかん、かぎ、つり棒等は、普通の取扱において容易に曲らないものであつて、かつ、容易にはずれないものでなければならない。

2　検位衡の支柱、休み装置、指針、度表、水平器等の取付は、正しく、かつ、堅ろうでなければならない。

3　ステイ、承軸、たすき等検位衡の一部として組み立てられているものは、容易にはずれないものでなければならない。

第九百六十五條　検位衡に木材を使用するときは、その木材は、充分に乾燥したものでなければならない。

第九百六十六條　検位衡（天びん型検位衡を除く。）の零点を定めるための調子玉は、零点において、増減のいずれの側にも検定公差の五倍以上の繊度に相当する調整をすることができない構造としなければならない。

2　検位衡の調子玉は、容易に遊動するものであつてはならない。

第九百六十七條　検位衡（天びん型検位衡を除く。）の重心玉（感量を調整するため、こうかんの重心を上下に動かす装置をいう。）は、容易に移動

することができないように緊着されたものでなければならない。

第九百六十八條　検位衡の二箇所以上に共通な部分品であつて、その取付場所の表示がないものは、それらの箇所のいずれにも使用できるものでなければならない。

第九百六十九條　計量機構を懸垂して使用する検位衡以外の検位衡には、水平器がついていなければならない。ただし、水平の位置からどの方向に角度三度傾斜させたときでも、その器差が検定公差をこえない検位衡については、この限りでない。

2　検位衡につけられている水平器は、その検位衡を傾けたときに、器差が検定公差をこえないうちに、水平でなくなつたことを示す構造でなければならない。

第九百七十條　検位衡は、任意の荷重において通常の使用方法による操作を操り返したときに、その指示または記録が検定公差の範囲内において一定するようなものでなければならない。

第九百七十一條　調子玉のない検位衡は、空掛の状態における示度が零点と合致しているものでなければならない。この場合において、その検位衡の検定公差以内の誤差があることを妨げない。

第九百七十二條　天びん型検位衡以外の検位衡のかぎまたは皿であつて、容易に検位衡から分離することができるものには、その検位衡の器物番号を附さなければならない。

第九百七十三條　天びん型検位衡以外の検位衡であつて、休み装置があるものは、刃と刃受との関係位置に変化を與えるように休み装置を働かしたときでも、その表わす繊度に、検定公差の二倍をこえる誤差が生じない構造のものでなければならない。

第九百七十四條　天びん型検位衡以外の検位衡は、使用前と使用後とにおいて零点における示度の変化が、検定公差の二分の一をこえてはならない。

（天びん型検位衡）

第九百七十五條　天びん型検位衡は、度表の指標の指示部分と目盛面との間隔が一ミリメートルをこえるものであつてはならない。

第九百七十六條　天びん型検位衡は、その度表の指標が目盛面の上を、目盛面と常に同一の間隔を保つて移動する構造のものでなければならない。

第九百七十七條　天びん型検位衡のとつ手の回転は、円滑なものでなければならない。

第九百七十八條　天びん型検位衡のしゆう動部分は、そのしゆう動が円滑なものでなければならない。

第九百七十九條　天びん型検位衡の刃を固定するねじは、ゆるみがなく、かつ、容易にゆるみを生じない構造のものでなければならない。

第九百八十條　天びん型検位衡のライダーさおは、その目盛または切込のうち中央および左右両端にあるものの位置が、それぞれ支点の刃および両端の刃の位置と合致し、かつ、すべての目盛または切込が等間隔に附されているものでなければならない。

第九百八十一條　天びん型検位衡のさお、皿および柱には、合番号を附さなければならない。

第九百八十二條　天びん型検位衡の両端の刃受には、取り付けるべき刃との合符号および刃の方向を明らかにする標識を附さなければならない。

第九百八十三條　天びん型検位衡の休み装置は、てこの両ひじに対して均等かつ同時に作用するものでなければならない。

第九百八十四條　天びん型検位衡以外の検位衡は、使用前と使用後とにおいて零点における示度の変化が、検定公差の二分の一をこえてはならない。

（天びん型検位衡）

第九百八十五條　天びん型検位衡は、作用中または休み状態から作用状態に移るときに、著しく皿が動揺しない構造のものでなければならない。

第九百八十六條　天びん型検位衡は、休み装置を作用させた前と作用させた後とにおいて、静止点の位置の変化が感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさの四分の一をこえてはならない。

第九百八十七條　天びん型検位衡は、空掛の状態において感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさと、ひょう量に相当する荷重を載せた状態において感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさとの差が、変位の大きさのうち小さいものの三分の一をこえてはならない。

第九百八十八條　天びん型検位衡は、使用前と使用後とにおいて、空掛の状態における静止点の位置の変化が空掛の状態において感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさの二分の一をこえてはならない。

第九百八十九條　鎖付天びん型検位衡の鎖の移動装置の目盛またはライダーさおに繊度を表わす目盛がある天びんのライダーさおの目盛は、感量の二分の一以上の誤差があつてはならない。

第九百九十條　第百五十一條、第百五十二條、第百五十三條第二項および第百五十五條第二項の規定は、検位衡に準用する。

（繊度分銅）

第九百九十一條　繊度分銅には、黄銅またはこれと同等もしくはそれ以上のかたさがある金属、ガラスまたは石材を用いなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、繊度分銅であつて、繊度が二〇デニール未満のものには、アルミニウムまたはアルミ合金を用いることを妨げない。

3　第一項の規定にかかわらず、繊度の調整のため繊度分銅に詰める金属には、鉛を用いることを妨げない。

（附印部分）

第九百九十二條　検位衡および繊度分銅は、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を、容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

第二款　検定方法

（この款の内容）

第九百九十三條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、検位衡および繊度分銅については、この款に定めるところによる。

（順序）

第九百九十四條　検位衡の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　指示機構の検査

三　材質の検査

四　機構および作用の検査

五　器差の検査

（材質）

第九百九十五條　検位衡の刃、刃受または刃ぶた、またその他刃もしくは刃受のすべりを防止するために使用する物（石製のものを除く。）が第九百六十一條第一項または第九百六十三條の規定に適合するかどうかの検査は、かたさがロックウェルC五七度の検定用基準やすりを検査をしようとする面に約三〇度の角度であて、検定用基準やすりの面に対して角度約三〇度の方向に約七重量キログラムの力を加えて行う。この場合においてやすりがすべつたときは、かたさがロックウェルC五七度以上あるものとする。

（作用および器差）

第九百九十六條　検位衡の検査は、検位衡を堅ろうな基礎または定盤の上に水平に載せて行う。

2　前項の規定にかかわらず、計量機構を懸垂して使用する検位衡の検査は、検位衡を堅ろうなひょう架その他の懸垂装置に懸垂して行う。

第九百九十七條　検位衡が第九百五十六條の規定に適合するかどうかの検査は、その検位衡が計ることができる繊度の範囲内の任意の繊度に相当する荷重を検位衡にかけた後最小目盛に相当する繊度（天びん型検位衡にあつては、表記された感量）に相当する荷重を静かに増減して行う。

第九百九十八條　検位衡（被計量物を直接懸垂する検位衡を除く。）の器差の検査は、載せ台のほぼ中央に検定用基準繊度分銅を載せて行う。

2　被計量物を直接懸垂する検位衡の器差の検査は、被計量物を懸垂する部分に検定用基準繊度分銅を正しく懸垂して行う。

3　前二項の器差の検査は、ひょう量および検査をする検位衡が計ることができる繊度の範囲内の任意の二以上の繊度について行う。

第九百九十九條　検位衡の検査において、示度を読み取るときは、故意に、検位衡に偏勤を與えてはならない。

号外

昭27. 3. 1.

第千一條　天びん型検位衡以外の検位衡の器差は、その表わす量の真実の量を減じて算出するものとする。

第千一條　天びん型検位衡以外の検位衡であつて、水平器があるものの水平器が第九百六十九條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、水平器の種類に応じ、左の各号に掲げる位置まで傾けて器差の検査をすることにより行う。

一　下げ振り式水平器であつて、にらみ穴があるものにあつては、下げ振りが水平器のにらみの位置において、下げ振りとにらみ穴との間げきの三分の一だけ移動するような位置

二　下げ振り式水平器であつて、にらみ穴がないものにあつては、下げ振りの先端が一ミリメートル移動するような位置

三　気ほう式水平器にあつては、気ほうの位置が一ミリメートル移動するような位置

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

第千二條　天びん型検位衡以外の検位衡であつて、休み装置があるものが第九百七十三條の規定に適合するかどうかの検査は、ひよう量の四分の一の荷重をかけて行う。

（天びん型検位衡）

第千三條　天びん型検位衡が第九百八十八條の規定に適合するかどうかの検査は、その天びん型検位衡のひよう量の二分の一に相当する繊度の検定用基準繊度分銅を、各皿の中心から皿の半径の三分の一の距離だけ離れたところに左の図の一または図の二のように載せたときの静止点と、検定用基準繊度分銅を各皿の中心に載せたときの静止点との差について行う。

図の一

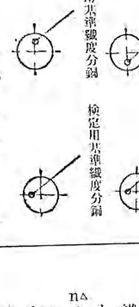

図の二

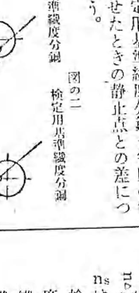

第千四條　天びん型検位衡の器差は、左の式により算出する。

$$\text{器差} = \frac{\triangle}{2} \times \frac{m_1 + n_1 - 2h_0}{n_1 - n_2}$$

△は、表記された感量

h_0は、空掛の状態における静止点の値

n_1は、任意の繊度の繊度分銅を両皿に載せたときの静止点の値

n_2は、n_1を求めたときの繊度分銅を、交換して両皿に載せたときの静止点の値

n_Δは、n_2を求めたときの状態において、感量に相当する繊度の検定用基準繊度分銅を、さらに一方の皿に載せたときの静止点の値

第千五條　鎖付天びん型検位衡の鎖の移動装置の目盛またはライダーさおに繊度を表わす目盛がある天びん型検位衡のライダーさおの目盛が第九百八十九條の規定に適合するかどうかの検査は、検位衡を空掛の状態にした後、任意の二以上の目盛線について行う。

（繊度分銅）

第千六條　繊度分銅の器差の検査は、検定用基準天びんを用いて行う。

第千七條　繊度分銅の器差の検査において左の式が成立したときは、その繊度分銅の器差は、検定公差の範囲内にあるものとする。

$$n_s + (n_s - n_\Delta) \frac{n_s - n_2}{n_1 - n_2} - (n_s - n_2) < 0$$

n_sは、検定用基準天びんの右皿に検査をする繊度分銅の表わす繊度に相当する繊度分銅を載せ、左皿に任意の繊度の繊度分銅を載せてつり合わせたときの静止点の値

n_Δは、n_sを求めたときの状態において、いずれか一方の皿に検定公差に相当する繊度の検定用基準繊度分銅を加えたときの静止点の値

n_2は、n_sを求めたときの状態において、右皿から最初に載せた検定用基準繊度分銅および検定公差に相当する繊度の検定用基準繊度分銅をおろし、かわりに検査をする繊度分銅を載せたときの静止点の値

検定用基準繊度分銅と検査をする繊度分銅との空気中の浮力の差が検定公差の一〇分の一をこえるときは、浮力の補正をする。この場合において、比重は、真ちゅうおよびニツケルにあつては八・四、鋳鉄にあつては七・〇、アルミニウムにあつては二・七、空気にあつては〇・〇〇一二とする。

第十一章　粒度計

第一節　構造

（この節の内容）

第千八條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、標準網ふるいについては、この節に定めるところによる。

（表記等）

第千九條　標準網ふるいの記号、表記および標識は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　標準網ふるいの記号、表記および標識は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　標準網ふるいの表記には、誤記があつてはならない。

第千十條　製造事業者または修理事業者が製造または修理をした標準網ふるいには、法第二十五條の記号および都道府県名を見易い箇所に表記しなければならない。

第千十一條　標準網ふるいには、わくの外側に標準ふるいである旨を表記しなければならない。

第千十二條　標準網ふるいには、わくの外側にふるい目の開きを直接に刻印しなければならない。

（材質）

第千十三條　標準網ふるいは、そのわくが銅合金その他これと同等またはそれ以上にさびを生じ難く、かつ、変形し難い材料を用いたものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いる標準網ふるいであつて、その用途を表記したものについては、この限りでない。

第千十四條　標準網ふるいは、そのふるい網が銅合金その他これと同等またはそれ以上にさびを生じ難く、かつ、摩耗し難い材料を用いたものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いる標準網ふるいであつて、その用途を表記したものについては、この限りでない。

（織構）

第千十五條　標準網ふるいは、そのふるい網にきずがあるものであつてはならない。

第千十六條　標準網ふるいは、そのわくの内径が二一〇ミリメートル以内のものでなければならない。

第千十七條　標準網ふるい（わくの内径が一〇〇ミリメートル未満のものを除く。）は、わくのふるい面から上の部分の厚さが〇・五ミリメートル以上、わくのふるい面から下の部分の厚さが〇・七ミリメートル以上のものでなければならない。

2　わくの内径が一〇〇ミリメートル未満の標準網ふるいは、わくの厚さが〇・四ミリメートル以上のものでなければならない。

第千十八條　標準網ふるいは、そのふるい網をたるみがないように緊張してわくに取り付けたものでなければならない。

第千十九條　標準網ふるいは、そのふるい網の目が方形なものでなければならない。

2　標準網ふるいは、そのふるい網の針金の直径に著しい差異があるものであつてはならない。

（附印部分）

第千二十條　標準網ふるいは、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を、容易に離脱しない方法により、緊着しなければならない。

第二節　検定方法

（この節の内容）

第千二十一條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、標準網ふるいについては、この節に定めるところによる。

（順序）

第千二十二條　標準網ふるいの構造および器差の検査は左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　織構の検査

四　器差の検査

（器差）

第千二十三條　標準網ふるいの器差の検査は、網の針金の方向ごとに行う。

第千二十四條　標準網ふるいの器差の検査をするときは、あらかじめ、ふるい網の全面にわたつて、肉眼または

は拡大鏡により、繊ひよおよび大きいふるい目の開きがある箇所を調べた後行う。

第千二十五條　標準網ふるいの器差の検査は、投影器にふるいをそう入してスクリーン上にその拡大像を投影し、検定用標準網ふるい用長さ基準器を用いて平均のふるい目の開きおよび最大のふるい目の開きについて行う。

2　前項の検査において、平均の真実のふるい目の開きは、投影像について一〇目以上を含む長さを二箇所以上計り、その値を計つたふるい目の数で除して得た値から針金の直径（投影像の五箇所以上について測定したものの平均値とする。）を減じた値を拡大率で除して算出する。この場合において、拡大率は、対物レンズの焦点位置に対物測微計を置き、スクリーン上に投影された拡大像を検定用標準網ふるい用長さ基準器で計つて算出する。

3　第一項の検査において、最大の真実のふるい目の開きは、前條の規定によりあらかじめ調べて、繊ひよおよび大きいふるい目の開きがあると認めた箇所のうち数箇所について計るものとする。

第千二十六條　標準網ふるいの器差は、表記したふるい目の開きから前條第二項または第三項の規定により算出された真実のふるい目の開きを減じて得た値を表記したふるい目の開きで除し、その値に一〇〇を乗じて算出するものとする。

第十二章　湿度計

第一節　構造

（この節の内容）

第千二十七條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、乾湿球湿度計については、この節に定めるところによる。

（表記等）

第千二十八條　乾湿球湿度計の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　乾湿球湿度計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　乾湿球湿度計の表記には、誤記があつてはならない。

第千二十九條　製造事業者が製造をした乾湿球湿度計には、法第二十五條の記号および都道府県名を見易い箇所に表記しなければならない。

第千三十條　乾湿球湿度計は、その乾球のガラス管または目盛板に乾球である旨、湿球のガラス管または目盛板に湿球である旨を表記しなければならない。

第千三十一條　乾湿球湿度計は、その乾球および湿球が連続板、目盛板等により一体となつているものでないときは、乾球と湿球とに合番号を附さなければならない。

第千三十二條　乾湿球湿度計の乾球および湿球には、その表わす温度の法定計量単位またはその略字を見易い箇所に表記しなければならない。

第千三十三條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度を表わす目盛線には、その表わす温度の値を表記しなければならない。値を表記した目盛線の間にある目盛線であつて、それに接する一目盛の値が二あるものについても、同様とする。

第千三十四條　乾湿球湿度計の乾球および湿球には、その温度を表わす目盛線の数が一〇以上あるときは、その一目盛の値を表記しなければならない。

（目盛線）

第千三十五條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度を表わす目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第千三十六條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度を表わす目盛線は、その中心線によつて温度を示すように目盛られたものでなければならない。

第千三十七條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度を表わす目盛線は、その目盛線の位置までその目盛線が表わす温度に保つたときの示度によつて目盛られたものでなければならない。

第千三十八條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度を表わす目盛線は、感温液が水銀であるときは、水際の最上部による示度により、水銀以外の液体であるときは、水際の最下部による示度により目盛られたものでなければならない。

第千三十九條　乾湿球湿度計の乾球および湿球であつて、温度を表わす目盛が二段以上あるものは、同一の温度を表わす目盛線が一致しているものでなければならない。この場合において、その一目盛の値および表わす温度に応ずる水銀の膨張の程度が、目盛線の位置によつて異なるものであつてはならない。

（湿度計算表）

第千四十條　温度による湿度計算表を取り付けた乾湿球湿度計は、その湿度計算表によつて表わす湿度の値が、空気中の水蒸気の圧力が別表に掲げる値であるときに算出される値でなければならない。

（材質）

第千四十一條　乾湿球湿度計の乾球および湿球に用いるガラスは、第千五十四條第一項の乾湿球湿度計の乾球および湿球のアルカリ溶出検査を行つたときに、ガラスの粉末試料二・五グラムにつきアルカリ溶出量が〇・七ミリグラム以下のものでなければならない。

2　乾湿球湿度計の乾球および湿球に用いるガラスは、経年変化をし難いものでなければならない。

第千四十二條　水銀乾湿球湿度計の乾球および湿球に封入する水銀は、不純物が混入していないものでなければならない。

2　水銀乾湿球湿度計以外の液体乾湿球湿度計の乾球および湿球に封入する液体に染料を用いるときは、その染料は、容易にたい色し、または沈でんしないものでなければならない。

（機構および作用）

第千四十三條　乾湿球湿度計は、その乾球および球部が湿つていない状態の湿球の温度の示度がそれぞれ体温計以外のガラス製温度計の検定公差の範囲内にあり、かつ、その乾球と球部が湿つていない状態の湿球との同一の温度に対する示度の差が〇・三度（一目盛の値が〇・五度未満の乾球および湿球にあつては、〇・二度）以内のものでなければならない。

第千四十四條　乾湿球湿度計の乾球および湿球のガラスの部分は、終日の不完全、気ほう、すじ、ひずみ等があるため、通常の使用状態において破損するおそれがあるものであつてはならない。

第千四十五條　乾湿球湿度計の乾球および湿球は、零点降下が少ないものでなければならない。

第千四十六條　乾湿球湿度計の乾球および湿球には、温度を計るときに液切れがしないものでなければならない。

第千四十七條　乾湿球湿度計の乾球および湿球は、毛細管の内壁が著しくよごれ、毛細管の上部補球部に、示度に影響を及ぼす程度の量の感温液が附着し、または毛細管内に水分、空気、ちり等を含んでいるため、容易に液切れまたは差狂が生ずるおそれがあるものであつてはならない。

第千四十八條　乾湿球湿度計の乾球および湿球は、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものまたは示度を読み取る際に誤認のおそれがあるものであつてはならない。

第千四十九條　板附の乾湿球湿度計は、その乾球および湿球のガラス管が容易に移動または脱落しない構造であり、かつ、それらのガラス管の毛細管の上端が外部から見易い構造でなければならない。

第千五十條　板附の乾湿球湿度計であつて、その乾球または湿球の温度を表わす目盛線がガラス管および板に附されているものは、ガラス管と板とについて、同一の温度を表わす目盛線が一致しているものでなければならない。この場合において、その一目盛の値および表わす量に応ずる体温計以外のガラス製温度計の検定公差（検定公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）に相当する値以内の誤差があることを妨げない。

（附印部分）

第千五十一條　乾湿球湿度計は、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造としなければならない。

第二節　検定方法

（この節の内容）

第千五十二條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、乾湿球湿度計については、この節に定めるところによる。

（順序）

第千五十三條　乾湿球湿度計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で

昭27. 3. 1.

で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　材質の検査

三　形状その他の機構の検査

四　温度の示度の検査

五　器差の検査

（材質）

第千五十四條　乾湿球湿度計の乾球および湿球のアルカリ溶出検査は、ガラス管の球部もしくは底部のガラスまたはそれと同一の材質を有する部分のガラスについて行う。

2　前項のアルカリ溶出検査は、法第九十条第一項の部品検査に合格したガラス管を使用しているとき、その他検査を行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

3　第三百七十六條第一項の規定は、第一項のアルカリ溶出検査に準用する。

（温度の示度）

第千五十五條　乾湿球湿度計が第千四十三條の規定に適合するかどうかの検査は、乾球および球部が湿っていない状態の湿球について温度の示度の検査により行う。

第千五十六條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度の示度の検査は、0度以上の目盛について任意の二箇所以上について行う。

第千五十七條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度の示度の検査は、検定用基準温度計との比較によつて行う。この場合において、検定用基準温度計は、検査をする乾球または湿球の一目盛の値と同一またはそれ以下の一目盛の値を有するものでなければならない。

第千五十八條　板附の乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度の示度の検査は、検査室の気温により行う。ただし、必要があると認めるときは、気温そうを用いて検査をし、または検査をする乾湿球湿度計にビニールその他薄く、かつ、透明な皮膜を用いたカバーをかけ、常温検査そうを用いて検査をすることを妨げない。

2　板附の乾湿球湿度計以外の乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度の検査は、常温検査そうを用いて行う。

3　前項の規定により温度の示度の検査において常温検査そうを用いるときは、検定用基準温度計および検査をする乾球または湿球の温度を感ずる速さに応じて、検査そうの温度が一定に保たれる状態または極めて徐徐に上昇する状態において行い、かつ、そう内の水を常にかくはんしつつ、水の各部の温度が均一であるようにしなければならない。

第千五十九條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度の示度の検査は、感温液が水銀であるときは水際の最上部について、水銀以外の液体であるときは水際の最下部について行い、示度の読取は、温度を計つている状態において行う。

第千六十條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度の示度の検査は、検査をする温度を表わす目盛線まで同一の温度とした状態で行う。

第千六十一條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の示度の検査をするときは、検査をする乾球または湿球の目盛線は、検査の目盛面に視線が垂直になる位置において、その正面から視定する。

第千六十二條　乾湿球湿度計の乾球または湿球の温度の示度の検査において、示度が体温計以外のガラス製温度計の検定公差の範囲内にあるかどうかは、その表わす温度から直実の温度を減じて算出するものとする。

第千六十三條　乾湿球湿度計は、乾球および湿球の温度の示度の検査と同時に、乾球と湿球との同一の温度に対する示度の差の検査を行う。

（器差）

第千六十四條　乾湿球湿度計が第千四十三條の規定に適合するときは、その乾湿球湿度計の器差は、検定公差をこえないものとみなす。

第十三章　比重計

第一節　構造

（この節の内容）

第千六十五條　法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、比重計については、この節に定めるところによる。

第千六十六條　比重計の記号、表記、標識および目盛線は、容易に消滅しない方法により附さなければならない。

2　比重計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。

3　比重計の表記には、誤記があつてはならない。

第千六十七條　製造業者または修理事業者が製造または修理をした比重計には、法第二十五條の記号および都道府県名を、見易い箇所に表記しなければならない。

第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオピクノメーター

第千六十八條　比重計（浮ひょう型液体比重計および比重用アレオピクノメーターに限る。以下この款において同じ。）には、その比重計が表わす比重、重ボーメ度、軽ボーメ度、日本酒度、A・P・I度、トワッデル度もしくは牛乳度（以下この章において「比重等」という。）またはその略字を、見易い箇所に表記しなければならない。

第千六十九條　比重計の目盛線は、その比重等を示すように目盛られたものでなければならない。

第千七十條　比重計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第千七十一條　比重計の目盛線は、その中心線によつて比重等を示すように目盛られたものでなければならない。

第千七十二條　比重計の目盛線は、水際が明りょうに視定できない箇所に附してはならない。

第千七十三條　比重計の目盛線は、水際の上縁において視定するものでなければならない。ただし、特に視定方法を表記したものについては、この限りでない。

第千七十四條　比重浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が0・000二、0・000五、0・001、0・002、0・005もしくは0・01またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

2　重ボーメ度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が0・05重ボーメ度、0・1重ボーメ度、0・2重ボーメ度、0・5重ボーメ度、一重ボーメ度もしくは二重ボーメ度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

3　軽ボーメ度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が0・05軽ボーメ度、0・1軽ボーメ度、0・2軽ボーメ度、0・5軽ボーメ度、一軽ボーメ度もしくは二軽ボーメ度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

4　日本酒度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が一日本酒度または0・1日本酒度、0・2日本酒度、0・5日本酒度、一日本酒度もしくは二日本酒度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

5　A・P・I度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が0・05A・P・I度、0・1A・P・I度、0・2A・P・I度、0・5A・P・I度、1A・P・I度もしくは二A・P・I度または一〇倍の値を示すものでなければならない。

6　トワッデル度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が0・1トワッデル度、0・2トワッデル度、0・5トワッデル度、一トワッデル度もしくは二トワッデル度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

7　牛乳度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が一牛乳度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

第千七十五條　比重計の目盛線の長さが、いかなる部分の長さも、その全周の長さの一〇分の一をこえるものでなければならない。

2　比重計の目盛間隔は、0・5ミリメートルをこえるものでなければならない。

3　比重計の目盛線の太さは、0・1ミリメートルから二ミリメートルまでの範囲にあり、かつ、目盛間隔の五分の一以下でなければならない。

第千七十六條　比重計の目盛線は、その比重計を液体にうかべたときに、目盛線を含む平面が水平面に対し角度五度以上傾斜するものであつてはならない。

第千七十七條　比重計の目盛線は、温度が一五度の場合を標準として定められ、かつ、表わす比重の値が水が温度四度の場合を標準として定められたものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いる比重計（日本酒度浮ひょうを除く。）であつて、その標準の温度および標準とした水の温度を表示するときは、この限りでない。

第千七十八條　比重計の目盛線の表わす比重等の値には、その目盛線の表わす比重等の値を表記しなければならない。値を表記した目盛線の間にある目盛線で表記した目盛線の値が二あるものについても同様とする。

（目盛線）

第千七十九條　比重計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質を均一としなければならない。

第千八十條　比重計の目盛線は、その中心線によつて比重等を示すように目盛られたものでなければならない。

第千八十一條　比重計の目盛線は、水際の上縁において視定するものでなければならない。ただし、特に視定方法を表記したものについては、この限りでない。

第千八十二條　比重浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が0・0005、0・001、0・002、0・005もしくは0・01またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

2　重ボーメ度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が0・05重ボーメ度、0・1重ボーメ度、0・2重ボーメ度、0・5重ボーメ度、一重ボーメ度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

3　軽ボーメ度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が0・05軽ボーメ度、0・1軽ボーメ度、0・2軽ボーメ度、0・5軽ボーメ度、一軽ボーメ度もしくは二軽ボーメ度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

4　日本酒度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が一日本酒度または0・1日本酒度、0・2日本酒度、0・5日本酒度、一日本酒度もしくは二日本酒度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

5　A・P・I度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が0・05A・P・I度、0・1A・P・I度、0・2A・P・I度、0・5A・P・I度、1A・P・I度もしくは二A・P・I度または一〇倍の値を示すものでなければならない。

6　トワッデル度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が0・1トワッデル度、0・2トワッデル度、0・5トワッデル度、一トワッデル度もしくは二トワッデル度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

7　牛乳度浮ひょうの目盛線は、一目盛の値が一牛乳度またはその二倍、五倍もしくは一〇倍の値を示すものでなければならない。

第千八十三條　比重計の目盛線は、温度が一五度の場合を標準として定められ、かつ、表わす比重の値が水が温度四度の場合を標準として定められたものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いる比重計（日本酒度浮ひょうを除く。）であつて、その標準の温度および標準とした水の温度を表示するときは、この限りでない。

第千八十四條　比重計の目盛線の太さは、直径が0・5ミリメートル以下でなければならない。

第千八十五條　比重天びんの目盛さおの力点、支点および重点には、かたさがロックウェルC五七度以上の刃が用いられていなければならない。

2　比重天びんの目盛さおの重点には、浮子をつるす装置がなければならない。

第千八十六條　比重天びんの目盛さおの目盛線は、その一目盛の値が比重0・001、0・002、0・005、0・01、0・02、0・05または一を示すものでなければならない。

第千八十七條　比重天びんの目盛さおには、比重分銅または比重おもりが容易に移動しないように、切込その他の装置が設けられていなければならない。

第千八十八條　比重天びんは、その目盛さおに、調子玉またはこれと同様の作用をする装置を設けたものであつてはならない。

第千八十九條　比重天びんは、にらみの移動範囲が上下二ミリメートル以上のものでなければならない。

第千九十條　比重天びんは、目盛の最小値に相当した比重の値の変化に対して、にらみが上下に最大の変位を生ずるような構造でなければならない。

第千九十一條　比重天びんは、浮子を空気中でつるし、目盛さおに比重分銅を載せないとき（比重おもりを0に合せたときを含む。）に、にらみの変位が目盛の最小値に相当するにらみの変位の五分の一以下であるものでなければならない。

第千九十二條　比重天びんは、浮子、目盛さお、にらみおよび水平装置ならびに比重分銅または比重おもりを備えたものでなければならない。

第千九十三條　比重天びんの浮子は、ガラス製のものでなければならない。

2　比重天びんの浮子は、気ほう、割目、きず等があるため容易に破損するおそれがあるものであつてはならない。

3　比重天びんの浮子は、その下部に重量を附加し、または調整するために散弾、水銀その他の重量附加物をいれるおもり室を設けたときは、重量附加物がおもり室の外に出るものまたは出るおそれがあるものであつてはならない。

4　比重天びんの浮子には、その上部につり線につるす装置がなければならない。

第千九十四條　比重天びんのつり線は、白金線またはこれと同等の耐よく性を有する材質のものでなければならない。

2　比重天びんのつり線の太さは、直径が0・5ミリメートル以下でなければならない。

第千九十五條　比重天びんの目盛さおの力点、支点および重点には、かたさがロックウェルC五七度以上の刃が用いられていなければならない。

2　比重天びんの目盛さおの重点には、浮子をつるす装置がなければならない。

第千九十六條　比重天びんの目盛さおの目盛線は、その一目盛の値が比重0・001、0・002、0・005、0・01、0・02、0・05または一を示すものでなければならない。

第千九十七條　比重天びんの目盛さおには、比重分銅または比重おもりが容易に移動しないように、切込その他の装置が設けられていなければならない。

第千九十八條　比重天びんは、その目盛さおに、調子玉またはこれと同様の作用をする装置を設けたものであつてはならない。

第千九十九條　比重天びんは、にらみの移動範囲が上下二ミリメートル以上のものでなければならない。

第千百條　比重天びんは、目盛の最小値に相当した比重の値の変化に対して、にらみが上下に最大の変位を生ずるような構造でなければならない。

第千百一條　比重天びんは、浮子を空気中でつるし、目盛さおに比重分銅を載せないとき（比重おもりを0に合せたときを含む。）に、にらみの変位が目盛の最小値に相当するにらみの変位の五分の一以下であるものでなければならない。

第千百二條　比重天びんには、水平装置がついていなければならない。

2　比重天びんの水平装置は、その比重天びんを傾けたときに、器差が検定公差をこえないうちに、水平でなくなつたことを示す構造でなければならない。

第千百三條　比重天びんであつて、組比重分銅を使用する構造のものの組比重分銅は、質量の比が一〇分の一であり、かつ、表記、形状その他により識別しやすいようにしたものでなければならない。この場合において、組比重分銅の質量の比に二〇分の一以内の誤差があることを妨げない。

（附印部分）

第千百四條　比重天びんは、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造とし、検定証印を附すべき部分が附印し難い物質であるとき、または附印する箇所がないときは、その部分に附印に適する金属片その他の物体を堅着したければならない。

第二節　検定方法

第一款　通則

（この節の内容）

第千百五條　法第八十九條第二項の通商産業省令で定める方法は、比重計については、この節に定めるところによる。

（順序）

第千百六條　比重計の構造および器差の検査は、左に掲げる順序で行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　目盛、記号、標識その他表記の検査

二　指示機構の検査

の温度を表記したものについては、この限りでない。

2　前項但書に規定する比重計の標準の温度および標準とした水の温度の表記は、その標準の温度を分母とし、標準とした水の温度を分母とした分数によつてしなければならない。

（材質）

第千七十八條　ガラス製の比重計のガラスは、気ほう、すじ、きず等があるため視定が困難なものおよび爪で押してつぶれる気ほうがあるものであつてはならない。

（機構および作用）

第千七十九條　比重計の内部に目盛紙を入れたときは、その目盛紙は、離脱しないものまたは離脱するおそれがないものでなければならない。

2　比重計の内部に目盛紙以外の目盛板を入れたときは、その目盛板は、目盛の分割が最小である部分の目盛間隔に相当する長さ以上に移動するものであつてはならない。

第千八十條　金属製の比重計は、くぼみを生じ、または容易にくぼみを生ずるおそれがあるものであつてはならない。

第千八十一條　比重計は、その下部に重量を附加し、または調整するために散弾、水銀その他の重量附加物をいれるおもり室を設けたときは、重量附加物がおもり室の外に出るものまたは出るおそれがあるものであつてはならない。

第千八十二條　比重計は、液体にうかべたときに鉛直線に対して角度五度以上傾斜するものまたは傾斜するおそれがあるものであつてはならない。

第千八十三條　比重計は、そのけい部に働く表面張力が一〇ダイン毎センチメートルだけ変化したときに、示度の変化が検定公差に相当する値をこえるものであつてはならない。

第千八十四條　比重用アレオピクノメーターのせん部は、水密でたければならない。

2　比重用アレオピクノメーターには、せんと本体とに、合番号を附さなければならない。

（附印部分）

第千八十五條　比重計は、検定証印を附すべき部分を附印しやすい構造としなければならない。

（精度の表記）

第千八十六條　比重浮ひょうには、0・000五、0・001、0・002、0・005または0・01の精度について、精度の表記をすることができる。

第千八十七條　重ボーメ度浮ひょうには、0・05重ボーメ度、0・1重ボーメ度、0・2重ボーメ度、0・5重ボーメ度または一重ボーメ度の精度について、精度の表記をすることができる。

第千八十八條　軽ボーメ度浮ひょうには、0軽ボーメ度から四0軽ボーメ度までの目盛範囲においては0・2軽ボーメ度、0・3軽ボーメ度、0・4軽ボーメ度、0・5軽ボーメ度または一軽ボーメ度の精度について、それぞれ精度の表記をすることができる。

（表記）

第三款　比重天びん

第千八十九條　比重天びんには、その比重天びんが表わす比重の計量単位またはその略字を見易い箇所に表記しなければならない。

（機構および作用）

第千九十條　比重天びんは、温度が一五度の場合を標準としたものでなければならない。

2　比重天びんが表わす比重の値は、水が温度四度の場合を標準としたものでなければならない。

第千九十一條　比重天びんは、比重以外の目盛を併記してあるものであつてはならない。

第千九十二條　比重天びんは、浮子、目盛さお、にらみおよび水平装置ならびに比重分銅または比重おもりを備えたものでなければならない。

第千九十三條　比重天びんの浮子は、ガラス製のものでなければならない。

2　比重天びんの浮子は、気ほう、割目、きず等があるため容易に破損するおそれがあるものであつてはならない。

3　比重天びんの浮子は、その下部に重量を附加し、または調整するために散弾、水銀その他の重量附加物をいれるおもり室を設けたときは、重量附加物がおもり室の外に出るものまたは出るおそれがあるものであつてはならない。

4　比重天びんの浮子には、その上部につり線につるす装置がなければならない。

第千九十四條　比重天びんのつり線は、白金線またはこれと同等の耐よく性を有する材質のものでなければならない。

号外

P. 50

昭27. 3. 1.

三　材質の検査
四　機構および作用の検査
五　器差の検査

第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオピクノメーター

（指示機構）

第千百七條　内部に目盛紙を入れた比重計（浮ひょう型液体比重計に限る。以下この款において同じ。）または比重用アレオピクノメーターが第千七十九條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、比重計または比重用アレオピクノメーターを軽くたたいてその目盛紙がけい部に密着しているか、または脱落するおそれがあるかどうかにつき行う。

（機構）

第千百八條　比重計または比重用アレオピクノメーターが第千八十三條の規定に適合するかどうかの検査は、その質量およびけい部の直径を計り、左の式により、表面張力の変化に対する示度の変化の値を算出して行う。

$$\Delta d = \frac{\pi R d}{M \times 980} \times 10$$

Δdは、一センチメートルの表面張力の変化に対する示度の変化の値

Rは、けい部の直径（センチメートル）

dは、目盛線が表わす比重等に相当する密度（グラム毎平方センチメートル）

Mは、検査をする比重計または比重用アレオピクノメーターの質量（グラム）

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（器差）

第千百九條　比重計または比重用アレオピクノメーターの器差の検査は、任意の三箇所の目盛線をえらんで行う。この場合において、二箇所は、両端に近い箇所とする。

第千百十條　比重計または比重用アレオピクノメーターの器差の検査は、比重等の大きい目盛線から順次比重等の小さい目盛線について行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2　前項但書の規定により、比重等の小さい目盛線から検査を始めるときは、さきの器差の検査が終った後、けい部に附着した液をふきとり、次の器差の検査に影響がない状態としなければならない。

第千百十一條　比重計または比重用アレオピクノメーターの器差の検査に用いる検査液は、検査をする比重に応じ、それぞれ左の表の通りとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

検査をする比重	検査液
比重〇・七から比重〇・七三まで	エチルエーテル、ベンジンまたはこれらの混合液
比重〇・七三から比重〇・八まで	酒精とエチルエーテルとの混合液
比重〇・八から比重一まで	水と酒精との混合液
比重一から比重一・八五まで	硫酸と水との混合液
比重一・八五から比重一・九六まで	硝酸第二水銀と硝酸との混合液

第千百十二條　比重計の器差の検査は、検査をする比重計の目盛範囲と同一またはその目盛範囲を含む目盛範囲があり、かつ、検査をする比重計の目盛の最小値と同一またはそれ以下の一目盛の値を有する検定用基準比重浮ひょうまたは検定用基準重ボーメ度浮ひょう（以下「検定用基準比重浮ひょう等」という。）を検査をする比重計の目盛線が表わす比重等と同一の比重等の検査液中にうかべて行う。ただしやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第千百十三條　比重計の器差の検査は、検査前にごみおよび脂肪等をとり、常温に復してから行う。

2　比重計の器差の検査は、検定用基準比重浮ひょう等を検査前に酒精またはエチルエーテル等でぬぐい、常温に復してから用いる。

3　比重計の器差の検査は、検査液を洗浄した容器に入れてかくはんし、気ほうの上昇がやみ、液面が静止した後行う。

第千百十四條　比重計の器差の検査は検定用基準浮ひょう等と検査をする比重計とを検査液中にうかべて、その示度を比較して行う。

2　前項の検査において、検査をする比重計に一五度と異なる温度が表記してあるときは、その示度の読みに第八百七十五條第二項の式による温度の補正を行った後、基準比重浮ひょう等の示度の読みと比較して行う。

第千百十五條　第八百七十六條の規定は、比重一以上または比重〇・七以下の目盛がある比重計の器差の検査において、その目盛線が表わす比重に相当する目盛がある検定用基準比重浮ひょう等またはその目盛線が表わす比重の検査液がないときのその目盛線についての器差に準用する。

第千百十六條　比重計の器差は、表わす比重から真実の比重を減じて算出するものとする。

第千百十七條　比重用アレオピクノメーターの器差の検査は、検査をする比重用アレオピクノメーターの表面および液室の内部を酒精またはエーテルでよく洗い、かわかした後、その液室に検査をする目盛線が表わす比重と同一の比重の検査液を満たし、気ほうのない状態として密閉した後、水中にうかべ、その示度に第八百七十八條第一項および第二項の式による補正を行った値を求めて行う。

2　比重用アレオピクノメーターの器差は、表わす比重から真実の比重を減じて算出するものとする。

第三款　比重天びん

（機構および作用）

第千百十八條　比重天びんのつり線（白金線以外のものに限る。）が第千九十四條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、硝酸、硝酸または塩酸の五〇重量パーセント水溶液を用いて行う。

第千百十九條　比重天びんが第千九十五條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、検定用基準金属材料用かたさ試験機を用いて行う。

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

第千百二十條　比重天びんの水平装置が第千百二條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、水平装置が感ずることができる最小の変位を生じさせたときに、比重天びんの器差の検査をして行う。

第千百二十一條　比重天びんの組比重分銅が第千百三條の規定に適合するかどうかの検査は、検定用基準分銅を用いて、その組比重分銅の質量を計って行う。

（器差）

第千百二十二條　比重天びんの器差の検査は、任意の三箇所の目盛線について行う。

第千百二十三條　比重天びんの器差の検査は、あらかじめ、検定用基準比重浮ひょうにより検定公差の五分の二以上の精度で比重を計った検査液の中に検査をする比重天びんの浮子をしづめ、比重天びんの示度を読み取って行う。

第千百二十四條　比重天びんの器差は、検査をする比重天びんの表わす比重の値から検定用基準比重浮ひょうの表わす比重の値を減じて算出するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際旧度量衡法施行令（明治四十二年勅令第百六十九号）第十條の規定に基く省令により構造が定められていた計量器に係る法第八十九條第一項第二号の通商産業省令で定める構造および同條第二項の通商産業省令で定める方法に関しては、この省令の施行の日から六箇月以内は、なお従前の例による。

様式第一

土地または建物その他工作物に取り付けて使用する計量器届

一　土地または建物その他の工作物の所在地

二　検定を受ける計量器

種類	型式または能力	検定事由別数量 製造	修理	輸入	計	摘要

右の計量器につき、都（道府県）知事の検定を受けたいので、お届けします。

年　月　日

申請者　住所
氏名（名称）　印

都道府県知事　殿

様式第二

使用地検定許可申請書

一　相手方の住所および氏名

二　検定を受ける計量器

種類	型式または能力	検定事由別数量 製造	修理	輸入	計	摘要

右の計量器につき、都（道府県）知事の検定を受けたいので、申請します。

年　月　日

申請者　住所
氏名（名称）　印

都道府県知事　殿

様式第三

使用地検定許可書

一　使用地検定を受ける者の住所および氏名

二　相手方の住所および氏名

三　検定を受ける計量器

種類	型式または能力	検定事由別数量 製造	修理	輸入	計	摘要

右の計量器につき、計量法第八十七條第一項但書第二号の規定により、都（道府県）知事の検定を受けることを許可する。

年　月　日

都道府県知事　印

様式第四

所在場所検定許可申請書

一　計量器の所在の場所

二　所在場所検定を受ける事由

三　検定を受ける計量器または能力

種類	型式または能力	検定事由別数量 製造	修理	輸入	計	摘要

右の計量器につき、所在場所検定を受けたいので、申請します。

年　月　日

申請者　住所
氏名（名称）　印

通商産業大臣
（都道府県知事）　殿

様式第五

収入印紙

検定申請書

一　検定を受ける計量器

種類	型式または能力	検定申請事由別数量 製造	修理	輸入	計	一個当りの手数料	手数料	摘要
合計								

（二）部品検査に合格した部品を用いる計量器または原型検査に合格した原型により複製した計量器にあっては、その旨）

右の計量器につき、検定を受けたいので、申請します。

年　月　日

申請者　住所
氏名（名称）　印

通商産業大臣
（都道府県知事）　殿

備考　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること。

様式第六

収入印紙

所在場所検定申請書

一　検定を受ける計量器

種類	型式または能力	検定申請事由別数量 製造	修理	輸入	計	一個当りの手数料	手数料	摘要
合計								

二　検定を受けようとする場所

三　所在場所検定を受ける事由

四　検定を受けることを希望する期日

号外

昭27. 3. 1.

法務府公告

○押収物還付公告

網走区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十五年押第一二一号（秋山某食糧管理法事件）

一、換価金　四九九円五四銭

○同押第一二二号（滝谷泰吉同）

一、同　同　二、五〇九円八六銭

○同押第一二三号（村上利美同）

一、同　同　四一五円六〇銭

○昭和二十六年押第一一一号（日下みつ窃盗事件）

一、白色半袖シャツ　一枚

○同押第一四二号（長岡実食糧管理法事件）

一、換価金　一二、二八四円

○同押第一八号（福本進窃盗事件）

一、紺色半ズボン　一枚

○同押第一二九号（氏名不詳食糧管理法事件）

一、換価金　二、三九六円

○同押第一三八号（氏名不詳北海道漁業取締規則事件）

一、換価金　四五〇円

○同押第一三九号（同）

一、同　四五円

○昭和二十四年押第五一七号（村上昇食糧管理法事件）

一、ロープ　一〇尋

○同押第一四八号（佐藤きみ食糧管理法事件）

一、箱舟　一隻

○同押第一三八号（氏名不詳北海道漁業取締規則事件）

一、換価金　四五〇円

一、刺網　一六枚

一、箱舟　一隻

○同押第一三九号（同）

一、換価金　一二枚

一、刺網　二隻

一、箱舟　二隻

○昭和二十四年押第五一七号（村上昇食糧管理法事件）

一、換価金　三六〇円

○同押第五三号（松下保同）

一、同　同　二八銭

○同押第二五八号（片岡潔同）

一、同　同　七八六円〇九銭

○昭和二十六年押第一四八号（辻本じゅん子同）

一、換価金　九六〇円

○同押第一五〇号（山口きみ子同）

一、同　同　一、七〇八円

○同押第一五一号（山口きみ子同）

一、同　同　一、七八六円〇九銭

○昭和二十五年押第二一八号（白須正司賭博事件）

一、現金　六、二〇〇円

○昭和二十四年押第六号（塩田信治物価統制令事件）

一、水飴　六貫匁　換価金　一、八八〇円

二、亜麻仁油　三、六斗　換価金　一、二六七円二〇銭

○昭和二十六年押第一五一号（氏名不詳食糧管理法事件）

一、同押第一三一号（須賀キクノ同）

二、同　同　四、六七円

○同押第一五七号（氏名不詳北海道漁業取締規則事件）

一、刺網　六枚

二、同　同　六四五円

○昭和二十五年押第二三五号（松村幸外三名賭博事件）

一、箱舟　一隻

○昭和二十五年押第二二九号（浜崎厳贈賄事件）

一、現金　五百九十九円十三銭

○同押第一〇六八号（日高幸雄窃盗事件）

一、雨合羽　一枚

○昭和二十五年押第七四二号（田中辰己外一名逸盗事件）

一、船員帽　一個

○同第八四五号（小倉助太郎外七名関税法違反事件）

一、セメント袋　二枚

一、木綿風呂敷　二枚

○同押第一三六号（村田省一同）

一、換価金　二、二五二円

（氏名不詳北海道漁業取締規則事件）

一、刺網　一六枚

一、箱舟　一隻

○同押第一三九号（同）

一、換価金　四五〇円

一、刺網　一六枚

一、箱舟　一隻

○同押第一四五号（氏名不詳北海道漁業取締規則事件）

一、換価金　二、九六〇円

○同押第一四八号（佐藤きみ食糧管理法事件）

一、箱舟　一隻

○同押第一三八号（氏名不詳北海道漁業取締規則事件）

一、換価金　四五〇円

一、刺網　一六枚

一、箱舟　一隻

○同押第一三九号（同）

一、換価金　一二枚

一、刺網　二隻

一、箱舟　二隻

○昭和二十四年押第五一七号（村上昇食糧管理法事件）

一、換価金　三六〇円

○同押第五三号（松下保同）

一、同　同　二八銭

○同押第二五八号（片岡潔同）

一、同　同　七八六円〇九銭

○昭和二十六年押第一四八号（辻本じゅん子同）

一、換価金　九六〇円

○同押第一五〇号（山口きみ子同）

一、同　同　一、七〇八円

○昭和二十五年押第二一八号（白須正司賭博事件）

一、現金　六、二〇〇円

○昭和二十四年押第六号（塩田信治物価統制令事件）

一、水飴　六貫匁　換価金　一、八八〇円

二、亜麻仁油　三、六斗　換価金　一、二六七円二〇銭

○昭和二十六年押第一五一号（氏名不詳食糧管理法事件）

一、同押第一三一号（須賀キクノ同）

二、同　同　四、六七円

○同押第一五七号（氏名不詳北海道漁業取締規則事件）

一、刺網　六枚

二、同　同　六四五円

○昭和二十五年押第二三五号（松村幸外三名賭博事件）

一、箱舟　一隻

○昭和二十五年押第二二九号（浜崎厳贈賄事件）

一、現金　五百九十九円十三銭

○同押第一〇六八号（日高幸雄窃盗事件）

一、雨合羽　一枚

○昭和二十五年押第七四二号（田中辰己外一名逸盗事件）

一、船員帽　一個

○同第八四五号（小倉助太郎外七名関税法違反事件）

一、セメント袋　二枚

一、木綿風呂敷　二枚

○同押第一三六号（村田省一同）

一、換価金　二、二五二円

（氏名不詳北海道漁業取締規則事件）

昭27. 3. 1.

○同領第三九〇三号（同）一、換価金　一千五百九十二円
○同領第三九一四号（同）一、同　一千一百二十円
○同領第三九一五号（同）一、同　一千三百五十四円
○同領第三九一六号（同）一、同　一千六百二十四円
○同領第三九一七号（同）一、同　一千四百九十三円
○同領第三九三三号（同）二、袋　二個
○同領第三九三五号（同）一、換価金　三千一百五十九円
○同領第三九五〇号（小泉襲一同）一、同　一千六百十四円五銭
○同領第三九六六号（不詳同）一、同　七百九十六円
○同領第三九七六号（同）一、同　一千三百八円
○同領第三九七七号（同）二、紙製袋　一枚
○同領第三九七八号（同）二、換価金　二千五百九十九円
○同領第三九七九号（同）二、紙製袋　一枚
○同領第三九八〇号（同）二、紙製袋　一枚
○同領第三九八一号（同）二、換価金　八百十五円
○同領第三九八二号（同）二、紙製袋　一枚
○同領第三九八三号（同）一、換価金　一千四百五十二円
○同領第三九八四号（同）二、紙製袋　一枚
○同領第三九八五号（同）一、換価金　二千四百十四円
○同領第三九八六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第三九八七号（同）一、同　一千四百九十三円
○同領第三九八八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第三九八九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第三九九〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第三九九一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第三九九二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第三九九三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第三九九四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第三九九五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第三九九六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第三九九七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第三九九八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第三九九九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇〇〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇〇一号（不詳同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇〇二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇〇三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇〇四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇〇五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇〇六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇〇七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇〇八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇〇九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇一〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇一一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇一二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇一三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇一四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇一五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇一六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇一七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇一八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇一九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇二〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇二一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇二二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇二三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇二四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇二五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇二六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇二七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇二八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇二九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇三〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇三一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇三二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇三三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇三四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇三五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇三六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇三七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇三八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇三九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇四〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇四一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇四二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇四三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇四四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇四五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇四六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇四七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇四八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇四九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇五〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇五一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇五二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇五三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇五四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇五五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇五六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇五七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇五八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇五九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇六〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇六一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇六二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇六三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇六四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇六五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇六六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇六七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇六八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇六九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇七〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇七一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇七二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇七三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇七四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇七五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇七六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇七七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇七八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇七九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇八〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇八一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇八二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇八三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇八四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇八五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇八六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇八七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇八八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇八九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇九〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇九一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇九二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇九三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇九四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇九五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇九六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇九七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四〇九八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四〇九九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一〇〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一〇一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一〇二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一〇三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一〇四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一〇五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一〇六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一〇七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一〇八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一〇九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一一〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一一一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一一二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一一三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一一四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一一五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一一六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一一七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一一八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一一九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一二〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一二一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一二二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一二三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一二四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一二五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一二六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一二七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一二八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一二九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一三〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一三一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一三二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一三三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一三四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一三五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一三六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一三七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一三八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一三九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一四〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一四一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一四二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一四三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一四四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一四五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一四六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一四七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一四八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一四九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一五〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一五一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一五二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一五三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一五四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一五五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一五六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一五七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一五八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一五九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一六〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一六一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一六二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一六三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一六四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一六五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一六六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一六七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一六八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一六九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一七〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一七一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一七二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一七三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一七四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一七五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一七六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一七七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一七八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一七九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一八〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一八一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一八二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一八三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一八四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一八五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一八六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一八七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一八八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一八九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一九〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一九一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一九二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一九三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一九四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一九五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一九六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一九七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四一九八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四一九九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二〇〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二〇一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二〇二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二〇三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二〇四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二〇五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二〇六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二〇七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二〇八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二〇九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二一〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二一一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二一二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二一三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二一四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二一五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二一六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二一七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二一八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二一九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二二〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二二一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二二二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二二三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二二四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二二五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二二六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二二七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二二八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二二九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二三〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二三一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二三二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二三三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二三四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二三五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二三六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二三七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二三八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二三九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二四〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二四一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二四二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二四三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二四四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二四五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二四六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二四七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二四八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二四九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二五〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二五一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二五二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二五三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二五四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二五五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二五六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二五七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二五八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二五九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二六〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二六一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二六二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二六三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二六四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二六五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二六六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二六七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二六八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二六九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二七〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二七一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二七二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二七三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二七四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二七五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二七六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二七七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二七八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二七九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二八〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二八一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二八二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二八三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二八四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二八五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二八六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二八七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二八八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二八九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二九〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二九一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二九二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二九三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二九四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二九五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二九六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二九七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四二九八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四二九九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三〇〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三〇一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三〇二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三〇三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三〇四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三〇五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三〇六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三〇七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三〇八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三〇九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三一〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三一一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三一二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三一三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三一四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三一五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三一六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三一七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三一八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三一九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三二〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三二一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三二二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三二三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三二四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三二五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三二六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三二七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三二八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三二九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三三〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三三一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三三二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三三三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三三四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三三五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三三六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三三七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三三八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三三九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三四〇号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三四一号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三四二号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三四三号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三四四号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三四五号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三四六号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三四七号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三四八号（同）一、同　一千百五十四円
○同領第四三四九号（同）一、同　一千百二十四円
○同領第四三五〇号（池田敏彦ことも山末幹一同）一、名刺　一個
○同領第三六一号（吉田一明ことも田中正義ことも西正義同）一、中古自転車（二六吋無鑑札）　一台
○同領第三六二号（樂岡己之助同）一、手提鞄　一個
○同領第三六三号（梁浩一同）一、ホスピタン　約六六五本
○同領第三六四号（越一同）一、風呂敷　二枚
○同領第三六五号（岩見一哉外一名同）一、ホスピタン　約四五五本
○同領第三六六号（梁浩一同）一、ホスピタン　約六六五本
○同領第三六七号（越一同）一、風呂敷　二枚
○同領第三六八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三六九号（越一同）一、換価金　一千二百十八円
○同領第三七〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三七一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三七二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三七三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三七四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三七五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三七六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三七七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三七八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三七九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三八〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三八一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三八二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三八三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三八四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三八五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三八六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三八七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三八八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三八九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三九〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三九一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三九二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三九三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三九四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三九五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三九六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三九七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第三九八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第三九九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四〇〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四〇一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四〇二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四〇三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四〇四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四〇五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四〇六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四〇七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四〇八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四〇九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四一〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四一一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四一二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四一三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四一四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四一五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四一六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四一七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四一八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四一九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四二〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四二一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四二二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四二三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四二四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四二五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四二六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四二七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四二八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四二九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四三〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四三一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四三二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四三三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四三四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四三五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四三六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四三七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四三八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四三九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四四〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四四一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四四二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四四三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四四四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四四五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四四六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四四七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四四八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四四九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四五〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四五一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四五二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四五三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四五四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四五五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四五六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四五七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四五八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四五九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四六〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四六一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四六二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四六三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四六四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四六五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四六六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四六七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四六八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四六九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四七〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四七一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四七二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四七三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四七四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四七五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四七六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四七七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四七八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四七九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四八〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四八一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四八二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四八三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四八四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四八五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四八六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四八七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四八八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四八九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四九〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四九一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四九二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四九三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四九四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四九五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四九六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四九七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第四九八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第四九九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五〇〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五〇一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五〇二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五〇三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五〇四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五〇五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五〇六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五〇七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五〇八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五〇九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五一〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五一一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五一二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五一三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五一四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五一五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五一六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五一七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五一八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五一九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五二〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五二一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五二二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五二三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五二四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五二五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五二六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五二七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五二八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五二九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五三〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五三一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五三二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五三三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五三四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五三五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五三六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五三七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五三八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五三九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五四〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五四一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五四二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五四三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五四四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五四五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五四六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五四七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五四八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五四九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五五〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五五一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五五二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五五三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五五四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五五五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五五六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五五七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五五八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五五九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五六〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五六一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五六二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五六三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五六四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五六五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五六六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五六七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五六八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五六九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五七〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五七一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五七二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五七三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五七四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五七五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五七六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五七七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五七八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五七九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五八〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五八一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五八二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五八三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五八四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五八五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五八六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五八七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五八八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五八九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五九〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五九一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五九二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五九三号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五九四号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五九五号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五九六号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五九七号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第五九八号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第五九九号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第六〇〇号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領第六〇一号（越一同）一、換価金　一千二百九十八円
○同領第六〇二号（越一同）一、紙製袋　一枚
○同領

昭27. 3. 1.

広島地方検察庁呉支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
昭和二十六年領第二二一号（中村茂雄窃盗事件）
一、葉書　一
一、電報用紙　一
一、中村茂雄の書面　一
受領証　二
一、名刺　二
一、証明願　一
同第二六〇号（中村建二同）
一、木刀　一
一、懐中電燈　一
同第八四三号（浜田次男賍物寄蔵等事件）
一、日本刀　一
同　一
同第二八八号（尾郷領外一名公職選挙法違反事件）
一、ビラ　一
同第三四六号（一貫田アキノ同）
一、名刺　二
同第三二九号（塩田一三窃盗事件）
一、提灯　一
同第三七二号（藤之原武義同）
一、ソルハシ　一
一、スコップ　一
同第四六六号（喜田政芳恐喝等事件）
一、手紙　一
昭和二十五年領第二八四号（郷久保頼利詐欺事件）
一、広告名簿　一
同第四六九号（中尾安夫同）
一、生徒出勤表　二
一、奨学金領収書及伝票　一
一、契約書　一
一、協力者名簿　一
一、仕切帳　二
一、現金出納表　七
一、領収書　一四
一、同　二
一、同　一
一、日誌　一
一、協定書　一
一、仕切書　一
昭和二十四年領第四三三号（柳川巧外一名強盗等事件）
一、絹首巻　一
同第八九号（池内長一業務上横領事件）
一、質札　二
一、預り書　一
同第九六号（徳山喜久詐欺事件）
一、風呂敷　八百円

同第三九五号（前野光雄昭和二十二年政令一六五号違反事件）
一、米　換価金　九百五十八円
一、ボストンバッグ　一
一、麻袋　一
一、折たゝみボール箱　一
一、木綿縞風呂敷　二
一、麻製袋　一
同第三七〇号（瀬野仁殺人未遂事件）
一、現金　五百三十円
同第二二八号（林剋吉外三名賭博等事件）
一、斧　一
同第二九八号（佐々木四郎詐欺事件）
一、紙箱　五
一、鉄製箱　一
一、赤色葉子玉　六六
一、青色同　一三五
一、緑色同　二五
一、白色同　三〇
一、白色厨玉　二〇
一、鉛筆　三三
一、鉄筆　三四
同第三〇七号（渡辺勝利食糧管理法違反事件）
一、袋　二
同第八一五号（馬場貞雄私文書偽造事件）
一、印鑑　一
昭和二十五年領第九一号（小西敏範外一名窃盗事件）
一、運動靴　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
昭和二十五年押第二七四号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　七百五十八円
昭和二十六年押第一六五六号（同）
一、紙製粉袋　一
同押第一六五七号（同）
一、米　換価金　六百八十九円
同押第一六五八号（同）
一、米　換価金　三百六十二円
一、木綿細紐　一
一、綿入反風呂敷　一
同押第一六五九号（同）
一、米　換価金　三百六十二円
一、絹入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第一六〇号（同）
換価金　七百二十四円
土浦区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
昭和二十五年押第二七四号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　七百五十八円
昭和二十六年押第一六五六号（同）
一、紙製袋　一
同押第一六五七号（同）
一、米　換価金　六百八十九円
同押第一六五八号（同）
一、米　換価金　三百六十二円
一、木綿細紐　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第一六五九号（同）
一、米　換価金　三百六十二円
一、絹入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第一六〇号（同）
換価金　七百二十四円
一、米　換価金　三百六十二円
一、油紙　一
一、木綿縞風呂敷　一
折たゝみボール箱　一

同押第一六六一号（同）
一、米　換価金　九百五十八円
一、木綿茶色縞柄風呂敷　二
一、麻袋　一
一、麻製袋　一
一、折たゝみボール箱　一
同押第二一七六号（同）
一、米　換価金　八百六十二円
一、綿小麦粉袋　一
同押第二一七七号（同）
一、米　換価金　七百四十二円
一、白木綿袋　一
同押第二一七八号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、小豆色風呂敷　一
一、綿小麦粉袋　二
同押第二一七九号（同）
一、米　換価金　一千七百二十四円
一、紫色風呂敷　一
一、白木綿袋　一
同押第二一八〇号（同）
一、米　換価金　一千五十三円
一、紙袋　一
同押第二一八一号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、縞小豆色風呂敷　一
一、紙袋　一
同押第二一八二号（同）
一、米　換価金　八百四十四円
一、白色木綿袋　二
同押第二一八三号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、青地に赤絣木綿風呂敷　一
一、紙袋　一
同押第二一八四号（同）
一、米　換価金　一千四百三十六円
一、黒色花模様風呂敷　一
一、木綿風呂敷　一
同押第二一八五号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、小豆色風呂敷　一
一、縞布袋　一
同押第二一八六号（同）
一、米　換価金　六百四十七円
一、白色木綿袋　二
同押第二一八七号（同）
一、米　換価金　八百十四円
一、木綿袋　一
同押第二一八八号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、風呂敷　一
同押第二一八九号（同）
一、米　換価金　四百七円
一、紙袋　一
同押第二一九〇号（同）
一、米　換価金　一千五百三十二円
一、紙袋　一
同押第二一九一号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、風呂敷　一
同押第二一九二号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　一
同押第二一九三号（同）
一、米　換価金　六百二十二円
一、白木綿袋　一
同押第二一九四号（同）
一、米　換価金　一千三百四十一円
一、ボール箱　一
一、紺色風呂敷　一
一、白布袋　一
同押第二一九五号（同）
一、米　換価金　二千二十一円
一、木綿袋　一
同押第二一九六号（同）
一、米　換価金　六百七十円
一、麻袋　一
同押第二一九七号（同）
一、米　換価金　一千三百四十一円
一、布袋　一
一、麻袋　三
同押第二一九八号（同）
一、米　換価金　六百二十二円
一、白木綿袋　一
同押第二一九九号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、絹小豆色風呂敷　一
一、木綿縞風呂敷　一
一、白色リュックサック　一
同押第二二〇〇号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　三
同押第二二〇一号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、白木綿袋　一
一、紙袋　一
一、木綿縞風呂敷　一
同押第二二〇二号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　一
一、麻袋　一
同押第二二〇三号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、白木綿袋　一
一、人絹風呂敷（緑色）　一
一、人絹黄赤縞風呂敷　一
一、人絹風呂敷　一
同押第二二〇四号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、リュックサック　一
一、麻袋　一
同押第二二〇五号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、白色リュックサック　一
一、麻袋　一
同押第二二〇六号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、弁当箱　一
同押第二二〇七号（同）
一、米　換価金　一千七百二十四円
一、リュックサック　一
同押第二二〇八号（同）
一、米　換価金　六百七十円
一、麻袋　一
同押第二二〇九号（同）
一、米　換価金　六百七十円
一、人絹風呂敷（カーキ色）　一
一、麻紐　一
同押第二二一〇号（同）
一、米　換価金　一千四百三十六円
一、人絹風呂敷　一
一、麻紐　一
同押第二二一一号（同）
一、米　換価金　四百七十九円
一、人絹風呂敷（紫地松葉模様）　一
一、紙袋　一
同押第二二一二号（同）
一、米　換価金　四百七十九円
一、桃色人絹風呂敷　一
一、紙袋　一
同押第二二一三号（同）
一、米　換価金　六百七十円
一、木綿赤風呂敷　一
一、木口付手提　一
一、紙袋　一
五、白布紐　一
同押第二二三〇号（同）
一、米　換価金　七百九十円
一、白布袋　二
同押第二二八号（同）
一、米　換価金　八百四十一円
一、紙袋　一
同押第二二八一号（同）
一、米　換価金　八百四十一円
一、風呂敷　一
一、布製ボストンバック　一
一、緑地風呂敷　一
一、布袋　二
同押第二二八二号（同）
一、米　換価金　八百十四円
一、紙袋　一
同押第二二八三号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、風呂敷　一
同押第二二八四号（同）
一、米　換価金　九百十八円
一、白木綿袋　一
同押第二二八五号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　一
同押第二二八六号（同）
一、米　換価金　一千五百三十二円
一、風呂敷　一

同押第二二八七号（同）
一、米　換価金　百六十八円
一、白木綿袋　一
同押第二二八八号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、白色リュックサック　一
同押第二二八九号（同）
一、米　換価金　六百二十二円
一、紙袋　一
一、木綿縞風呂敷　一
一、白布袋　三
同押第二二九〇号（同）
一、米　換価金　一千七百二十四円
一、ボール箱　一
一、紺色風呂敷　一
一、白布袋　一
同押第二二九一号（同）
一、米　換価金　六百七十円
一、布袋　一
一、人絹黄赤縞風呂敷　一
一、人絹風呂敷　一
同押第二二九三号（同）
一、米　換価金　一千五十九円
一、人絹風呂敷　一
一、麻袋　一
一、荒縄　一
同押第二二九四号（同）
一、米　換価金　一千三百四十一円
一、手提行李　一
一、布袋　一
一、紙袋　一
同押第二二九五号（同）
一、米　換価金　六百二十二円
一、紙袋　二
一、木綿風呂敷（縞）　一
一、白布紐　二
一、木綿風呂敷（黄茶の縞）　一
一、人絹風呂敷（緑色）　一
一、木綿風呂敷（緑色）　一
同押第二三〇三号（同）
一、米　換価金　九百十円
一、布製手提（白）　一
一、布袋　二
一、人絹風呂敷　二

同押第二二〇四号（同）
一、米　換価金　九百五十八円
一、風呂敷（縞模様本綿）　一
一、麻袋　一
同押第二二〇五号（同）
一、米　換価金　一千九百十五円
一、リュックサック　一
一、麻袋　一
一、弁当箱　一
同押第二二〇六号（同）
一、米　換価金　一千百九十七円
同押第二二〇七号（同）
一、米　換価金　一千七百二十四円
一、リュックサック　一
同押第二二〇八（同）
一、米　換価金　六百七十円
一、人絹風呂敷　一
一、紙袋　一
同押第二二〇九号（同）
一、米　換価金　六百七十円
一、人絹風呂敷　一
一、麻紐　一
同押第二二一〇号（同）
一、米　換価金　一千四百三十六円
一、人絹風呂敷　一
一、紙袋　一
同押第二二一号（同）
一、米　換価金　四百七十九円
一、桃色人絹風呂敷　一
一、紙袋　一
同押第二二二〇号（同）
一、米　換価金　六百七十円
一、木綿赤風呂敷　一
一、木口付手提　一
一、紙袋　一
五、白布紐　一
同押第二二三〇号（同）
一、米　換価金　七百九十円
一、白布袋　二
同押第二二八号（同）
一、米　換価金　八百四十一円
一、紙袋　一
同押第二二八一号（同）
一、米　換価金　八百四十一円
一、風呂敷　一
一、布製ボストンバック　一
一、緑地風呂敷　一
一、布袋　二
同押第二二八二号（同）
一、米　換価金　八百十四円
一、木綿袋　一
同押第二二八三号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、青地に赤絣木綿風呂敷　一
一、紙袋　一
同押第二二八四号（同）
一、米　換価金　九百五十八円
一、白木綿茶色縞柄風呂敷　二
一、麻袋　一
同押第二二八五号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、縞小豆色風呂敷　一
一、木綿製袋　一
同押第二二八六号（同）
一、米　換価金　一千五百三十二円
一、黒色花横様風呂敷　一
一、木綿風呂敷　一
同押第二二八七号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、小豆色風呂敷　一
一、縞布袋　一
同押第二二八八号（同）
一、米　換価金　八百十四円
一、白色木綿袋　二
同押第二二八九号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、紫色風呂敷　一
一、白木綿袋　一
同押第二二九〇号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、小麦粉袋　一
同押第二二九一号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、綿小豆色風呂敷　一
一、紙袋　一
同押第二二九二号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、縞小豆色風呂敷　一
一、紙袋　一
同押第二二九三号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、白地に縞模様の木綿風呂敷　一
一、青地に赤絣木綿風呂敷　一
一、紙袋　一
同押第二二九四号（同）
一、米　換価金　九百五十八円
一、風呂敷（縞模様木綿）　一
一、麻袋　一
同押第二二九五号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、白色リュックサック　一
同押第二二九六号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　三
同押第二二九七号（同）
一、米　換価金　六百二十二円
一、木綿縞風呂敷　一
一、白布袋　一
同押第二二九八号（同）
一、米　換価金　六百二十二円
一、布袋　一
一、麻袋　三
同押第二二九九号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　三
同押第二三〇〇号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　三
同押第二三〇一号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、白木綿袋　一
一、風呂敷　一
同押第二三〇二号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、白木綿袋　一
一、人絹風呂敷（緑色）　一
一、人絹黄赤縞風呂敷　一
一、人絹風呂敷　一
同押第二三〇三号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、荒縄　一
同押第二三〇四号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、手提行李　一
一、布袋　一
一、紙袋　一
同押第二三〇五号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　一
一、人絹風呂敷　一
一、木綿縞風呂敷（緑色）　一
一、木綿風呂敷（緑色）　一
同押第二三〇六号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　一
一、麻袋　一
同押第二三〇七号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　一
一、麻袋　一
同押第二三〇八号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　一
一、麻袋　一
同押第二三〇九号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　一
一、麻袋　一
同押第二三一〇号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　一
一、麻袋　一
同押第二三一一号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　一
一、麻袋　一
同押第二三一二号（同）
一、米　換価金　一千一百九十七円
一、布袋　一
一、麻袋　一

同押第二二八三号（同）
一、米　換価金　一千六百三十八円
同押第二二八四号（同）
一、米　換価金　一千六百五十円
一、風呂敷　二
同押第二二八五号（同）
一、米　換価金　一千四百九十四円
一、風呂敷　一
一、紙袋　二
一、細紐　一
同押第二二八六号（同）
一、米　換価金　五百二十二円
一、風呂敷　一
一、紙袋　一
一、製袋　一
一、ボール箱　一
同押第二二八七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、白色紐　二
一、風呂敷　一
一、風呂敷　二
同押第二二八八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二二八九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二二九〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二二九一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二二九二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二二九三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二二九四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二二九五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二二九六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二二九七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二二九八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二二九九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三〇〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三〇一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三〇二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三〇三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三〇四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三〇五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三〇六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三〇七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三〇八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三〇九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三一〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三一一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三一二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三一三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三一四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三一五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三一六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三一七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三一八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三一九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三二〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三二一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三二二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三二三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三二四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三二五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三二六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三二七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三二八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三二九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三三〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三三一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三三二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三三三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三三四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三三五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三三六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三三七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三三八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三三九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三四〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三四一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三四二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三四三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三四四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三四五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三四六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三四七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三四八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三四九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三五〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三五一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三五二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三五三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三五四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三五五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三五六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三五七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三五八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三五九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三六〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三六一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三六二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三六三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三六四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三六五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三六六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三六七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三六八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三六九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三七〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三七一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三七二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三七三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三七四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三七五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三七六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三七七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三七八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三七九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三八〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三八一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三八二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三八三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三八四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三八五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三八六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三八七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三八八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三八九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三九〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三九一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三九二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三九三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三九四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三九五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三九六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三九七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三九八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二三九九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四〇〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四〇一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四〇二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四〇三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四〇四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四〇五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四〇六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四〇七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四〇八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四〇九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四一〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四一一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四一二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四一三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四一四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四一五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四一六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四一七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四一八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四一九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四二〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四二一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四二二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四二三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四二四号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四二五号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四二六号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四二七号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四二八号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四二九号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四三〇号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四三一号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四三二号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円
一、風呂敷　一
一、綿入反風呂敷　一
一、木綿袋　一
同押第二四三三号（同）
一、米　換価金　一千四百十四円

昭27. 3. 1.

○同領第一〇一三号（来富士高次風俗営業取締法違反事件）
一、ドロップ　一箱
○同領第二六四号（宮本光次こと宮本光継窃盗事件）
一、金槌　一個

○左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年押第一九五号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百七十五円
○同押第一九九号（同）
同　百六十四円
○同押第二〇〇号（同）
同　百六十四円
○昭和二十六年押第一一八号（同）
同　四百六十四円八十一銭
○同押第八三号（大塚盤三食糧管理法違反被疑事件）
一、同　四百二十九円六十一銭
○昭和二十五年押第二〇九号（中村喜一郎窃盗被告事件）
一、南京袋　一枚
二、木綿風呂敷　一枚
○昭和二十六年押第一一五号（石塚ナヲ窃盗被疑事件）
一、みかん色木綿半ヤール　二枚
二、木綿紫斜格子模様半ヤール　一枚
○同押第一二七号（田辺鉄蔵外十名賭博被告事件）
一、現金　五百五十円

○左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第五九号（福井玉乃食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　六百五十九円

○左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年札幌高裁領第一四二号（佐藤行雄窃盗遺失物横領事件）
一、黒革二ッ折手提鞄　一個

○左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第三三六号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
○同押第三三七号（同）
一、同　三百五十二円
○同押第三三八号（同）
一、同　二百三十七円
○同押第三三九号（同）
一、同　三百三円

○同押第三四〇号（同）
同　百六十九円
○同押第三四一号（同）
同　百七十一円
○同押第三四二号（同）
同　千四百四十二円
○同押第三四三号（同）
同　千三百十七円
○同押第三四四号（同）
同　千三百二十七円
○同押第三四五号（同）
同　千六百十三円
○同押第三四六号（同）
一、同　五百八十九円
○同押第三四七号（同）
同　八百九十円
○同押第三四八号（同）
同　千五百六十九円
○同押第三四九号（同）
同　八百九十円
○同押第三五〇号（同）
同　千百七十九円
○同押第三五一号（同）
同　千五百六十九円
○同押第三五二号（同）
二、布鞄　一箇
○同押第三五三号（同）
同　千百七十円
○同押第三五四号（同）
一、子供靴　一足
○同押第三五五号（同）
一、トランク　一箇

○昭和二十五年押第八九号（井尻四郎外二名銃砲火薬類取締法事件）
二、火薬類譲受明細簿　一冊

京都地方検察庁園部支部
○左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第七九号（谷口竜三郎詐欺事件）
二、眼鏡　一個
三、実印　一個
○昭和二十五年押第二四号（老田すゑ）
一、はがき　一通
○同押第二一号（岡田一夫食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百六十二円七十銭
○同押第二二号（李起見窃盗外国人登録令違反事件）
一、リュックサック　一個
二、同　一個
○昭和二十三年押第二八号（西山茂男窃盗詐欺事件）
一、時計鎖　一本
二、宿泊料領収書　一枚
○昭和二十五年押第八五号（井尻四郎外二名銃砲火薬類取締法事件）
二、火薬類譲受明細簿　一冊

○昭和二十四年押第一七二号（坂上敏雄窃盗事件）
一、風呂敷　一枚
○昭和二十五年押第九〇号（竹中福太郎食糧管理法違反事件）
○同押第八九三号（松木弘同）
○同押第八九四号（岡沢重男同）
○同押第八九五号（藤田龍造同）
○同押第九〇〇号（牧下末吉同）
○同押第九〇二号（谷口とし子同）
○同押第九一八号（谷口とし子同）
○同押第九二九号（池村暲同）
○同押第一〇一〇号（中村安太郎同）
○同押第一〇一三号（中川政二郎同）
○同押第一〇一七号（佐保田すず枝同）
○同押第一〇四八号（北村つね同）
○同押第一〇五〇号（西田貞同）
○同押第一〇五一号（佐々木ヒサ同）
○同押第一〇五五号（内田とみゑ同）
○同押第一〇七四号（木村貞雄同）
○同押第一〇七八号（三上まさ子同）
○同押第一〇七九号（江南エイ同）
○同押第一〇九一号（姜仁順同）
○同押第一一二四号（孫しづ子同）
○同押第一二六号（松井年同）
○同押第一三五号（小寺一男同）
○同押第一三六号（金祐郷同）

○同押第七二四号（犯人不明同）
六、同　二百五十五円七銭
○同押第三八〇号（寺原光義外一名失火事件）
一、ストーブ　一個
二、円筒　一本
○同押第七六八号（木村きず食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　一枚
○同押第七七二号（孔南善同）
一、同　千六百六十八円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚
○同押第八一〇号（井上はる同）
一、換価金　六百五十七円
○同押第八一二号（前田光男同）
一、同　六百六十二円
○同押第八七号（木下春子同）
一、同　三百三十一円
○同押第七五〇号（犯人不明同）
一、同　三百十七円
二、風呂敷　一個
三、編籠　一個
四、風呂敷　一枚
○同押第七七三号（同）
一、換価金　三百八十一円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第七七四号（同）
一、換価金　四百七十六円
○同押第七七五号（同）
一、換価金　四百七十六円
二、手提袋　一枚
三、袋　一枚
○同押第七七六号（同）
一、換価金　二百三十八円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第七七七号（同）
一、換価金　二百三十八円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第七七八号（同）
一、換価金　四百七十六円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第七七九号（同）
一、換価金　四百七十六円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第七八〇号（同）
一、換価金　三百八十一円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚

○同押第七八一号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第七八二号（同）
一、換価金　一万二百円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七八三号（同）
一、換価金　一万二百円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七八四号（同）
一、換価金　四百七十六円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七八五号（同）
一、換価金　四百七十六円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七八六号（同）
一、換価金　四百七十六円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七八七号（同）
一、換価金　四百七十六円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七八八号（同）
一、換価金　四百七十六円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七八九号（同）
一、換価金　四百七十六円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七九〇号（同）
一、換価金　四百七十六円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七九一号（同）
一、換価金　四百七十六円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七九二号（同）
一、換価金　三百八十一円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七九三号（同）
一、換価金　三百八十一円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七九四号（同）
一、換価金　三百八十一円
二、布袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第七九五号（同）
一、換価金　一千四百四十二円

○同押第七九六号（同）
一、風呂敷　一枚
二、同　二千一百二十九円
三、同　八百十八円
○同押第七九七号（同）
同　二千一百七十六円
○同押第七九八号（同）
同　四千六十八円
三、袋　二枚
○同押第七九九号（同）
一、換価金　九百十五円
二、風呂敷　二枚
三、袋　二枚
○同押第八〇〇号（同）
一、換価金　七百十五円
二、風呂敷　二枚
三、袋　二枚
○同押第八〇一号（同）
一、換価金　九百二十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八〇二号（同）
一、換価金　八百六十九円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八〇三号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八〇四号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八〇五号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八〇六号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八〇七号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八〇八号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八〇九号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八一〇号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八一一号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八一二号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八一三号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八一四号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八一五号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八一六号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八一七号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八一八号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八一九号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八二〇号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八二一号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八二二号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八二三号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八二四号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八二五号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八二六号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八二七号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八二八号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八二九号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八三〇号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八三一号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八三二号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八三三号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八三四号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八三五号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八三六号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八三七号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八三八号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八三九号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八四〇号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八四一号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八四二号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八四三号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八四四号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八四五号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八四六号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八四七号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八四八号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八四九号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八五〇号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八五一号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八五二号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八五三号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八五四号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八五五号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八五六号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八五七号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八五八号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八五九号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八六〇号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八六一号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八六二号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八六三号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八六四号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八六五号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八六六号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八六七号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八六八号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八六九号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八七〇号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八七一号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八七二号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八七三号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八七四号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八七五号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八七六号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八七七号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八七八号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八七九号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八八〇号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八八一号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八八二号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八八三号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八八四号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八八五号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八八六号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八八七号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八八八号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八八九号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八九〇号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八九一号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八九二号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八九三号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八九四号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八九五号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八九六号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八九七号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八九八号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第八九九号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第九〇〇号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第九〇一号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第九〇二号（同）
一、換価金　一千一百四十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚

号外

昭27. 3. 1.

○同押第九〇三号（同）
一、換価金　一千五百五十七円
○同押第九〇四号（同）
一、米袋　一枚
一、風呂敷　一枚
○同押第九〇五号（同）
一、換価金　一千九十六円
○同押第九〇六号（同）
一、風呂敷　二枚
○同押第九〇七号（同）
一、米袋　一枚
一、換価金　一千九十三円
○同押第九〇八号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九〇九号（同）
一、換価金　一千一百五十四円
○同押第九一〇号（同）
一、米袋　一枚
一、換価金　一千一百五十三円
○同押第九一一号（同）
一、風呂敷　二枚
一、米袋　一枚
○同押第九一二号（同）
一、換価金　一千六十四円
○同押第九一三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九一四号（同）
一、換価金　一千一百四十円
○同押第九一五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九一六号（同）
一、換価金　一千二百十六円
○同押第九一七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九一八号（同）
一、換価金　一千三百十七円
○同押第九一九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九二〇号（同）
一、換価金　一千四百十八円
○同押第九二一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九二二号（同）
一、換価金　一千五百十九円
○同押第九二三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九二四号（同）
一、換価金　一千六百二十円
○同押第九二五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九二六号（同）
一、換価金　一千七百二十一円
○同押第九二七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九二八号（同）
一、換価金　一千八百二十二円
○同押第九二九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九三〇号（同）
一、換価金　一千九百二十三円
○同押第九三一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九三二号（同）
一、換価金　二千二十四円
○同押第九三三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九三四号（同）
一、換価金　二千百二十五円
○同押第九三五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九三六号（同）
一、換価金　二千二百二十六円
○同押第九三七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九三八号（同）
一、換価金　二千三百二十七円
○同押第九三九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九四〇号（同）
一、換価金　二千四百二十八円
○同押第九四一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九四二号（同）
一、換価金　二千五百二十九円
○同押第九四三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九四四号（同）
一、換価金　二千六百三十円
○同押第九四五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九四六号（同）
一、換価金　二千七百三十一円
○同押第九四七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九四八号（同）
一、換価金　二千八百三十二円
○同押第九四九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九五〇号（同）
一、換価金　二千九百三十三円
○同押第九五一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九五二号（同）
一、換価金　三千三十四円
○同押第九五三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九五四号（同）
一、換価金　三千百三十五円
○同押第九五五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九五六号（同）
一、換価金　三千二百三十六円
○同押第九五七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九五八号（同）
一、換価金　三千三百三十七円
○同押第九五九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九六〇号（同）
一、換価金　三千四百三十八円
○同押第九六一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九六二号（同）
一、換価金　三千五百三十九円
○同押第九六三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九六四号（同）
一、換価金　三千六百四十円
○同押第九六五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九六六号（同）
一、換価金　三千七百四十一円
○同押第九六七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九六八号（同）
一、換価金　三千八百四十二円
○同押第九六九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九七〇号（同）
一、換価金　三千九百四十三円
○同押第九七一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九七二号（同）
一、換価金　四千四十四円
○同押第九七三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九七四号（同）
一、換価金　四千百四十五円
○同押第九七五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九七六号（同）
一、換価金　四千二百四十六円
○同押第九七七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九七八号（同）
一、換価金　四千三百四十七円
○同押第九七九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九八〇号（同）
一、換価金　四千四百四十八円
○同押第九八一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九八二号（同）
一、換価金　四千五百四十九円
○同押第九八三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九八四号（同）
一、換価金　四千六百五十円
○同押第九八五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九八六号（同）
一、換価金　四千七百五十一円
○同押第九八七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九八八号（同）
一、換価金　四千八百五十二円
○同押第九八九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九九〇号（同）
一、換価金　四千九百五十三円
○同押第九九一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九九二号（同）
一、換価金　五千円
○同押第九九三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九九四号（同）
一、換価金　五千百一円
○同押第九九五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九九六号（同）
一、換価金　五千百二円
○同押第九九七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第九九八号（同）
一、換価金　五千百三円
○同押第九九九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇〇〇号（同）
一、換価金　五千百四円
○同押第一〇〇一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇〇二号（同）
一、換価金　五千百五円
○同押第一〇〇三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇〇四号（同）
一、換価金　五千百六円
○同押第一〇〇五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇〇六号（同）
一、換価金　五千百七円
○同押第一〇〇七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇〇八号（同）
一、換価金　五千百八円
○同押第一〇〇九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇一〇号（同）
一、換価金　五千百九円
○同押第一〇一一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇一二号（同）
一、換価金　五千百十円
○同押第一〇一三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇一四号（同）
一、換価金　五千百十一円
○同押第一〇一五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇一六号（同）
一、換価金　五千百十二円
○同押第一〇一七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇一八号（同）
一、換価金　五千百十三円
○同押第一〇一九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇二〇号（同）
一、換価金　五千百十四円
○同押第一〇二一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇二二号（同）
一、換価金　五千百十五円
○同押第一〇二三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇二四号（同）
一、換価金　五千百十六円
○同押第一〇二五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇二六号（同）
一、換価金　五千百十七円
○同押第一〇二七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇二八号（同）
一、換価金　五千百十八円
○同押第一〇二九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇三〇号（同）
一、換価金　五千百十九円
○同押第一〇三一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇三二号（同）
一、換価金　五千百二十円
○同押第一〇三三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇三四号（同）
一、換価金　五千百二十一円
○同押第一〇三五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇三六号（同）
一、換価金　五千百二十二円
○同押第一〇三七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇三八号（同）
一、換価金　五千百二十三円
○同押第一〇三九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇四〇号（同）
一、換価金　五千百二十四円
○同押第一〇四一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇四二号（同）
一、換価金　五千百二十五円
○同押第一〇四三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇四四号（同）
一、換価金　五千百二十六円
○同押第一〇四五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇四六号（同）
一、換価金　五千百二十七円
○同押第一〇四七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇四八号（同）
一、換価金　五千百二十八円
○同押第一〇四九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇五〇号（同）
一、換価金　五千百二十九円
○同押第一〇五一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇五二号（同）
一、換価金　五千百三十円
○同押第一〇五三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇五四号（同）
一、換価金　五千百三十一円
○同押第一〇五五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇五六号（同）
一、換価金　五千百三十二円
○同押第一〇五七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇五八号（同）
一、換価金　五千百三十三円
○同押第一〇五九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇六〇号（同）
一、換価金　五千百三十四円
○同押第一〇六一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇六二号（同）
一、換価金　五千百三十五円
○同押第一〇六三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇六四号（同）
一、換価金　五千百三十六円
○同押第一〇六五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇六六号（同）
一、換価金　五千百三十七円
○同押第一〇六七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇六八号（同）
一、換価金　五千百三十八円
○同押第一〇六九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇七〇号（同）
一、換価金　五千百三十九円
○同押第一〇七一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇七二号（同）
一、換価金　五千百四十円
○同押第一〇七三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇七四号（同）
一、換価金　五千百四十一円
○同押第一〇七五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇七六号（同）
一、換価金　五千百四十二円
○同押第一〇七七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇七八号（同）
一、換価金　五千百四十三円
○同押第一〇七九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇八〇号（同）
一、換価金　五千百四十四円
○同押第一〇八一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇八二号（同）
一、換価金　五千百四十五円
○同押第一〇八三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇八四号（同）
一、換価金　五千百四十六円
○同押第一〇八五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇八六号（同）
一、換価金　五千百四十七円
○同押第一〇八七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇八八号（同）
一、換価金　五千百四十八円
○同押第一〇八九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇九〇号（同）
一、換価金　五千百四十九円
○同押第一〇九一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇九二号（同）
一、換価金　五千百五十円
○同押第一〇九三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇九四号（同）
一、換価金　五千百五十一円
○同押第一〇九五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇九六号（同）
一、換価金　五千百五十二円
○同押第一〇九七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一〇九八号（同）
一、換価金　五千百五十三円
○同押第一〇九九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一〇〇号（同）
一、換価金　五千百五十四円
○同押第一一〇一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一〇二号（同）
一、換価金　五千百五十五円
○同押第一一〇三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一〇四号（同）
一、換価金　五千百五十六円
○同押第一一〇五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一〇六号（同）
一、換価金　五千百五十七円
○同押第一一〇七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一〇八号（同）
一、換価金　五千百五十八円
○同押第一一〇九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一一〇号（同）
一、換価金　五千百五十九円
○同押第一一一一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一一二号（同）
一、換価金　五千百六十円
○同押第一一一三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一一四号（同）
一、換価金　五千百六十一円
○同押第一一一五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一一六号（同）
一、換価金　五千百六十二円
○同押第一一一七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一一八号（同）
一、換価金　五千百六十三円
○同押第一一一九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一二〇号（同）
一、換価金　五千百六十四円
○同押第一一二一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一二二号（同）
一、換価金　五千百六十五円
○同押第一一二三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一二四号（同）
一、換価金　五千百六十六円
○同押第一一二五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一二六号（同）
一、換価金　五千百六十七円
○同押第一一二七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一二八号（同）
一、換価金　五千百六十八円
○同押第一一二九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一三〇号（同）
一、換価金　五千百六十九円
○同押第一一三一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一三二号（同）
一、換価金　五千百七十円
○同押第一一三三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一三四号（同）
一、換価金　五千百七十一円
○同押第一一三五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一三六号（同）
一、換価金　五千百七十二円
○同押第一一三七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一三八号（同）
一、換価金　五千百七十三円
○同押第一一三九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一四〇号（同）
一、換価金　五千百七十四円
○同押第一一四一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一四二号（同）
一、換価金　五千百七十五円
○同押第一一四三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一四四号（同）
一、換価金　五千百七十六円
○同押第一一四五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一四六号（同）
一、換価金　五千百七十七円
○同押第一一四七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一四八号（同）
一、換価金　五千百七十八円
○同押第一一四九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一五〇号（同）
一、換価金　五千百七十九円
○同押第一一五一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一五二号（同）
一、換価金　五千百八十円
○同押第一一五三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一五四号（同）
一、換価金　五千百八十一円
○同押第一一五五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一五六号（同）
一、換価金　五千百八十二円
○同押第一一五七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一五八号（同）
一、換価金　五千百八十三円
○同押第一一五九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一六〇号（同）
一、換価金　五千百八十四円
○同押第一一六一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一六二号（同）
一、換価金　五千百八十五円
○同押第一一六三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一六四号（同）
一、換価金　五千百八十六円
○同押第一一六五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一六六号（同）
一、換価金　五千百八十七円
○同押第一一六七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一六八号（同）
一、換価金　五千百八十八円
○同押第一一六九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一七〇号（同）
一、換価金　五千百八十九円
○同押第一一七一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一七二号（同）
一、換価金　五千百九十円
○同押第一一七三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一七四号（同）
一、換価金　五千百九十一円
○同押第一一七五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一七六号（同）
一、換価金　五千百九十二円
○同押第一一七七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一七八号（同）
一、換価金　五千百九十三円
○同押第一一七九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一八〇号（同）
一、換価金　五千百九十四円
○同押第一一八一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一八二号（同）
一、換価金　五千百九十五円
○同押第一一八三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一八四号（同）
一、換価金　五千百九十六円
○同押第一一八五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一八六号（同）
一、換価金　五千百九十七円
○同押第一一八七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一八八号（同）
一、換価金　五千百九十八円
○同押第一一八九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一九〇号（同）
一、換価金　五千二百円
○同押第一一九一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一九二号（同）
一、換価金　五千二百一円
○同押第一一九三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一九四号（同）
一、換価金　五千二百二円
○同押第一一九五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一九六号（同）
一、換価金　五千二百三円
○同押第一一九七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一一九八号（同）
一、換価金　五千二百四円
○同押第一一九九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二〇〇号（同）
一、換価金　五千二百五円
○同押第一二〇一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二〇二号（同）
一、換価金　五千二百六円
○同押第一二〇三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二〇四号（同）
一、換価金　五千二百七円
○同押第一二〇五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二〇六号（同）
一、換価金　五千二百八円
○同押第一二〇七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二〇八号（同）
一、換価金　五千二百九円
○同押第一二〇九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二一〇号（同）
一、換価金　五千二百十円
○同押第一二一一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二一二号（同）
一、換価金　五千二百十一円
○同押第一二一三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二一四号（同）
一、換価金　五千二百十二円
○同押第一二一五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二一六号（同）
一、換価金　五千二百十三円
○同押第一二一七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二一八号（同）
一、換価金　五千二百十四円
○同押第一二一九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二二〇号（同）
一、換価金　五千二百十五円
○同押第一二二一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二二二号（同）
一、換価金　五千二百十六円
○同押第一二二三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二二四号（同）
一、換価金　五千二百十七円
○同押第一二二五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二二六号（同）
一、換価金　五千二百十八円
○同押第一二二七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二二八号（同）
一、換価金　五千二百十九円
○同押第一二二九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二三〇号（同）
一、換価金　五千二百二十円
○同押第一二三一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二三二号（同）
一、換価金　五千二百二十一円
○同押第一二三三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二三四号（同）
一、換価金　五千二百二十二円
○同押第一二三五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二三六号（同）
一、換価金　五千二百二十三円
○同押第一二三七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二三八号（同）
一、換価金　五千二百二十四円
○同押第一二三九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二四〇号（同）
一、換価金　五千二百二十五円
○同押第一二四一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二四二号（同）
一、換価金　五千二百二十六円
○同押第一二四三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二四四号（同）
一、換価金　五千二百二十七円
○同押第一二四五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二四六号（同）
一、換価金　五千二百二十八円
○同押第一二四七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二四八号（同）
一、換価金　五千二百二十九円
○同押第一二四九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二五〇号（同）
一、換価金　五千二百三十円
○同押第一二五一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二五二号（同）
一、換価金　五千二百三十一円
○同押第一二五三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二五四号（同）
一、換価金　五千二百三十二円
○同押第一二五五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二五六号（同）
一、換価金　五千二百三十三円
○同押第一二五七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二五八号（同）
一、換価金　五千二百三十四円
○同押第一二五九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二六〇号（同）
一、換価金　五千二百三十五円
○同押第一二六一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二六二号（同）
一、換価金　五千二百三十六円
○同押第一二六三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二六四号（同）
一、換価金　五千二百三十七円
○同押第一二六五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二六六号（同）
一、換価金　五千二百三十八円
○同押第一二六七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二六八号（同）
一、換価金　五千二百三十九円
○同押第一二六九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二七〇号（同）
一、換価金　五千二百四十円
○同押第一二七一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二七二号（同）
一、換価金　五千二百四十一円
○同押第一二七三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二七四号（同）
一、換価金　五千二百四十二円
○同押第一二七五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二七六号（同）
一、換価金　五千二百四十三円
○同押第一二七七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二七八号（同）
一、換価金　五千二百四十四円
○同押第一二七九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二八〇号（同）
一、換価金　五千二百四十五円
○同押第一二八一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二八二号（同）
一、換価金　五千二百四十六円
○同押第一二八三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二八四号（同）
一、換価金　五千二百四十七円
○同押第一二八五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二八六号（同）
一、換価金　五千二百四十八円
○同押第一二八七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二八八号（同）
一、換価金　五千二百四十九円
○同押第一二八九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二九〇号（同）
一、換価金　五千二百五十円
○同押第一二九一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二九二号（同）
一、換価金　五千二百五十一円
○同押第一二九三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二九四号（同）
一、換価金　五千二百五十二円
○同押第一二九五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二九六号（同）
一、換価金　五千二百五十三円
○同押第一二九七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一二九八号（同）
一、換価金　五千二百五十四円
○同押第一二九九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三〇〇号（同）
一、換価金　五千二百五十五円
○同押第一三〇一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三〇二号（同）
一、換価金　五千二百五十六円
○同押第一三〇三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三〇四号（同）
一、換価金　五千二百五十七円
○同押第一三〇五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三〇六号（同）
一、換価金　五千二百五十八円
○同押第一三〇七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三〇八号（同）
一、換価金　五千二百五十九円
○同押第一三〇九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三一〇号（同）
一、換価金　五千二百六十円
○同押第一三一一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三一二号（同）
一、換価金　五千二百六十一円
○同押第一三一三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三一四号（同）
一、換価金　五千二百六十二円
○同押第一三一五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三一六号（同）
一、換価金　五千二百六十三円
○同押第一三一七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三一八号（同）
一、換価金　五千二百六十四円
○同押第一三一九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三二〇号（同）
一、換価金　五千二百六十五円
○同押第一三二一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三二二号（同）
一、換価金　五千二百六十六円
○同押第一三二三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三二四号（同）
一、換価金　五千二百六十七円
○同押第一三二五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三二六号（同）
一、換価金　五千二百六十八円
○同押第一三二七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三二八号（同）
一、換価金　五千二百六十九円
○同押第一三二九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三三〇号（同）
一、換価金　五千二百七十円
○同押第一三三一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三三二号（同）
一、換価金　五千二百七十一円
○同押第一三三三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三三四号（同）
一、換価金　五千二百七十二円
○同押第一三三五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三三六号（同）
一、換価金　五千二百七十三円
○同押第一三三七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三三八号（同）
一、換価金　五千二百七十四円
○同押第一三三九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三四〇号（同）
一、換価金　五千二百七十五円
○同押第一三四一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三四二号（同）
一、換価金　五千二百七十六円
○同押第一三四三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三四四号（同）
一、換価金　五千二百七十七円
○同押第一三四五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三四六号（同）
一、換価金　五千二百七十八円
○同押第一三四七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三四八号（同）
一、換価金　五千二百七十九円
○同押第一三四九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三五〇号（同）
一、換価金　五千二百八十円
○同押第一三五一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三五二号（同）
一、換価金　五千二百八十一円
○同押第一三五三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三五四号（同）
一、換価金　五千二百八十二円
○同押第一三五五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三五六号（同）
一、換価金　五千二百八十三円
○同押第一三五七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三五八号（同）
一、換価金　五千二百八十四円
○同押第一三五九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三六〇号（同）
一、換価金　五千二百八十五円
○同押第一三六一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三六二号（同）
一、換価金　五千二百八十六円
○同押第一三六三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三六四号（同）
一、換価金　五千二百八十七円
○同押第一三六五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三六六号（同）
一、換価金　五千二百八十八円
○同押第一三六七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三六八号（同）
一、換価金　五千二百八十九円
○同押第一三六九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三七〇号（同）
一、換価金　五千二百九十円
○同押第一三七一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三七二号（同）
一、換価金　五千二百九十一円
○同押第一三七三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三七四号（同）
一、換価金　五千二百九十二円
○同押第一三七五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三七六号（同）
一、換価金　五千二百九十三円
○同押第一三七七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三七八号（同）
一、換価金　五千二百九十四円
○同押第一三七九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三八〇号（同）
一、換価金　五千二百九十五円
○同押第一三八一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三八二号（同）
一、換価金　五千二百九十六円
○同押第一三八三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三八四号（同）
一、換価金　五千二百九十七円
○同押第一三八五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三八六号（同）
一、換価金　五千二百九十八円
○同押第一三八七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三八八号（同）
一、換価金　五千二百九十九円
○同押第一三八九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三九〇号（同）
一、換価金　五千三百円
○同押第一三九一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三九二号（同）
一、換価金　五千三百一円
○同押第一三九三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三九四号（同）
一、換価金　五千三百二円
○同押第一三九五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三九六号（同）
一、換価金　五千三百三円
○同押第一三九七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一三九八号（同）
一、換価金　五千三百四円
○同押第一三九九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一四〇〇号（同）
一、換価金　五千三百五円
○同押第一四〇一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一四〇二号（同）
一、換価金　五千三百六円
○同押第一四〇三号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一四〇四号（同）
一、換価金　五千三百七円
○同押第一四〇五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一四〇六号（同）
一、換価金　五千三百八円
○同押第一四〇七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一四〇八号（同）
一、換価金　五千三百九円
○同押第一四〇九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一四一〇号（同）
一、換価金　五千三百十円
○同押第一四一一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、米袋　一枚
○同押第一四一二号（

明治二十五年第三種郵便物認可

○同押第一三二号（沢口文広窃盗被告事件）
一、木綿布袋　一枚
二、紺入絹風呂敷　一枚
○同押第一九〇号（豊沢惣一窃盗被疑事件）
二、リュックサック　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第二三四号（川尻治外二名賭博被告事件）
四、現金　二十五円
○同押第二五三号（葛岡昭三窃盗被疑事件）
二、名刺　一枚
○同押第三一五号（橋光雄傷害被告事件）
一、下駄　一足
○同押第四七九号（堀岡厳窃盗被疑事件）
一、女黒短靴　一足
二、草履　二足
○同押第四八一号（藤田佐市占有離脱物横領被疑事件）
一、中古自転車　一台
○同押第四九八号（早月進外一名窃盗未遂被疑事件）
一、鋸　一丁
○同押第五〇六号（藤村英雄外二名占有離脱物横領被疑事件）
一、布生地　二〇・六ヤール

札幌地方検察庁室蘭支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年押第三七号（平田哲雄業務上横領被疑事件）
一、物品取扱原簿　一冊
二、書状　一四枚
○同押第三八号（鈴木儁外三名横領被疑事件）
一、三菱水彩絵具　一箱
二、ローマ字雑記帳　一冊
三、漫画本　一冊
○同押第四七号（北村秀雄詐欺被疑事件）
一、証書　一通
○同押第五八号（佐藤忠志同）
一、原簿　一冊
○同押第八一号（岡本勝美業務上横領被告事件）
一、質札　一枚
二、同　一枚
三、同　一枚
四、同　一枚
五、同　一枚
六、同　一枚
七、同　一枚
八、同　一枚
九、同　一枚
一〇、同　一枚
一一、同　一枚
○同押第八九号（松本一三詐欺被疑事件）
二、立木売渡契約証書　一枚
○同押第一一六号（三浦邦介窃盗被疑事件）
一、毛糸　五巻
二、アンダシャツ　一枚
三、沓下　一足
○同押第一三一号（坂本貢公職選挙法違反被疑事件）
一、書状　一通
二、名刺　一枚
○同押第一三三号（鈴木悲一同）
一、葉書　一通
○同押第一八五号（吉田玉之助住居侵入詐欺等被疑事件）
一、仮領収書　一枚
○同押第一九〇号（酒井勝義公職選挙法違反被疑事件）
二、名刺　五枚
○同押第二〇〇号（村井寛一業務上横領被疑事件）
二、領収書　一枚
七、同　一枚
八、同　一枚
○同押第二〇四号（中谷キヌ外一名信書開披被疑事件）
一、信書　一通
○同押第二〇六号（安藤吉道公職選挙法違反被疑事件）
一、名刺　一枚
○同押第二〇七号（加治小太郎恐喝被疑事件）
一、書状　一通
○同押第二一〇号（山口貞信取引高税法違反被疑事件）
一、領収書　二枚
○昭和二十六年押第三二号（岩倉由美業務上横領被告事件）
一、元帳　一冊
二、監査事務調査綴　一冊
○同押第七〇号（岩倉由春同）
一、領収書　三枚
二、領収書並に清算書　四枚
○同押第七九号（半沢喬一入場税法違反被告事件）
一、入場券受払簿　一冊
○同押第八〇号（斎藤謙治郎物品税法違反被告事件）
三、受取書　三枚
○同押第一一〇号（栗林吉明私文書偽造行使横領被疑事件）
一、契約書　一枚
○同押第一一九号（清水勇こと寺島春雄詐欺被疑事件）
一、徴収書　一枚
○同押第二五四号（巻田久江詐欺被疑事件）
一、木綿袋　一枚
○同押第三五八号（佐藤正治詐欺横領被告事件）
二、懐中時計　一個
○同押第二六〇号（佐々木末三郎有価証券偽造行使被疑事件）
一、約束手形　一通
二、書簡　一通
○同押第二六二号（亀谷勝治業務上横領被疑事件）
一、手形控　一枚
二、同　一枚
○同押第二七三号（岡本義夫軽犯罪法違反被疑事件）
一、ドライバー　一個
二、ペンチ　一個
三、小形懐中電燈　一個
○同押第二八八号（佐々木喜平窃盗被疑事件）
一、住所氏名を記載した紙片　一枚
○同押第三〇二号（天正夫外二名窃盗被告事件）
四、人絹赤風呂敷　一枚
五、南京袋　一枚
九、同　四枚
一〇、ゴム長靴　一足
○同押第三〇五号（木村常四郎詐欺被疑事件）
一、請求書　一枚
○同押第三〇八号（奈良岡幸雄外一名窃盗等被疑事件）
一、清算書　二枚
○同押第三〇九号（吉田仙次郎恐喝被疑事件）
一、領収書　二枚
○昭和二十六年押第三二号（岩倉由美業務上横領被告事件）
一、元帳　一冊
二、監査事務調査綴　一冊
○同押第七〇号（岩倉由春同）
一、領収書　三枚
二、領収書並に清算書　四枚
○同押第七九号（半沢喬一入場税法違反被告事件）
一、入場券受払簿　一冊
○同押第八〇号（斎藤謙治郎物品税法違反被告事件）
三、受取書　三枚
○同押第一一〇号（栗林吉明私文書偽造行使横領被疑事件）
一、契約書　一枚
○同押第一一三号（百島未蔵外一名窃盗被疑事件）
一、領収書　五枚
二、契約書　一枚
三、領収書　一枚
○同押第一四七号（千場屢太郎公職選挙法違反被疑事件）
一、月刊雑誌スタイル　一冊
○同押第一七九号（菅原屢勝詐欺被疑事件）
二、借用証　一枚
○同押第一八〇号（松井之信同）
一、仕切書　四枚
二、帳簿　一冊
○同押第一九一号（高井一郎公職選挙法違反被疑事件）
一、ポスター　一枚
○同押第一九六号（清水勇こと寺島春雄詐欺被疑事件）
一、徴収書　一枚
○同押第二五四号（巻田久江詐欺被疑事件）
一、木綿袋　一枚
○同押第三五八号（佐藤正治詐欺横領被告事件）
二、懐中時計　一個
○同押第二六〇号（佐々木末三郎有価証券偽造行使被疑事件）
一、約束手形　一通
二、書簡　一通
○同押第二六二号（亀谷勝治業務上横領被疑事件）
一、書状　一通
二、名刺　一枚
○同押第二七三号（岡本義夫軽犯罪法違反被疑事件）
一、ドライバー　一個
二、ペンチ　一個
三、小形懐中電燈　一個
○同押第二八八号（佐々木喜平窃盗被疑事件）
二、名刺　五枚
○同押第三〇二号（天正夫外二名窃盗被告事件）
四、人絹赤風呂敷　一枚
五、南京袋　一枚
九、同　四枚
一〇、ゴム長靴　一足
○同押第三〇五号（木村常四郎詐欺被疑事件）
一、請求書　一枚
○同押第三〇八号（奈良岡幸雄外一名窃盗等被疑事件）
一、清算書　二枚
○同押第三〇九号（吉田仙次郎恐喝被疑事件）
一、領収書　二枚
○昭和二十六年押第三二号（岩倉由美業務上横領被告事件）
一、元帳　一冊
二、監査事務調査綴　一冊
○同押第七〇号（岩倉由春同）
一、領収書　三枚
二、領収書並に清算書　四枚
○同押第七九号（半沢喬一入場税法違反被告事件）
一、入場券受払簿　一冊
○同押第八〇号（斎藤謙治郎物品税法違反被告事件）
三、受取書　三枚
○同押第一一〇号（栗林吉明私文書偽造行使横領被疑事件）
一、契約書　一枚
○同押第一一三号（百島未蔵外一名窃盗被疑事件）
一、領収書　五枚
二、契約書　一枚
三、領収書　一枚
○同押第一四七号（千場屢太郎公職選挙法違反被疑事件）
一、月刊雑誌スタイル　一冊
○同押第一七九号（菅原屢勝詐欺被疑事件）
二、借用証　一枚
○同押第一八〇号（松井之信同）
一、仕切書　四枚
二、帳簿　一冊
○同押第一九一号（高井一郎公職選挙法違反被疑事件）
一、ポスター　一枚

長岡区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年第一〇九四号（服部清一外一名横領被疑事件）
一、換価金　四千三百十六円
○同第一一三八号（小林三郎同）
一、千百二十四円
○同第一一四二号（青木政治同）
二、千六百六十九円
○同第一二〇二号（和田五郎同）
一、万九千七百五十五円
○同第一二〇三号（京口作二同）
一、万六千三百十円
○同第一二〇四号（早口長平同）
三万二千二百五十六円
○同第一二〇五号（相内藤一同）
三万二千二百七十三円
○同第一二〇六号（大村貞夫同）
一万二千百四十七円
○同第一二〇七号（田中正夫同）
六千四百九十三円
○同第一二〇九号（被疑者不詳同）
一、千四百三十五円
○同第一二一四号（同）
一、千九百十三円
○同第一二一九号（同）
六百九十五円
○同第一二二〇号（同）
一、千百五十八円
○同第一二二〇号（永井元吉同）
一、万六千百四十八円
○同第一二二〇号（和田五郎同）
一、万九千七百五十五円
○同第一二二〇号（京口作二同）
一、万六千三百十円
○同第一二二〇号（同）
一、千七百六十二円
○同第一二二〇号（同）
一、千百三十二円
○同第一二二〇号（同）
一、千百五十八円
○同第一二二〇号（永井元吉同）
一、万六千百四十八円
○同第一二二〇号（和田五郎同）
一、万九千七百五十五円
○同第一二二〇号（京口作二同）
一、万六千三百十円
○同第一二二〇号（早口長平同）
三万二千二百五十六円
○同第一二二〇号（相内藤一同）
三万二千二百七十三円
○同第一二二〇号（大村貞夫同）
一万二千百四十七円
○同第一二二〇号（田中正夫同）
六千四百九十三円
○同第一二二〇号（被疑者不詳同）
一、千四百三十五円
○同第一二一四号（同）
一、千九百十三円
○同第一二一九号（同）
六百九十五円
○同第一二二〇号（同）
一、千百五十八円
○同第一二一九号（同）
六百九十五円
○同第一一九七号（同）
一、千百五十九円
○同第一一九九号（同）
一、千百八十五円
○同第一一九八号（同）
一、千六百六円
○同第一一九五号（同）
一、千四百五十四円
○同第一一九三号（同）
一、千六百七十八円
○同第一一九四号（同）
一、千二百十六円
○同第一一九二号（同）
一、千九百十三円
○同第一一九一号（同）
一、千九百十三円
○同第一一九〇号（同）
一、千二百十六円
○同第一一八五号（吉田玉之助住居侵入詐欺等被疑事件）
一、仮領収書　一枚
○同押第一九〇号（酒井勝義公職選挙法違反被疑事件）
二、名刺　五枚
○同押第二〇〇号（村井寛一業務上横領被疑事件）
二、領収書　一枚
七、同　一枚
八、同　一枚
○同押第二〇四号（中谷キヌ外一名信書開披被疑事件）
一、信書　一通
○同押第二〇六号（安藤吉道公職選挙法違反被疑事件）
一、名刺　一枚
○同押第二〇七号（加治小太郎恐喝被疑事件）
一、書状　一通
○同押第二一〇号（山口貞信取引高税法違反被疑事件）
一、領収書　二枚
○昭和二十六年押第三二号（岩倉由美業務上横領被告事件）
一、元帳　一冊
二、監査事務調査綴　一冊
○同押第七〇号（岩倉由春同）
一、領収書　三枚
二、領収書並に清算書　四枚
○同押第七九号（半沢喬一入場税法違反被告事件）
一、入場券受払簿　一冊
○同押第八〇号（斎藤謙治郎物品税法違反被告事件）
三、受取書　三枚
○同押第一一〇号（栗林吉明私文書偽造行使横領被疑事件）
一、契約書　一枚
○同押第一一三号（百島未蔵外一名窃盗被疑事件）
一、領収書　五枚
二、契約書　一枚
三、領収書　一枚
○同押第一四七号（千場屢太郎公職選挙法違反被疑事件）
一、月刊雑誌スタイル　一冊
○同押第一七九号（菅原屢勝詐欺被疑事件）
二、借用証　一枚
○同押第一八〇号（松井之信同）
一、仕切書　四枚
二、帳簿　一冊
○同押第一九一号（高井一郎公職選挙法違反被疑事件）
一、ポスター　一枚
○同押第一九六号（清水勇こと寺島春雄詐欺被疑事件）
一、徴収書　一枚
○同押第二五四号（巻田久江詐欺被疑事件）
一、木綿袋　一枚
○同押第三五八号（佐藤正治詐欺横領被告事件）
二、懐中時計　一個
○同押第二六〇号（佐々木末三郎有価証券偽造行使被疑事件）
一、約束手形　一通
二、書簡　一通
○同押第二六二号（亀谷勝治業務上横領被疑事件）
一、書状　一通
二、名刺　一枚
○同押第二七三号（岡本義夫軽犯罪法違反被疑事件）
一、ドライバー　一個
二、ペンチ　一個
三、小形懐中電燈　一個
○同押第二八八号（佐々木喜平窃盗被疑事件）
二、名刺　五枚
○同押第三〇二号（天正夫外二名窃盗被告事件）
四、人絹赤風呂敷　一枚
五、南京袋　一枚
九、同　四枚
一〇、ゴム長靴　一足
○同押第三〇五号（木村常四郎詐欺被疑事件）
一、請求書　一枚
○同押第三〇八号（奈良岡幸雄外一名窃盗等被疑事件）
一、清算書　二枚
○同押第三〇九号（吉田仙次郎恐喝被疑事件）
一、領収書　二枚
○昭和二十六年押第三二号（岩倉由美業務上横領被告事件）
一、元帳　一冊
二、監査事務調査綴　一冊
○同押第七〇号（岩倉由春同）
一、領収書　三枚
二、領収書並に清算書　四枚
○同押第七九号（半沢喬一入場税法違反被告事件）
一、入場券受払簿　一冊
○同押第八〇号（斎藤謙治郎物品税法違反被告事件）
三、受取書　三枚
○同押第一一〇号（栗林吉明私文書偽造行使横領被疑事件）
一、契約書　一枚
○同押第一一三号（百島未蔵外一名窃盗被疑事件）
一、領収書　五枚
二、契約書　一枚
三、領収書　一枚
○同押第一四七号（千場屢太郎公職選挙法違反被疑事件）
一、月刊雑誌スタイル　一冊
○同押第一七九号（菅原屢勝詐欺被疑事件）
二、借用証　一枚
○同押第一八〇号（松井之信同）
一、仕切書　四枚
二、帳簿　一冊
○同押第一九一号（高井一郎公職選挙法違反被疑事件）
一、ポスター　一枚

千葉地方検察庁八日市場支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十一年領第五九号（富岡捨夫外六名国家総動員法違反事件）
一、繊維　六枚
○昭和二十六年領第三一四号（湯田初代酒税法違反事件）
一、換価金　一百十円
○同第一一九六号（同）
一、同　六百九十五円
○同第一一九七号（同）
一、同　一枚
○同第一一九九号（同）
一、同　一枚
○同第一一九八号（同）
一、同　二千六百六円
○同第一一九五号（同）
一、リックサック　一個
○同第一一九三号（同）
一、換価金　四千五十四円
○同第一一九四号（同）
一、リックサック　一個
○同第一一九二号（同）
一、換価金　二千六百七十八円
○同第一一九一号（同）
一、リックサック　一個
○同第一一九〇号（同）
一、換価金　千九百十三円
○同第一一八九号（同）
一、リックサック　一個
○同第一一八五号（吉田玉之助住居侵入詐欺等被疑事件）
一、縞木綿風呂敷　一枚
二、ハトロン紙袋　一枚
○昭和二十四年第一二六一七号（林松畔物故売薬事件）
一、銘仙紫地に矢ガスリ　一反
一、銘仙エビ茶に矢ガスリ　一反
一、銘仙赤海老茶の矢ガスリ　一反
一、女物セルコート紺地に白の井型　一枚
○昭和二十三年第二九四号（小島由太郎賭博事件）
一、現金　十円五十銭

八日市場区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第三五三号（小関栄造遺失物横領事件）
一、登山帽　一
○同領第四六二号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千九百九十九円五十銭
○同領第四六四号（同）
一、同　四百四十円
○同領第四六三号（同）
一、同　三千二百七十七円八十銭
○同領第四八一号（同）
一、同　七百三十二円

印刷庁

昭27. 3. 1.

官報
号外（第十五号）

省令

◉通商産業省令第十八号
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百三十五條第一項第二号および同條第二項の規定に基き、使用計量器検査規則を次のように制定する。
昭和二十七年三月一日
通商産業大臣　高橋龍太郎

使用計量器検査規則

目次

第一章　総則（第一條・第二條）
第二章　長さ計
第一節　構造
第一款　通則（第三條―第五條）
第二款　一般長さ計（第六條―第三十四條）
第三款　タキシーメーター（第三十五條―第四十一條）
第四款　布はゝく用回転尺（第四十二條―第四十六條）
第二節　検査方法
第一款　通則（第四十七條・第四十八條）
第二款　一般長さ計（第四十九條―第五十八條）
第三款　タキシーメーター（第五十九條―第六十三條）
第四款　布はゝく用回転尺（第六十四條―第六十六條）
第三章　はかり
第一節　構造
第一款　通則（第六十七條―第百二十二條）
第二款　天びん（第百二十三條―第百三十五條）
第三款　棒はかり（第百三十六條―第百四十條）
第四款　懸垂はかり、皿はかりおよび台はかり（第百四十一條―第百四十六号）
第五款　分銅およびおもり（第百四十七條―百五十一條）
第二節　検定方法
第一款　通則（第百五十二條―第百六十七條）
第二款　天びん（第百六十八條・第百六十九條）
第三款　棒はかり（第百七十條）
第四款　懸垂はかり、皿はかりおよび台はかり（第百七十一條―第百七十四條）
第五款　分銅およびおもり（第百七十五條―第百七十八條）
第四章　温度計
第一節　構造
第一款　通則（第百七十九條―第百八十八條）
第二款　ガラス製温度計（第百八十九條―第百九十八條）
第三款　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計（第百九十九條―第二百一條）
第二節　検査方法
第一款　通則（第二百二條―第二百十條）
第二款　ガラス製温度計（第二百十一條―第二百二十條）
第三款　アネロイド型温度計およびバイメタル式温度計（第二百二十一條―第二百二十七條）
第五章　面積計
第一節　構造（第二百二十八條―第二百三十八條）
第二節　検査方法（第二百三十九條―第二百四十二條）
第六章　体積計
第一節　ます
第一款　構造（第二百四十三條―第二百四十五條）
第二款　検査方法（第二百四十六條―第二百五十二條）
第二節　化学用体積計
第一款　構造（第二百五十三條―第二百五十八條）
第二款　検査方法（第二百五十九條―第二百六十四條）
第三節　ガスメーター
第一款　構造（第二百六十五條―第二百七十三條）
第二款　検査方法（第二百七十四條―第二百七十六條）
第四節　水道メーター
第一款　構造（第二百七十七條―第二百八十二條）
第二款　検査方法（第二百八十三條―第二百八十六條）
第五節　積算式ガソリン量器
第一款　構造（第二百八十七條―第二百九十九條）
第二款　検査方法（第三百條―第三百十二條）
第六節　オイルメーター
第一款　構造（第三百十三條―第三百二十四條）
第二款　検査方法（第三百二十五條―第三百三十八條）
第七節　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリー
第一款　構造（第三百三十九條―第三百四十四條）
第二款　検査方法（第三百四十五條―第三百五十四條）
第八節　ガスビュレット
第一款　構造（第三百五十五條―第三百六十四條）
第二款　検査方法（第三百六十五條―第三百七十四條）
第九節　肺活量計
第一款　構造（第三百七十五條―第三百八十四條）
第二款　検査方法（第三百八十五條―第三百九十四條）
第十章　繊度計
第一節　検尺器
第一款　構造（第三百九十五條―第四百十四條）
第二款　検査方法（第四百十五條―第四百二十四條）
第二節　検位衡および繊度分銅
第一款　構造（第四百二十五條―第四百三十二條）
第二款　検査方法（第四百三十三條―第四百四十二條）
第十一章　粒度計
第一節　構造（第四百四十三條―第四百五十二條）
第二節　検査方法（第四百五十三條―第四百五十七條）
第十二章　湿度計
第一節　構造（第四百五十八條―第四百七十四條）
第二節　検査方法（第四百七十五條―第四百八十四條）
第十三章　比重計
第一節　構造
第一款　通則（第四百八十五條・第四百八十六條）
第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオメーター（第四百八十七條―第四百九十八條）
第三款　比重天びん（第四百九十九條―第五百十八條）
第二節　検査方法
第一款　通則（第五百十九條―第五百二十四條）
第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオメーター（第五百二十五條―第五百三十四條）
第三款　比重天びん（第五百三十五條―第五百四十四條）
第十四章　濃度計
第一節　構造（第五百四十五條―第五百五十八條）
第二節　検査方法（第五百五十九條―第五百七十四條）
第十五章　繊度計
第一節　検尺器
第一款　構造（第五百七十五條―第五百八十三條）
第二款　検査方法（第五百八十四條―第五百九十二條）
第二節　検位衡および繊度分銅
第一款　構造（第五百九十三條―第六百三條）
第二款　検査方法（第六百四條―第六百十三條）
第十六章　粒度計
第一節　構造（第六百十四條―第六百二十三條）
第二節　検査方法（第六百二十四條―第六百三十三條）
第十七章　湿度計
第一節　構造（第六百三十四條―第六百四十三條）
第二節　検査方法（第六百四十四條―第六百五十三條）
第十八章　比重計
第一節　構造
第一款　通則（第六百五十四條・第六百五十五條）
第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオメーター（第六百五十六條―第六百六十五條）
第三款　比重天びん（第六百六十六條―第六百七十五條）
第二節　検査方法
第一款　通則（第六百七十六條―第六百八十五條）
第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオメーター（第六百八十六條―第六百九十五條）
第三款　比重天びん（第六百九十六條―第七百五條）
第七節　検査方法
第一款　通則（第七百六條―第七百十六條）
第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオメーター（第七百十七條―第七百二十六條）
第三款　比重天びん（第七百二十七條―第七百三十六條）
第十九章　密度計
第一節　構造（第七百三十七條―第七百四十六條）
第二節　検査方法（第七百四十七條―第七百五十六條）
第二十章　圧力計
第一節　構造
第一款　通則（第七百五十七條―第七百六十六條）
第二款　指示圧力計および自記圧力計（第七百六十七條―第七百七十六條）
第三款　分銅式標準圧力計（第七百七十七條―第七百八十六條）
第四款　血圧計（第七百八十七條―第七百九十六條）
第二節　検査方法
第一款　通則（第七百九十七條―第八百六條）
第二款　分銅式標準圧力計（第八百七條―第八百十六條）
第三款　血圧計（第八百十七條―第八百二十六條）
第二十一章　密度計
第一節　構造（第八百二十七條―第八百三十六條）
第二節　検査方法（第八百三十七條―第八百四十六條）
第二十二章　圧力計
第一節　構造
第一款　通則（第八百四十七條―第八百五十六條）
第二款　指示圧力計および自記圧力計（第八百五十七條―第八百六十六條）
第三款　分銅式標準圧力計（第八百六十七條―第八百七十六條）
第四款　血圧計（第八百七十七條―第八百八十六條）
第二節　検査方法
第一款　通則（第八百八十七條―第八百九十六條）
第二款　分銅式標準圧力計（第八百九十七條―第九百六條）
第三款　血圧計（第九百七條―第九百十六條）
第二十三章　濃度計
第一節　構造（第九百十七條―第九百二十六條）
第二節　検査方法（第九百二十七條―第九百三十六條）
第二十四章　繊度計
第一節　検尺器
第一款　構造（第九百三十七條―第九百四十六條）
第二款　検査方法（第九百四十七條―第九百五十六條）
第二節　検位衡および繊度分銅
第一款　構造（第九百五十七條―第九百六十六條）
第二款　検査方法（第九百六十七條―第九百七十六條）
第二十五章　粒度計
第一節　構造（第九百七十七條―第九百八十六條）
第二節　検査方法（第九百八十七條―第九百九十六條）
第二十六章　湿度計
第一節　構造（第九百九十七條―第千六條）
第二節　検査方法（第千七條―第千十六條）
第二十七章　比重計
第一節　構造
第一款　通則（第千十七條―第千二十六條）
第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオメーター（第千二十七條―第千三十六條）
第三款　比重天びん（第千三十七條―第千四十六條）
第二節　検査方法
第一款　通則（第千四十七條―第千五十六條）
第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオメーター（第千五十七條―第千六十六條）
第三款　比重天びん（第千六十七條―第千七十六條）
第二十八章　濃度計
第一節　構造（第千七十七條―第千八十六條）
第二節　検査方法（第千八十七條―第千九十六條）
第二十九章　繊度計
第一節　検尺器
第一款　構造（第千九十七條―第千百六條）
第二款　検査方法（第千百七條―第千百十六條）
第二節　検位衡および繊度分銅
第一款　構造（第千百十七條―第千百二十六條）
第二款　検査方法（第千百二十七條―第千百三十六條）
第三十章　粒度計
第一節　構造（第千百三十七條―第千百四十六條）
第二節　検査方法（第千百四十七條―第千百五十六條）
第三十一章　湿度計
第一節　構造（第千百五十七條―第千百六十六條）
第二節　検査方法（第千百六十七條―第千百七十六條）
第三十二章　比重計
第一節　構造
第一款　通則（第千百七十七條―第千百八十六條）
第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオメーター（第千百八十七條―第千百九十六條）
第三款　比重天びん（第千百九十七條―第千二百六條）
第二節　検査方法
第一款　通則（第千二百七條―第千二百十六條）
第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオメーター（第千二百十七條―第千二百二十六條）
第三款　比重天びん（第千二百二十七條―第千二百三十六條）
第三十三章　密度計
第一節　構造（第千二百三十七條―第千二百四十六條）
第二節　検査方法（第千二百四十七條―第千二百五十六條）
第三十四章　圧力計
第一節　構造
第一款　通則（第千二百五十七條―第千二百六十六條）
第二款　指示圧力計および自記圧力計（第千二百六十七條―第千二百七十六條）
第三款　分銅式標準圧力計（第千二百七十七條―第千二百八十六條）
第四款　血圧計（第千二百八十七條―第千二百九十六條）
第二節　検査方法
第一款　通則（第千二百九十七條―第千三百六條）
第二款　分銅式標準圧力計（第千三百七條―第千三百十六條）
第三款　血圧計（第千三百十七條―第千三百二十六條）
第三十五章　濃度計
第一節　構造（第千三百二十七條―第千三百三十六條）
第二節　検査方法（第千三百三十七條―第千三百四十六條）
第三十六章　繊度計
第一節　検尺器
第一款　構造（第千三百四十七條―第千三百五十六條）
第二款　検査方法（第千三百五十七條―第千三百六十六條）
第二節　検位衡および繊度分銅
第一款　構造（第千三百六十七條―第千三百七十六條）
第二款　検査方法（第千三百七十七條―第千三百八十六條）
第三十七章　粒度計
第一節　構造（第千三百八十七條―第千三百九十六條）
第二節　検査方法（第千三百九十七條―第千四百六條）
第三十八章　湿度計
第一節　構造（第千四百七條―第千四百十六條）
第二節　検査方法（第千四百十七條―第千四百二十六條）
第三十九章　比重計
第一節　構造
第一款　通則（第千四百二十七條―第千四百三十六條）
第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオメーター（第千四百三十七條―第千四百四十六條）
第三款　比重天びん（第千四百四十七條―第千四百五十六條）
第二節　検査方法
第一款　通則（第千四百五十七條―第千四百六十六條）
第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオメーター（第千四百六十七條―第千四百七十六條）
第三款　比重天びん（第千四百七十七條―第千四百八十六條）
第四十章　密度計
第一節　構造（第千四百八十七條―第千四百九十六條）
第二節　検査方法（第千四百九十七條―第千五百六條）
第四十一章　圧力計
第一節　構造
第一款　通則（第千五百七條―第千五百十六條）
第二款　指示圧力計および自記圧力計（第千五百十七條―第千五百二十六條）
第三款　分銅式標準圧力計（第千五百二十七條―第千五百三十六條）
第四款　血圧計（第千五百三十七條―第千五百四十六條）
第二節　検査方法
第一款　通則（第千五百四十七條―第千五百五十六條）
第二款　分銅式標準圧力計（第千五百五十七條―第千五百六十六條）
第三款　血圧計（第千五百六十七條―第千五百七十六條）

毎日文庫
昭二十七・三・一
第三種郵便物認可

号外

昭27. 3. 1.

クノメーター（第七百十七條―第七百二十七條）
第三款　比重天びん（第七百二十八條―第七百三十一條）

附則

第一章　総則

（定義）

第一條　この省令において「目盛線」とは、一定の量を表わすために計量器および自記計量器の記録紙に附される線状、点状その他の形状の標識（物差およびスタジヤ尺であつて、一定の量を交互に異なつた色で表わすものについては、それらの色の境界線）をいい、「目盛線の太さ」とは、目盛線の一定の量を表わす部分の幅をいい、「目盛線の中心線」とは、目盛線の一定の量を表わす部分の中心線（目盛線が点状のときは中心、目盛線の太さがないときは目盛線）、目盛線が指針の指示により量を表わす計量器に附されているときは指針の先端が移動する線と中心線またはその延長との交点）をいう。

2　この省令において「目盛間の長さ」とは、一の目盛線の中心線からこれに隣接する目盛線の中心線までの長さをいい、「目盛間隔」とは、目盛間の長さからその隣接する目盛線のそれぞれの目盛線の太さの和の二分の一を減じた長さをいう。

（検定証印等）

第二條　計量器（計量器検定規則（昭和二十七年通商産業省令第十七号。以下「検定規則」という。）第二十八條の計量器を除く。）には、検定規則第二十七條第一項に掲げる各部分に、それぞれ検定証印または比較検査証印が附されていなければならない。

第二章　長さ計

第一節　構造

第一款　通則

（この節の内容）

第三條　計量法（昭和二十六年法律第二百七号。以下「法」という。）第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、長さ計については、この節に定めるところによる。

（表記等）

第四條　長さ計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　長さ計の表記には、誤記があつてはならない。

3　長さ計に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

（準用規定）

第五條　検定規則第三十五條の規定は、長さ計に準用する。

第二款　一般長さ計

（表記）

第六條　布はく用回転尺および機械的表示タキシーメーター以外の長さ計（以下この節において「一般長さ計」という。）は、その全長が表記されているものでなければならない。ただし、伸縮目盛がある長さ計については、この限りでない。

2　伸縮目盛がある一般長さ計は、その目盛が表わす伸縮率が表記されているものでなければならない。

第七條　前條の規定による表記は、各目盛面の一端（巻尺にあつては、零点に近接した部分）にされていなければならない。ただし、同一の法定計量単位による目盛が二段以上ある一般長さ計において、各段の全長（伸縮目盛がある一般長さ計にあつては、伸縮率）が同一であるときは、その表記は、その一般長さ計の一端の中央部の一箇所にされていることを妨げない。

第八條　巻尺がある一般長さ計は、その計ることができる最小の長さが表記されているものでなければならない。

（目盛線）

第九條　一般長さ計（伸縮目盛がある長さ計およびヤードポンド法による長さ計を除く。）の一目盛の値は、法定計量単位の一倍、二倍、五倍、一〇倍、二〇倍、五〇倍、一〇〇倍、二〇〇倍または五〇〇倍の値を示しているものでなければならない。ただし、目盛線が表わす長さまたは一目盛の値が表記されているときは、この限りでない。

第十條　一般長さ計の目盛線は、その目盛線の中心線によつて長さを示すように目盛られているものでなければならない。この場合において、繰環の繰目が目盛線とみなされるれん尺にあつては、その繰目の幅の中央を、端目盛の長さ計にあつては、その端面を目盛線の中心線とみなす。

第十一條　一般長さ計の目盛線は、各目盛線の中心線が平行なものでなければならない。ただし、曲り尺については、この限りでない。

第十二條　一般長さ計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一であり、主な目盛線には、その目盛線の表わす長さが表記されているものでなければならない。

2　一般長さ計の主な目盛線に表記されている標識は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一でなければならない。

第十三條　一般長さ計の目盛線は、相互に対応する目盛間隔の差がその一目盛の値の四分の一（巻尺にあつては、二分の一）以下であるように目盛られているものでなければならない。

第十四條　繊維製巻尺以外の縁目盛の長さ計の目盛線は、縁に達しているものでなければならない。

2　繊維製巻尺の目盛線は、その縁に近い一端が縁から二ミリメートル（幅が一二ミリメートル未満の繊維製巻尺にあつては、一・三ミリメートル）以上離れているものであつてはならない。

第十五條　一般長さ計の目盛線は、直線部に目盛られているものにあつては、その直線に、曲線部に目盛られているものにあつては、その曲線と目盛線またはその延長との交点における曲線の接線に垂直でなければならない。この場合において、角度五度以内の誤差があることを妨げない。

第十六條　一般長さ計は、目盛線が二重線、枝線または折線となつているため使用上支障があるものであつてはならない。

（機構）

第十七條　一般長さ計は、きず、節、腐しよく、虫くい、巣、埋木、埋金等があるためぜい弱であり、使用上支障があるものであつてはならない。

第十八條　一般長さ計であつて、緊着または連接する部分があるものは、緊着が不充分なものまたは連接に著しい間げきがあり、もしくは離脱しているものであつてはならない。

2　一般長さ計であつてその一部が分離することができる構造のものには、分離する各部分に合番号が附されていなければならない。

第十九條　端目盛の一般長さ計の端目盛である端は、目盛線が直線部に目盛られているものにあつてはその直線に、曲線部に目盛られたものにあつてはその曲線とその端との交点におけるその曲線の接線に垂直でなければならない。この場合において、角度七度以内の誤差があることを妨げない。

2　特殊の用途に用いる端目盛の一般長さ計であつて、その旨が表記されているものについては、前項の規定は、適用しない。

第二十條　一般長さ計（巻尺、箱尺、スタジヤ尺およびれん尺を除く。）は、目盛面を上にして平面に置いたときに、平面との間に全長の五〇分の一（箱尺およびスタジヤ尺以外の巻尺にあつては、二五分の一）以上の間げきがあるものであつてはならない。

2　箱尺およびスタジヤ尺は、その各片を目盛面を上にして平面においたときに、平面との間に各片の長さの五〇分の一以上の間げきがあるものであつてはならない。

第二十一條　一般長さ計（曲り尺、巻尺およびれん尺を除く。）は、縁目盛のものにあつてはその縁と、裏準線があるものにあつては裏準線と、取締用直線直尺基準器の目盛がある部分とを接して並べたときに、取締用直線直尺基準器との間に全長（畳尺にあつては、各片の長さ）の一〇〇分の一（全長が五メートル以上のときは、任意の五メートルについて五センチメートル）以上の間げきがあるものであつてはならない。

（角度直尺）

第二十二條　実目盛付角度直尺および伸縮目盛付角度直尺は、その各辺がなす角度が三〇度、四五度、六〇度または九〇度あるものでなければならない。この場合において、角度〇・〇二ラジアン（金属製のものにあつては、〇・〇〇二ラジアン）以内の誤差があることを妨げない。

第二十三條　金属製伸縮目盛付角度直尺および金属製実目盛付角度直尺は、その幅が一様でなければならない。

（巻尺）

第二十四條　巻尺であつて、金属片その他の物体を附着して目盛の標識とするものは、その標識に用いる物体が離脱しているものであつてはならない。

第二十五條　巻尺は、零点が表示されているものでなければならない。ただし、手環の外側をもつて零点とするものについては、この限りでない。

2　巻尺の手環は、その取付がゆるんでいるものであつてはならない。

（れん尺）

第二十六條　第二十四條および第二十五條の規定は、れん尺に準用する。

（はさみ尺）

第二十七條　はさみ尺は、副枝（遊標または測定子をいう。以下同じ。）のはめこみ部分にゆるみがなく、かつ、副枝が円滑にしゆう動するものでなければならない。

第二十八條　はさみ尺は、基点において本枝と副枝または副枝相互が接着しているものでなければならない。

第二十九條　ノギス、背車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージの各部分の接着部分は、開げきがあるものであつてはならない。

第三十條　ノギス、背車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージは、両測定面を接着させたときに、本枝の底面と副枝の測定面とを一致させたときに、副尺（副枝であつて、目盛があるものをいう。以下同じ。）の零点が本枝の零点と一致し、かつ、本枝の零点と副尺の零点とを一致させたときに、副尺の他の端の目盛がそれに相当する長さを表わす本枝の目盛線と一致するものでなければならない。

第三十一條　ノギス、背車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージは、両測定面を接着させたとき（デップスゲージは、鯨尺尺またはその補助計量単位による目盛が附されているものであつてはならない。

第三十二條　本枝に零点があるノギス、背車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージは、両測定面を接着させたとき（デップスゲージは、本枝の底面と副枝の測定面とを一致させたときに）、副尺（副枝であつて、目盛があるものをいう。以下同じ。）の零点が本枝の零点と一致し、かつ、本枝の零点と副尺の零点とを一致させたときに、副尺の他の端の目盛がそれに相当する長さを表わす本枝の目盛線と一致するものでなければならない。

第三十三條　ノギス、背車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージ以外のはさみ尺は、その本枝と副枝とがなす角度が直角でなければならない。この場合において、両測定面が平行なときに限り、角度〇・〇二ラジアン以内の誤差があることを妨げない。

（表記）

第三十四條　本枝に零点があるノギス、背車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージ以外のはさみ尺は、両測定面を接着させたときに、副枝の指標が本枝の零点と一致するものでなければならない。

第三十五條　機械的表示タキシーメーターは、その見易い箇所に、左の事項が表記されているものでなければならない。

一　器物番号

二　基本乗車走行距離または基本乗車料金に相当する接続軸の回転数（以下「表記基本回転数」という。）

三　デップスゲージの副枝の測定面と本枝の両外測面とがなす角度および本枝の底面と本枝の両外測面とがなす角度

第三十六條　機械的表示タキシーメーターは、乗車料金および乗車回数を表示する部分に、その旨が表記されているものでなければならない。走行距離を表示する部分があるときは、その部分についても、同様とする。

（機構および作用）

第三十七條　機械的表示タキシーメーターは、震動により機構に支障を生じているものであつてはならない。

第三十八條　機械的表示タキシーメーターの待料金を表示する装置は、左の各号に適合しているものでなければならない。

一　最初の待料金に相当する待時間については、最初の待料金に相当する待時間から真実の待時間を減じた時間を最初の待料金に相当する待時間で除した値が、負一〇分の一から正一〇〇分の五までの範囲内にあること。

二　最初の待料金に相当する待時間以後の待時間については、料金によつて表わされる待時間から真実の待時間を減じた時間を料金によつて表わされる待時間で除した値が、正負一〇〇分の五の範囲内にあること。

第三十九條　機械的表示タキシーメーターは、その乗車料金および乗車回数を表示する部分が見易い箇所にあるものでなければならない。

第四十條　機械的表示タキシーメーターは、その空車、賃走または待時間の区別を明りように表示することができる適当な信号装置が見易い箇所に附されているものでなければならない。

第四十一條　機械的表示タキシーメーターであつて、累計の表示をすることができるものまたは領収証を作成することができるものは、走行距離および料金を正確に累計することができるものでなければならない。

2　機械的表示タキシーメーターであつて、領収証を作成することができるものは、その領収証に、営業者名、車両番号、乗車の日附および乗車料金を明りように記録することができるものでなければならない。

第四款　布はく用回転尺

（表記）

第四十二條　布はく用回転尺は、その表わす長さの法定計量単位またはその略字が、目盛板および積算表示装置に表記されているものでなければならない。

（指示機構）

第四十三條　指標がある布はく用回転尺は、その指標の指示部分の太さが最も太い目盛線の太さより太くなく、かつ、最も細い目盛線の太さより細くないものでなければならない。

（機構および作用）

第四十四條　布はく用回転尺は、その積算作用が正確に行われるものでなければならない。

（準用規定）

第四十五條　第十條および第十二條の規定は、布はく用回転尺に準用する。

第二節　検査方法

第一款　通則

（この節の内容）

第四十六條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、長さ計については、この節に定めるところによる。

（検査の條件）

第四十八條　長さ計の検査は、この章で別に定める場合を除き、常温、常湿において行う。

第二款　一般長さ計

（角度直尺の機構）

第四十九條　実目盛付角度直尺および伸縮目盛付角度直尺が第二十二條の規定に適合するかどうかの検査ならびに金属製実目盛付角度直尺および金属製伸縮目盛付角度直尺が第二十三條の規定に適合するかどうかの検査は、取締用基準器を用いて行う。

（はさみ尺の機構）

第五十條　はさみ尺が第二十七條の規定に適合するかどうかの検査は、副枝に二重量キログラム（金属製はさみ尺のときは、五重量キログラム）以上の力を加えて行う。

第五十一條　はさみ尺が第三十條または第三十三條の規定に適合するかどうかの検査は、取締用基準スコヤーを用いて行う。

（誤差）

第五十二條　一般長さ計の誤差の検査に用いる基準器は、一般長さ計の種類に応じ、それぞれ左の表の通りとする。

官報文庫
号外

昭27. 3. 1.

種類	基準器
第五十三條　一般長さ計の器差の検査においては、目盛線が表わす量は、目盛線の中心線が示すものとする。この場合において、継環の継目が目盛線とみなされるれん尺にあつてはその継目の幅の中央を、端目盛の一般の長さ計にあつてはその端面を、目盛線の中心線とみなす。	
第五十四條　一般長さ計の器差の検査は、その全長および任意の目盛線を基点として任意の検査量をとつた箇所二箇所以上について行う。 2　副尺付の一般長さ計については、前項の検査は、本尺および副尺につき各別に行う。 3　第一項の規定にかかわらず、巻尺の盛足し目盛については、器差の検査は、行わない。	
第五十五條　畳尺の器差の検査において、前條第一項の任意の検査量をとるときは、そのうち一回は、継目の部分を含まなければならない。 2　箱尺の器差の検査は、各辺ごとに行い、その箱尺の全長の器差は、各辺の器差の和とする。	
第五十六條　ノギス、背車用ノギス、ハイトゲージおよびデップスゲージについては、第五十四條の検査の外、左に掲げる方法により、測定面の器差の検査を行う。	
一　ノギスおよび背車用ノギスの外側用両測定面間ならびにハイトゲージおよびデップスゲージの測定面間の器差の検査は、取締用基準ブロックゲージにより行う。	
二　ノギスの内側用両測定面間の器差の検査は、取締用基準ブロックゲージにより行う。この場合において、表わす量が三〇センチメートルをこえるときは、表わす量に応ずる外側用両測定面間の器差に、三〇センチメートルの長さに応ずる内側用両測定面間の器差を減じた値を加えた値を、その表わす量に応ずる内側用両測定面間の器差とする。	
第五十七條　一般長さ計の器差は、その表わす長さから真実の長さを減じて算出するものとする。	
（検査の省略）	
第五十八條　第四十九條および第五十條の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。	
第三款　タキシーメーター	
（器差）	
第五十九條　機械的表示タキシーメーターの器差の検査は、走行検査および待時間検査により行う。	
（走行検査）	
第六十條　走行検査をするときは、あらかじめ、走行検査をする自動車のタイヤの外径、タイヤの内圧およびギヤーボックスの減速比について検査をし、検定期別第百三十二條の規定により交付されたタキシーメーター検定済票の記載と対照して行う。 2　前項のタイヤの内圧は、取締用基準タイヤ圧力計を用いて検査をするものとする。	
第六十一條　走行検査は、その自動車の乗車人員を指定し、その自動車の運転をする者に、出発、走行および停止に関する指示をした後に行う。	
第六十二條　走行検査は、基本乗車料金に一回以上三回までのその後の料金を加えたものに相当する距離を走行し、それぞれの乗車料金に相当する地点からそれに使用公差に相当する距離の地点までの間において、その料金の表示が変更するかどうかを検査する。	
（待時間の検査）	
第六十三條　機械的表示タキシーメーターが第三十八條の規定に適合するかどうかの検査は、最初の待料金を表示させた後、最初の待時間の表示が変更するときまでの時間および最初の待時間の表示が変更したときからその後の待時間が二回変更するときまでの時間を計つて行う。	
第四款　布はゞ用回転尺	
（器差）	
第六十四條　布はゞ用回転尺の器差の検査は、零点の調整を行つた後、検査用のクロースを一〇メートル毎分の速度で通して行う。 2　前項の検査用のクロースは、プラインドクロースまたは伸縮性および表面のなめらかさがそれと同程度の布を用いなければならない。	
第六十五條　布はゞ用回転尺の器差は、上面目盛および前面目盛については、前條第一項の検査を検査用のクロースの一定の長さの部分を通して二回行つたときに目盛が指示する値の平均値から、検査用のクロースの布はゞ用回転尺に通した部分を取締用基準巻尺で計つた長さの値を減じて（検査用のクロースの長さが一メートルをこえるときは、減じて得た値をさらに目盛が指示する値の平均値で除して）算出する。 2　布はゞ用回転尺の器差は、積算目盛については、前條第一項の検査を検査用のクロースのそれぞれ異なる長さの部分を五回通して行つた後、目盛が指示する値から検査用のクロースの布はゞ用回転尺に通した各部分を取締用基準巻尺で計つた長さの値の和を減じた値を目盛が指示する値で除して算出する。	
（準用規定）	
第六十六條　第五十三條本文の規定は、布はゞ用回転尺の器差の検査に準用する。	
第三章　はかり	
第一節　構造	
第一款　通則	
（この節の内容）	
第六十七條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、はかりについては、この節に定めるところによる。	
（表記等）	
第六十八條　はかりの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものまたは誤認のおそれがあるものであつてはならない。 2　はかりの表記には、誤記があつてはならない。 3　はかりに附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。	
第六十九條　不定量増おもりを使用するはかりおよび不定量おもりを使用するはかりは、その旨を明りょうにする表示が表記されているものでなければならない。	
第七十條　はかり（分銅およびおもりを除く。以下この章において同じ。）は、そのひょう量が見易い箇所に表記されているものでなければならない。 2　質量を表わす目盛がないはかりまたは感量がひょう量の一〇、〇〇〇分の一以下のはかりは、その感量が表記されているものでなければならない。	
第七十一條　はかりの質量を表わす目盛線であつて、零点、盛出または盛止を示すものその他主なものは、その表わす質量の値が表記されているものでなければならない。	
（目盛線）	
第七十二條　はかりの質量を表わす目盛線の太さおよび度表の目盛線の太さは、目盛間隔の二分の一（度表の目盛線にあつては、四分の一）をこえていてはならない。 2　はかりの質量を表わす目盛線の太さおよび度表の目盛線の太さは、〇・二ミリメートル（度表の目盛線にあつては、〇・一ミリメートル）以下であつてはならない。ただし、目盛をレンズによつて拡大して読む機構のはかりについては、この限りでない。 3　はかりの質量を表わす目盛線は、そのうち最も太いものの太さが、最も細いものの太さの三倍をこえているものであつてはならない。 4　はかりの度表の目盛線は、その太さが均一でなければならない。	
第七十三條　はかりの質量を表わす目盛線および度表は、その目盛間隔が〇・五ミリメートル以上のものでなければならない。ただし、目盛をレンズによつて拡大して読む機構のはかりについては、この限りでない。	
第七十四條　はかりの度表の目盛間隔は、均一でなければならない。この場合において、度表の目盛間隔の一〇分の一以内の誤差があることを妨げない。	
第七十五條　はかりの質量を表わす目盛線および度表の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一でなければならない。	
第七十六條　質量を表わす目盛が二段以上あるはかりは、同一の質量につき表記されているものでなければならない。	
第七十七條　はかりの質量を表わす目盛線であつて、零点、盛出または盛止を示すものその他主なものは、その表わす質量の値が表記されているものでなければならない。	
（目盛線）	
第七十八條　はかりの質量を表わす目盛線の太さおよび度表の目盛線の太さは、目盛間隔の二分の一（度表の目盛線にあつては、四分の一）をこえていてはならない。	
2　はかりの質量を表わす目盛線の太さおよび度表の目盛線の太さは、〇・二ミリメートル（度表の目盛線にあつては、〇・一ミリメートル）以下であつてはならない。ただし、目盛をレンズによつて拡大して読む機構のはかりについては、この限りでない。	
3　はかりの質量を表わす目盛線は、そのうち最も太いものの太さが、最も細いものの太さの三倍をこえているものであつてはならない。	
4　はかりの度表の目盛線は、その太さが均一でなければならない。	
第七十九條　はかりの質量を表わす目盛線および度表は、その目盛間隔が〇・五ミリメートル以上のものでなければならない。ただし、目盛をレンズによつて拡大して読む機構のはかりについては、この限りでない。	
第八十條　はかりの度表の指標の指示部分は、度表の目盛がある範囲以上に動くことができるものでなければならない。	
（機構）	
第八十一條　はかりは、つり合が安定なものでなければならない。 2　前項の規定にかかわらず、定量はかり、一定の質量をこえるかどうかを計るはかり、選別はかりその他特殊な用途に使用するはかりであつて、その旨が表記されているものは、つり合が不安定であることを妨げない。	
第八十二條　はかりは、棒はかりまたは指示にはかりにあつては最小目盛に相当する質量の二倍の質量、棒はかりおよび指示はかり以外のはかりにあつては最小目盛に相当する質量の一・五倍の質量を感ずるものでなければならない。ただし、自動送りおもり式指示はかり、自動はかり、つり合が不安定なはかり、質量を表わす目盛がないはかりおよび感量がひょう量の一〇、〇〇〇分の一以下のはかりについては、この限りでない。	
2　質量を表わす目盛がないはかりおよび感量がひょう量の一〇、〇〇〇分の一以下のはかりは、感量に相当する質量の一・五倍の質量を感ずるものでなければならない。	
第八十三條　つり合が安定なはかりには、にらみ、目盛板または度表がつけられていなければならない。ただし、棒はかりについては、この限りでない。	
2　つり合が不安定なはかりには、限界停止装置があるものでなければならない。	
第八十四條　はかりは、零点が明りょうに表示されているものでなければならない。ただし、定量はかり、積算して計量する自動はかり、対数割目盛があるはかり、てこの傾斜が著しい振子式はかりその他機構上零点を表示する必要がないはかりについては、この限りでない。	
（さお及び目盛さお）	
第八十五條　はかりとそのさおまたは目盛さおとには、合番号が附されていなければならない。	
第八十六條　はかりの目盛さおは、そのはかりがつり合つたときに、水平になるものでなければならない。 2　はかりの目盛さおは、水平の位置から上下に等しい距離を移動することができるものでなければならない。	
第八十七條　はかり（棒はかりを除く。）の目盛さおは、零点以下に送りおもりを移動することができないものでなければならない。	
第八十八條　はかりの目盛さおの目盛線は、そのはかりがつり合つたときに、鉛直になるものでなければならない。	
2　はかりの目盛さおに送りおもりの位置を定めるための切込があるときは、その切込は、形状がほぼ均一でなければならない。	
（送りおもり）	
第八十九條　はかりの送りおもりは、目盛を明確に指示することができるものでなければならない。	
第九十條　はかりは、切込によつて送りおもりの位置が定められたときに、送りおもりの指標が目盛さおの目盛線と合致するものでなければならない。	
第九十一條　はかりの送りおもりは、さおまたは目盛さおに切込があるときは、先端に丸みがある爪があり、どの切込においても送りおもりが一定の正しい位置をとるものでなければならない。	
2　はかりの目盛さおに送りおもりの位置を定めるための切込があるときは、その切込は、形状がほぼ均一でなければならない。	
第九十二條　はかりは、定量はかりおよび単一のてこの懸垂はかり以外のはかりには、定量おもりを使用してはならない。	
2　定量おもりを使用するはかり（以下「定量おもり付はかり」という。）は、そのひょう量をその定量おもりの質量で除した値が、ひょう量三〇キログラム以上のものにあつては二〇、三〇キログラム未満五〇〇グラム以上のものにあつては一六・六七、五〇〇グラム未満のものにあつては一〇のものでなければならない。	
第九十三條　棒はかりおよび単一のてこの懸垂はかり以外のはかりには、定量おもりを使用するはかり（以下「定量おもり付はかり」という。）は、そのひょう量をその定量おもりの質量で除した値が、ひょう量三〇キログラム以上のものにあつては二〇、三〇キログラム未満五〇〇グラム以上のものにあつては一六・六七、五〇〇グラム未満のものにあつては一〇のものでなければならない。	
2　はかりの送りおもりは、切込に位置をとつたときに、確実に保持され、容易に動かないものでなければならない。	
第九十二條　はかりの送りおもりであつて、懸垂して使用しないものは、質量を調整するため、そう入してある金属片が移動しないように固くとめられているものでなければならない。	
2　はかりの送りおもりであつて、懸垂して使用しないものは、容易に、確実に保持され、容易に動かないものでなければならない。	
第九十三條　棒はかりおよび単一のてこの懸垂はかり以外のはかりには、定量おもりを使用してはならない。	
2　定量おもりを使用するはかり（以下「定量おもり付はかり」という。）は、そのひょう量をその定量おもりの質量で除した値が、ひょう量三〇キログラム以上のものにあつては二〇、三〇キログラム未満五〇〇グラム以上のものにあつては一六・六七、五〇〇グラム未満のものにあつては一〇のものでなければならない。	
第九十四條　不定量増おもりを使用するはかりであつて、増おもり台が目盛さおから分離するものには、はかりと増おもり台とに合番号が附されていなければならない。	
2　不定量増おもりを使用するはかりには、はかりと不定量増おもりとに合番号が附されていなければならない。	
3　はかりの不定量増おもりは、増おもりの掛鼻が表記されているものでなければならない。	
第九十五條　不定量おもりを使用するはかりには、はかりと不定量おもりとに合番号が附されていなければならない。	
2　はかりの不定量おもりは、質量が表記されているものであつてはならない。	
（風袋さお等）	
第九十六條　はかりの風袋さおおよび風袋盛おもりは、容易にはかりから分離しないものでなければならない。	
2　特定した風袋を使用するはかりには、はかりとその風袋とに合番号が附されていなければならない。	
3　特定した風袋を使用するはかりであつて、風袋おもりを使用するものには、その風袋おもりがはかりから分離する構造のものであるときは、はかりとその風袋おもりとに合番号が附されていなければならない。	
4　はかりの風袋おもりは、風袋おもりである旨が表記されているものでなければならない。	
5　特定した風袋を使用するはかり以外のはかりには、風袋おもりを使用してはならない。	
第九十七條　風袋さおがなく、かつ、目盛板があるはかりであつて、風袋引の機構があるものは、はかりの操作中に風袋を引いていることが明らかに表示されるものでなければならない。	
2　前項のはかりは、風袋引のできる風袋の最大の質量が表記されているものでなければならない。	
（調子玉）	
第九十八條　はかりの零点を定めるための調子玉は、零点において、増減のいずれの側にもひょう量に応ずる検定公差の三倍（指示はかりにあつては、五倍）以上の質量に相当する調整をすることができないものでなければならない。ただし、天びん、コンベヤー用の自動はかり、懸垂はかりおよびひょう量が二トンをこえるはかりについては、この限りでない。	

いて計つたときに、各段の目盛が表わす値の相互の差が、その表わす値に応ずる検定公差（検定公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）の三分の一をこえているものであつてはならない。

（指示機構）

第七十七條　はかり（棒はかりを除く。）の指示機構の指標（度表の指標を除く。）の指示部分の太さは、度表の目盛間隔の五分の一をこえているものであつてはならない。

第七十八條　はかり（天びんおよび指標として回転する指針を用いるはかりを除く。）の指示機構の指標の指示部分と目盛面との間隔は、一〇ミリメートルをこえていてはならない。

2　指標として回転する指針を用いるはかりの指針の指示部分と目盛面との間隔は、指針の回転中心から先端までの長さの二〇分の一（指針の回転中心から先端までの長さの二〇分の一が一〇ミリメートルをこえているときは一〇ミリメートル、二ミリメートル以下のときは二ミリメートル）をこえていてはならない。

第七十九條　はかりの指示機構の指標の指示部分は、その指示すべき目盛線に重なるものでなければならない。ただし、指標の指示部分が目盛面と同一平面上にあるはかりについては、この限りでない。

2　指標の指示部分が目盛面と同一平面上にあるはかりは、指標の指示部分の先端と目盛線との距離が二ミリメートル（天びんにあつては、一ミリメートル）をこえているものであつてはならない。

第八十條　はかりの度表の指標の指示部分は、度表の目盛がある範囲以上に動くことができるものでなければならない。

（機構）

第八十一條　はかりは、つり合が安定なものでなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、定量はかり、一定の質量をこえるかどうかを計るはかり、選別はかりその他特殊な用途に使用するはかりであつて、その旨が表記されているものは、つり合が不安定であることを妨げない。

第八十二條　はかりは、棒はかりまたは指示にはかりにあつては最小目盛に相当する質量の二倍の質量、棒はかりおよび指示はかり以外のはかりにあつては最小目盛に相当する質量の一・五倍の質量を感ずるものでなければならない。ただし、自動送りおもり式指示はかり、自動はかり、つり合が不安定なはかり、質量を表わす目盛がないはかりおよび感量がひょう量の一〇、〇〇〇分の一以下のはかりについては、この限りでない。

2　質量を表わす目盛がないはかりおよび感量がひょう量の一〇、〇〇〇分の一以下のはかりは、感量に相当する質量の一・五倍の質量を感ずるものでなければならない。

第八十三條　つり合が安定なはかりには、にらみ、目盛板または度表がつけられていなければならない。ただし、棒はかりについては、この限りでない。

2　つり合が不安定なはかりには、限界停止装置があるものでなければならない。

第八十四條　はかりは、零点が明りょうに表示されているものでなければならない。ただし、定量はかり、積算して計量する自動はかり、対数割目盛があるはかり、てこの傾斜が著しい振子式はかりその他機構上零点を表示する必要がないはかりについては、この限りでない。

（さお及び目盛さお）

第八十五條　はかりとそのさおまたは目盛さおとには、合番号が附されていなければならない。

第八十六條　はかりの目盛さおは、そのはかりがつり合つたときに、水平になるものでなければならない。

2　はかりの目盛さおは、水平の位置から上下に等しい距離を移動することができるものでなければならない。

第八十七條　はかり（棒はかりを除く。）の目盛さおは、零点以下に送りおもりを移動することができないものでなければならない。

第八十八條　はかりの目盛さおの目盛線は、そのはかりがつり合つたときに、鉛直になるものでなければならない。

2　はかりの目盛さおに送りおもりの位置を定めるための切込があるときは、その切込は、形状がほぼ均一でなければならない。

（送りおもり）

第八十九條　はかりの送りおもりは、目盛を明確に指示することができるものでなければならない。

第九十條　はかりは、切込によつて送りおもりの位置が定められたときに、送りおもりの指標が目盛さおの目盛線と合致するものでなければならない。

第九十一條　はかりの送りおもりは、さおまたは目盛さおに切込があるときは、先端に丸みがある爪があり、どの切込においても送りおもりが一定の正しい位置をとるものでなければならない。

2　はかりの目盛さおに送りおもりの位置を定めるための切込があるときは、その切込は、形状がほぼ均一でなければならない。

第九十二條　はかりは、定量はかりおよび単一のてこの懸垂はかり以外のはかりには、定量おもりを使用してはならない。

2　定量おもりを使用するはかり（以下「定量おもり付はかり」という。）は、そのひょう量をその定量おもりの質量で除した値が、ひょう量三〇キログラム以上のものにあつては二〇、三〇キログラム未満五〇〇グラム以上のものにあつては一六・六七、五〇〇グラム未満のものにあつては一〇のものでなければならない。

第九十三條　棒はかりおよび単一のてこの懸垂はかり以外のはかりには、定量おもりを使用するはかり（以下「定量おもり付はかり」という。）は、そのひょう量をその定量おもりの質量で除した値が、ひょう量三〇キログラム以上のものにあつては二〇、三〇キログラム未満五〇〇グラム以上のものにあつては一六・六七、五〇〇グラム未満のものにあつては一〇のものでなければならない。

2　はかりの送りおもりは、切込に位置をとつたときに、確実に保持され、容易に動かないものでなければならない。

第九十二條　はかりの送りおもりであつて、懸垂して使用しないものは、質量を調整するため、そう入してある金属片が移動しないように固くとめられているものでなければならない。

2　はかりの送りおもりであつて、懸垂して使用しないものは、容易に、確実に保持され、容易に動かないものでなければならない。

第九十三條　棒はかりおよび単一のてこの懸垂はかり以外のはかりには、定量おもりを使用してはならない。

2　定量おもりを使用するはかり（以下「定量おもり付はかり」という。）は、そのひょう量をその定量おもりの質量で除した値が、ひょう量三〇キログラム以上のものにあつては二〇、三〇キログラム未満五〇〇グラム以上のものにあつては一六・六七、五〇〇グラム未満のものにあつては一〇のものでなければならない。

第九十四條　不定量増おもりを使用するはかりであつて、増おもり台が目盛さおから分離するものには、はかりと増おもり台とに合番号が附されていなければならない。

2　不定量増おもりを使用するはかりには、はかりと不定量増おもりとに合番号が附されていなければならない。

3　はかりの不定量増おもりは、増おもりの掛鼻が表記されているものでなければならない。

第九十五條　不定量おもりを使用するはかりには、はかりと不定量おもりとに合番号が附されていなければならない。

2　はかりの不定量おもりは、質量が表記されているものであつてはならない。

（風袋さお等）

第九十六條　はかりの風袋さおおよび風袋盛おもりは、容易にはかりから分離しないものでなければならない。

2　特定した風袋を使用するはかりには、はかりとその風袋とに合番号が附されていなければならない。

3　特定した風袋を使用するはかりであつて、風袋おもりを使用するものには、その風袋おもりがはかりから分離する構造のものであるときは、はかりとその風袋おもりとに合番号が附されていなければならない。

4　はかりの風袋おもりは、風袋おもりである旨が表記されているものでなければならない。

5　特定した風袋を使用するはかり以外のはかりには、風袋おもりを使用してはならない。

第九十七條　風袋さおがなく、かつ、目盛板があるはかりであつて、風袋引の機構があるものは、はかりの操作中に風袋を引いていることが明らかに表示されるものでなければならない。

2　前項のはかりは、風袋引のできる風袋の最大の質量が表記されているものでなければならない。

（調子玉）

第九十八條　はかりの零点を定めるための調子玉は、零点において、増減のいずれの側にもひょう量に応ずる検定公差の三倍（指示はかりにあつては、五倍）以上の質量に相当する調整をすることができないものでなければならない。ただし、天びん、コンベヤー用の自動はかり、懸垂はかりおよびひょう量が二トンをこえるはかりについては、この限りでない。

号外

昭27. 3. 1.

2　はかりの調子玉は、容易に遊動するものであつてはならない。

（重心玉）

第九十九條　はかり（天びんを除く。）は、重心玉（感量を調整するため、こうかんの重心を上下に動かす装置をいう。）が容易に移動することができないように緊着されていなければならない。

（振子の移動装置等）

第百　はかりの振子の移動装置または、ばねの巻数調整装置は、それによつて調整した状態が、確実に維持され、かつ、外部から容易に変更されない構造のものでなければならない。

2　はかりの比例ねじは、緊着されているものでなければならない。

（共通な部分品）

第百一條　はかりの二箇所以上に共通な部分品であつて、その取付場所の表示がないものは、それらの箇所のいずれにも使用できるものでなければならない。

（累加表示器等）

第百二條　はかりは、累加表示器または遠方測定器が完全に働いているものでなければならない。

（水平器等）

第百三條　計量機構を懸垂して使用するはかり以外のはかりには、水平器がつけられていなければならない。ただし、水平の位置からどの方向に角度三度傾斜させたときでも、その器差が使用公差をこえないはかりについては、この限りでない。

2　はかりにつけられている水平器は、そのはかりを傾けたときに、器差が使用公差をこえないうちに、水平でなくなつたことを示すものでなければならない。

第百四條　土地または建物その他の工作物に取り付けて使用するはかりには、各てこごとに、その支点と力点とを結ぶ直線に平行な平面上に、水準を定める場所が設けられていなければならない。

2　土地または建物その他の工作物に取り付けて使用するはかりは、前項に規定する水準を定める場所に水平器を載せたときに、角度二〇分をこえる傾きがあるものであつてはならない。

（作用）

第百五條　はかりは、任意の荷重において通常の使用方法による操作を繰り返したときに、その指示または記録が使用公差の範囲内において一定するものでなければならない。

第百六條　調子玉のないはかりは、空掛の状態における示度が零点と合致しているものでなければならない。この場合において、そのはかりの最も小さい使用公差以内の誤差があることを妨げない。

（混合用等に用いるはかり）

第百七條　混合用等に用いるはかりであつて、指示機構に相当する部分に目盛を附さないで別の機構を用いて計る構造のものには、はかりとその別の機構とに合番号が附されていなければならない。

（指示はかり）

第百八條　指示はかりは、とめ金等の作用により零点の箇所において指標が止まるものであつてはならない。

（ばね式はかり）

第百九條　ばね式はかりは、ひよう量の一・一倍以上の荷重をかけたときでも、ばねにひよう量の一・一倍に相当する力をこえる力が働かない構造のものでなければならない。

第百十條　制温装置があるばね式はかり（エリンバー等ばね自体に制温の効果があるばね式はかりを含む。）は、目盛の分割が最小である部分における一目盛の値（以下「目盛の最小値」という。）がひよう量（定量増おもりまたは逆おもりを使用するばね式はかりであつて、目盛板の目盛線が表わす質量のうち最大のもの以上の質量が計れるものにあつては、その目盛板の表わす質量のうち最大のもの。以下本條において同じ。）の八〇〇分の一以上のものでなければならない。

2　制温装置がないばね式はかりであつて、直線目盛以外の目盛があるものは、その目盛の最小値がひよう量の二〇〇分の一以上のものでなければならない。

3　制温装置がないばね式はかりであつて、直線目盛の外目盛がないものは、その目盛の最小値がひよう量の一〇〇分の一以上のものでなければならない。

（起重機用のはかり）

第百十一條　起重機用のはかりであつて、グラブとフックとを取り替えて使用するものは、それぞれの場合のひよう量について第七十條第一項の規定によるひよう量が表記されているものであつて、かつ、それぞれの場合に零点を容易に調達することができるものでなければならない。

第百十二條　起重機用の自動はかりは、巻上げその他の運行の速度が表記されているものでなければならない。

第百十三條　起重機用の自動はかりは、空掛の状態において表記されている運行の速度で巻上げその他の運行を行つたときに、零点（震動等のため零点においてつり合い難いときは、ひよう量の五分の一以下の荷重をかけたときのその量を表わす目盛線）における示度の変化がそのひよう量に応ずる使用公差をこえないものでなければならない。

（容器付の自動はかり）

第百十四條　容器付の自動はかりは、被計量物の種類およびひよう量未満の質量を計ることができるものにあつては、計ることができる最小の質量が表記されているものでなければならない。

第百十五條　容器付の自動はかりは、おもり箱からおもりを取り去り、かつ、ホツパーをからにしたときにつり合うものでなければならない。ただし、つり合が不安定な容器付の自動はかりについては、この限りでない。

2　容器付の自動はかりは、被計量物の入口の規制子がホツパーに緊着されているものでなければならない。

（コンベヤー用の自動はかり）

第百十六條　コンベヤー用の自動はかりは、左に掲げる事項が表記されているものでなければならない。

一　最大計量能力（一時間に計ることができる最大の質量をいう。）

二　最小計量能力（一時間に計ることができる最小の質量をいう。）

三　ベルトの速度（一分間当りの速度をいう。）

四　傾斜度

五　偏負荷

第百十七條　コンベヤー用の自動はかりは、そのコンベヤーを空掛の状態で運転したときに、示度の変化が一働長につきひよう量の使用公差の四分の一以下のものでなければならない。

第百十八條　コンベヤー用の自動はかりは、そのコンベヤー用の回転部分が円滑に回転するものでなければならない。

第百十九條　コンベヤー用の自動はかりであつて、ベルトコンベヤー用のもの（以下「ベルトコンベヤー用の自動はかり」という。）は、ツリツパーがそのはかりの計量に支障を與える範囲まで移動することができないものでなければならない。

2　ベルトコンベヤー用の自動はかりは、ベルトの張力を一定にするためテークアップが取り付けられているものでなければならない。

（運搬車用のはかり）

第百二十條　運搬車用の自動はかりであつて、運搬車の走行中に計量を行うものは、その計量を行うとき運搬車の走行速度が表記されているものでなければならない。

第百二十一條　運搬車用のはかりであつて、そのはかりの上で運搬車を急停車させて計量を行うものは、はかりの載せ台の上で運搬車が急停車したときの示度とその運搬車と同一の質量の荷重を静かにのせたときの示度との差が、その質量に応ずる使用公差の一・五倍をこえないものでなければならない。

（準用規定）

第百二十二條　検定規則第百四十八條から第百五十五條までの規定は、はかりに準用する。

第二款　天びん

（指示機構）

第百二十三條　天びんは、度表の指標の指示部分と目盛面との間隔が二ミリメートルをこえるものであつてはならない。

第百二十四條　天びんは、その度表の指標が目盛面の上を、目盛面と常に同一の間隔を保つて移動するものでなければならない。

（機構および作用）

第百二十五條　天びんのライダー掛は、円滑に作用するものであり、かつ、ライダーをライダーさおに平行に移動させることができるものでなければならない。

第百二十六條　天びんは、そのつり手が円滑に回転するものでなければならない。

第百二十七條　天びんは、そのしゆう動部分が円滑にしゆう動するものでなければならない。

第百二十八條　天びんの刃を固定するねじは、ゆるみがなく、かつ、容易にゆるみを生じないものでなければならない。

第百二十九條　天びんには、そのさお、皿および柱に合番号が附されていなければならない。

第百三十條　天びんには、その両端の刃受に、取り付けるべき刃との合符号および刃の方向を明らかにする標識が附されていなければならない。

第百三十一條　天びんは、休み装置がてこの両ひじに対して均等かつ同時に作用するものでなければならない。

第百三十二條　天びんは、作用中または休み状態から作用状態に移るときに、著しく皿が動揺しないものでなければならない。

第百三十三條　天びんは、休み装置を作用させる前と作用させた後とにおいて、静止点の位置の変化が、感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさの三分の一をこえるものであつてはならない。

第百三十四條　天びんは、空掛の状態において感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさと、ひよう量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさとの差が、変位の大きさのうち小さいものの二分の一をこえているものであつてはならない。

第百三十五條　天びんは、その皿のどの部分に被計量物を載せて計つたときでも、感量をこえる誤差があるものであつてはならない。

第三款　棒はかり

（機構および作用）

第百三十六條　棒はかりには、零点を調整するための調子玉が附されていてはならない。

第百三十七條　棒はかりは、その頭金具およびしり金具が離脱しているものであつてはならない。

第百三十八條　棒はかりは、支点が一個または二個あるものでなければならない。

2　支点が二個ある棒はかりは、目盛さおの表裏におのおの支点があり、かつ、刃受が支点ごとに附されているものでなければならない。

第百三十九條　棒はかりの目盛さおは、その曲りが全長の一〇〇分の一以内のものであり、かつ、ひよう量の荷重をかけたときのたわみが全長の二五分の一以内のものでなければならない。

第百四十條　棒はかりは、その目盛さおを構造上許される範囲内においてどの方向に移動させたときでも、その表わす量に、荷重に応ずる使用公差の二倍をこえる誤差が生じないものでなければならない。

第四款　懸垂はかりおよび台はかり

（機構および作用）

第百四十一條　懸垂はかりであつて、懸垂かぎまたは懸垂皿が容易にはかりから分離することができるものには、はかりとその懸垂かぎまたは懸垂皿とに合番号が附されていなければならない。

第百四十二條　皿はかりであつて、皿が容易にはかりから分離することができるものには、そのはかりとその皿とに合番号が附されていなければならない。

第百四十三條　台はかりには、そのつり棒、てこ、合わくおよび台の上面に合番号が附されていなければならない。

第百四十四條　皿はかりおよび台はかりは、その皿または台のどの部分に被計量物を載せて計つたときでも、その表わす量に、荷重に応ずる使用公差の二倍をこえる誤差を生じないものでなければならない。

第百四十五條　懸垂はかり（懸垂自動はかりを除く。）、皿はかりおよび台はかり（コンベヤー用の自動はかりを除く。）は、使用前と使用後とにおいて、零点における示度の変化が、ひよう量に応ずる使用公差の二分の一をこえるものであつてはならない。

（質量を表わす目盛がないはかり）

第百四十六條　懸垂はかり、皿はかりまたは台はかりであつて、質量を表わす目盛がないものまたは感量がひよう量の一〇、〇〇〇分の一以下のものについては、第百四十一條から前條までの規定は、適用しない。

2　第百二十三條から第百三十五條までの規定は、前項に規定するはかりに準用する。

第五款　分銅およびおもり

（表記）

第百四十七條　一級精密分銅、二級精密分銅および特殊分銅は、それぞれ左の表に掲げる標識が表記されているものでなければならない。ただし、質量が五ミリグラム以下の一級精密分銅については、この限りでない。

一級精密分銅	二級精密分銅	特殊精密分銅
Ⓘ	Ⓘⅰ	Ⓢ

第百四十八條　分銅は、その上面または側面に、その質量が表記されているものでなければならない。ただし、五〇〇ミリグラム以下の線状分銅、グラムもしくはミリグラムによる分銅（線状および板状のものを除く。）であつて五グラム以下の質量のもの、尺貫法による分銅であつて五毛以下の質量のものおよび左の表の上欄に掲げる質量の板状分銅であつて同表の下欄に掲げる形状のものについては、この限りでない。

質量	形状
○・○一カラット	三角形
○・○二カラット	円形
一ミリグラム	四角形
二ミリグラム	三角形
五ミリグラム	六角形

2　グラムまたはミリグラムによる分銅（線状または板状のものを除く。）であつて、五グラム以下の質量のものは、その質量を表わすアラビヤ数字が表記されているものでなければならない。

3　尺貫法による分銅であつて、五毛以下の質量のものは、その質量を表わす漢数字が表記されているものでなければならない。

第百四十九條　定量増おもりは、増おもりの掛量をその質量で除した値および増おもりの掛量が表記されているものでなければならない。

第百五十條　定量おもりは、そのおもりが組み合わされるはかりのひよう量に、「用」の文字を添えた表記があるものでなければならない。

（機構）

第百五十一條　定量増おもりの増おもりの掛量をその質量で除した値は、二・五、五、一〇、五〇、一〇〇、二〇〇または五〇〇でなければならない。

第二節　検査方法

第一款　通則

（この節の内容）

第百五十二條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、はかりについては、この節に定めるところによる。

（作用および器差）

第百五十三條　はかりの検査は、はかりを堅ろうな基礎または定盤の上に水平に載せて行う。ただし、検定規則第二條に規定するはかりその他特殊な構造のはかりについては、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、棒はかりおよび計量機構を懸垂して使用する懸垂はかりの検査は、これらのはかりを堅ろうなひよう架その他の懸垂装置に懸垂して行う。

第百五十四條　はかりがはかり以外の機械、器具または装置と一体をなしていて、はかりのみを取りはずすことにより、その精度または機能が変化するおそれがあるときは、その一体をなしている状態で検査を行う。

第百五十五條　はかりが第八十二條の規定に適合するかどうかの検査は、そのはかりが計ることができる質量の範囲内の任意の質量の荷重をはかりにかけた後、棒はかりまたは指示はかりに物つては最小目盛に相当する質量の二倍に相当する質量の荷重、棒はかりおよび指示はかり以外のはかりにあつては最小目盛に相当する質量の一・五倍の質量の荷重、質量を表わす目盛がないはかりおよび感量がひよう量の一〇、〇〇〇分の一以下のはかりにあつては感量に相当する質量の一・五倍の質量の荷重を静かに増減して行う。

第百五十六條　土地または建物その他の工作物に取り付けて使用するはかりが第百四條第二項の規定に適合す

号外

るかどうかの検査は、角度五分の傾きを感する水平器を用いて行う。

第百五十七條　はかり（被計量物を直接懸垂するはかりを除く。）の器差の検査は、載せ台のほぼ中央に取締用基準分銅を載せて行う。

2　被計量物を直接懸垂するはかりの器差の検査は、被計量物を懸垂する部分に取締用基準分銅を正しく懸垂して行う。

3　前二項の器差の検査は、ひよう量および検査をするはかりが計ることができる質量の範囲内の任意の二以上の質量について行う。

4　第一項または第二項の器差の検査において、はかりが定量増おもりまたは定量おもりを使用するものであるときは、取締用基準定量増おもりまたは取締用基準定量おもりを用いて行う。

5　第一項または第二項の規定にかかわらず、ひよう量が二トンをこえるはかりについては、取締用基準分銅を用いないことができる。

第百五十八條　はかりの検査において、示度を読み取るときは、故意に、はかりに震動を與えてはならない。

第百五十九條　風袋引の装置のあるはかりについては、風袋引の装置を働かせないで第百五十七條の器差の検査をする外、風袋引のできる最大の質量の荷重をかけ零点の調整を行つた後、同條の器差の検査を行う。

（起重機用のはかり）

第百六十條　起重機用のはかりであつて、巻上げその他の運行を停止して計量するものの器差の検査は、計ることができる最も低い位置で行い、かつ、ひよう量の二分の一に相当する質量について、中央部および最も高い位置で行う。

第百六十一條　起重機用の自動はかりの巻上げにおける器差の検査は、そのはかりが計ることができる質量の範囲内の任意の質量の荷重をかけて表記されている速度で巻き上げ、これを三回繰り返し、各回における示度の平均値を求めて行う。

2　起重機用の自動はかりの横行、縦行または旋回における器差の検査は、ひよう量の二分の一の荷重をかけて表記されている速度で運行を行い、これを三回繰り返し、各回における示度の平均値を求めて行う。

（容器付の自動はかり）

第百六十二條　容器付の自動はかりの器差の検査を行うときは、第百五十七條の規定にかかわらず、表記されている被計量物を用いて行う。ただし、やむを得ない事由があるため、表記されている被計量物を用いることができないときは、その被計量物と形状、大きさ、比重その他の性質が類似する物をもつてこれにかえることができる。

2　前項の器差の検査は、検査をする容器付の自動はかりの横行、縦行または旋回における器差の検査は、ひよう量の二分の一の荷重をかけて表記されている速度で運行を行い、これを三回繰り返し、各回における示度の平均値を求めて行う。

（容器付の自動はかり）

第百六十二條　容器付の自動はかりの器差の検査を行うときは、第百五十七條の規定にかかわらず、表記されている被計量物を用いて行う。ただし、やむを得ない事由があるため、表記されている被計量物を用いることができないときは、その被計量物と形状、大きさ、比重その他の性質が類似する物をもつてこれにかえることができる。

2　前項の器差の検査は、検査をする容器付の自動はかりによつて三回以上計りとられた被計量物の各回の量について、そのはかりの使用公差のうち最小のもの一〇分の一以下の精度があるはかりで計り、その平均値を求めて行う。

3　二以上の定量を計る容器付の自動はかりについては、各定量について前二項の器差の検査を行う。

4　容器付の自動はかりは、その計ることができる定量について、第一項から前項までの検査を行う外、目盛さおの目盛線の任意の箇所二箇所以上について、同様の検査を行う。

（コンベヤー用の自動はかり）

第百六十三條　コンベヤー用の自動はかりが第百十七條の規定に適合するかどうかの検査は、空掛の状態においてコンベヤーを運転して務数回回転させたときの示度が零点を指すように調整した後、同様の運転を三回繰り返し、各回における示度の変化の値に傾長を乗じた値を全長に回転数を乗じた値で除して算出した値の平均値を求めて行う。

第百六十四條　コンベヤー用の自動はかりの器差の検査は、第百五十七條第一項の規定にかかわらず、検査をするコンベヤー用の自動はかりで主として計る被計量物を用いて行う。ただし、やむを得ない事由があるため、その被計量物と形状、大きさ、比重その他の性質が類似する物をもつてこれにかえることができる。

2　前項の規定にかかわらず、特殊な場所に取り付ける場合その他の場合であつて、前項に規定する物を用い難いときは、テストチエーンを用いることができる。

3　第一項の器差の検査をするときに用いる物は、検査をするコンベヤー用の自動はかりの使用公差のうち最小のもの一〇分の一以下の精度があるはかりで計つて用いる。ただし、テストチエーンについては、この限りでない。

4　第二項の規定により用いるテストチエーンは、検査をするコンベヤー用の自動はかりの傾長の二・五倍以上の長さ（コンベヤーが被計量物を運搬することができる距離がそのはかりの傾長の二・五倍未満であるときは、その距離に相当する長さ）がなければならない。

5　テストチエーンを用いてコンベヤー用の自動はかりの器差の検査をするときは、テストチエーンの中心がほぼ傾長の中心にくるようにベルトの上に載せ、テストチエーンが移動およびだ行をしないように保持して、ベルトを運転するものとする。

6　第一項の器差の検査は、検査をするコンベヤー用の自動はかりをその表記されている最大計量能力の約一〇分の三および約一〇分の八の荷重でそれぞれ三回以上運転して行う。この場合において、一回に検査をする質量は、ひよう量の一〇倍以上でなければならない。

第百六十五條　コンベヤー用の自動はかりの器差の検査（テストチエーンを用いるときを除く。）においては、その器差は、各回ごとに左の式により算出した値の平均値とする。

$$\text{器差} = \frac{I - Q}{Q} \times 100$$

I は、計る前にコンベヤーにつけたしるしが、計量物のすべての計量が終つた後、同一の位置にまわつてきたときのはかりの指示する値（コンベヤーにしるしをつけるときに、はかりが零点でつり合つていない場合は、この値からしるしをつけるときにはかりが指示していた値を減じた値）

Q は、被計量物の質量

テストチエーンを用いるコンベヤー用の自動はかりの器差の検査においては、その器差は、各回ごとに左の式により算出した値の平均値とする。

$$\text{器差} = \frac{I - q \cdot L}{I} \times \frac{5}{3} \times 100$$

I は、計る前にコンベヤーにつけたしるしが計る前の示度がひよう量の一〇倍以上の質量に相当する変化を示した後、同一の位置にまわつてきたときのはかりの指示する値（コンベヤーにしるしをつけるときにはかりが零点でつり合つていない場合は、この値からしるしをつけるときにはかりが指示していた値を減じた値）

q は、テストチエーンの一メートル当りの質量

L は、ベルトの全長に回転数を乗じた値

3　コンベヤー用の自動はかりは、器差の検査をした後、空掛の状態においてコンベヤーを運転して務数回回転させ、それが第百十七條の規定に適合するかどうかの検査を行う。

（運搬車用のはかり）

第百六十六條　運搬車用の自動はかりであつて、運搬車の走行中に計量を行うものの器差の検査は、第百五十七條第一項の規定にかかわらず、表記された速度で走行する運搬車を用いて行う。

2　運搬車用のはかりであつて、運搬車を急停車させて計量を行うものが第百二十一條の規定に適合するかどうかの検査は、そのはかりのひよう量の約二分の一に相当する質量の運搬車を載せ台の上で急停車させたときの示度とその運搬車と同一の質量の荷重を静かに載せたときの示度との差について行う。

（器差の算出方法）

第百六十七條　天びんおよびコンベヤー用の自動はかり以外のはかり（質量を表わす目盛がないものおよび感量がひよう量の一〇、〇〇〇分の一以下のものを除く。）の器差は、その表わす質量から真実の質量を減じて算出するものとする。

第二款　天びん

（天びんの作用）

第百六十八條　天びんが第百三十五條の規定に適合するかどうかの検査は、その天びんのひよう量の二分の一に相当する質量の取締用基準分銅を、各皿の中心から皿の半径の三分の一の距離だけ離れたところに左の図の一または図の二のように載せたときの静止点と取締用基準分銅を各皿の中

心に載せたときの静止点との差について行う。

図の一

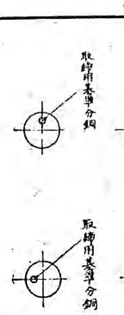

図の二

（普通天びんの器差）

第百六十九條　普通天びんの器差は、左の式により算出する。

$$\text{誤謬} = \frac{\triangleright \times n_1 + n_2 - 2n_0}{n_2 - n_1}$$

△は、表記された感量

n_0は、空掛の状態における静止点の値

n_1は、任意の質量の分銅を両皿に載せたときの静止点の値

n_2は、n_1を求めた状態において、感量に相当する質量の取締用基準分銅をさらに一方の皿に載せたときの静止点の値

第三款　棒はかり

（棒はかりの作用）

第百七十條　棒はかりが第百四十條の規定に適合するかどうかの検査は、ひよう量の荷重をかけたときおよび掛量の荷重をかけたときにおいて、目盛さおを水平につり合わし、左または右にわずつつ上および下にそれぞれ角度三〇度傾けて行う。

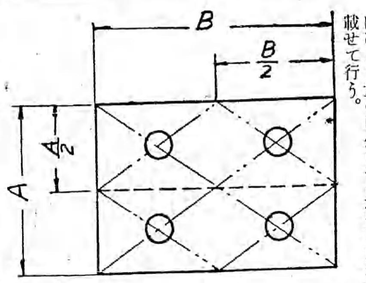

2　台はかり（運搬車用の台はかりおよび架空式の台はかりを除く。）が第百四十四條の規定に適合するかどうかの検査は、台の上の左の図の位置にひよう量の四分の一の荷重を順次載せて行う。

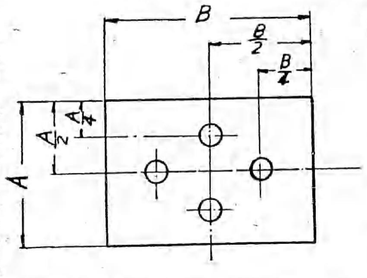

3　運搬車用の台はかりまたは架空式の台はかりであつて、セクション（被計量物の質量を直接支えるてこの一対の支点を含む鉛直平面をいう。以下同じ。）が二あるものが第百四十四條の規定に適合するかどうかの検査は、台の上の左の図の位置にひよう量の二分の一の荷重を順次載せて行う。

セクション

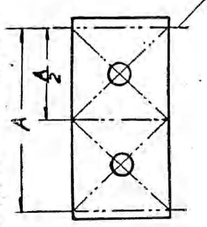

4　運搬車用の台はかりまたは架空式の台はかりであつて、セクションが三以上あるものが第百四十四條の規定に適合するかどうかの検査は、台の上の左の図の位置にひよう量の二分の一の荷重を順次載せて行う。

セクション

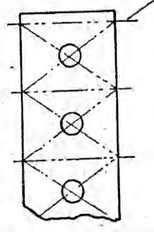

（懸垂はかり等の作用および器差）

第百七十二條　懸垂はかり（懸垂自動はかりを除く。）、皿はかりまたは台はかり（コンベヤー用の自動はかりを除く。）が第百四十五條の規定に適合するかどうかの検査は、器差の検査をした後の空掛の状態における示度とについて行う。

第百七十三條　懸垂はかり、皿はかりおよび台はかり

（皿はかりおよび台はかりの作用）

第百七十一條　皿はかりが第百四十四條の規定に適合するかどうかの検査は、皿の上の左の図の位置にひよう量の四分の一の荷重を順次載せて行う。

第四款　懸垂はかり、皿はかりおよび台はかり

第百七十三條　懸垂はかり、皿はかりまたは台はかりであつて、水平器があるものの水平器が第百三條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、水平器の種類に応じ、左の各号に掲げる位置までではかりを傾けて器差の検査をすることにより行う。

一　下げ振り式水平器であつて、にらみ穴があるものにあつては、下げ振りが水平器のにらみの位置において、下げ振りとにらみ穴との間げきの三分の一だけ移動するような位置

二　下げ振り式水平器であつて、にらみ穴がないものにあつては、下げ振りの先端が一ミリメートル移動するような位置

三　気ほう式水平器にあつては、気ほうの位置が一ミリメートル移動するような位置

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

第百七十四條　懸垂はかり、皿はかりまたは台はかりであつて、質量を表わす目盛がないものまたは感量がひよう量の一〇、〇〇〇分の一以下のものについては、第百七十一條から前條までの規定は、適用しない。

2　第百六十八條および第百六十九條までの規定は、前項に規定するはかりに準用する。

第五款　分銅およびおもり

（分銅の器差）

第百七十五條　分銅の器差の検査は、取締用基準天びんまたは検査をする分銅の使用公差の一〇分の一以下の精度がある取締用基準はかりを用いて行う。ただし、特殊分銅であつて、質量が五〇キログラムをこえるものにあつては、この限りでない。

第百七十六條　分銅の器差の検査において左の式が成立したときは、その分銅の器差は、使用公差の範囲内にあるものとする。

$$n_s + (n_s - n_t) \frac{W_s}{W_t} = (n_s - n_t)$$

n_sは、取締用基準天びんの右皿に検査をする分銅の表わす質量に相当する質量の取締用基準分銅を載せ、左皿に任意の質量の分銅を載せてつり合わせたときの静止点の値

n_tは、n_sを求めたときの状態において、いずれか一方の皿に使用公差に相当する質量の取締用基準分銅を加えたときの静止点の値

$n_\triangle$は、$n_\triangle$を求めたときの状態において、右皿から最初に載せた取締用基準分銅および使用公差に相当する質量の取締用基準分銅をおろし、かわりに検査をする分銅を載せたときの静止点の値

W_sは、n_sを求めたときの状態における検査をする分銅の質量

W_tは、n_tを求めたときの状態における取締用基準分銅の質量

2　検査をする分銅の質量と取締用基準分銅の質量との差が使用公差の一〇分の一をこえるときは、浮力の補正をする。この場合において、比重は、真ちゅうおよびニッケルにあつては八・四、鋳鉄にあつては七・〇、アルミニウムにあつては二・七、空気にあつては〇・〇〇一二とする。

（定量増おもりの器差）

第百七十七條　前條の規定は、定量増おもりの器差の検査に準用する。この場合において、第一項中「表わす質量」とあるのは、「表記してある増おもりの掛量をその質量で除した値および増おもりの掛量によつて算出した質量」と読み替えるものとする。

（定量おもりの器差）

第百七十八條　第百七十六條の規定は、定量おもりの器差の検査に準用する。この場合において、第一項中「表わす質量」とあるのは、「表記してある組み合わされるはかりのひよう量から算出した質量」と読み替えるものとする。

昭27. 3. 1.

凝固点検査は、凝固点測定装置により行う。

第二百五条　温度計の器差の検査は、検査そうを用いるときは、取締用基準温度計および検査をする温度計の温度を感ずる速さに応じて、検査そうの温度が一定に保たれる状態または極めて徐々に上昇する状態において行う。

第二百六条　温度計の器差の検査は、検査そうを用いるときは、そう内の液体または気体を常にかくはんして、液体または気体の各部の温度が均一であるようにして行う。

第二百七条　指示目盛温度計の器差の検査をするときは、検査をする温度になる位置において、その正面から視定する。

第二百八条　自記温度計の器差の検査は、記録紙に記録される温度の値を読み取つて行う。

第二百九条　温度計の器差は、その表わす温度から真実の温度を減じて算出するものとする。

（時計仕掛）

第二百十条　自記温度計の時計仕掛（電気式のものを除く。）が第百八十七条の規定に適合するかどうかの検査は、記録装置により記録をしながら行う。

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

第二款　ガラス製温度計

（器差）

第二百十一条　ガラス製温度計の器差の検査は、感温液が水銀であるときは水際の最上部について、水銀以外の液体であるときは水際の最下部について行う。

第二百十二条　ガラス製温度計の器差の検査は、検査すべき温度を表わす目盛線（浸線）があるものにあつては、浸線）まで同一の温度とした状態で行う。ただし、やむを得ない事由があるため、目盛まで同一の温度とすることができないときは、この限りでない。

第二百十三条　前條但書の規定により、ガラス製温度計の器差の検査を目盛線まで同一の温度としないで行つたときは、左の式により算出される値により補正をする。

$$N = R + (T - t)K$$

Nは、露出部（検査をする目盛線と同一の温度に保つた箇所との間の部分をいう。以下この條において同じ。）の長さをその温度計の目盛面における一度（カ氏度によるものにあつては、カ氏一度）に相当する長さで除した値

Tは、検査そうの温度

tは、露出部の平均の温度

Kは、ガラスに対する感温液の見掛けの膨脹係数（水銀温度計にあつては、六、三〇〇分の一（カ氏度によるものにあつては、一、二四〇分の一）、水銀温度計以外の液体温度計にあつては、八〇〇分の一（カ氏度によるものにあつては、一、四四〇分の一））

第二百十四条　ガラス製温度計の示度の読取は、温度を計つている状態において行う。

2　前項の規定にかかわらず、留点があるガラス製温度計であつて、視定温度が表記されているものの示度の読取は、その表記されている温度において行い、休温計の示度の読取は、検査そうから取り出した後ほかに行う。

第二百十五条　高温検査そうを用いてガラス製温度計の三〇〇度以上の目盛の検査をする場合において、検査をする温度計をそう中にそう入するときは、あらかじめ、二五〇度以上の温度の激変が生じないように予熱するものとし、そう中から取り出したときは、加熱部分を三分間以上空気中に保持しておくものとする。

第二百十六条　気温用の板付のガラス製温度計の器差の検査は、大気中において行う。ただし、必要があるときは、気温そうを用いて検査をし、または検査をする温度計にビニールその他薄く、かつ、透明な皮膜を用いたカバーをかけ、常温検査そうを用いて検査をすることを妨げない。

（零点降下）

第二百十七条　ガラス製温度計が第百九十一條の規定に適合するかどうかの検査は、〇度の目盛がないガラス製温度計については、その計ることができる最低の温度を表わす目盛線を〇度の目盛線とみなして行う。

（最高温度）

第二百十八条　三〇〇度をこえる目盛があるガラス製温度計が第百九十三條の規定に適合するかどうかの検査は、器差の検査を行う前に、二時間以上その計ることができる最高の温度に近い温度（最高の温度より低い温度に限る。）に保つて行う。

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（留点）

第二百十九条　留点があるガラス製温度計が第百九十五條の規定に適合するかどうかの検査は、検査をする温度計を計ることができる最高の温度に近い示度にした後、球部の温度を下げ、および手で振り下げ、または遠心機によりそれと同程度の力を與えて行う。

（移動指標）

第二百二十条　毛細管中の移動指標により最高または最低の温度を計るガラス製温度計の器差の検査は、その表わす温度の値が異常降下するものおよび留点を通過した感温液をもどすことが著しく困難なものであつてはならない。

（留点）

第二百二十一条　留点があるガラス製温度計は、その留点を通過した感温液が異常降下するものおよび留点を通過した感温液をもどすことが著しく困難なものであつてはならない。

（移動指標）

第二百二十二条　毛細管中の移動指標により最高または最低の温度を計るガラス製温度計の器差の検査は、その表わす温度の値が異常降下するものおよび留点を通過した感温液をもどすことが著しく困難なものであつてはならない。

（留点）

第二百二十三条　留点があるガラス製温度計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百二十四条　留点があるガラス製温度計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百二十五条　留点があるガラス製温度計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百二十六条　留点があるガラス製温度計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百二十七条　自動車または船舶の機関冷却水の水温を計るために用いるアネロイド型温度計またはバイメタル式温度計の器差の検査は、七〇度から一〇〇度までの温度の範囲について行う。

第五章　面積計

第一節　構造

（この節の内容）

第二百二十八条　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、この節に定めるところによる。

（表記等）

第二百二十九条　面積計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　面積計の表記には、誤記があつてはならない。

3　面積計に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第二百三十条　面積計は、その表わす面積の値が表記されているものでなければならない。

第二百三十一条　面積計は、その表わす面積の値が、主な目盛線に、その表わす面積の値が表記されているものでなければならない。値が表記されている目盛線の間にある目盛線であつて、それに接する二目盛の値が二あるものについても、同様とする。

第二百三十二条　自記面積計は、その器物番号、計ることができる最高の面積および最低の面積ならびにその時計仕掛の基本持続時間が表記されているものでなければならない。

2　電気式の時計仕掛がある自記面積計は、前項の基本持続時間にかえて、その時計仕掛の電圧および周波数（直流のものにあつては、直流である旨）が表記されているものでなければならない。

（目盛線）

第二百三十三条　面積計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一でなければならない。

第二百三十四条　面積計の目盛線は、その中心線によつて面積を示すように目盛られているものでなければならない。

第二百三十五条　面積を表わす目盛が二段以上ある面積計は、同一の面積を表わす目盛線が一致しているものでなければならない。この場合において、その一目盛の値および表わす量に応ずる使用公差（使用公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）の三分の一以内の誤差があることを妨げない。

（時計仕掛）

第二百三十六条　自記面積計の時計仕掛（電気式のものを除く。）は、その基本持続時間の一・二倍（基本持続時間が一〇〇時間以上のものにあつては、一・一〇倍）の時間だけ持続して連転し、かつ、時間の誤差が一時間につき一分（基本持続時間が一〇〇時間以上のものにあつては、二四時間につき一〇分）をこえないものでなければならない。

（機構）

第二百三十七条　面積計は、その主要な部分が き損、摩滅または腐しよくのため示度が読み取り難いものであつてはならない。

第二款　ガラス製面積計

（目盛線）

第二百三十八条　ガラス製面積計の目盛線は、その目盛線（浸線）が計るべき面積を示す線その他のものをいう。以下同じ。）が附されているものにあつては、浸線）の位置までその目盛線が表わす面積に保つたときの示度によつて目盛られているものでなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、留点があるガラス製面積計であつて、視定温度が表記されているものは、その目盛線が視定温度にしたときの示度によつて目盛られているものでなければならない。

第二百三十九条　ガラス製面積計の目盛線（浸線）まで同一の温度とした状態で行う。ただし、やむを得ない事由があるため、目盛まで同一の温度とすることができないときは、この限りでない。

第二百四十条　前條但書の規定により、ガラス製面積計の器差の検査を目盛線まで同一の温度としないで行つたときは、左の式により算出される値により補正をする。

$$N = R + (T - t)K$$

Nは、露出部（検査をする目盛線と同一の温度に保つた箇所との間の部分をいう。以下この條において同じ。）の長さをその温度計の目盛面における一度（カ氏度によるものにあつては、カ氏一度）に相当する長さで除した値

Tは、検査そうの温度

tは、露出部の平均の温度

Kは、ガラスに対する感温液の見掛けの膨脹係数（水銀温度計にあつては、六、三〇〇分の一（カ氏度によるものにあつては、一、二四〇分の一）、水銀温度計以外の液体温度計にあつては、八〇〇分の一（カ氏度によるものにあつては、一、四四〇分の一））

第二百四十一条　面積計の示度の読取は、面積を計つている状態において行う。

2　前項の規定にかかわらず、留点があるガラス製面積計であつて、視定温度が表記されているものの示度の読取は、その表記されている温度において行い、休温計の示度の読取は、検査そうから取り出した後ほかに行う。

第二百四十二条　高温検査そうを用いてガラス製面積計の三〇〇度以上の目盛の検査をする場合において、検査をする面積計をそう中にそう入するときは、あらかじめ、二五〇度以上の温度の激変が生じないように予熱するものとし、そう中から取り出したときは、加熱部分を三分間以上空気中に保持しておくものとする。

第二百四十三条　気温用の板付のガラス製面積計の器差の検査は、大気中において行う。ただし、必要があるときは、気温そうを用いて検査をし、または検査をする面積計にビニールその他薄く、かつ、透明な皮膜を用いたカバーをかけ、常温検査そうを用いて検査をすることを妨げない。

（零点降下）

第二百四十四条　ガラス製面積計が第百九十一條の規定に適合するかどうかの検査は、〇度の目盛がないガラス製面積計については、その計ることができる最低の面積を表わす目盛線を〇度の目盛線とみなして行う。

（最高面積）

第二百四十五条　三〇〇度をこえる目盛があるガラス製面積計が第百九十三條の規定に適合するかどうかの検査は、器差の検査を行う前に、二時間以上その計ることができる最高の面積に近い面積（最高の面積より低い面積に限る。）に保つて行う。

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（留点）

第二百四十六条　留点があるガラス製面積計が第百九十五條の規定に適合するかどうかの検査は、検査をする面積計を計ることができる最高の面積に近い示度にした後、球部の温度を下げ、および手で振り下げ、または遠心機によりそれと同程度の力を與えて行う。

（移動指標）

第二百四十七条　毛細管中の移動指標により最高または最低の面積を計るガラス製面積計の器差の検査は、その表わす面積の値が異常降下するものおよび留点を通過した感温液をもどすことが著しく困難なものであつてはならない。

（留点）

第二百四十八条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百四十九条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百五十条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百五十一条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百五十二条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百五十三条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百五十四条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百五十五条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百五十六条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百五十七条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百五十八条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百五十九条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百六十条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百六十一条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百六十二条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百六十三条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百六十四条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百六十五条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百六十六条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百六十七条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百六十八条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百六十九条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百七十条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百七十一条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百七十二条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百七十三条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百七十四条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百七十五条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百七十六条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百七十七条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百七十八条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百七十九条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百八十条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百八十一条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百八十二条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百八十三条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百八十四条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百八十五条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百八十六条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百八十七条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百八十八条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百八十九条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百九十条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百九十一条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百九十二条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百九十三条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百九十四条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百九十五条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百九十六条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百九十七条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百九十八条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第二百九十九条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百一条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百二条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百三条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百四条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百五条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百六条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百七条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百八条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百九条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百十条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百十一条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百十二条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百十三条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百十四条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過した感温液の液面の、視定が困難なもの、ガラス管が異常反射するもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの、二重管または目盛板が著しく動くもの、二重管体温計の外管に水、ちり等が入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

（留点）

第三百十五条　留点があるガラス製面積計は、その留点を通過

2　面積計の表記には、誤記があつてはならない。

3　面積計に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第二百三十條　面積計は、その表わす面積の法定計量単位または略字が、目盛板または面積を表示する箇所に表記されているものでなければならない。

第二百三十一條　面積計は、主要な目盛線に、その面積の値が表記されているものでなければならない。

（目盛線）

第二百三十二條　面積計の面積を表わす目盛線は、その中心線によつて面積を示すように目盛られているものでなければならない。

（指示機構）

第二百三十三條　面積計の指示機構の指標の指示部分の太さは、その面積計の最も太い目盛線の太さより太くなく、かつ、最も細い目盛線の太さより細くないものでなければならない。

第二百三十四條　面積計は、その指示機構が円滑に作用し、かつ、計量操作を繰り返したときに、その示度が一定であつて、正確に読むことができるものでなければならない。

2　面積計の指示機構は、計量した後、零点復帰装置を操作しない限り、指標がその位置に止まるものでなければならない。

（機構）

第二百三十五條　面積計は、零点復帰装置が指標の指示部分を正しく零点に復帰させるものでなければならない。

第二百三十六條　面積計は、零点調整装置、加減調整装置および送りおもり調整装置の調整が正確に行われるものでなければならない。

第二百三十七條　面積計は、滑付ロールがなめらかに回転し、かつ、計量される皮革類が測面針付ロールおよび滑付ロールに対してすべることなく、まつすぐに通過するものでなければならない。

第二百三十八條　面積計は、測面針の出入の作用が円滑であり、かつ、測面針付ロール、縦シャフトおよびウオームギヤの回転が円滑なものでなければならない。

第二節　検査方法

（この節の内容）

第二百三十九條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、面積計については、この節に定めるところによる。

（作用および器差）

第二百四十條　面積計の零点復帰装置が第二百三十五條の規定に適合するかどうかの検査は、三回以上操作して行う。

第二百四十一條　面積計の器差の検査は、零点の調整を行つて、最大量の取締用基準板を用いて計り、加減調整装置および送りおもり調整装置により調整をした後行う。

2　面積計の器差の検査は、前項の規定による調整を行つた後、三以上の任意の取締用基準板を用いてステージの中部および左右の両部分につき各二回ずつ行う。

（器差の算出方法）

第二百四十二條　面積計の器差は、その表わす面積から真実の面積を減じて算出するものとする。

第六章　体積計

第一節　ます

（この款の内容）

第二百四十三條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、ますについては、この款に定めるところによる。

（表記等）

第二百四十四條　ますの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　ますの表記には、誤記があつてはならない。

3　ますに附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第二百四十五條　ます（斗概および計量筒式ガソリン量器を除く。以下この節において同じ。）は、その全量（計ることができる最大の体積をいう。以下同じ。）が外側に表記されているものでなければならない。

2　木製ますは、その全量がわくでかこまれて表記されているものでなければならない。

第二百四十六條　ますは、主要な目盛線に、その表わす体積の値が表記されているものでなければならない。

第二百四十七條　穀用円筒形木製ますおよび穀用方形木製ますには「穀用」の文字が、液用円筒形木製ますおよび液用方形木製ますには「液用」の文字が、雑用円筒形木製ますおよび雑用方形木製ますには「雑用」の文字が、それぞれ、全量の表記のわく内に表記されていなければならない。

（目盛線）

第二百四十八條　ますの目盛線は、そのますを水平な定盤の上に置いたときに、水平になるものでなければならない。ただし、水平な定盤の上に置いたときの目盛線の最も高い位置および最も低い位置で計つた体積とその目盛線の表わす体積との差がその体積に応ずる使用公差に相当する体積の範囲内であるときは、その限りでない。

第二百四十九條　ますの目盛の分割が最小である部分の目盛間隔は、五ミリメートル以上のものでなければならない。

第二百五十條　ますの目盛線は、外部より内部が透視できない部分の内面に附されている目盛線（以下「内面目盛線」という。）については、ますの目縁上部より斜角視定して目盛線の上縁と水際の最上部とが一致したときに、透明なそう入板またはゲージグラスに附されている目盛線については、水平視定により目盛線の下縁と水際の最下部とが一致したときに、その目盛線が表わす体積を示すように目盛られているものでなければならない。

第二百五十一條　ますの内面目盛線は、口縁から距離が口縁における内径より小さいものでなければならない。

2　ますの内面目盛線であつて、その全量を表わすものは、全周または全周を三等分した各箇所に目盛線が附されているものでなければならない。

（形状）

第二百五十二條　ますは、水平な定盤の上に置いたときに底面の定盤に接する部分が、がたつくものであつてはならない。ただし、特殊の用途に用いる旨の表記があるます（以下「特殊ます」という。）については、この限りでない。

第二百五十三條　木製ます（特殊ますを除く。）および外部より内部が透視できるますは、口縁が全量を表わしているものでなければならない。

2　口縁が全量を表わすます（以下「盛切ます」という。）は、その口縁が平滑なものでなければならない。この場合において、平面に対し、一ミリメートル以内の誤差があることを妨げない。

第二百五十四條　円筒形ますは、その内径と深さとが同一の長さであるものでなければならない。ただし、特殊ますにあつては、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、全量が二リットル（立方センチメートルに対しては二、〇〇〇立方センチメートル、尺貫法によるものにあつては二合五勺）以下の円筒形ますであつて、注口が附されているものの深さは、それと同一の体積を有する前二項の規定による形状のますであつて注口を附されていないものにおいて、その全量から注口の体積を減じた体積を計つたときの被計量物の高さと同一とする。

4　前三項の規定の適用に関しては、内径または深さは、四ミリメートル（木製ますまたは金属製ますにあつては、二ミリメートル）以内の誤差があることを妨げない。

第二百五十五條　特殊ますは、その深さが全量を表わす体積を有する円の半径の長さをこえているものでなければならない。

第二百五十六條　円筒形ますは、横断面の円のゆがみが内径の百分の二以内のものでなければならない。

第二百五十七條　円筒形ますの円筒の各部分の横断面の内径の差は、最大の内径の百分の二以内のものでなけ

ればならない。ただし、内底面が平面でないものの内底面の部分については、この限りでない。

第二百五十八條　円すい形ますであつて、目縁の内径が底部の内径よりも大きいものは、その円すいの頂角が角度六〇度以内のものでなければならない。ただし、特殊ますについては、この限りでない。

2　円すい形ますであつて口縁の内径が底部の内径より小さいものは、その円すいの頂角が角度三〇度以内のものでなければならない。ただし、特殊ますについては、この限りでない。

第二百五十九條　円筒形ますであつて、内底面が平面であるものは、その内底面と内側面とがなす角度が直角でなければならない。この場合において、直角に対して三度以内の誤差があることを妨げない。

第二百六十條　木製ますは、内底面が平面であるものでなければならない。

第二百六十一條　方形木製ます（特殊ますを除く。）は、その口縁および底面の内側の各辺の長さがその全量に応じ、それぞれ、左の表の通りでなければならない。この場合において、三ミリメートル以内の誤差があることを妨げない。

全量	各辺の長さ
一デシリットル	一五〇ミリメートル
二デシリットル	六五ミリメートル
五デシリットルまたはミリットル	九五ミリメートル
一リットル	一二〇ミリメートル
二リットル	一五〇ミリメートル
五勺	四八・五ミリメートル
一合	六三・五ミリメートル

第二百六十二條　方形木製ます（特殊ますを除く。）は、各内面および内底面が相互になす角度が直角でなければならない。ただし、直角に対して、それぞれ、全量が一デシリットル（尺貫法によるものにあつては、五勺）または二デシリットル（尺貫法によるものにあつては、一合）のものにあつては角度三度以内、全量が二合または五デシリットル（尺貫法によるものにあつては二合五勺）のものにあつては角度二・四度以内、全量が一リットル（尺貫法によるものにあつては、五合）のものにあつては角度一・六度以内、全量が二リットル（尺貫法によるものにあつては、一升）のものにあつては角度一・四度以内の誤差があることを妨げない。

尺貫法によるもの	
二合	八七・〇ミリメートル
二合五勺	九二・四ミリメートル
五合	一一九・七ミリメートル
一升	一四八・五ミリメートル

（機構）

第二百六十三條　穀用円筒形木製ます、雑用円筒形木製ます、穀用方形木製ますおよび雑用方形木製ますは、ますの外部より内部が透視できるまたは透明なそう入板、ゲージグラス等の内部の体積の視定をする装置が取り付けられていてはならない。

2　前項のます以外のますであつて、その側板に内部の体積の視定のため目盛線がある透明なそう入板が取り付けられているものは、そのそう入板の幅が三〇ミリメートル以上のものでなければならない。

第二百六十四條　穀用円筒形木製ます、雑用円筒形木製ます、穀用方形木製ますおよび雑用方形木製ますは、ますの外部より内部が透視できるまたは透明なそう入板、ゲージグラス等の内部の体積の視定をする装置が取り付けられていてはならない。

2　前項のます以外のますであつて、その側板に内部の体積の視定のため目盛線がある透明なそう入板が取り付けられているものは、そのそう入板の幅が三〇ミリメートル以上のものでなければならない。

第二百六十五條　穀用円筒形木製ますおよび穀用方形木製ますは、ますの外部より内部が透視できるまたは透明なそう入板、ゲージグラス等の内部の体積の視定をする装置が取り付けられていてはならない。

2　前項のます以外のますであつて、その側板に内部の体積の視定のため目盛線がある透明なそう入板が取り付けられているものは、そのそう入板の幅が三〇ミリメートル以上のものでなければならない。

第二百六十六條　注口のある盛切ますの注口の体積は、その全量に応じ、それぞれ左の表の通りでなければならない。

全量	注口の体積
二デシリットル（立方センチメートルによるものにあつては二〇〇立方センチメートル、尺貫法によるものにあつては一合）以下	全量の三〇分の一
二リットル（立方センチメートルによるものにあつては二、〇〇〇立方センチメートル、尺貫法によるものにあつては一升）以下	全量の五〇分の一
二リットル（立方センチメートルによるものにあつては二、〇〇〇立方センチメートル、尺貫法によるものにあつては一升）以下	全量の一〇〇分の一

第二百六十七條　木製ますは、くぎさきの突出したもの、底板もしくは側板が容易に移動するもの、取手の取付が不完全なものまたは雑目に間げきがあつて使用上支障があるものであつてはならない。

第二百六十八條　穀用円筒形木製ますは、目縁および外側の上部が一枚板を用いたおおい金でおおつて側板にくぎづけされ、かつ、底板をはめ込んだ位置の外側を金属帯で締め付けて、側板を通して底板にくぎづけされているものでなければならない。ただし、これと同等またはそれ以上の耐久性がある構造のものについては、この限りでない。

2　穀用方形木製ますは、その口縁の各辺がおおい金でおおわれ、その一端が、すみで外側に折り曲げられ、口縁の四すみの外側にある接着部に堅ろうにはめ込まれているものでなければならない。ただし、これと同等またはそれ以上の耐久性がある構造のものについては、この限りでない。

第二百六十九條　穀用円筒形木製ますおよび穀用方形木製ますは、そのおおい金または金属帯が木板に緊着されていないもの、またはおおい金もしくは金属帯の取付もしくはろう付が不完全なものであつてはならない。

2　穀用円筒形木製ますおよび穀用方形木製ますは、おおい金を取り付けた部分に充てん物があるものであつてはならない。

第二百七十條　円筒形木製ますは、その側板の継合せ部分に二ミリメートル以上のくい違いがあるものであつてはならない。

第二百七十一條　木製ますであつて、液用のものには、液体が容易に浸透しないものであつてはならない。

2　木製ますであつて液用のものには、充てん物があつてはならない。

第二百七十二條　金属製ますであつて、鋼、鉄等のさびやすい金属を用いたものは、すずめつきもしくはニッケルめつきまたはこれと同等もしくはそれ以上の耐腐しよく性もしくは防しゆう性を有する表面処理が施されているものでなければならない。

第二百七十三條　陶磁器製ますは、うわ薬が不完全であるため、液体が浸透するものであつてはならない。

第二百七十四條　有機合成品製ますは、有害物を遊離するものであつてはならない。

（斗概）

第二百七十五條　円筒状斗概の大きさは、端面に平行な断面の直径が三〇ミリメートル以上でなければならない。

2　板状斗概は、厚さが一〇ミリメートル以上、幅が五五ミリメートル以上のものでなければならない。

第二百七十六條　斗概は、ますの口縁に接しよくする面が平滑であり、かつ、定盤の上に置いたときに定盤の面との間に〇・六ミリメートル（長さが三〇〇ミリメートルをこえるものにあつては、一ミリメートル）以上の間げきを生ずるものであつてはならない。

第二百七十七條　木製斗概は、心抜きのものであつてはならない。

（計量筒式ガソリン量器）

第二百七十八條　計量筒式ガソリン量器には、その全量が計量筒ごとに表記されているものでなければならない。

第二百七十九條　計量筒式ガソリン量器には、その表わす体積が規制子に表記されているものでなければならない。ただし、別に体積を表わす表示器があるときは、この限りでない。

第二百八十條　計量筒式ガソリン量器は、その器物番号が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

第二百八十一條　計量筒式ガソリン量器は、計量筒に、いつ出目により定められる体積を表わす目盛その他の表示が表記されているものであつてはならない。

第二百八十二條　計量筒式ガソリン量器は、液面の視定によりその体積を計るものであつてはならない。

昭27. 3. 1.

第二百八十三條　計量筒式ガソリン量器には、正確な水平装置がつけられていなければならない。

第二百八十四條　計量筒式ガソリン量器は、その定体積装置の緊着部がゆるみ、もしくは移動し、または連接部がゆるんでいるものであつてはならない。

第二百八十五條　計量筒式ガソリン量器の計量筒は、ガソリンが漏れないものでなければならない。この場合において、表記されている全量に相当するガソリンを入れ目盛に一〇分間放置したときに、その全量の一〇〇分の一以内のガソリンが漏れることを妨げない。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第二百八十六條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、ます、斗概および計量筒式ガソリン量器については、この款に定めるところによる。

（形状）

第二百八十七條　歪切ますが第二百五十三條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、ガラス平板を用いて行う。

第二百八十八條　円筒形ますが第二百五十四條の規定に適合するかどうかの検査は、内径を目縁および底面において、各一箇所以上、深さを内側の任意の箇所二箇所以上について、取締用長さ基準器を用いて行う。

第二百八十九條　円筒形ますが第二百五十六條および第二百五十七條の規定に適合するかどうかの検査は、任意の一箇所以上の横断面の任意の箇所二箇所以上の内径について、取締用長さ基準器を用いて行う。

第二百九十條　円筒形ますであつて内底面が平面であるものが第二百五十九條の規定に適合するかどうかの検査は、任意の箇所三箇所以上について、取締用角度基準器を用いて行う。

第二百九十一條　方形木製ます（特殊ますを除く。）が第二百六十一條の規定に適合するかどうかの検査は、各一箇所以上について、取締用長さ基準器を用いて行う。

第二百九十二條　方形木製ます（特殊ますを除く。）が第二百六十二條の規定に適合するかどうかの検査は、各一箇所以上について、取締用角度基準器を用いて行う。

（機構）

第二百九十三條　穀用円筒形木製ます、雑用円筒形木製ます、穀用方形木製ますおよび雑用方形木製ます以外のますが第二百六十三條の規定に適合するかどうかの検査は、器差の検査をするときに同時に行う。

（器差）

第二百九十四條　ますの器差の検査は、取締用基準量器用具を用いて行う。

（計量筒式ガソリン量器の器差）

第二百九十五條　計量筒式ガソリン量器の器差の検査は、検査をする計量筒式ガソリン量器を水平装置により水平な位置に保持し、〇・七グラム毎立方センチメートルから〇・八三グラム毎立方センチメートルまでの範囲内の密度のガソリンを一回以上空通しした後、検査をする計量筒によつて検査をする体積のガソリンを計り取り、さらにそのガソリンを排出の終における滴下の時間が二分となるようにしてガソリン容器に受け、取締用基準はかり（感量が四グラム以下のものに限る。）でその質量を、取締用基準密度浮ひよう（目盛の最小値が〇・〇〇一グラム毎立方センチメートル以下のものに限る。）でその密度を、それぞれ計つて行う。

2　前項の検査は、計量筒が一個のもので全量が二〇リットル（ガロンによるものにあつては、五ガロン）以下のものにあつては全量および任意の二の体積について二回行い、全量が二〇リットル（ガロンによるものにあつては、五ガロン）をこえるものにあつては全量および任意の三の体積について二回行い、計量筒が二個以上あるものにあつては、計量筒ごとに任意の体積について二回、計量筒を交互に一回作用させて任意の体積について二回および計量筒を交互に任意の回数だけ作用されて任意の体積について二回行い、それぞれの平均値を算出するものとする。

第二百九十六條　計量筒式ガソリン量器の器差は、左の式により算出する。

$$器差 = \frac{d-\left(\frac{W}{I}+0.0011\right)}{d} \times 1$$

d は、密度（グラム毎平方センチメートル）

W は、取締用基準はかりの読み（キログラム）

I は、表わす体積

前項の式において、d は、四捨五入により小数点以下四位まで、W は、四捨五入により小数点以下三位まで、W/I は、四捨五入により小数点以下四位まで、それぞれ算出した値とする。

第二節　化学用体積計

第一款　構造

（この款の内容）

第二百九十七條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、化学用体積計については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第二百九十八條　化学用体積計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　化学用体積計の表記には、誤記があつてはならない。

3　化学用体積計に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第二百九十九條　化学用体積計（血球計ピペット、乳脂計および血沈計を除く。）は、その全量（分液用ピュレットにあつては、表わす量の総和をいう。以下同じ。）が外側に表記されているものでなければならない。

第三百條　全量の目盛線以外の目盛線がある化学用体積計（分液用ピュレット、血球計ピペット、乳脂計および血沈計を除く。）は、主要な目盛線に、その表わす体積の値が表記されているものでなければならない。

2　分液用ピュレットであつて、目盛間の体積が同一でないものは、目盛線ごとに、目盛間の体積が同一であるものは、任意の箇所に、その目盛間の体積が表記されているものでなければならない。

第三百一條　化学用体積計（血球計ピペット、乳脂計および血沈計を除く。）は、その目盛線の総数が表記されているものでなければならない。

（目盛線）

第三百二條　化学用体積計の目盛線は、温度二〇度の場合を標準として定められているものでなければならない。ただし、二〇度と異なる温度（一五度から三〇度までの温度の範囲に限る。）を標準とする化学用体積計であつて、その温度が表記されているものについては、この限りでない。

第三百三條　全量の目盛線以外の目盛線がある化学用体積計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一でなければならない。ただし、その性質が均一でない目盛線であつて、その目盛線が表わす体積の値が表記されているものについては、この限りでない。

第三百四條　化学用体積計の目盛線は、その目盛線が表わす体積の水（牛乳用マイクロピペット、血球計ピペットおよび全量が〇・一立方センチメートル以下の化学用体積計にあつては、水銀）を用いて定められているものでなければならない。

2　ピペットおよびピュレットは、その目盛線が表わす体積を目用とし、メスシリンダーは、その目盛線が表わす体積を受用として定められているものでなければならない。

3　受用メスフラスコは、その目盛線が表わす体積を受用とし、目用メスフラスコは、その目盛線が表わす体積を目用として定められているものでなければならない。

4　前二項の規定にかかわらず、牛乳用マイクロピペット、血球計ピペットおよびその他の全量が〇・一立方センチメートル以下の化学用体積計は、その目盛線が表わす体積を受用として定められているものでなければならない。

第三百五條　化学用体積計の目盛線は、水を用いた場合には目盛線の下縁と水際の最下部とが一致したときに、水銀を用いた場合には目盛線の上縁と水際の最上部とが一致したときに、その目盛線が表わす体積を示すように目盛られているものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いられる化学用体積計であつて、その旨が表記されているものについては、この限りでない。

2　前項の場合において、目盛線の背後に色彩線があるときは、その色彩線が最も狭く見える部分を水際の最下部とみなす。

3　前二項の場合において、目盛線を視定するときは、用いる液体の種類に応じ、それぞれ、左の表に掲げる方法による水平視定により行う。

第三百六條　目盛がある化学用体積計（血沈計を除く。）の目盛線は、水際が明りように視定できない箇所に附されているものであつてはならない。ただし、水際が明りように視定できない箇所に附されている目盛線（以下「目安目盛線」という。）の末尾に×印が附されているときは、この限りでない。

第三百七條　化学用体積計の各目盛線は、相互に平行なものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いるものであつて、その旨が表記されているものについては、この限りでない。

2　化学用体積計は、定置する形状のものについては水平な定盤の上に置いたときに、取り付けて使用する形状のものについてはその取り付けて使用する状態に置いたときに、その目盛線が水平になるように目盛られているものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いるものであつて、その旨が表記されているものについては、この限りでない。

第三百八條　化学用体積計は、その目盛線の長さとその目盛線がある箇所の全周の長さとの比が、その計量器および目盛の種類に応じ、それぞれ、左の表に掲げる比率を有するものでなければならない。

計量器の種類		目盛線の種類
受用メスフラスコ	全量の目盛線または上点の目盛線	五分の一以上
出用メスフラスコ		二分の一以上
受用兼出用メスフラスコ		
メスピペット	全量分液の目盛線	一五分の一以上
せん端メスピペット		
全量ピペット		
牛乳用マイクロピペット		
血球計ピペット	全量分量の目盛線	一五分の一以上
メスピュレット		
日本薬局方精密ピュレット		
分液用ピュレット		
全量ピュレット		
筒型メスシリンダー		
筒型液量計		
すい型液量計		
全乳用ゲルベル乳脂計	その他の目盛線	五分の一以上
全乳用バブコック乳脂計およびクリーム用バブコック乳脂用		
ウエスターグレン血沈計		

第三百九條　化学用体積計であつて、水平装置がないもの（目盛がある部分の内径のうち最大のものが五〇ミリメートル以内であるものを除く。）については、全量を表わす目盛線がその目盛線がある箇所の全周または全周の表面に附されているものでなければならない。

第三百十條　化学用体積計の目盛線の太さは、〇・一ミリメートルから〇・四ミリメートルまで（筒型液量計およびすい型液量計にあつては、〇・一ミリメートルから〇・六ミリメートルまで）の範囲内であり、かつ、目盛間隔の五分の一以内でなければならない。

第三百十一條　化学用体積計（乳脂計を除く。）は、その目盛間隔が〇・八ミリメートル（分液用ピュレットにあつては、目盛線がある箇所の直径の三分の一）以上のものでなければならない。

（機構）

第三百十二條　化学用体積計は、そのコックが容易に漏水するものであつてはならない。この場合において、その全量に相当する体積の水を満たして三分間放置したときに、使用公差に相当する体積以内の漏水があることを妨げない。

2　化学用体積計は、そのコックのせんがなめらかにしゆう動するものでなければならない。

（メスフラスコ）

第三百十三條　受用メスフラスコには「受」もしくは「E」の文字または受用である旨の標識が、出用メスフラスコには「出」もしくは「A」の文字または出用である旨の標識が附されているものでなければならない。

第三百十四條　メスフラスコの目盛線がある部分の内径（目盛線がある箇所の全周の長さとの比が、その計量器および目盛の種類に応じ、それぞれ、左の表に掲げる比率を有するものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いるものであつて、その旨が表記されているものについては、この限りでない。

全量	内径の限度
二〇立方センチメートル（ミリリットルによるも二〇ミリリットル）以下のにあつては、	八ミリメートル
二五立方センチメートル（ミリリットルによるも一〇ミリリットル）以下のにあつては、	一〇ミリメートル
五〇立方センチメートル（ミリリットルによるも一二ミリリットル）以下のにあつては、	一二ミリメートル
一〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるも一三ミリリットル）以下のにあつては、	一三ミリメートル
二五〇立方センチメートル（ミリリットルによるも一五ミリリットル）以下のにあつては、	一五ミリメートル
五〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるも二〇ミリリットル）以下のにあつては、	二〇ミリメートル
一、〇〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるも二五ミリリットル）以下のにあつては、	二五ミリメートル
二、〇〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるも三〇ミリリットル）以下のにあつては、	二八ミリメートル
三、〇〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるも三〇ミリリットル）以下のにあつては、	三〇ミリメートル
五、〇〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるも五〇ミリリットル）以下のにあつては、	五〇ミリメートル
五、〇〇〇立方センチメートル（ミリリットルによるものにあつては、	五五ミリメートル

号外

昭27. 3. 1.

第三百三十四條　乳脂計の目盛線、標識、寸法および形状は、左の図によるものでなければならない。

全乳用ゲルベル乳脂計

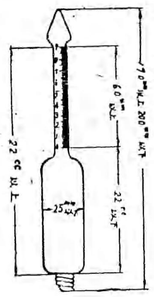

クリーム用バブコック乳脂計

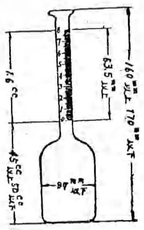

全乳用バブコック乳脂計

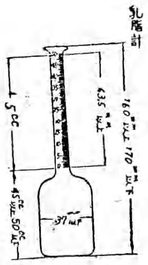

（血沈計）

第三百三十五條　血沈計は、その目盛線が二〇センチメートルの長さの部分に一ミリメートルごとに附され、目盛線の数が二〇〇本あるものでなければならない。ただし、目盛がある部分の長さに一ミリメートル以内の増減があることを妨げない。

第三百三十六條　血沈計は、目盛がある部分の体積が一立方センチメートルのものでなければならない。

第三百三十七條　血沈計（吸入口に安全装置が取り付けられているものを除く。）は、上縁から目盛がある部分までの長さが一〇センチメートルのものでなければならない。ただし、その長さに一ミリメートル以内の増減があることを妨げない。

第三百三十八條　血沈計は、その各部分（すい形の部分を除く。）の内径が著しく不均等なものであつてはならない。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第三百三十九條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、化学用体積計については、この款に定めるところによる。

（目盛線）

第三百四十條　化学用体積計の目盛線が第三百七條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、その目盛線の最も高い位置における体積および最も低い位置における体積を計つて行い、それらの体積とその目盛線が表わす体積との差がその体積に応ずる使用公差に相当する体積の範囲内にあるときは、その化学用体積計は、同項の規定に適合するものとする。

（機構）

第三百四十一條　化学用体積計に附されているコックが第三百十二條の規定に適合するかどうかの検査は、コックをあらかじめ布でぬぐつて行う。

（器差）

第三百四十二條　化学用体積計は、定置する形状のものにあつては水平な定盤の上に置いて、取り付けて使用するものにあつては取り付けて使用する状態に置いて、器差の検査を行う。ただし、特殊の用途に用いるものであつて、その旨が表記されているものにあつては、その使用状態に置いて器差の検査を行う。

第三百四十三條　化学用体積計の器差の検査は、水（牛乳用マイクロピペット、血球計ピペットおよび全量が〇・一立方センチメートル以下の化学用体積計にあつては、水銀）を用いて行う。

第三百四十四條　化学用体積計の器差の検査は、水を使用するときはその水際の最下部について、水銀を使用するときはその水際の最上部について視定して行う。

2　第三百五條第二項および第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第三百四十五條　化学用体積計の器差の検査は、温度の表記がないときは二〇度の温度において、温度の表記があるときは表記されている温度において行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、表記されている温度以外の温度において行うことができる。

第三百四十六條　化学用体積計の器差の検査は、メスフラスコ、メスシリンダーおよび血沈計については、比較法により行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、衡量法により行う。

2　化学用体積計の器差の検査は、ピペットおよびビュレットについては、衡量法により行う。

3　比較法は、検査台に鉛直に取り付けられている取締用化学用体積計基準器（以下この條および第三百四十七條において「基準器」という。）に入れた水をよく洗浄してかわかした検査をする化学用体積計に入れ、基準器の示度と検査をする化学用体積計の示度とを比較して行う。この場合においては、それに満水した水を徐々に排出し、三〇秒間口縁を下にして放置し、口縁に集つた水滴をぬぐつて検査を行う。

4　衡量法は、よく洗浄した検査をする化学用体積計に入れた水を排出して、その質量を取締用基準天びんおよび取締用基準分銅により、その温度を取締用基準温度計により、それぞれ計つて行う。

5　化学用体積計の器差の検査は、全量および任意の目盛線について行う。ただし、目安目盛線については、検査を行わない。

第三百四十七條　化学用体積計の器差は、その表わす体積から真実の体積を減じて算出するものとする。

2　前項の真実の体積は、比較法によるときは、検査をする化学用体積計の表わす体積と同一の体積を有する基準器で計つた水または水銀の体積とする。この場合において、基準器に表記されている温度と検査をする化学用体積計に表記されている温度とが異なるときは、左の式により算出した値を真実の体積とする。

$Q = Q_s + Q_m \times 0.000025 (T_1 - T_s)$

Q は、真実の体積

Q_s は、液を基準器で計つた体積

Q_m は、基準器で計つた液を検査をする化学用体積計で計つたときの表わす体積（使用公差の一〇分の一まで読むものとする。）

T は、検査をする化学用体積計に表記されている温度（化学用体積計に表記がないときは、二〇度）

T_s は、基準器に表記されている温度

3　第一項の真実の体積は、衡量法によるときは、左の式により算出するものとする。

$Q = W + W\{0.00106 + 0.000025 (T_1 - t) + (\frac{1}{d_t} - 1)\}$

Q は、真実の体積

W は、表わす体積

T は、表記されている温度（温度の表記がないときは、二〇度）

t は、測定時の水の温度（〇・一度まで読むものとする）

d_t は、測定時の水の密度（グラム毎立方センチメートル。小数点以下七位を四捨五入するものとする。）

$\frac{1}{d_t}$ は、小数点以下七位を四捨五入するものとする。

第三節　ガスメーター

第一款　構造

（この款の内容）

第三百四十八條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、ガスメーターについては、この款に定めるところによる。

（表記等）

第三百四十九條　ガスメーターの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　ガスメーターの表記には、誤記があつてはならない。

3　ガスメーターに附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

（ピペット）

第三百二十五條　ピペット（牛乳用マイクロピペットおよび自動ピペットを除く。）は、その上縁から目盛がある部分までの長さが五〇ミリメートル（血球計ピペットにあつては二〇ミリメートル）以上のものでなければならない。ただし、吸入口に安全装置が取り付けられているものについては、この限りでない。

第三百二十六條　全量が一立方センチメートル（リットル、デシリットルまたはミリリットル（以下「リットル等」という。）によるものにあつては、一ミリリットル）をこえる全量ピペットは、全量の水を排出する時間がその全量に応じ、それぞれ、左の表に掲げる範囲内にあるものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いる旨および排水時間の表記があるものについては、この限りでない。

全量	排水時間
一〇立方センチメートル（リットル等によつては、一〇ミリリットル）以下	一二秒から三〇秒まで
一〇〇立方センチメートル（リットル等によつては、一〇〇ミリリットル）以下	二〇秒から六〇秒まで
一〇〇立方センチメートル（リットル等によつては、一〇〇ミリリットル）をこえるとき	三〇秒から六〇秒まで

第三百二十七條　全量ピペットの吸入管および排出管の目盛がある部分の内径は、八ミリメートル以下でなければならない。

第三百二十八條　牛乳用マイクロピペットの目盛線、標識、寸法および形状は、左の図によるものでなければならない。

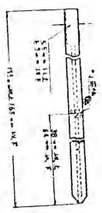

第三百十九條　血球計ピペットは、球部に秒のかけ難いガラスの小片が入れてあるものでなければならない。

第三百二十條　血球計ピペットは、細管部の体積と球部の体積との比がその種類に応じ、それぞれ左の表の通りでなければならない。この場合において、白血球用血球計ピペットにあつては一〇〇分の三、赤血球用血球計ピペットにあつては一〇〇分の六以内の誤差があることを妨げない。

種類	体積の比（細管部の体積／球部の体積）
白血球用血球計ピペット	一〇分の一
赤血球用血球計ピペット	一〇〇分の一

第三百二十一條　血球計ピペットの目盛線、標識および形状は、左の図によるものでなければならない。

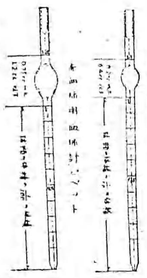

（ビュレット）

第三百二十二條　メスビュレットの目盛がある部分の長さは、その全量に応じ、それぞれ、左の表の通りでなければならない。ただし、限度外である旨の表記があるものについては、この限りでない。

全量	長さ
一立方センチメートル（リットル等によつては、一ミリリットル）以下	二〇〇ミリメートル以上
二立方センチメートル（リットル等によつては、一ミリリットル）以下	二五〇ミリメートル以上
二五立方センチメートル（リットル等によつては、一ミリリットル）以下	三五〇ミリメートル以上
一〇〇立方センチメートル（リットル等によつては、一〇〇ミリリットル）以下	五〇〇ミリメートル以上
一〇〇立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、一〇〇ミリリットル）をこえるとき	七〇〇ミリメートル以上

第三百二十三條　自動ピュレットは、上縁から目盛がある部分までの長さが五〇ミリメートル以上のものでなければならない。

第三百二十四條　日本薬局方精密ビュレットは、全量が一〇立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、一〇ミリリットル）、一目盛の値が〇・〇二立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、〇・〇二ミリリットル）のものでなければならない。

第三百二十五條　日本薬局方精密ビュレットは、その目盛がある部分の長さが六〇〇ミリメートルのものでなければならない。ただし、その長さに二〇ミリメートル以内の増減があることを妨げない。

第三百二十六條　日本薬局方精密ビュレットの排出口は、排出される水滴が三八滴から四二滴で一立方センチメートルに相当する体積となるものでなければならない。

第三百二十七條　分液用ビュレットは、「分液用」の文字が表記されているものでなければならない。

第三百二十八條　ビュレットには、目盛がある部分と容易に分離することができる先管またはコックのせんとにそれぞれ合番号が附されていなければならない。

（メスシリンダー）

第三百二十九條　筒型メスシリンダーは、「メスシリンダー」または「M」の文字が表記されているものでなければならない。

第三百三十條　メスシリンダーであつて、その目盛が全量を表わすものは、その目盛が平滑なものでなければならない。

第三百三十一條　筒型メスシリンダーは、全量の目盛がある部分における直径がその部分から底までの深さの四分の一以下のものでなければならない。

（乳脂計）

第三百三十二條　全乳用、クリーム用バブコック乳脂計には全乳用、クリーム用バブコック乳脂計にはクリーム用である旨が表記されていなければならない。

第三百三十三條　乳脂計の目盛線の数および目盛の最小値は、その種類に応じ、それぞれ左の表の通りでなければならない。

種類	目盛線の数	目盛の最小値
全乳用ゲルベル乳脂計	九〇	〇・〇一二五立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、〇・〇一二五ミリリットル）
全乳用バブコック乳脂計	八〇	〇・〇二立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、〇・〇二ミリリットル）
クリーム用バブコック乳脂計	一〇〇	〇・〇五立方センチメートル（リットル等によるものにあつては、〇・〇五ミリリットル）

号外

第三百五十條　ガスメーターは、その見易い箇所に、左の事項が表記されているものでなければならない。

一　計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積（以下「計量室の体積」という。）

二　前金ガスメーターにあつては、投入物および投入物の一単位当りについて排出されるガスの体積（以下「所定体積」という。）

三　種類

四　高圧用　実測乾式ガスメーター（圧力五〇〇水柱ミリメートル以上のガスに用いる実測乾式ガスメーターをいう。以下同じ。）にあつては、使用最高圧力

第三百五十一條　ガスメーターは、ガスの入口または出口に、その旨を表示する標識が附されているものでなければならない。

2　前金ガスメーターには、前項に掲げる標識の外、投入口を表示する標識が附されていなければならない。

（目盛線）

第三百五十二條　ガスメーターの体積を表わす目盛線は、その太さが〇・二ミリメートル以下のものでなければならない。

第三百五十三條　ガスメーターの体積を表わす目盛線は、相互に対応するものについては、その太さおよびその他の性質が均一でなければならない。

第三百五十四條　ガスメーターは、その体積を表わす目盛線に、その表わす体積の値がわかるような標識が附されているものでなければならない。

（指示機構）

第三百五十五條　ガスメーターの円筒式指示機構以外の指示機構の指標（以下「指針」という。）の指示部分と目盛面との間隔は、六ミリメートルをこえていてはならない。

第三百五十六條　ガスメーターの指針の指示部分は、その指示すべき目盛線に重なるものでなければならない。

第三百五十七條　ガスメーターの指針の指示部分の太さは、そのガスメーターの体積を表わす目盛線のうち最も細いものの太さの一・五倍以内でなければならない。

第三百五十八條　ガスメーターの隣接する指針の上位の指針の示度は、下位の指針が指示する体積に相当する目盛に対して、その目盛間隔の三分の一以上のくい違いがあつてはならない。

2　ガスメーターの円筒式指示機構は、上位の指示機構の示度と下位の指示機構の示度とがくい違うものであつてはならない。

（機構および作用）

第三百五十九條　ガスメーターの外箱は、その外部から容易に内部の機構または作用を変更することができないものでなければならない。ただし、単弁式のガスメーターの油の注入装置については、この限りでない。

第三百六十條　実測湿式ガスメーターには、水面調整装置および水平装置がなければならない。

第三百六十一條　ガスメーターは、ガスの通過中に出口の圧力を約四〇水柱ミリメートルとなるようにしたときに、出口の圧力の変化の範囲が二〇水柱ミリメートル未満になるものでなければならない。

（前金ガスメーター）

第三百六十二條　前金ガスメーターは、表記されている投入物の一単位を投入したときに、表記されている所定体積のガスが排出された後、排出が止まるものでなければならない。

第三百六十三條　前金ガスメーターは、投入物の受入指標が投入物を投入しないときには、〇を示しているものでなければならない。この場合において、〇を示す目盛線における目盛間の四分の一以内の誤差があることを妨げない。

2　前金ガスメーターの投入物の受入指標は、表記されている投入物を投入したときに、投入物の数もしくは額または投入物の数もしくは額に相当する排出ガスの体積を表わす受入目盛線を示すものでなければならない。この場合において、その受入目盛線における目盛間隔の三分の一以内の誤差があることを妨げない。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第三百六十四條　法第三百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、ガスメーターについては、この款に定めるところによる。

（器差）

第三百六十五條　ガスメーターの器差の検査は、取締用基準ガスメーターを連結して行う。

2　前項の器差の検査を行う場合において、取締用基準ガスメーターを連結しようとするときは、あらかじめ、そのガスメーターを使用する者の承諾を得なければならない。

第三百六十六條　ガスメーターの器差の検査は、燈数に応じ、それぞれ左の表に掲げる流量に近い流量で、五〇立方デシメートル以内のガスを通して行う。

燈数	流量（一時間当り）
一以上	〇・三立方メートル
三以上	〇・六立方メートル
五以上	〇・八立方メートル
一〇以上	一・二立方メートル
二〇以上	二・五立方メートル
三〇以上	三・五立方メートル
六〇以上	六・〇立方メートル
一〇〇以上	一〇・〇立方メートル
二〇〇以上	二〇・〇立方メートル
三〇〇以上	三〇・〇立方メートル
五〇〇以上	五〇・〇立方メートル
一、〇〇〇以上	八〇・〇立方メートル
五、〇〇〇以上	一〇〇・〇立方メートル

第四節　水道メーター

第一款　構造

（この款の内容）

第三百六十七條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、水道メーターについては、この款に定めるところによる。

（表記等）

第三百六十八條　水道メーターの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　水道メーターに附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

3　水道メーターに附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第三百六十九條　水道メーターは、その公称口径が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

第三百七十條　水道メーターは、水の入口または出口に、その旨を表示する標識が附されているものでなければならない。

（目盛線）

第三百七十一條　水道メーターの目盛線は、その太さが〇・二ミリメートル以下のものでなければならない。

第三百七十二條　水道メーターの目盛線は、相互に対応するものについては、その太さおよびその他の性質が均一でなければならない。

第三百七十三條　水道メーターの目盛線に、その表わす体積の値がわかるような標識が附されているものでなければならない。

（指示機構）

第三百七十四條　水道メーターの指針の指示部分と目盛面との間隔は、六ミリメートルをこえていてはならない。

第三百七十五條　水道メーターの指針の指示部分の太さは、その指示すべき目盛線に重なるものでなければならない。

第三百七十六條　水道メーターの指針の指示部分の太さは、その水道メーターの目盛線のうち最も細いものの太さの一・五倍以内でなければならない。

第三百七十七條　水道メーターの隣接する指針の上位の指針の示度は、下位の指針が指示する体積に相当する目盛に対して、その目盛間隔の三分の一以上のくい違いがあつてはならない。

2　水道メーターの円筒式指示機構は、上位の指示機構の示度と下位の指示機構の示度とがくい違うものであつてはならない。

（機構および作用）

第三百七十八條　水道メーターの外箱は、その外部から容易に内部の機構または作用を変更することができないものでなければならない。ただし、単弁式のガスメーターの油の注入装置については、この限りでない。

第三百七十九條　水道メーターは、水面調整装置および水平装置がなければならない。

第三百八十條　水道メーターは、ガスの通過中に出口の圧力を約四〇水柱ミリメートルとなるようにしたときに、出口の圧力の変化の範囲が二〇水柱ミリメートル未満になるものでなければならない。

（前金ガスメーター）

第三百八十一條　前金ガスメーターは、表記されている投入物の一単位を投入したときに、表記されている所定体積のガスが排出された後、排出が止まるものでなければならない。

第三百八十二條　前金ガスメーターは、投入物の受入指標が投入物を投入しないときには、〇を示しているものでなければならない。この場合において、〇を示す目盛線における目盛間の四分の一以内の誤差があることを妨げない。

2　前金ガスメーターの投入物の受入指標は、表記されている投入物を投入したときに、投入物の数もしくは額または投入物の数もしくは額に相当する排出ガスの体積を表わす受入目盛線を示すものでなければならない。この場合において、その受入目盛線における目盛間隔の三分の一以内の誤差があることを妨げない。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第三百八十三條　前金ガスメーターは、投入物の受入指標が投入物を投入しないときには、〇を示しているものでなければならない。この場合において、〇を示す目盛線における目盛間の四分の一以内の誤差があることを妨げない。

2　前金ガスメーターの投入物の受入指標は、表記されている投入物を投入したときに、投入物の数もしくは額または投入物の数もしくは額に相当する排出ガスの体積を表わす受入目盛線を示すものでなければならない。この場合において、その受入目盛線における目盛間隔の三分の一以内の誤差があることを妨げない。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第三百八十四條　法第三百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、ガスメーターについては、この款に定めるところによる。

（器差）

第三百八十五條　ガスメーターの器差の検査は、取締用基準ガスメーターを連結して行う。

2　前項の器差の検査を行う場合において、取締用基準ガスメーターを連結しようとするときは、あらかじめ、そのガスメーターを使用する者の承諾を得なければならない。

第三百八十六條　ガスメーターの器差の検査は、燈数に応じ、それぞれ左の表に掲げる流量に近い流量で、五〇立方デシメートル以内のガスを通して行う。

燈数	流量（一時間当り）
一以上	〇・三立方メートル
三以上	〇・六立方メートル
五以上	〇・八立方メートル
一〇以上	一・二立方メートル

（器差）

第三百八十一條　水道メーターの器差の検査は、取締用基準水道メーターを連結して行う。

2　前項の器差の検査を行う場合において、取締用基準水道メーターを連結しようとするときは、あらかじめ、そのガスメーターを使用する者の承諾を得なければならない。

第三百八十二條　水道メーターの器差の検査は、その種類および口径に応じ、それぞれ左の表に掲げる流量に近い流量で、五〇立方デシメートル以内の水を通して行う。

口径＼種類	接線流羽根車式水道メーター、円板型水道メーター、リーピストン形水道メーター、ピストン形水道メーターおよびローター形水道メーター	軸流羽根車式水道メーター	ベンチエリー管分流式水道メーター
一三ミリメートル以下	一時間につき〇・一立方メートル		
一六ミリメートル以下	一時間につき〇・二立方メートル		
二五ミリメートル以下	一時間につき〇・三立方メートル		
三〇ミリメートル以下	一時間につき〇・五立方メートル		
四〇ミリメートル以下	一時間につき〇・七立方メートル		
五〇ミリメートル以下	一時間につき一立方メートル	一時間につき一立方メートル	
六五ミリメートル以下	一時間につき一・五立方メートル	一時間につき七立方メートル	
七五ミリメートル以下	一時間につき二立方メートル	一時間につき一〇一時間につき四立方メートル	
一〇〇ミリメートル以下	一時間につき三立方メートル	一時間につき一五一時間につき七立方メートル	
一二五ミリメートル以下	一時間につき四立方メートル	一時間につき二〇一時間につき一〇立方メートル	
一五〇ミリメートル以下	一時間につき六立方メートル	一時間につき三〇一時間につき一五立方メートル	
二〇〇ミリメートル以下	一時間につき一〇立方メートル	一時間につき五〇一時間につき三〇立方メートル	
二五〇ミリメートル以下	一時間につき一五立方メートル	一時間につき七〇立方メートル	
三〇〇ミリメートル以下	一時間につき二〇立方メートル	一時間につき九〇立方メートル	
三五〇ミリメートル以下	一時間につき二五立方メートル	一時間につき一一〇立方メートル	

3　積算式ガソリン量器に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第三百八十五條　積算式ガソリン量器は、計量室その他の装置の緊密部がゆるみ、もしくは移動し、または連接部がゆるむものであつてはならない。

第三百八十六條　積算式ガソリン量器は、計量室の出口の口径および器物番号が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

（指示機構）

第三百八十七條　積算式ガソリン量器は、表示器により、一回ごとの計量による体積および積算される体積が表わされるものでなければならない。

（機構）

第三百八十八條　積算式ガソリン量器は、計量室その他の装置の緊密部がゆるみ、もしくは移動し、または連接部がゆるむものであつてはならない。

第三百八十九條　積算式ガソリン量器には、ストレーナーが附されていなければならない。

第五節　積算式ガソリン量器

第一款　構造

（この款の内容）

第三百八十三條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、積算式ガソリン量器については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第三百八十四條　積算式ガソリン量器の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　積算式ガソリン量器の表記には、誤記があつてはならない。

（器差）

第三百九十一條　積算式ガソリン量器の器差の検査は、〇・七グラム毎立方センチメートルから〇・八三グラム毎立方センチメートルまでの範囲内の密度のガソリンを一回以上空通しした後、検査をする体積のガソリンを通し、さらにそのガソリンを排出の終において滴下の時間が一分となるようにしてガソリン容器に受け、取締用基準はかり（感量が四グラム以下のものに限る。）でその質量を、そのガスメーターを使用する者の承諾を得なければならない。

第三百八十二條　水道メーターの器差の検査は、その種類および口径に応じ、それぞれ左の表に掲げる流量に近い流量で、五〇立方デシメートル以内の水を通して行う。

口径＼種類	接線流羽根車式水道メーター、円板型水道メーター、リーピストン形水道メーター、ピストン形水道メーターおよびローター形水道メーター	軸流羽根車式水道メーター	ベンチエリー管分流式水道メーター
一三ミリメートル以下	一時間につき〇・一立方メートル		
一六ミリメートル以下	一時間につき〇・二立方メートル		
二五ミリメートル以下	一時間につき〇・三立方メートル		
三〇ミリメートル以下	一時間につき〇・五立方メートル		
四〇ミリメートル以下	一時間につき〇・七立方メートル		
五〇ミリメートル以下	一時間につき一立方メートル	一時間につき一立方メートル	
六五ミリメートル以下	一時間につき一・五立方メートル	一時間につき七立方メートル	
七五ミリメートル以下	一時間につき二立方メートル	一時間につき一〇一時間につき四立方メートル	
一〇〇ミリメートル以下	一時間につき三立方メートル	一時間につき一五一時間につき七立方メートル	
一二五ミリメートル以下	一時間につき四立方メートル	一時間につき二〇一時間につき一〇立方メートル	
一五〇ミリメートル以下	一時間につき六立方メートル	一時間につき三〇一時間につき一五立方メートル	
二〇〇ミリメートル以下	一時間につき一〇立方メートル	一時間につき五〇一時間につき三〇立方メートル	
二五〇ミリメートル以下	一時間につき一五立方メートル	一時間につき七〇立方メートル	
三〇〇ミリメートル以下	一時間につき二〇立方メートル	一時間につき九〇立方メートル	
三五〇ミリメートル以下	一時間につき二五立方メートル	一時間につき一一〇立方メートル	

3　積算式ガソリン量器に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第三百八十五條　積算式ガソリン量器は、計量室その他の装置の緊密部がゆるみ、もしくは移動し、または連接部がゆるむものであつてはならない。

第三百八十六條　積算式ガソリン量器は、計量室の出口の口径および器物番号が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

（指示機構）

第三百八十七條　積算式ガソリン量器は、表示器により、一回ごとの計量による体積および積算される体積が表わされるものでなければならない。

（機構）

第三百八十八條　積算式ガソリン量器は、計量室その他の装置の緊密部がゆるみ、もしくは移動し、または連接部がゆるむものであつてはならない。

第三百八十九條　積算式ガソリン量器には、ストレーナーが附されていなければならない。

第五節　積算式ガソリン量器

第一款　構造

（この款の内容）

第三百八十三條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、積算式ガソリン量器については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第三百八十四條　積算式ガソリン量器の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　積算式ガソリン量器の表記には、誤記があつてはならない。

（器差）

第三百八十五條　積算式ガソリン量器の器差の検査は、〇・七グラム毎立方センチメートルから〇・八三グラム毎立方センチメートルまでの範囲内の密度のガソリンを一回以上空通しした後、検査をする体積のガソリンを通し、さらにそのガソリンを排出の終において滴下の時間が一分となるようにしてガソリン容器に受け、取締用基準はかり（感量が四グラム以下のものに限る。）でその質量を、取締用基準密度浮ひょう（目盛の最小値が〇・〇〇一グラム毎立方センチメートル以下のものに限る。）でその密度を、それぞれ計つて行う。

2　前項の検査は、一〇リットル（ガロンによるものにあつては、二ガロン）毎分および三〇リットル（ガロンによるものにあつては、六ガロン）毎分の流量で計量室における一周期の計量作用により計ることができる体積の一〇倍以上の任意の体積につき、それぞれ三回づつ行い、その平均値を算出するものとする。

第三百九十二條　積算式ガソリン量器の器差は、左の式により算出する。

$$器差 = \frac{d-\left(\frac{W}{I}+0.0011\right)}{d} \times 1$$

dは、密度（グラム毎立方センチメートル）

Wは、取締用基準はかりの読み（キログラム）

Iは、表わす体積

2　前項の式において、dは、四捨五入により小数点以下四位まで、Wは、四捨五入により小数点以下三位まで、Wで、Iは、四捨五入により小数点以下四位まで、それぞれ算出した値とする。

第六節　オイルメーター

第一款　構造

（この款の内容）

第三百九十三條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、オイルメーターについては、この款に定めるところによる。

（表記等）

第三百九十四條　オイルメーターの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　オイルメーターの表記には、誤記があつてはならない。

3　オイルメーターに附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第三百九十五條　オイルメーターは、その見易い箇所に、左の事項が表記されていなければならない。

一　口径

二　使用流量範囲（使用公差（精度の表記があるときは、その精度の二倍の値の範囲内で計ることができる被計量物の流量の最大値および最小値をいう。）

三　粘度、被計量物名または粘度範囲（使用公差（精度の表記があるときは、その精度の二倍の値の範囲内で計ることができる被計量物の粘度の最大値および最小値をいう。）

第三百九十六條　オイルメーターは、オイルの入口または出口に、その旨を表示する標識が附されているものでなければならない。

第三百九十七條　取付姿勢によつて精度が異なるおそれがあるオイルメーターは、その取り付けられるべき姿勢が明確になるような標識が附されているものでなければならない。

（目盛線）

第三百九十八條　オイルメーターの目盛線は、その太さが〇・二ミリメートル以下のものでなければならない。

第三百九十九條　オイルメーターの目盛線は、相互に対応するものについては、その太さおよびその他の性質が均一でなければならない。

第四百條　オイルメーターは、その目盛線に、その表わす体積の値がわかるような標識が附されているものでなければならない。

（指示機構）

第四百一條　オイルメーターは、その指針の指示部分と目盛面との間隔は、三ミリメートルをこえていてはならない。

第三百七十三條　水道メーターは、その表わす体積の値がわかるような標識が附されているものでなければならない。

（指示機構）

第三百七十四條　水道メーターの指針の指示部分と目盛面との間隔は、六ミリメートルをこえていてはならない。

第三百七十五條　水道メーターの指針の指示部分の太さは、その指示すべき目盛線に重なるものでなければならない。

第三百七十六條　水道メーターの指針の指示部分の太さは、その水道メーターの目盛線のうち最も細いものの太さの一・五倍以内でなければならない。

第三百七十七條　水道メーターの隣接する指針の上位の指針の示度は、下位の指針が指示する体積に相当する目盛に対して、その目盛間隔の三分の一以上のくい違いがあつてはならない。

2　水道メーターの円筒式指示機構は、上位の指示機構の示度と下位の指示機構の示度とがくい違うものであつてはならない。

（材質）

第三百七十八條　水道メーターは、それに使用されている可視物その他の非金属部分が良質かつ衛生上無害のものでなければならない。

（機構）

第三百七十九條　水道メーターは、その回転部分が円滑に回転するものでなければならない。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第三百八十條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、水道メーターについては、この款に定めるところによる。

昭27. 3. 1.

第四百二條　オイルメーターの指針の指示部分は、その指示すべき目盛線に重なるものでなければならない。

第四百三條　オイルメーターの指針の指示部分の太さは、そのオイルメーターの目盛線のうち最も細いものの太さの一・五倍以内でなければならない。

第四百四條　オイルメーターの隣接する指針の上位の指針の示度は、下位の指針が指示する体積に相当する目盛に対して、その目盛間隔の三分の一のくい違いがあつてはならない。

2　オイルメーターの円筒式指示機構は、上位の指示機構の示度と下位の指示機構の示度とがくい違うものであつてはならない。

（機構）

第四百五條　オイルメーターは、その回転部分が円滑に回転するものでなければならない。

第四百六條　オイルメーターには、ストレーナーが附されていなければならない。ただし、用途上または機構上その必要がないものについては、この限りでない。

第四百七條　オイルメーターは、被計量物名が表記されているときは、被計量物の温度二〇度における粘度（以下「標準粘度」という。）の正負一〇パーセントの範囲内の粘度のものを、被計量物の粘度が表記されているときは、その粘度の正負一〇パーセントの範囲内の粘度のものを、それぞれ、使用公差の範囲内で計ることができるものでなければならない。

2　オイルメーターであつて、被計量物の粘度範囲が表記されているものは、その表記されている最小の粘度が最大の粘度の八〇パーセント以下のものでなければならない。

第四百八條　オイルメーターであつて、使用する時の圧力が表記されているものは、その表記されている圧力より一〇パーセント大きい圧力に耐えるものでなければならない。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第四百九條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、オイルメーターについては、この款に定めるところによる。

（機構）

第四百十條　オイルメーターであつて、圧力の表記があるものが第四百八條の規定に適合するかどうかの検査は、表記されている圧力より一〇パーセント大きい圧力の水で五分間加圧して行う。

（器差）

第四百十一條　オイルメーターの器差の検査は、常温において、表記されている使用流量範囲内の任意の二の流量により行う。

2　オイルメーターの器差の検査は、その取付姿勢の表記があるものについては、その取付姿勢で行う。

第四百十二條　オイルメーターの器差の検査は、それぞれ、表記されている粘度または表記されている被計量物の標準粘度より大きい粘度または表記されている被計量物の標準粘度より大きいときは水および表記されている粘度または表記されている被計量物の標準粘度より小さいときは水および表記されている粘度または表記されている被計量物の標準粘度より小さい粘度の液体を用い、表記されている粘度または被計量物の標準粘度が水の粘度と等しいときは水を用いて行う。

2　オイルメーターの器差の検査は、粘度範囲が表記されているときは、その最大および最小の粘度について前項に規定する方法により行う。

第四百十三條　オイルメーターの器差は、前條第一項の検査を行つたときのそれぞれの場合の器差を表わす体積から真実の体積を減じた値を表わす体積で除して求め、そのそれぞれの場合の器差にもとづき、左の式により算出するものとする。

$$\text{器差} = E_3 + (E_1 - E_3)\frac{u_1 - u_3}{u_1 - u_2}$$

E_1は、水以外の液体を用いたときの器差

E_2は、水を用いたときの器差

uは、表記されている粘度または表記されている被計量物の標準粘度

u_1は、検査に用いた液体であつて、水以外のものの粘度

u_2は、検査に用いた水の粘度

粘度範囲が表記されているオイルメーターの器差は、表記されている最大および最小の粘度について、それぞれ別に算出する。

第七節　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリー

第一款　構造

（この款の内容）

第四百十四條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーについては、この款に定めるところによる。

（表記等）

第四百十五條　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーの表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーの表記には、誤記があつてはならない。

3　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーに附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

（機構）

第四百十六條　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーは、その全量が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

（機構）

第四百十七條　目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーは、タンクが全量に相当する体積の液体を入れたときに、容易に変形し、または漏えいするものであつてはならない。

第四百十八條　目盛付タンクには、水平装置がつけられていなければならない。ただし、定置して使用するものについては、この限りでない。

（量器用尺付タンク等）

第四百十九條　量器用尺付タンク、量器用尺付タンカーおよび量器用尺付タンクローリーには、タンクと量器用尺とに合番号が附されていなければならない。

第四百二十條　量器用尺付タンク、量器用尺付タンカーおよび量器用尺付すき尺付目盛付タンクローリーは、その量器用尺の目盛線が二重線、枝線または折線となつているため使用上支障があるものであつてはならない。

（すき尺付目盛付タンク等）

第四百二十一條　すき尺付目盛付タンク、すき尺付目盛付タンカーおよびすき尺付目盛付タンクローリーには、タンクとすき尺表とに合番号が附されていなければならない。

第四百二十二條　すき尺付目盛付タンク、すき尺付目盛付タンカーおよびすき尺付目盛付タンクローリーのすき尺は、一目盛の値が一ミリメートルの端目盛がある実目盛付直線直尺であつて、検定に合格しているものでなければならない。

（オーバーフロー付タンク）

第四百二十三條　オーバーフロー付タンクであつて、口縁が全量を表わすものは、その口縁が平滑でなければならない。

（内面目盛付タンク）

第四百二十四條　内面目盛付タンクの体積を表わす内面目盛線は、水際の上縁と目盛線の上縁とが一致したときに、その目盛線が表わす体積を示すように目盛られていなければならない。

（浮子式目盛付タンク）

第四百二十五條　浮子式目盛付タンクの浮子は、液面の上昇または下降に従つてなめらかに移動するものでなければならない。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第四百二十六條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーについては、この款に定めるところによる。

（器差）

第四百二十七條　全量が一〇〇立方メートルをこえる目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリーの器差の検査は、取締用基準長さ計を用いてその体積を測定して行い、器差は、その表わす体積から真実の体積を減じて算出する。

第四百二十八條　目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリー（全量が一〇〇立方メートル以下のものに限る。以下この款において同じ。）の器差の検査は、常温の水によつて行う。ただし、使用中のものについては、この限りでない。

2　目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリーであつて、使用中の液体によつて行う。

第四百二十九條　目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリーの器差の検査は、タンクに水平装置があるものについては水平装置によりタンクを水平な位置に保持し、定置してあるものについてはその状態で行う。

2　内面目盛付タンクの目盛の視定は、斜角視定により行う。

第四百三十條　目盛付タンク、目盛付タンカーまたは目盛付タンクローリーの器差の検査は、比較法または衡量法によつて行う。

2　比較法は、検査台に鉛直に取り付けられている取締用目盛付タンク用基準体積計に検査をするタンクから水または使用中の液体を注入し、取締用目盛付タンク用基準体積計が表わす体積と検査をするタンクの示度とを比較して行う。

3　衡量法は、検査をするタンクに入れた水または使用中の液体を排出して、その質量を取締用基準はかりにより計つて行う。

第四百三十一條　第三百四十七條の規定は、目盛付タンク、目盛付タンカーおよび目盛付タンクローリーの器差の算出方法に準用する。

第八節　ガスビュレット

第一款　構造

（この款の内容）

第四百三十二條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、ガスビュレットについては、この款に定めるところによる。

（表記等）

第四百三十三條　ガスビュレットの記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　ガスビュレットには、誤記があつてはならない。

3　ガスビュレットに附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第四百三十四條　ガスビュレットは、「ガスビュレット」または「G」の文字が外側に表記されているものでなければならない。

第四百三十五條　ガスビュレットは、その全量が外側に表記されているものでなければならない。この場合において、組み合わせて使用するものであつて、全量が二以上あるものには、それぞれの全量が外側に表記されていなければならない。

第四百三十六條　全量の目盛線以外の目盛線があるガスビュレットは、主要な目盛線に、その表わす体積の値が表記されているものでなければならない。

（目盛線）

第四百三十七條　ガスビュレットの目盛線は、温度二〇度の場合を標準として定められているものでなければならない。ただし、二〇度と異なる温度（一五度から三〇度の温度の範囲に限る。）を標準とするガスビュレットであつて、その温度が表記されているものについては、この限りでない。

第四百三十八條　ガスビュレットの目盛線は、その目盛線が表わす体積の水を用いて定められているものでなければならない。

2　ガスビュレットは、その目盛線が表わす体積を受用として定められているものでなければならない。

第四百三十九條　ガスビュレットの目盛線は、目盛線の下縁と水際の最下部とが一致したときに、その目盛線が表わす体積を示すように目盛られているものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いられるガスビュレットであつて、その旨が表記されているものについては、この限りでない。

2　第三百五條第二項および第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第四百四十條　ガスビュレットの目盛線は、水際が明りょうに視定できない箇所に附されているものであつてはならない。ただし、目安目盛線の末尾に×印が附されているときは、この限りでない。

第四百四十一條　ガスビュレットの目盛線は、相互に平行なものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いるものであつて、その旨が表記されているものについては、この限りでない。

2　ガスビュレットは、その使用する状態に置いたときに、その目盛線が水平になるように目盛られているものでなければならない。

ただし、特殊の用途に用いるものであつて、その旨が表記されているものについては、この限りでない。

第四百四十二條　ガスビュレットの目盛線の太さは、〇・一ミリメートルから〇・四ミリメートルまでの範囲内でなければならない。

第四百四十三條　ガスビュレットの目盛線は、その目盛間隔が〇・二ミリメートル以上のものでなければならない。

（機構）

第四百四十四條　ガスビュレットは、そのコックが気密なものでなければならない。この場合において、四〇水柱センチメートルの圧力の空気を満たして三分間放置したときに、使用公差に相当する体積以内の空気のもれがあることを妨げない。

2　ガスビュレットは、そのコックのせんがなめらかにしゆう動するものでなければならない。

3　ガスビュレットは、そのコックの本体とコックのせんとに合番号が附されているものでなければならない。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第四百四十五條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、ガスビュレットについては、この款に定めるところによる。

（目盛線）

第四百四十六條　ガスビュレットの目盛線が第四百四十一條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、その目盛線の最も高い位置における体積および最も低い位置における体積を計つて行い、それらの体積とその目盛線が表わす体積との差がその体積に応ずる使用公差に相当する体積の範囲内にあるときは、そのガスビュレットは、同項の規定に適合するものとする。

第四百四十七條　ガスビュレットに附されているコックが第四百四十四條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、気密検査によつて行う。

（器差）

第四百四十八條　ガスビュレットの器差の検査は、それを使用する状態に置いて、水を用いて行う。

第四百四十九條　ガスビュレットの器差の検査は、水際の最下部について規定して行う。

2　第三百五條第二項および第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第四百五十條　ガスビュレットの器差の検査は、温度の表記がないときは二〇度の温度において、温度の表記があるときは表記されている温度において行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、表記されている温度以外の温度において行うことができる。

第四百五十一條　ガスビュレットの器差の検査は、比較法により行う。

2　比較法は、検査台に鉛直に取り付けられている取締用ガスビュレット基準器に入れた水を、よく洗浄してかわかした検査をするガスビュレットに入れ、取締用ガスビュレット基準器の示度と検査をするガスビュレットの示度とを比較して行う。

3　第一項の検査は、全量および任意の目盛線について行う。ただし目安目盛線については、検査を行わない。

4　第三百四十七條第一項および第二項の規定は、ガスビュレットの器差の算出方法に準用する。

第九節　肺活量計

第一款　構造

（この款の内容）

第四百五十二條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、肺活量計については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第四百五十三條　肺活量計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　肺活量計には、誤記があつてはならない。

3　肺活量計に附された検定証印および比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第四百五十四條　肺活量計は、その絶対体積指示点が肺活量タンクに一、〇〇〇立方センチメートルごとに表示されているものでなければならない。

第四百五十五條　肺活量計は、その水そうに三箇所以上の水位基準線が表記されているものでなければならない。この場合において、これらの水位基準線のある箇所と水そうの中心とを結んだ線の相互になす角度が九〇度以上でなければならない。

第四百五十六條　肺活量計は、肺活量タンクおよび水そうならびに垂直浮動式のものにあつてはその分銅に、回転式のものにあつてはその温度指示スケールに、それぞれ合番号が附されていなければならない。

（目盛線）

第四百五十七條　肺活量計は、その目盛範囲が六、〇〇〇立方センチメートル以上のものでなければならない。

第四百五十八條　肺活量計の体積を表わす目盛線は、その中心線によつて体積を示すように目盛られているものでなければならない。

号外

P. 20

昭27. 3. 1.

（機構および作用）

第四百五十九條　肺活量計は、肺活量タンクが吹込に対して如何なる位置においても均衡を保持するものでなければならない。この場合において、使用公差に相当する体積以内の移動による体積の変化があることを妨げない。

第四百六十條　肺活量計は、水そうに附されている水位基準線が、垂直浮動式のものにあつては零点を示す目盛と、回転式のものにあつては回転軸の中心線と同一水平面上にあるものでなければならない。

第四百六十一條　肺活量計は、目盛範囲が温度五度から温度三五度までの範囲以上のものであり、かつ、目盛の最小値が温度一度以下の温度計が附されているものでなければならない。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第四百六十二條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、肺活量計については、この款に定めるところによる。

（機構および作用）

第四百六十三條　肺活量計の肺活量タンクが第四百五十九條の規定に適合するかどうかの検査は、水そうに水位基準線まで水を満たし、肺活量タンクの目盛線の任意の箇所二箇所以上について、水そうの外側を軽くたたいて行う。

第四百六十四條　肺活量計の水位基準線が第四百六十條の規定に適合するかどうかの検査は、水そうに水位基準線まで水を満たして水平な位置に保持した後に行う。

（器差）

第四百六十五條　肺活量計の器差の検査は、取締用肺活量計基準器の水温と水そうの水温とを同一にして、任意の体積の空気を取締用肺活量計基準器からその肺活量計に送り、肺活量計の示度と取締用肺活量計基準器の示度とを比較して行う。

2　前項の検査は、任意の箇所二箇所以上の目盛線（温度差換算目盛付の肺活量計にあつては絶対体積指示点）について行う。

3　第一項の検査において、肺活量計の器差は、表わす体積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のときは、表わす体積から真実の体積を減じて算出し、表わす体積が二、〇〇〇立方センチメートルをこえるときは、表わす体積から真実の体積を減じた値を表わす体積で除して算出する。

第七章　圧力計

第一節　構造

第一款　通則

（この節の内容）

第四百六十六條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、圧力計については、この節に定めるところによる。

（表記等）

第四百六十七條　圧力計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　圧力計の表記には、誤記があつてはならない。

3　圧力計に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第四百六十八條　圧力計は、その表わす圧力の法定計量単位またはその略字が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

第二款　指示圧力計および自記圧力計

（表記）

第四百六十九條　指示圧力計および自記圧力計（以下この章において「一般圧力計」という。）は、目盛板その他見易い箇所に、左の事項が表記されていなければならない。

一　絶対圧力または差圧圧力を計る一般圧力計にあつては、その旨の表示

二　差圧圧力を計る一般圧力計にあつては、その基準となる特定の圧力または特定の圧力範囲

三　液柱型一般圧力計であつて、水および水銀以外の液体を使用するものにあつては、その使用液体名および使用液体の比重

四　気圧測定用の一般圧力計にあつては、その旨の表示

第四百七十條　一般圧力計は、主要な目盛線に、その表わす圧力の値が表記されているものでなければならない。

第四百七十一條　一般圧力計であつて、その一部を分離することができる構造のものは、その各部分に合番号が附されているものでなければならない。

（目盛線）

第四百七十二條　自記圧力計は、その器物番号およびその時計仕掛の基本持続時間が表記されているものでなければならない。

2　電気式の時計仕掛がある自記圧力計は、前項の基本持続時間にかえて、その時計仕掛の電圧および周波数（直流のものにあつては、直流である旨）が表記されているものでなければならない。

（目盛線）

第四百七十三條　一般圧力計の目盛線は、その中心線によつて圧力を示すように目盛られているものでなければならない。

2　液柱型一般圧力計の目盛線は、水を用いたときは水際の最下部による示度により、水銀を用いたときは水際の最上部による示度により目盛られているものでなければならない。

第四百七十四條　一般圧力計の目盛線は、その太さが〇・一ミリメートル（副尺付の一般圧力計にあつては、〇・一ミリメートル）から目盛間隔の四分の一までの範囲内のものでなければならない。

第四百七十五條　一般圧力計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一でなければならない。

第四百七十六條　一般圧力計の目盛線は、真空圧力とそれ以外の圧力とが明りょうに識別できるものでなければならない。ただし、液柱型一般圧力計については、この限りでない。

第四百七十七條　目盛の最小値が計ることができる最大の圧力の二〇〇分の一より小さい一般圧力計の目盛線は、温度二〇度の場合を標準として定められているものでなければならない。

第四百七十八條　圧力を表わす目盛が二段以上ある一般圧力計は、同一の圧力を表わす目盛線が一致しているものでなければならない。この場合において、その一目盛の値および表わす量に応ずる使用公差（使用公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）の三分の一以内の誤差があることを妨げない。

（指示機構）

第四百七十九條　指示圧力計の指針の指示部分と目盛面との間隔は、指針の回転中心から先端までの長さの一五分の一（指針の回転中心から先端までの長さの一五分の一が、一〇ミリメートルをこえるときは一〇ミリメートル、三ミリメートル未満のときは三ミリメートル）をこえてはならない。

第四百八十條　指示圧力計の指針の指示部分の太さは、目盛の分割が最小である部分の目盛間隔の四分の一以下でなければならない。

（時計仕掛）

第四百八十一條　自記圧力計の時計仕掛（電気式のものを除く。）は、その基本持続時間に相当する時間（基本持続時間が一〇〇時間以上のものにあつては、その〇・八倍の時間）だけ持続して運転し、かつ、時間の誤差が一時間につき一分（基本持続時間が一〇〇時間以上のものにあつては、二四時間につき一〇分）をこえないものでなければならない。

（記録紙）

第四百八十二條　自記圧力計は、それに相応した記録紙が附されているものでなければならない。

2　自記圧力計は、その記録紙に記録紙の型式を表示する番号が表記されているものでなければならない。

（機構および作用）

第四百八十三條　常用圧力、危険圧力等特定の状態を示すため一般圧力計に附されている標識は、圧力を表わす目盛線と明りょうに識別できるものでなければならない。

第四百八十四條　差圧圧力を計る一般圧力計であつて、加圧口が二あるものは、基準口が明示されているものでなければならない。

第四百八十五條　禁油である旨の表記がある一般圧力計は、計ろうとする液体または気体が接しよくする部分に、油が附着しているものであつてはならない。

第四百八十六條　零点復帰装置がある一般圧力計は、その零点復帰装置が正常な働きをするものでなければならない。

第四百八十七條　気圧測定用のアネロイド型指示圧力計およびアネロイド型自記圧力計は、示度調整装置が附されているものでなければならない。

（表記）

第四百八十八條　分銅式標準圧力計は、その本体の見易い箇所に、左の事項が表記されているものでなければならない。

第三款　分銅式標準圧力計

一　分銅式標準圧力計である旨の表示

二　最低限界圧力（使用公差（精度の表記があるときは、その精度の一・五倍の値）の範囲内において計ることができる最小の圧力をいう。以下同じ。）および最高限界圧力（使用公差（精度の表記があるときは、その精度の一・五倍の値）の範囲内において計ることができる最大の圧力をいう。以下同じ。）

三　ラムの断面積

四　重錘の質量およびその数

五　器物番号

第四百八十九條　分銅式標準圧力計に使用する重錘は、その重錘により生ずる圧力、その重錘に組み合わせて使用するラムの断面積および同一圧力を生ずる重錘の一連番号ならびにその本体の器物番号および本体と同一の記号が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

第四百九十條　分銅式標準圧力計のラムの基底鏡およびシリンダーは、その本体の器物番号および本体と同一の記号が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

（機構および作用）

第四百九十一條　分銅式標準圧力計は、その最低限界圧力がその最高限界圧力の三分の一以下のものでなければならない。

第四百九十二條　分銅式標準圧力計は、ラムの断面積がその表記されている断面積と等しいものでなければならない。ただし、表記されている断面積の五〇分の一以内の誤差があることを妨げない。

第四百九十三條　分銅式標準圧力計は、ラムに常温において本体に表記されている最高限界圧力を加えたときに、その降下する速さが最高限界圧力に応じ、それぞれ左の表の通りでなければならない。

最高限界圧力	降下する速さ（一分間当り）
三五キログラム毎平方センチメートル以下	三ミリメートル以下
一〇〇キログラム毎平方センチメートル以下	三ミリメートル以下
五〇〇キログラム毎平方センチメートル以下	三ミリメートル以下
一、〇〇〇キログラム毎平方センチメートル以下	四ミリメートル以下
二、〇〇〇キログラム毎平方センチメートル以下	五ミリメートル以下

第四百九十四條　分銅式標準圧力計のラムは、表示されている最高限界圧力の三分の一の圧力を加えて回転させたときに、二〇秒以上円滑に回転するものでなければならない。

第四百九十五條　分銅式標準圧力計は、ラムに逃げ溝があるときは、下部の逃げ溝からラムの先端までの各部分の断面積がその逃げ溝から上の各部分の断面積と同一またはそれ以下のものでなければならない。

第四百九十六條　分銅式標準圧力計は、重錘を基底鏡に乗せたときに、重錘の重心がラムの中心線上にあり、かつ、各重錘の間のかん合部に、一ミリメートル以上の聞げきを生じないものでなければならない。

第四百九十七條　分銅式標準圧力計は、ストップバルブおよび圧力計取付接続部（バルブを含む。）がその最高限界圧力の一・二倍の圧力に耐えるものでなければならない。

第四款　血圧計

（表記）

第四百九十八條　アネロイド型血圧計または水銀式血圧計は、目盛板その他見易い箇所に、血圧計である旨が表記されているものでなければならない。

第四百九十九條　水銀式血圧計の水銀タンクは、それと組み合わされるべきガラス管との合符号およびその水銀の一一一ミリメートルから目盛間隔の四分の一までの範囲内のものでなければならない。

（機構および作用）

第五百條　水銀式血圧計の水銀タンクが最小である部分の目盛間隔の四分の一以下でなければならない。

（指示機構）

第五百一條　禁油である旨の表記がある一般圧力計については、この節に定めるところによる。

（禁油圧力計の検査）

第五百二條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、圧力計については、この節に定めるところによる。

（時計仕掛）

第五百三條　自記圧力計の時計仕掛（電気式のものを除く。）が第四百八十一條の規定に適合するかどうかの検査は、記録装置により記録をしながら行う。

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

第五百四條　血圧計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一でなければならない。

（指示機構）

第五百五條　アネロイド型血圧計の指針の指示部分の太さは、目盛の分割が最小である部分の目盛間隔の四分の一以下でなければならない。

（機構および作用）

第五百六條　水銀式血圧計は、その水銀のよごれがあるため水際を視定し難いものであつてはならない。

第五百七條　アネロイド型血圧計は、いかなる位置に置いたときでも、その指針の示度が零位を指示するものでなければならない。

2　水銀式血圧計は、使用する位置に置いたときに、その水銀の示度が零位を指示するものでなければならない。

3　前二項の場合において、四水銀柱ミリメートル以内の誤差があることを妨げない。

第五百八條　水銀式血圧計は、タンクの内径がそれと組み合わされるべきガラス管に表記されているタンクの内径と等しいものでなければならない。この場合において、一ミリメートル以内の誤差のあることを妨げない。

第五百九條　アネロイド型血圧計および水銀式血圧計は、計ることができる最大の圧力において三分間連続して加圧したときに、器差が使用公差の範囲内にあるものでなければならない。

第二節　検査方法

第一款　通則

（この節の内容）

第五百十條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、圧力計については、この節に定めるところによる。

（禁油圧力計の検査）

第五百十一條　禁油である旨の表記がある一般圧力計については、水を満たした接続管を用いて行う。

（時計仕掛）

第五百十二條　自記圧力計の時計仕掛（電気式のものを除く。）が第四百八十一條の規定に適合するかどうかの検査は、記録装置により記録をしながら行う。

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（機構）

第五百十三條　禁油である旨の表記がある一般圧力計が第四百八十五條の規定に適合するかどうかの検査は、こよりを用いて行う。

第五百十四條　零点復帰装置がある一般圧力計が第四百八十六條の規定に適合するかどうかの検査は、指先で零点復帰装置を軽く三回連続して押したときの動きによつて行う。

（器差）

第五百十五條　一般圧力計の器差の検査は、取締用基準分銅式標準圧力計または取締用基準アネロイド型指示圧力計を用いて行う。

2　前項の規定にかかわらず、計ることができる最大の圧力が二重量キログラム毎平方センチメートル以下の一般圧力計の器差の検査および一重量キログラム毎平方センチメートル未満の目盛については大気圧を表わす目盛である零点を、差圧圧力を計る一般圧力計にあつてはその基準となる特定の圧力を表わす目盛である零点を、絶対圧力を計る圧力計にあつては大気圧を表わす目盛をいう。以下同じ。）を中心として行う。

2　一般圧力計の基準点が表わす圧力以上の圧力を表わす目盛についての器差の検査は、計ることができる最大の圧力を表わす目盛線について行う。

3　一般圧力計の基準点が表わす圧力以下の圧力を表わす目盛についての器差の検査は、計ることができる最小の圧力を表わす目盛線について行う。

4　前二項の規定にかかわらず、基準点が表わす圧力以上の圧力を表わす目盛および基準点が表わす圧力以下

昭27. 3. 1.

の圧力を表わす目盛がある一般圧力計については、そのうち一の目盛範囲が他の目盛範囲の四分の一以下であるときは、その小さい目盛範囲の目盛についての器差の検査を省略することができる。

5　一般圧力計の器差は、その表わす圧力から真実の圧力を減じて算出するものとする。

第五百十七條　差圧圧力を計る一般圧力計の器差の検査は、表記されている基準となるべき特定の圧力が二以上あるときは、そのうち最大のものについて行う。

第五百十八條　零点調整装置または水平装置がある一般圧力計の器差の検査は、零点を調整し、または水平を正した後に行う。

2　一般圧力計の器差の検査において、示度を読み取るときは、故意に、一般圧力計に震動を與えてはならない。

第五百十九條　液柱型の一般圧力計の器差の検査は、用いる液が水であるときは水際の最下部について、水銀であるときは水際の最上部について行う。

2　液柱型の一般圧力計の器差の検査において、示度を読み取るときは、目盛面に視線が垂直になる位置において、その正面から視定する。

第五百二十條　計ろうとする液体の水位と取付位置の高さとの差が表記されている一般圧力計の器差の検査は、表記されている高さの差を補正して行う。

第二款　分銅式標準圧力計

（機構および作用）

第五百二十一條　分銅式標準圧力計のラムが第四百九十二條の規定に適合するかどうかの検査は、ラムの左に掲げる部分の先端に近い一端からその部分の長さのそれぞれ五パーセント、二〇パーセント、四〇パーセントおよび六〇パーセントの距離をとった位置と六〇パーセントの距離をとった位置との間の長さをいう。）の五〇パーセントだけ高い位置に置き、ラムをゆるく回転させながら放し、ラムが有効長の四〇パーセントだけ降下する間における速度を計って行う。

第五百二十二條　分銅式標準圧力計のラムが第四百九十三條の規定に適合するかどうかの検査は、最高限界圧力を加えて行う。

第五百二十三條　分銅式標準圧力計の重錘が第四百九十六條の規定に適合するかどうかの検査は、最高限界圧力を加えて行う。

第五百二十四條　分銅式標準圧力計が第四百九十七條の規定に適合するかどうかの検査は、一〇分間加圧して行う。

（器差）

第五百二十五條　分銅式標準圧力計の器差は、その重錘に表記されている圧力から、その基底平錘に働く重力の大きさ（ラム、基底盤およびそれらを接続する金具に働く重力の大きさをいう。）を、ラムの断面積のうち最大なもので除した値を減じて算出する。

2　前項の場合においては、分銅式標準圧力計の基底重錘に働く重力の大きさは、取締用基準天びんおよび取締用基準分銅を用いて計るものとする。

第三款　血圧計

（器差）

第五百二十六條　血圧計の器差の検査は、取締用基準液柱型圧力計を用い、圧力を増しながら任意の箇所二箇所以上の目盛線について行う。

2　前項の検査においては、八〇水銀柱ミリメートルから一六〇水銀柱ミリメートルまでの範囲内の一箇所の目盛線について必ず検査をしなければならない。

3　血圧計の器差は、その表わす圧力から真実の圧力を減じて算出するものとする。

第五百二十七條　水銀式血圧計の水銀柱の器差の検査は、その水際の最上部について行う。

2　水銀式血圧計の検査において、示度を読み取るときは、目盛面に視線が垂直になる位置において、その正面から視定する。

第五百二十八條　水銀式血圧計用ガラス管の器差の検査は、水銀式血圧計用ガラス管に表記されている組み合わされるべき水銀タンクの内径と同一の内径がある取締用基準水準タンクに組み合わせて行う。

第八章　密度計

第一節　構造

（この節の内容）

第五百二十九條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、密度計については、この節に定めるところによる。

（表記等）

第五百三十條　密度計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　密度計の表記には、誤記があつてはならない。

3　密度計に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第五百三十一條　密度計は、その表わす密度の法定計量単位またはその略字が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

第五百三十二條　密度計は、主要な目盛線に、その表わす密度の値が表記されているものでなければならない。値が表記されている目盛線の間にある目盛線であつて、それに接する一目盛の値が二あるものについても、同様とする。

（目盛線）

第五百三十三條　密度計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一でなければならない。

第五百三十四條　密度計の目盛線は、その中心線によつて密度を示すように目盛られているものでなければならない。

第五百三十五條　密度計の目盛線は、水際が明りように視定できない箇所に附されているものであつてはならない。

第五百三十六條　密度計の目盛線は、水際の上縁において視定するように目盛られているものでなければならない。ただし、特に視定方法が表記されているものについては、この限りでない。

第五百三十七條　密度計の目盛線は、その長さがけい部の全周の長さの一〇分の一をこえるものでなければならない。

第五百三十八條　密度計の目盛線は、その密度計を液体にうかべたときに、目盛線を含む平面が水平面に対し角度五度以上傾斜するものであつてはならない。

第五百三十九條　密度計の目盛線は、温度一五度の場合を標準として定められているものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いる密度計であつて、その標準とする温度が表記されているものについては、この限りでない。

（材質）

第五百四十條　金属製の密度計は、くぼみを生じているものであつてはならない。

（機構および作用）

第五百四十一條　密度計であつて、内部に目盛紙が入れてあるものは、その目盛紙が離脱し、または動くものであつてはならない。

2　密度計であつて、内部に目盛紙以外の目盛板が入れてあるものは、その目盛板が目盛の分割が最小である部分の目盛間隔に相当する長さ以上に移動するものであつてはならない。

第五百四十二條　密度計であつて、その下部に重量を附加し、または調整するために散弾、水銀その他の重量附加物をいれるおもり室が設けられているものは、重量附加物がおもり室の外に出るものであつてはならない。

第五百四十三條　密度計は、液体にうかべたときに、鉛直線に対して角度五度以上傾斜するものであつてはならない。

第五百四十四條　密度計は、そのけい部に働く表面張力が一〇ダイン毎センチメートルだけ変化したときに、示度の変化が使用公差に相当する値をこえるものであつてはならない。

第五百四十五條　密度用アレオピクノメーターは、せん部が水密なものでなければならない。

2　密度用アレオピクノメーターには、せんと本体とに合番号が附されていなければならない。

第二節　検査方法

（この節の内容）

第五百四十六條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、密度計については、この節に定めるところによる。

（機構）

第五百四十七條　内部に目盛紙を入れた密度計が第五百四十一條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、密度計を軽くたたいて、その目盛紙がけい部に密着しているか、または脱落しているかどうかについて行う。

（機構）

第五百四十八條　密度計が第五百四十四條の規定に適合するかどうかの検査は、その質量およびけい部の直径を計り、左の式により、表面張力の変化に対する示度の変化の値を算出して行う。

$$a.\ R.\ d\quad \frac{\triangle a}{\triangle d}=\frac{M\times 980}{R\times\pi}\times 10$$

△dは、一〇ダイン毎センチメートルの表面張力の変化に対する示度の変化の値

Rは、けい部の直径（センチメートル）

dは、目盛線が表わす密度（グラム毎立方センチメートル）

Mは、検査をする密度計の質量（グラム）

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（器差）

第五百四十九條　密度計の器差の検査は、任意の目盛線について行う。

第五百五十條　密度計の器差の検査は、密度の大きい目盛線から順次密度の小さい目盛線について行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2　前項但書の規定により、密度の小さい目盛線から検査を始めるときは、さきの器差の検査が終つた後、けい部に附着した液をふきとり、次の器差の検査に影響がない状態としなければならない。

第五百五十一條　密度計の器差の検査に用いる検査液は、検査をする密度に応じ、それぞれ左の表の通りとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

検査をする密度	検査液
○・七グラム毎立方センチメートルから○・七三グラム毎立方センチメートルまで	エチルエーテル、ベンジンまたはこれらの混合液
○・七三グラム毎立方センチメートルから○・八グラム毎立方センチメートルまで	酒精とエチルエーテルとの混合液
○・八グラム毎立方センチメートルから一グラム毎立方センチメートルまで	水と酒精との混合液
一グラム毎立方センチメートルから一・六グラム毎立方センチメートルまで	硫酸と水との混合液
一・六グラム毎立方センチメートルから二グラム毎立方センチメートルまで	硝酸第二水銀と硝酸との混合液

第五百五十二條　密度計（密度用アレオピクノメーターを除く。以下この節において同じ。）の器差の検査は、検査をする密度計の目盛範囲と同一または目盛範囲を含む目盛範囲について行う。

2　前項の検査は、第五百五十一條から前條までの規定にかかわらず、左に掲げる方法により算出する。

一　密度二グラム毎立方センチメートル以上の目盛線の検査をするときは、イまたはロの方法により器差を算出する。

第五百五十三條　密度計の器差の検査は、検査前にごみおよび脂肪をとり、常温に復してから行う。

2　密度計の器差の検査は、取締用基準密度浮ひようを検査前に酒精またはエチルエーテルでぬぐい、常温に復してから行う。

3　密度計の器差の検査は、検査液をよく洗浄した容器に入れてかくはんし、気ほうの上昇がやみ、液面が静止した後行う。

第五百五十四條　密度計の器差の検査は、取締用基準密度浮ひようと検査をする密度計を検査液中にうかべて、その示度を比較して行う。

2　前項の検査において、検査をする密度計に一五度と異なつた温度が表記されているときは、その示度の読みに次の式による温度の補正を行つた後、取締用基準密度浮ひようの示度の読みと比較して行う。

$$補正量=a\alpha(15-t)$$

dは、取締用基準密度浮ひようの示度の読み（グラム毎立方センチメートル）

αは、ガラスの膨脹係数

tは、検査をする密度計に表記されている温度

第五百五十五條　密度二グラム毎立方センチメートル以上または○・七グラム毎立方センチメートル以下の目盛線がある密度計の器差の検査において、その目盛線が表わす密度に相当する目盛線がある取締用基準密度浮ひようまたはその目盛線が表わす密度の検査液がないときは、その目盛線についての器差は、第五百五十一條から前條までの規定にかかわらず、左に掲げる方法により算出する。

一　密度二グラム毎立方センチメートル以上の目盛線の検査をするときは、イまたはロの方法により器差を算出する。

イ　左の式により器差を算出する。

$$器差=\left\{\frac{(W-w)(\delta-0.0012)}{W_0-w}+\delta\right\}\left\{1+0.000025\,(t-15)\right\}-R$$

Wは、検査をする密度計を針金で取締用基準天びんにつり、水中に沈め、検査をする目盛線が水際の上縁と一致するようにしたときの重さにつり合う分銅の質量（グラム）

W_0は、針金の重さにつり合う取締用基準分銅の質量と検査をする密度計の重さにつり合う取締用基準分銅の質量との和（グラム）

wは、針金の重さにつり合う取締用基準分銅の質量（グラム）

δは、温度t度のときの水の密度（グラム毎立方センチメートル）

tは、水の温度

Rは、検査をする目盛線の表わす密度（グラム毎立方センチメートル）

左の式により算出された値に相当する質量の分銅を取締用基準天びんの一方の皿に載せ、検査をする密度計を他の皿につり、水にうかべ、水の容器を上下させて取締用基準天びんをつり合わせたときの水際の上縁と一致する目盛と、検査をする目盛線との示度を比較して器差を算出する。

$$分銅の質量=W_1\left(1+\frac{0.0012}{d}\right)\left\{1-\frac{\delta}{d}-\frac{0.000025\,(t-15)\,\delta}{d}\right\}$$

W_1は、検査をする密度計の重さにつり合う取締用基準分銅の質量（グラム）

dは、検査をする目盛線の表わす密度（グラム毎立方センチメートル）

tは、水の温度

δは、温度t度のときの水の密度（グラム毎立方センチメートル）

ロ　密度○・七グラム毎立方センチメートル以下の目盛線の検査をするときは、イまたはロの方法により器差を算出する。

左の式により器差を算出する。

$$器差=\left\{\frac{(W-w)(\delta-0.0012)}{(W'-w')-(W-w)}+\delta\right\}\left\{1+0.000025\,(t-15)\right\}-R$$

W'は、検査をする密度計の胴部におもりを巻きつけ、針金で取締用基準天びんにつて水にうかべ、検査をする目盛線が水際の上縁と一致するようにしたときの重さにつり合う取締用基準分銅の質量（グラム）

Wは、針金の重さにつり合う取締用基準分銅の質量と検査をする密度計の重さにつり合う取締用基準分銅の質量との和（グラム）

wは、針金の重さにつり合う取締用基準分銅の質量（グラム）

w'は、検査をする密度計に巻きつけたおもりを針金で取締用基準天びんにつり、水中に沈ませたときの重さにつり合う取締用基準分銅の質量（グラム）

δは、温度t度のときの水の密度（グラム毎立方センチメートル）

tは、水の温度

Rは、検査をする目盛線の表わす密度（グラム毎立方センチメートル）

号外

昭27. 3. 1.

ロ　左の式により算出した値に、前條第二項の規定による温度の補正をし、これと検査をする目盛線が表わす密度とを比較して器差を算出する。

$$\text{器差の算式} = \frac{W_1(a-0.0012)}{W_1+P} + 0.0012$$

W_1は、検査をする密度計の重さにつり合う取締用基準分銅の質量（グラム）

Pは、検査をする密度計におもりを巻きつけて水にうかべ、検査をする目盛線が水際の上縁と一致するようにした後、そのおもりのみを水中につけたときの重さにつり合う取締用基準分銅の質量（グラム）

aは、水の密度（グラム毎立方センチメートル）

第五百五十六條　密度計の器差は、その表わす密度から真実の密度を減じて算出するものとする。

（密度用アレオピクノメーター）

第五百五十七條　密度用アレオピクノメーターの器差の検査は、検査をする密度用アレオピクノメーターの表面および液室の内部を酒精またはエーテルでよく洗い、かわかした後、その液室に検査をする目盛線が表わす密度と同一の密度の検査液を満たし、気ほうのない状態として密閉した後、水中にうかべ、その示度に左の式による温度の補正を行つた値を求めて行う。

$$\text{器差の算式} = \left(a+\frac{M}{A}\right)\delta - d$$

dは、検査をする密度用アレオピクノメーターの示度の読み

Mは、検査をする密度用アレオピクノメーターの質量（グラム）（四捨五入により小数点以下一位まで算出するものとする。）

Aは、検査をする密度用アレオピクノメーターの液室の体積（立方センチメートル）（四捨五入により小数点以下一位まで算出するものとする。）

δは、測定をしたときの水の密度から温度一五度の水の密度を減じたもの（グラム毎立方センチメートル）

2　前項に規定する温度の補正において、必要があるときは、さらに左の式によるガラスの膨脹による補正を行う。

$$\text{器差の算式} = \frac{0.000025(t-15)M}{A}$$

tは、水の温度

MおよびAは、前項の式と同じ。

3　第一項の検査において、検査液の密度は、取締用基準密度浮ひようにより計るものとする。

4　密度用アレオピクノメーターの器差は、表わす密度から真実の密度を減じて算出するものとする。

第九章　濃度計

第一節　構造

（この節の内容）

第五百五十八條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、濃度計については、この節に定めるところによる。

（表記等）

第五百五十九條　濃度計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　濃度計の表記には、誤記があつてはならない。

3　濃度計に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第五百六十條　濃度計は、その表わす濃度の法定計量単位またはその略字が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

第五百六十一條　濃度計は、主要な目盛線に、その表わす濃度の値が表記されているもので なければならない。値が表記されている目盛線であつて、それに接する濃度の値が二あるものについても、同様とする。

第五百六十二條　しよ糖度浮ひようは、その標準とする温度（一七・五度または二〇度）が表記されているものでなければならない。

（目盛線）

第五百六十三條　濃度計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一でなければならない。

第五百六十四條　濃度計の目盛線は、その中心線によつて濃度を示すように目盛られているものでなければならない。

第五百六十五條　濃度計の目盛線は、水際が明りようにに視定できない箇所に附されているものであつてはならない。

第五百六十六條　濃度計の目盛線は、水際の上縁において視定するように目盛られているものでなければならない。ただし、特に視定方法が表記されているものについては、この限りでない。

第五百六十七條　濃度計の目盛線は、その長さがけい部の全周の長さの一〇分の一をこえているものでなければならない。

第五百六十八條　濃度計の目盛線は、その濃度計を液体にうかべたときに、目盛線を含む平面が水平面に対し角度五度以上傾斜するものであつてはならない。

第五百六十九條　しよ糖度浮ひよう以外の濃度計の目盛線は、温度一五度の場合を標準として定められているものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いる濃度計であつて、その標準とする温度が表記されているものについては、この限りでない。

（材質）

第五百七十條　金属製の濃度計は、くぼみを生じているものであつてはならない。

（機構および作用）

第五百七十一條　濃度計であつて、内部に目盛紙が入れてあるものは、その目盛紙が離脱し、または動くものであつてはならない。

2　濃度計であつて、内部に目盛紙以外の目盛板が入れてあるものは、その目盛板が目盛の分割が最小である部分の目盛間隔に相当する長さ以上に移動するものであつてはならない。

第五百七十二條　濃度計であつて、その下部に重量を附加し、または調整するために散弾、水銀その他の重量附加物をいれるおもり室が設けられているものは、重量附加物がおもり室の外に出るものであつてはならない。

第五百七十三條　濃度計は、液体にうかべたときに、鉛直線に対して角度五度以上傾斜するものであつてはならない。

第二節　検査方法

（この節の内容）

第五百七十四條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、濃度計については、この節に定めるところによる。

（機構）

第五百七十五條　内部に目盛紙を入れた濃度計が第五百七十一條第一項の規定に適合するかどうかの検査は、濃度計を軽くたたいて、その目盛紙がけい部に密着しているか、または脱落しているかどうかについて行う。

（器差）

第五百七十六條　濃度計の器差の検査は、任意の目盛線について行う。

第五百七十七條　濃度計の器差の検査は、密度に換算したときの密度の値の大きい濃度の目盛線から順次密度に換算したときの密度の値の小さい濃度の目盛線について行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、此の限りでない。

2　前項但書の規定により、密度に換算したときの密度の値の小さい濃度の目盛線から検査を始めるときは、くさきの器差の検査が終つた後、けい部に附着した液をふきとり、次の器差の検査に影響がない状態としなければならない。

第五百七十八條　濃度計の器差の検査には、左に掲げる検査液を用いる。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　酒精度検査液

イ　〇酒精度から九五酒精度までの範囲については、酒精と水との混合液

ロ　九五酒精度から一〇〇酒精度までの範囲については、酒精とエーテルとの混合液

二　しよ糖度検査液

イ　〇しよ糖度から六〇しよ糖度までの範囲については、しよ糖と水との混合液

ロ　六〇しよ糖度から一〇〇しよ糖度までの範囲については、硫酸と水との混合液

三　硫酸度およびさく酸度については、第五百五十一條の検査液

第五百七十九條　濃度計の器差の検査は、検査をする濃度計の目盛範囲と同一またはその目盛範囲を含む目盛範囲があり、かつ、検査をする濃度計の一目盛の値と同一またはそれ以下の一目盛の値を有する取締用基準濃度浮ひようを検査をする濃度計の目盛線が表わす濃度と同一の濃度の検査液中にうかべて行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第五百八十條　濃度計の器差の検査は、検査前にごみおよび脂肪をとり、常温に復してから行う。

2　濃度計の器差の検査は、取締用基準濃度浮ひようを検査前に酒精またはエチルエーテルでぬぐい、常温に復してから行う。

3　濃度計の器差の検査は、検査液を洗浄した容器に入れてかくはんし、気ほうの上昇がやみ、液面が静止した後行う。

第五百八十一條　濃度計の器差の検査は、取締用基準濃度浮ひようと検査をする濃度計とを検査液中にうかべて、その示度を比較して行う。

2　前項の検査において、一七・五度を標準温度とする取締用基準しよ糖度浮ひようで二〇度を標準温度とするしよ糖度浮ひようを検査するときは、取締用基準しよ糖度浮ひようの示度の読みに左の式による温度の補正を行つた後、検査をするしよ糖度浮ひようの示度の読みと比較して行う。

$$\text{器差の算式} = \frac{1}{D}\{0.000025(17.5-20)d+(d_{17.5}-d_{20})\}$$

dは、取締用基準しよ糖度浮ひようの示度の読みに相当する密度（グラム毎立方センチメートル）

$d_{17.5}$は、温度一七・五度における検査液の密度（グラム毎立方センチメートル）

d_{20}は、温度二〇度における検査液の密度（グラム毎立方センチメートル）

Dは、dにおけるしよ糖度一度の差に相当する密度（グラム毎立方センチメートル）

第五百八十二條　濃度計の器差は、その表わす濃度から真実の濃度を減じて算出するものとする。

第十章　繊度計

第一節　検尺器

（この款の内容）

第五百八十三條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、検尺器については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第五百八十四條　検尺器の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　検尺器の表記には、誤記があつてはならない。

3　検尺器に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第五百八十五條　検尺器は、一回の計量における糸わくの回転数が回転器に表記されているものでなければならない。

（目盛線）

第五百八十六條　検尺器の目盛線は、その目盛線の中心線によつて長さを示すように目盛られているものでなければならない。

（機構および作用）

第五百八十七條　検尺器は、その一回の計量における回転数が四〇〇回でなければならない。この場合において、一回転以内の計量誤差があることを妨げない。

第五百八十八條　検尺器は、糸わくの周の長さが一・一二五メートルのものでなければならない。この場合において、六ミリメートル以内の誤差があることを妨げない。

第五百八十九條　検尺器は、糸わくの糸受部分が平滑なものでなければならない。

第五百九十條　検尺器は、自動停止装置および鈴打装置が完全なものでなければならない。

第五百九十一條　検尺器の指示機構は、計量操作をしたときに、指示が円滑であり、かつ、正確に読むことができるものでなければならない。

第五百九十二條　検尺器であつて、緊着または連接する部分があるものは、緊着が不充分であり、または連接部に間げきがあるものであつてはならない。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第五百九十三條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、繊度検尺器については、この款に定めるところによる。

（機構および作用）

第五百九十四條　検尺器が第五百八十七條の規定に適合するかどうかの検査は、あらかじめ、窓まわしにより指針の位置を確かめた後、四〇秒につき二〇〇回の同転速度で回転し、回転数計を用いて行う。

第五百九十五條　検尺器の糸わくが第五百八十八條の規定に適合するかどうかの検査は、取締用基準巻尺を用いて、糸受部分の中央および両端より各三分の一の箇所についてそれぞれ行う。

第五百九十六條　検尺器の自動停止装置および鈴打装置が第五百九十條の規定に適合するかどうかの検査は、回転数計を用いて、停止または鈴打までの回転数を読み取つて行う。

第二節　検査方法

第五百九十七條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、検位衡および繊度分銅については、この款に定めるところによる。

（表記等）

第五百九十八條　検位衡または繊度分銅の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　検位衡または繊度分銅には、誤記があつてはならない。

3　検位衡または繊度分銅に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第五百九十九條　検位衡は、そのひよう量が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

第六百條　繊度分銅は、その表わす繊度の値が表記されているものでなければならない。ただし、左の表の上欄に掲げる繊度の繊度分銅であつて、下欄に掲げる形状のものについては、この限りでない。

繊度	形状
〇・〇一デニールだ円型	
〇・〇二デニールひし型	
〇・〇五デニール五角型	
〇・一デニール四角型	

（目盛線）

第六百一條　検位衡の繊度を表わす目盛線の太さまたは度表（繊度を表わさない目盛が附されている目盛板をいう。以下この章において同じ。）の目盛線の太さは、目盛間隔の二分の一（度表の目盛線にあつては、四分の一）をこえていてはならない。

2　検位衡の繊度を表わす目盛線の太さおよび度表の目盛線の太さは〇・二ミリメートル（度表の目盛線にあつては、〇・一ミリメートル）以下であつてはならない。ただし、目盛をレンズによつて拡大して読む機構の検位衡については、この限りでない。

3　検位衡の繊度を表わす目盛線は、そのうち最も太いものの太さが、最も細いものの太さの三倍をこえているものであつてはならない。

4　検位衡の度表の目盛線は、その太さが均一でなければならない。

第六百二條　検位衡の繊度を表わす目盛線および度表は、その目盛間隔が〇・五ミリメートル以上のものでなければならない。ただし、目盛をレンズによつて拡大して読む機構の検位衡については、この限りでない。

第六百三條　検位衡の繊度を表わす目盛線および度表は、その目盛間隔が均一でなければならない。

第六百四條　検位衡の度表の目盛間隔は、均一でなければならない。この場合において、度表の目盛間隔の一〇分の一以内の誤差があることを妨げない。

第六百五條　検位衡の繊度を表わす目盛線および度表の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一でなければならない。

第六百六條　繊度を表わす目盛が二段以上ある検位衡は、同一の繊度について計つたときに、各段の目盛が表わす値の相互の差が、その表わす値に応ずる検定公差（検定公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）の三分の一をこえているものであつてはならない。

号外

昭27. 3. 1.

（指示機構）

第六百七條　検位衡の指示機構の指標（度表の指標を除く。）の指示部分の太さは、その検位衡の最も太い目盛線の太さより太くなく、かつ、最も細い目盛線の太さより細くないものでなければならない。

第六百八條　検位衡の度表の指標の指示部分の太さは、度表の目盛間隔の五分の一をこえていてはならない。

第六百九條　検位衡（天びん型検位衡および指標として回転する指針を用いる検位衡を除く。）の指示機構の指標の指示部分と目盛面との間隔は、一〇ミリメートルをこえていてはならない。

2　指標として回転する指針を用いる検位衡の指針の指示部分と目盛面との間隔は、指針の回転中心から先端までの長さの二〇分の一（指針の回転中心から先端までの長さの二〇分の一が一〇ミリメートルをこえるときは一〇ミリメートル、二ミリメートル以下のときは二ミリメートル）をこえていてはならない。

第六百十條　検位衡の指示機構の指標の指示部分は、その指示すべき目盛線に重なるものでなければならない。ただし、指標の指示部分が目盛面と同一平面上にある検位衡については、この限りでない。

2　指標の指示部分が目盛面と同一平面上にある検位衡は、指標の指示部分の先端と目盛線との距離が二ミリメートル（天びん型検位衡にあつては、一ミリメートル）をこえているものであつてはならない。

第六百十一條　検位衡の度表の指標の指示部分は、度表の目盛がある範囲以上に動くことができるものでなければならない。

（機構および作用）

第六百十二條　検位衡は、つり合が安定なものでなければならない。

第六百十三條　検位衡には、目盛板または度量がつけられていなければならない。

第六百十四條　検位衡は、最小目盛に相当する繊度の二倍の繊度（天びん型検位衡にあつては、表記されている感量の二倍の繊度）に相当する荷重をのせおろししたときに、左に掲げる変位以上の変位を生ずるものでなければならない。

一　度表のあるものについては、度表の目盛間隔の二分の一の変位

二　目盛板を使用するものについては、目盛間隔の二分の一の変位

第六百十五條　検位衡（天びん型検位衡を除く。）は、重心玉（感量を調整するため、こうかんの重心を上下に動かす装置をいう。）が容易に移動することができないように緊着されているものでなければならない。

第六百十六條　検位衡の二箇所以上に共通な部分品であつて、その取付場所の表示がないものは、それらの箇所のいずれにも使用できるものでなければならない。

第六百十七條　計量機構を懸垂して使用する検位衡以外の検位衡には、水平器がつけられていなければならない。ただし、水平の位置からどの方向に角度三度傾斜させたときでも、その器差が使用公差をこえない検位衡については、この限りでない。

2　検位衡につけられている水平器は、その検位衡を傾けたときに、器差が使用公差をこえないうちに、水平でなくなつたことを示すものでなければならない。

第六百十八條　検位衡は、任意の荷重において通常の使用方法による操作を繰り返したときに、その指示または記録が使用公差の範囲内において一定するものでなければならない。

第六百十九條　調子玉のない検位衡は、空掛の状態における示度が零点と合致しているものでなければならない。この場合において、その検位衡の使用公差以内の誤差があることを妨げない。

第六百二十條　天びん型検位衡以外の検位衡のかぎまたは皿であつて、容易に検位衡から分離することができるものには、その検位衡の器物番号が附されていなければならない。

第六百二十一條　天びん型検位衡以外の検位衡は、使用前と使用後とにおいて零点における示度の変化が使用公差の二分の一をこえているものであつてはならない。

（天びん型検位衡）

第六百二十二條　天びん型検位衡は、度表の指標の指示部分と目盛面との間隔が二ミリメートルをこえるものであつてはならない。

第六百二十三條　天びん型検位衡は、その度表の指標が目盛面の上を、目盛面と常に同一の間隔を保つて移動するものでなければならない。

第六百二十四條　天びん型検位衡は、そのとつ手が円滑に回転するものでなければならない。

2　天びん型検位衡は、そのしゅう動部分が円滑にしゅう動するものでなければならない。

第六百二十五條　天びん型検位衡の刃を固定するねじは、ゆるみがなく、かつ、容易にゆるみを生じないものでなければならない。

第六百二十六條　天びん型検位衡には、さお、皿および柱に合番号が附されていなければならない。

2　天びん型検位衡には、その両端の刃受に、取り付けるべき刃との合符合および刃の方向を明らかにする標識が附されていなければならない。

第六百二十七條　天びん型検位衡は、休み装置がてこの両ひじに対して均等かつ同時に作用するものでなければならない。

第六百二十八條　天びん型検位衡は、作用中または休み状態から使用状態に移るときに、著しく皿が動揺しないものでなければならない。

第六百二十九條　天びん型検位衡は、休み装置を作用させる前と作用させた後とにおいて、静止点の位置の変化が、感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさの三分の一をこえているものであつてはならない。

第六百三十條　天びん型検位衡は、空掛の状態において感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさと、ひょう量に相当する荷重を載せた状態において感量に相当する荷重を載せたときに生ずる変位の大きさとの差が、変位の大きさのうち小さいものの二分の一をこえているものであつてはならない。

第六百三十一條　天びん型検位衡は、その皿のどの部分に被計量物を載せて計つたときでも、感量をこえる誤差があるものであつてはならない。

（準用規定）

第六百三十二條　検定規則第百五十一條、第百五十二條、第百五十三條および第百五十五條第二項の規定は、検位衡に準用する。

第二款　検査方法

（この款の内容）

第六百三十三條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、検位衡および繊度分銅については、この款に定めるところによる。

（作用および器差）

第六百三十四條　検位衡の検査は、検位衡を堅ろうな基礎または定盤の上に水平に載せて行う。

2　前項の規定にかかわらず、計量機構を懸垂して使用する検位衡の検査は、検位衡を堅ろうなひょう架その他の懸垂装置に懸垂して行う。

第六百三十五條　検位衡が第六百十四條の規定に適合するかどうかの検査は、検位衡が計ることができる繊度の範囲内の任意の繊度に相当する荷重を検位衡にかけた後、最小目盛に相当する繊度の二倍の繊度（天びん型検位衡にあつては、表記されている感量の二倍の繊度）に相当する荷重を静かに増減して行う。

第六百三十六條　検位衡（被計量物を直接懸垂する検位衡を除く。）の器差の検査は、載せ台のほぼ中央に取締用基準繊度分銅を載せて行う。

2　被計量物を直接懸垂する検位衡の器差の検査は、被計量物を懸垂する部分に取締用基準繊度分銅を正しく懸垂して行う。

3　前二項の器差の検査は、ひょう量および検査をする検位衡が計ることができる範囲内の任意の二以上の繊度について行う。

第六百三十七條　検位衡の検査において、示度を読み取るときは、故意に、検位衡に震動を與えてはならない。

第六百三十八條　天びん型検位衡以外の検位衡の器差は、その表わす量から真実の量を減じて算出するものとする。

第六百三十九條　天びん型検位衡以外の検位衡であつて、水平器があるものの水平器が第六百十七條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、水平器の種類に応じ、左の各号に掲げる位置まで傾けて器差の検査をすることにより行う。

一　下げ振り式水平器であつては、下げ振りが水平器のにらみの位置において、下げ振りとにらみ穴とのあいだの三分の一だけ移動するような位置

二　下げ振り式水平器であつて、にらみ穴がないものにあつては、下げ振りの先端が一ミリメートル移動するような位置

三　気ほう式水平器にあつては、気ほうの位置が一ミリメートル移動するような位置

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（天びん型検位衡）

第六百四十條　天びん型検位衡が第六百三十一條の規定に適合するかどうかの検査は、その天びん型検位衡のひょう量の二分の一に相当する繊度の取締用基準繊度分銅を、各皿の中心から皿の半径の三分の一の距離だけ離れたところに左の図の一または図の二のように載せたときの静止点と、取締用基準繊度分銅を各皿の中心に載せたときの静止点との差について行う。

図の一　取締用基準繊度分銅

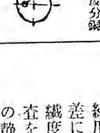

図の二　取締用基準繊度分銅

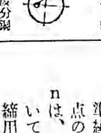

第六百四十一條　天びん型検位衡の器差は、左の式により算出する。

$$誤差 = \triangleright \times \frac{n_1+n_2-2n_0}{n_2-n_0}$$

この式において、$\triangleright$、n_1、n_2およびn_0は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$\triangleright$は、表記された感量

n_0は、空掛の状態における静止点の値

n_1は、任意の繊度の繊度分銅を両皿に載せたときの静止点の値

n_2は、n_1を求めたときの繊度分銅を交換して両皿に載せたときの静止点の値

$n_\triangle$は、n_2を求めたときの状態において、感量に相当する繊度の取締用基準繊度分銅を、さらに一方の皿に載せたときの静止点の値

（繊度分銅）

第六百四十二條　繊度分銅の器差の検査は、取締用基準天びんを用いて行う。

第六百四十三條　繊度分銅の器差の検査において、左の式が成立したときは、その繊度分銅の器差は、使用公差の範囲内にあるものとする。

$$n_s+(n_s-n_0)/n_0 \geqq n_s-(n_s-n_0)$$

n_sは、取締用基準天びんの右皿に検査をする繊度分銅の表わす繊度に相当する繊度の取締用基準繊度分銅を載せ、左皿に任意の繊度の繊度分銅を載せてつり合わせたときの静止点の値

$n_\triangle$は、n_sを求めたときの状態において、いずれか一方の皿に使用公差に相当する繊度の取締用基準繊度分銅を加えたときの静止点の値

nは、$n_\triangle$を求めたときの状態において、右皿から最初に載せた取締用基準繊度分銅および使用公差に相当する繊度の取締用基準繊度分銅を載せたときの静止点の値

2　取締用基準繊度分銅と検査をする繊度分銅との空気中の浮力の差が検定公差の一〇分の一をこえるときは、浮力の補正をする。この場合において、比重は、真ちゅうおよびニッケルにあつては八・四、鋳鉄にあつては七・〇、アルミニウムにあつては二・七、空気にあつては〇・〇〇一二とする。

間げきの三分の一だけ移動するような位置

二　下げ振り式水平器であつて、にらみ穴がないものにあつては、下げ振りの先端が一ミリメートル移動するような位置

三　気ほう式水平器にあつては、気ほうの位置が一ミリメートル移動するような位置

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（天びん型検位衡）

第六百四十條　天びん型検位衡が第六百三十一條の規定に適合するかどうかの検査は、その天びん型検位衡のひょう量の二分の一に相当する繊度の取締用基準繊度分銅を、各皿の中心から皿の半径の三分の一の距離だけ離れたところに左の図の一または図の二のように載せたときの静止点と、取締用基準繊度分銅を各皿の中心に載せたときの静止点との差について行う。

図の一　取締用基準繊度分銅

図の二　取締用基準繊度分銅

第六百四十一條　天びん型検位衡の器差は、左の式により算出する。

$$誤差 = \triangleright \times \frac{n_1+n_2-2n_0}{n_2-n_0}$$

この式において、$\triangleright$、n_1、n_2およびn_0は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$\triangleright$は、表記された感量

n_0は、空掛の状態における静止点の値

n_1は、任意の繊度の繊度分銅を両皿に載せたときの静止点の値

n_2は、n_1を求めたときの繊度分銅を交換して両皿に載せたときの静止点の値

$n_\triangle$は、n_2を求めたときの状態において、感量に相当する繊度の取締用基準繊度分銅を、さらに一方の皿に載せたときの静止点の値

（繊度分銅）

第六百四十二條　繊度分銅の器差の検査は、取締用基準天びんを用いて行う。

第六百四十三條　繊度分銅の器差の検査において、左の式が成立したときは、その繊度分銅の器差は、使用公差の範囲内にあるものとする。

$$n_s+(n_s-n_0)/n_0 \geqq n_s-(n_s-n_0)$$

n_sは、取締用基準天びんの右皿に検査をする繊度分銅の表わす繊度に相当する繊度の取締用基準繊度分銅を載せ、左皿に任意の繊度の繊度分銅を載せてつり合わせたときの静止点の値

$n_\triangle$は、n_sを求めたときの状態において、いずれか一方の皿に使用公差に相当する繊度の取締用基準繊度分銅を加えたときの静止点の値

nは、$n_\triangle$を求めたときの状態において、右皿から最初に載せた取締用基準繊度分銅および使用公差に相当する繊度の取締用基準繊度分銅を載せたときの静止点の値

2　取締用基準繊度分銅と検査をする繊度分銅との空気中の浮力の差が検定公差の一〇分の一をこえるときは、浮力の補正をする。この場合において、比重は、真ちゅうおよびニッケルにあつては八・四、鋳鉄にあつては七・〇、アルミニウムにあつては二・七、空気にあつては〇・〇〇一二とする。

第十一章　粒度計

第一節　構造

（この節の内容）

第六百四十四條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、標準網ふるいについては、この節に定めるところによる。

（表記等）

第六百四十五條　標準網ふるいの記号、表記および標識は、不鮮明なものであつてはならない。

2　標準網ふるいの表記には、誤記があつてはならない。

3　標準網ふるいに附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第六百四十六條　標準網ふるいは、標準ふるいである旨がわく外側に表記されているものでなければならない。

第六百四十七條　標準網ふるいは、ふるい目の開きがわくの外側に直接に刻印されているものでなければならない。

（機構）

第六百四十八條　標準網ふるいは、そのわくの内径が二一〇ミリメートル以内のものでなければならない。

第六百四十九條　標準網ふるい（わくの内径が一〇〇ミリメートル未満のものを除く。）は、その わくの ふるい面から上の部分の厚さが〇・五ミリメートル以上、わくのふるい面から下の部分の厚さが〇・七ミリメートル以上のものでなければならない。

2　わくの内径が一〇〇ミリメートル未満の標準網ふるいは、わくの厚さが〇・四ミリメートル以上のものでなければならない。

第六百五十條　標準網ふるいは、ふるい網がたるみがないように緊張してわくに取り付けられているものでなくてはならない。

第六百五十一條　標準網ふるいは、ふるい網の目が方形をなしているものでなければならない。

第六百五十二條　標準網ふるいは、ふるい網の針金の直径に著しい差異があるものであつてはならない。

第二節　検査方法

（この節の内容）

第六百五十三條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、標準網ふるいについては、この節に定めるところによる。

（器差）

第六百五十四條　標準網ふるいの器差の検査は、網の針金の方向ごとに行う。

第六百五十五條　標準網ふるいの器差の検査は、あらかじめ、ふるい網の全面にわたつて肉眼または拡大鏡により、織むらおよび大きいふるい目の開きがある箇所を調べた後に行う。

第六百五十六條　標準網ふるいの器差の検査は、投影機にふるいをそう入してスクリーン上にその拡大像を投影し、取締用標準網ふるい用長さ基準器を用いて平均のふるい目の開きおよび最大のふるい目の開きについて行う。

2　前項の検査において、平均の真実のふるい目の開きは、投影像について一〇目以上を含む長さを二箇所以上計り、その値を計つたふるい目の数で除して得た値から針金の直径（投影像の五箇所以上について測定したものの平均値とする。）を減じた値を拡大率で除して算出する。この場合において、拡大率は、対物レンズの焦点位置に対物測微計を置き、スクリーン上に投影された拡大像を取締用標準網ふるい長さ基準器で計つて算出する。

3　第一項の検査において、最大の真実のふるい目の開きは、前條の規定によりあらかじめ調べて、織むらおよび大きいふるい目の開きがあると認めた箇所のうち数箇所について計るものとする。

第六百五十七條　標準網ふるいの器差は、表記されているふるい目の開きから前條第二項または第三項の規定により算出された真実のふるい目の開きを減じて得た値を表記されているふるい目の開きで除して、その値に一〇〇を乗じて算出するものとする。

第十二章　湿度計

第一節　構造

（この節の内容）

第六百五十八條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、乾湿球湿度計については、この節に定めるところによる。

（表記等）

第六百五十九條　乾湿球湿度計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　乾湿球湿度計に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

3　乾湿球湿度計は、その乾球のガラス管または目盛板に乾球である旨が、湿球のガラス管または目盛板に湿球である旨が表記されているものでなければならない。

第六百六十一條　乾湿球湿度計は、乾球および湿球にその表わす温度の法定計量単位またはその略字が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

第六百六十二條　乾湿球湿度計は、乾球および湿球の温度を表わす目盛線に、その表わす温度の値が表記されているものでなければならない。値が表記されている目盛線の間にある目盛線であつて、それに接する一目盛の値が二あるものについても、同様とする。

号外

昭27.3.1.

（目盛線）

第六百六十三條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度を表わす目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一でなければならない。

第六百六十四條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度を表わす目盛線は、その中心線によつて温度を示すように目盛られているものでなければならない。

第六百六十五條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度を表わす目盛線は、その目盛線の位置までその目盛線が表わす温度に伴つたときの示度によつて目盛られているものでなければならない。

第六百六十六條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度を表わす目盛線は、感温液が水銀であるときは水際の最上部による示度により、水銀以外の液体であるときは水際の最下部による示度により目盛られているものでなければならない。

第六百六十七條　乾湿球湿度計の乾球または湿球であつて、温度を表わす目盛が二段以上あるものは、同一の温度を表わす目盛線が一致しているものでなければならない。この場合において、その一目盛の値および表わす量に応ずる体温計以外のガラス製温度計の使用公差（使用公差が二以上のもの）の三分の一以内の誤差があることを妨げない。

（湿度計算表）

第六百六十八條　温度による湿度計算表が取り付けられている乾湿球湿度計は、その湿度計算表によつて表わす湿度の値が、空気中の水蒸気の圧力が別表に掲げる値であるときに算出される値のものでなければならない。

（機構および作用）

第六百六十九條　乾湿球湿度計は、その乾球および球部が湿っていない状態の湿球の温度の示度がそれぞれ体温計以外のガラス製温度計の使用公差の範囲内にあり、かつ、その乾球と球部が湿っていない状態の湿球との同一の温度に対する示度の差が〇・六度（一目盛の値が〇・五度未満の乾球および湿球にあつては、〇・四度）以内のものでなければならない。

第六百七十條　乾湿球湿度計の乾球および湿球は、零点降下が少いものでなければならない。

第六百七十一條　乾湿球湿度計の乾球および湿球は、温度を計るときに液切れがするものであつてはならない。

第六百七十二條　乾湿球湿度計の乾球および湿球は、感温液の液面の視定が困難なもの、毛細管に二本以上の孔があつて感温液が二本以上の孔に入つているもの等であつて、示度が読み取り難いものであつてはならない。

第六百七十三條　板附の乾湿球湿度計は、その乾球または湿球の温度を表わす目盛線がガラス管および板に附されているものは、ガラス管と板とについて、同一の温度を表わす目盛線が一致しているものでなければならない。この場合において、その一目盛の値および表わす量に応ずる体温計以外のガラス製温度計の使用公差（使用公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）に相当する値以内の誤差があることを妨げない。

第六百七十四條　板附の乾湿球湿度計であつて、その乾球または湿球の温度を表わす目盛線がガラス管および板に附されているものは、ガラス管と板とについて、同一の温度を表わす目盛線が一致しているものでなければならない。この場合において、その一目盛の値および表わす量に応ずる体温計以外のガラス製温度計の使用公差（使用公差が二以上あるときは、そのうち最も小さいもの）に相当する値以内の誤差があることを妨げない。

（この節の内容）

第六百七十五條　法第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法は、乾湿球湿度計については、この節に定めるところによる。

（温度の示度）

第六百七十六條　乾湿球湿度計が第六百六十九條の規定に適合するかどうかの検査は、乾球および球部が湿っていない状態の湿球について温度の示度の検査により行う。

第六百七十七條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度を表わす目盛線の検査は、取締用基準湿度計との比較によつて行う。この場合において、取締用基準湿度計は、検査をする乾球または湿球の一目盛の値と同一または以下の一目盛の値を有するものでなければならない。

第六百七十八條　板附の乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度の示度の検査は、大気中において行う。ただし、必要があると認めるときは、気温そうを用いて検査をし、または検査をする乾球または湿球の温度を感ずる速さに応じて、検査そうの温度が一定に保たれる状態または極めて徐々に上昇する状態において行い、かつ、そう内の水を常にかくはんして水の各部の温度が均一であるようにしなければならない。

2　板附の乾湿球湿度計以外の乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度の示度の検査は、常温検査そうを用いて検査をすることを妨げない。

3　前項の規定により温度の示度の検査において常温検査そうを用いるときは、取締用基準温度計および検査をする乾球または湿球の温度を感ずる速さに応じて、検査そうの温度が一定に保たれる状態または極めて徐々に上昇する状態において行い、かつ、そう内の水を常にかくはんして水の各部の温度が均一であるようにしなければならない。

第六百七十九條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度の示度の検査は、感温液が水銀であるときは水際の最上部について、水銀以外の液体であるときは水際の最下部について行い、示度の読取は、温度を計つている状態において行う。

第六百八十條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度の示度の検査は、検査をする温度を表わす目盛線まで同一の温度とした状態で行う。

第六百八十一條　乾湿球湿度計の乾球および湿球の温度の示度の検査をするときは、検査をする乾球または湿球の目盛線は、その目盛面に視線が垂直になる位置において、その正面から視定する。

第六百八十二條　乾湿球湿度計の乾球または湿球の温度の示度の検査において、示度が体温計以外のガラス製温度計の使用公差の範囲内にあるかどうかは、その表わす温度から真実の温度を減じて算出するものとする。

第六百八十三條　乾湿球湿度計は、乾球および湿球の温度の示度の検査と同時に、乾球と湿球との同一の温度に対する示度の差の検査を行う。

（器差）

第六百八十四條　乾湿球湿度計が第六百六十九條の規定に適合するときは、その乾湿球湿度計の器差は、使用公差をこえないものとみなす。

第十三章　比重計

第一節　通則

（この節の内容）

第六百八十五條　法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造は、比重計については、この節に定めるところによる。

（表記等）

第六百八十六條　比重計の記号、表記、標識および目盛線は、不鮮明なものであつてはならない。

2　比重計の表記には、誤記があつてはならない。

3　比重計に附された検定証印または比較検査証印は、識別し難いものであつてはならない。

第二款　浮ひょう型液体比重計および比重用アレオピクノメーター

第六百八十七條　比重計（浮ひょう型液体比重計および比重用アレオピクノメーターに限る。以下この款において同じ。）には、その表わす比重、重ボーメ度、軽ボーメ度、日本酒度、A・B・I度、トワッデル度もしくは牛乳度（以下この章において「比重等」という。）またはその略字が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

第六百八十八條　比重計は、主要な目盛線に、その表わす比重等の値が表記されているものでなければならない。値が表記されている目盛線の間にある目盛線であつて、それに接する一目盛の値が二あるものについても、同様とする。

（目盛線）

第六百八十九條　比重計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさおよびその他の性質が均一でなければならない。

第六百九十條　比重計の目盛線は、その中心線によつて比重等を示すように目盛られているものでなければならない。

第六百九十一條　比重計の目盛線は、水際が明りょうに視定できない箇所に附されているものであつてはならない。

第六百九十二條　比重計の目盛線は、目盛られているものでなければならない。ただし、特に視定方法が表記されているものについては、この限りでない。

2　比重等の大きい目盛線から順次比重等の小さい目盛線について行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

3　前項但書の規定により、比重等の小さい目盛線から検査を始めるときは、さきの器差の検査が終つた後、けい部に附着した液をふきとり、次の器差の検査に影響がない状態としなければならない。

第六百九十三條　比重計または比重用アレオピクノメーターの器差の検査をする比重に応じ、それぞれ左の表の通りとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

されているものについては、この限りでない。

第六百九十三條　比重計の目盛線は、その長さがけい部の全周の長さの一〇分の一をこえているものでなければならない。

第六百九十四條　比重計の目盛線は、その比重計を液体にうかべたときに、目盛線を含む平面が水平面に対し角度五度以上傾斜するものであつてはならない。

（機構）

第六百九十五條　比重計の目盛線は、温度が一五度の場合を標準として定められ、かつ、表わす比重等の値が水が温度四度の場合を標準として定められているものでなければならない。ただし、特殊の用途に用いる比重計（日本酒度浮ひょうを除く。）であつて、その標準の温度および標準とした水の温度が表記されているものについては、この限りでない。

2　前項但書に規定する比重計の標準の温度および標準とした水の温度の表記は、その標準の温度を分子とし、標準とした水の温度を分母とした分数によつて、なされていなければならない。

（材質）

第六百九十六條　金属製の比重計は、くるいを生じているものであつてはならない。

（機構および作用）

第六百九十七條　比重計であつて、内部に目盛紙が入れてあるものは、その目盛紙が離脱し、または動くものであつてはならない。

2　比重計であつて、内部に目盛紙以外の目盛板が入れてあるものは、その目盛板が目盛の分割が最小である部分の目盛間隔に相当する長さ以上に移動するものであつてはならない。

第六百九十八條　比重計であつて、その下部に重量を附加し、または調整するために散弾、水銀その他の重量附加物をいれるおもり室が設けられているものは、重量附加物がおもり室の外に出るものであつてはならない。

第六百九十九條　比重計は、液体にうかべたときに、鉛直線に対して角度五度以上傾斜するものであつてはならない。

第七百條　比重計は、そのけい部に働く表面張力が一〇ダイン毎センチメートルだけ変化したときに、示度の変化が使用公差に相当する値をこえるものであつてはならない。

第七百一條　比重用アレオピクノメーターは、せん部が水密なものでなければならない。

2　比重用アレオピクノメーターには、せんと本体とに合番号が附されてなければならない。

第二款　比重天びん

（表記）

第七百二條　比重天びんは、その比重天びんが表わす比重の計量単位またはその略字が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

（機構および作用）

第七百三條　比重天びんは、温度が一五度の場合を標準として定められているものでなければならない。

2　比重天びんが表わす比重の値は、水が温度四度の場合を標準としているものでなければならない。

第七百四條　比重天びんは、比重以外の目盛を併記しているものであつてはならない。

第七百五條　比重天びんは、浮子、目盛さお、にらみおよび水平装置ならびに比重分銅または比重おもりが備えられているものでなければならない。

2　比重天びんの水平装置は、その比重天びんを傾けたときに、器差が使用公差をこえないうちに、水平でなくなつたことを示すものでなければならない。

第七百六條　比重天びんの浮子は、ガラス製のものでなければならない。

2　比重天びんの浮子であつて、その下部に重量を附加しまたは調整するために散弾、水銀その他の重量附加物をいれるおもり室が設けられているものは、重量附加物がおもり室の外に出るものであつてはならない。

3　比重天びんは、浮子の上部につり線をつるす装置がつけられていなければならない。

第七百七條　比重天びんのつり線の太さは、直径が〇・五ミリメートル以下のものでなければならない。

第七百八條　比重天びんは、目盛さおの重点に、浮子をつるす装置がつけられているものでなければならない。

第七百九條　比重天びんは、目盛さおに、比重分銅または比重おもりが容易に移動しないように、切込その他の装置が設けられているものでなければならない。

第七百十條　比重天びんは、その目盛さおに、調子玉またはこれと同様の作用をする装置が設けられているものでなければならない。

第七百十一條　比重天びんは、にらみの移動範囲が上下二ミリメートル以上のものでなければならない。

第七百十二條　比重天びんは、目盛の最小値に相当した比重の値の変化に対して、にらみが上下に最大の変位を生ずるものでなければならない。

第七百十三條　比重天びんには、水平装置がつけられていなければならない。

2　比重天びんを傾けたときに、器差が使用公差をこえないうちに、水平でなくなつたことを示すものでなければならない。

第七百十四條　比重天びんは、その比重天びんが表わす比重の計量単位またはその略字が見易い箇所に表記されているものでなければならない。

（機構および作用）

第七百十五條　比重天びんは、温度が一五度の場合を標準として定められているものでなければならない。

2　比重天びんが表わす比重の値は、水が温度四度の場合を標準としているものでなければならない。

第七百十六條　比重天びんは、比重以外の目盛を併記しているものであつてはならない。

第七百十七條　比重天びんは、浮子、目盛さお、にらみおよび水平装置ならびに比重分銅または比重おもりが備えられているものでなければならない。

第七百十八條　比重計または比重用アレオピクノメーターが第七百條の規定に適合するかどうかの検査は、その質量およびけい部の直径を計り、左の式により、表面張力の変化に対する示度の変化の値を算出して行う。

$$\Delta d = \frac{\pi \cdot R \cdot d}{M \times 980} \times 10$$

Δdは、一〇ダイン毎センチメートルの表面張力の変化に対する示度の変化の値

Rは、けい部の直径（センチメートル）

dは、目盛線が表わす比重等に相当する密度（グラム毎立方センチメートル）

Mは、検査をする比重計または比重用アレオピクノメーターの質量（グラム）

2　前項の検査は、行う必要がないと認めるときは、省略することができる。

（器差）

第七百十九條　比重計または比重用アレオピクノメーターの器差の検査は、任意の目盛線について行う。

第七百二十條　比重計または比重用アレオピクノメーターの器差の検査は、比重等の大きい目盛線から順次比重等の小さい目盛線について行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2　前項但書の規定により、比重等の小さい目盛線から検査を始めるときは、さきの器差の検査が終つた後、けい部に附着した液をふきとり、次の器差の検査に影響がない状態としなければならない。

第七百二十一條　比重計または比重用アレオピクノメーターの器差の検査をする比重に応じ、それぞれ左の表の通りとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

号外

P. 30

検査をする比重	検査液
比重〇・七から比重〇・七三まで	エチルエーテル、ベンジンまたはこれらの混合液
比重〇・七三から比重〇・八まで	酒精とエチルエーテルとの混合液
比重〇・八から比重一まで	水と酒精との混合液
比重一から比重一・八五まで	硫酸と水との混合液
比重一・六から比重三まで	硝酸第二水銀と硝酸との混合液

第七百二十二條　比重計の器差の検査は、検査をする比重計の目盛範囲と同一またはその目盛範囲を含む目盛範囲があり、かつ、検査をする比重計の一目盛の値と同一またはそれ以下の一目盛の値を有する取締用基準比重浮ひよう、取締用基準重ボーメ度浮ひよう、取締用基準軽ボーメ度浮ひよう（以下「取締用基準比重浮ひよう等」という。）を検査をする比重計の目盛線が表わす比重等または取締用基準軽ボーメ度浮ひよう（以下「取締用基準比重浮ひよう等」という。）を検査をする比重計の目盛線が表わす比重等の検査液中にうかべて行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第七百二十三條　比重計の器差の検査は、検査前にごみおよび脂肪等をとり、常温に復してから行う。

2　比重計の器差の検査は、取締用基準比重浮ひよう等を検査前に酒精またはエチルエーテルでぬぐい、常温に復してから行う。

3　比重計の器差の検査は、検査液を洗浄した容器に入れてかくはんし、気ほうの上昇がやみ、液面が静止した後行う。

第七百二十四條　比重計の器差の検査は、取締用基準比重浮ひよう等と検査をする比重計とを検査液中にうかべて、その示度を比較して行う。

2　前項の検査において、検査をする比重計に一五度と異なつた温度が表記されているときは、その示度の読みに第五百五十四條第二項の式による温度の補正を行つた後、取締用基準比重浮ひよう等の示度の読みと比較して行う。

第七百二十五條　第五百五十五條の規定は、比重一以上または比重〇・七以下の目盛がある比重計の器差の検査において、その目盛線が表わす比重に相当する目盛がある取締用基準比重浮ひよう等またはその目盛線が表わす比重の検査液がないときのその目盛線についての器差に準用する。

第七百二十六條　比重用アレオビクノメーターの器差の検査は、検査をする比重用アレオビクノメーターの表面および液室の内部を酒精またはエーテルでよく洗い、かわかした後、その液室に検査をする目盛線が表わす比重と同一の比重の検査液を満たし、気ほうのない状態として密閉した後、水中にうかべ、その示度に第五百五十七條第一項および第二項の式による補正を行つた値を求めて行う。

2　比重用アレオビクノメーターの器差は、その表わす比重から真実の比重を減じて算出するものとする。

第七百二十七條　比重計の器差は、その表わす比重から真実の比重を減じて算出するものとする。

第三款　比重天びん

（機構）

第七百二十八條　比重天びんの水平装置が第七百十三條第二項の規定に適合するかどうかの検査は、水平装置が感ずることができる最小の変位を生じさせたときに、比重天びんの組比重分銅を用いて、その組比重分銅の質量を計つて行う。

（器差）

第七百二十九條　比重天びんの器差の検査は、任意の目盛線について行う。

第七百三十條　比重天びんの器差の検査は、あらかじめ取締用基準比重浮ひようにより使用公差の五分の二以上の精度で比重を計つた検査液の中に、検査をする比重天びんの浮子を沈め、比重天びんの示度を読み取つて行う。

2　比重天びんの器差は、検査をする比重天びんの表わす比重の値から取締用基準比重浮ひよう等の表わす比重の値を減じて算出するものとする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際旧度量衡法施行令（明治四十二年勅令第百六十九号）第十條の規定に基く省令により構造が定められていた計量器に係る構法第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造および同條第二項の通商産業省令で定める方法に関しては、この省令の施行の日から六箇月以内はなお従前の例による。

別表

	附部の風球近速（m/sec）	空気中の水蒸気の圧力の値	
		氷結が場合湿球の部がない	氷結が場合湿球の部がある
温度が℃で表わされる場合	0～0.5	$E-0.0012B(t-t')(1+\frac{t'}{610})$	$E-0.00106B(t-t')(1+\frac{t'}{699})$
	1～1.5	$E-0.0008B(t-t')(1+\frac{t'}{610})$	$E-0.000706B(t-t')(1+\frac{t'}{699})$
	2.5以上	$E-0.000656B(t-t')(1+\frac{t'-32}{1093})$	$E-0.000579B(t-t')(1+\frac{t'}{699})$
温度が°Fで表わされる場合	0～0.5	$E-0.0067B(t-t')(1+\frac{t'-32}{1098})$	$E-0.000539B(t-t')(1+\frac{t'-32}{1240})$
	1～1.5	$E-0.00044B(t-t')(1+\frac{t'-32}{1098})$	$E-0.000392B(t-t')(1+\frac{t'-32}{1240})$
	2.5以上	$E-0.000364B(t-t')(1+\frac{t'-32}{1098})$	$E-0.000322B(t-t')(1+\frac{t'-32}{1240})$
備考		Eは、湿球が表わす温度における飽和水蒸気の圧力 Bは、大気の圧力 tは、乾球が表わす温度 t'は、湿球が表わす温度	

裁判所公告（●印は新料金）

○失踪宣告

●昭和二十六年(家)第二九一号

本籍及び最後の住所大分県速見郡日出町二千七百五十三番地
不在者　長野　澄夫

大正十五年十月二十日生

右の者に対し右同所同番地長野堅一の申立により当裁判所は昭和二十三年四月二十四日より三年以上その生死が分明でないものと看做して失踪宣告した。

昭和二十七年一月二十五日
大分家庭裁判所杵築支部

●昭和二十六年(家)第三六一号

本籍並びに最後の住所熊本県天草郡鬼池村二千百十二番地
不在者　池崎　善平

明治二十六年二月二十日生

右の者に対し熊本県天草郡鬼池村二千百十一番地池崎マツの申立により当裁判所は昭和二十三年十月二十八日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十七年二月七日
熊本家庭裁判所天草支部
家事審判官　徳田　秀男

●本籍並びに最後の住所長崎県北高来郡江ノ浦村後田名二九七四番地
不在者　高比良安雄

大正九年五月十五日生

右の者に対し利害関係人高比良浦太郎の申立に係り当裁判所は右不在者を昭和十一年十二月二十二日死亡したものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十七年二月二十二日
長崎家庭裁判所大村支部

●昭和二十六年(家)第三七一号

本籍並びに住所鹿児島県鹿児島郡志布志町志布志二千三百九十六番地
申立人　川越　クニ

本籍並びに最後の住所申立人に同じ
不在者　川越　肇

大正十三年三月二十八日生

右不在者に対し申立人川越クニより失踪宣告の申立があり当裁判所は不在者を昭和十六年二月二十五日以来三年以上生死が分明しないものと認めその失踪を宣告した。

昭和二十七年二月二十日
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

印刷庁
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

昭27. 3. 1.

官報

号外（物価第六号）

目次

告示
○清酒及び合成清酒の販売価格の統制額の一部改正　一頁
○焼ちゆう及びみりんの販売価格の統制額指定の件の一部改正　二
○ビールの販売価格の統制額の一部改正　四
○酒類の表示様式等指定に関する件の一部改正　四
○清酒粕の販売価格の統制額指定　四

告示

◉物価庁告示第八号

昭和二十五年四月一日物価庁告示第二百八十号（清酒及び合成清酒の販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月一日

物価庁長官　周東　英雄

第一の統制額表を次のように改める。

第一　統制額表

一、自由販売酒販売価格の統制額

(一)　量り売り

種類及び級別		成分規格	製造者販売価格の統制額（一升につき）	卸売業者販売価格の統制額（一升につき）	小売業者販売価格の統制額（一升につき）（一合につき）
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	五三四・六〇円	九三三・三〇円	一、〇五〇・〇〇円
	原エキス分	三〇度以上			一〇五・〇〇
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	四七〇・四〇〇	七三九・三〇〇	八三五・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上			八四・〇〇
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	三六五・〇〇〇	四六〇・二〇〇	五三〇・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			五三・〇〇
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三〇九・〇〇〇	四七四・三〇〇	五五〇・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上			五五・〇〇
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	二六六・二〇〇	三六〇・一〇〇	四二〇・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			四二・〇〇

(二)　びん詰品

(イ)　一升入びん詰品

種類及び級別		成分規格	製造者販売価格の統制額（一升につき）	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	五九六円・一〇	一、〇〇〇・七〇〇円	一、〇九〇・〇〇〇円
	原エキス分	三〇度以上			
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	五二九・九〇〇	八〇二・八〇〇	八七五・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上			
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	四二〇・五〇〇	五一八・二〇〇	五六五・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三六五・〇〇〇	五三二・一〇〇	五八〇・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上			
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	三二一・七〇〇	四一六・六〇〇	四五五・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			

(ロ)　四合入びん詰品

種類及び級別		成分規格	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	二四二・八〇円	四〇四・六〇円	四四一円
	原エキス分	三〇度以上			
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	二一五・九〇〇	三二五・一〇〇	三五四・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上			
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	一七一・三〇〇	二一〇・四〇〇	二三〇・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	一四九・二〇〇	一六九・一〇〇	一八六・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上			
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	一三一・八〇〇	一四九・二〇〇	一六九・八〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			

(ハ)　三デシリットル入びん詰品

種類及び級別		成分規格	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	四斗	二一、四八四・〇〇〇円	三七、四三二・〇〇〇円	四〇、四二五・〇〇〇円
	原エキス分	三〇度以上				
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一八、九一六・〇〇〇	二九、六七二・〇〇〇	三二、三四〇・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上				
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一四、七〇〇・〇〇〇	一八、五〇八・〇〇〇	二〇、四〇五・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一二、四六〇・〇〇〇	一八、六七二・〇〇〇	二一、一七五・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上				
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一〇、七四八・〇〇〇	一四、五〇四・〇〇〇	一六、一七〇・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				

(ニ)　たる詰品

種類及び級別		成分規格	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	四、九一四円・〇〇	七、六〇三円・〇〇	八、三四二円・〇〇	
	原エキス分	三〇度以上				
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三、八六〇・〇〇〇	四、八一二・〇〇〇	五、三〇四・〇〇〇	
	原エキス分	二九度以上				
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	三、三〇〇・〇〇〇	四、九五三・〇〇〇	五、五〇〇・〇〇〇	
	原エキス分	二六・五度以上	二、八七二・〇〇〇	三、八一一・〇〇〇	四、二二六・〇〇〇	
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三、三〇〇・〇〇〇	四、二〇四・〇〇〇	四、六二五・〇〇〇	
	原エキス分	二八・五度以上				
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	二、八七二・〇〇〇	三、八一一・〇〇〇	四、二二六・〇〇〇	
	原エキス分	二六・五度以上				

(ホ)　四デシリットル入びん詰品

種類及び級別		成分規格	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	四斗	二一、四八四・〇〇〇円	三七、四三二・〇〇〇円	四〇、四二五・〇〇〇円
	原エキス分	三〇度以上				
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一八、九一六・〇〇〇	二九、六七二・〇〇〇	三二、三四〇・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上				
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一四、七〇〇・〇〇〇	一八、五〇八・〇〇〇	二〇、四〇五・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一二、四六〇・〇〇〇	一八、六七二・〇〇〇	二一、一七五・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上				
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一〇、七四八・〇〇〇	一四、五〇四・〇〇〇	一六、一七〇・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				

(ヘ)　配給酒（臨時物資需給調整法に基き配給する酒類）販売価格の統制額

(一)　量り売り

種類及び級別		成分規格	製造者販売価格の統制額（一升につき）	卸売業者販売価格の統制額（一升につき）	小売業者販売価格の統制額（一升につき）（一合につき）
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	五三四円・六〇	七、六〇三円・〇〇	八、三四二円・〇〇
	原エキス分	三〇度以上			
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	四七〇・四〇〇	六、七〇二・〇〇〇	七、三九二・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上			
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	三六五・〇〇〇	五、二〇八・〇〇〇	五、七一二・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三〇九・〇〇〇	四、四〇四・〇〇〇	四、八五三・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上			
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	二六六・二〇〇	三、八一一・〇〇〇	四、一九四・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			

(二)　びん詰品

(イ)　一升入びん詰品

種類及び級別		成分規格	製造者販売価格の統制額（一升につき）	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	五九六円・一〇	八五一円・四〇	九三七円・五〇
	原エキス分	三〇度以上			
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	五二九・九〇〇	七五六・〇〇〇	八三二・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上			
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	四二〇・五〇〇	六〇一・〇〇〇	六六一・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三六五・〇〇〇	五二二・〇〇〇	五七四・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上			
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	三二一・七〇〇	四五九・〇〇〇	五〇五・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			

(ロ)　四合入びん詰品

種類及び級別		成分規格	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	二四二円・八〇	三四六円・〇〇	三八一円・〇〇
	原エキス分	三〇度以上			
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	二一五・九〇〇	三〇七・〇〇〇	三三八・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上			
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	一七一・三〇〇	二四五・〇〇〇	二七〇・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	一四九・二〇〇	二一三・〇〇〇	二三五・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上			
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	一三一・八〇〇	一八七・〇〇〇	二〇六・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			

(ハ)　三デシリットル入びん詰品

種類及び級別		成分規格	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	四斗	二一、四八四・〇〇〇円	三七、四三二・〇〇〇円	四〇、四二五・〇〇〇円
	原エキス分	三〇度以上				
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一八、九一六・〇〇〇	二九、六七二・〇〇〇	三二、三四〇・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上				
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一四、七〇〇・〇〇〇	一八、五〇八・〇〇〇	二〇、四〇五・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一二、四六〇・〇〇〇	一八、六七二・〇〇〇	二一、一七五・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上				
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一〇、七四八・〇〇〇	一四、五〇四・〇〇〇	一六、一七〇・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				

(ニ)　たる詰品

種類及び級別		成分規格	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	四、九一四円・〇〇	七、六〇三円・〇〇	八、三四二円・〇〇	
	原エキス分	三〇度以上				
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三、八六〇・〇〇〇	四、八一二・〇〇〇	五、三〇四・〇〇〇	
	原エキス分	二九度以上				
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	三、三〇〇・〇〇〇	四、九五三・〇〇〇	五、五〇〇・〇〇〇	
	原エキス分	二六・五度以上	二、八七二・〇〇〇	三、八一一・〇〇〇	四、二二六・〇〇〇	
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三、三〇〇・〇〇〇	四、二〇四・〇〇〇	四、六二五・〇〇〇	
	原エキス分	二八・五度以上				
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	二、八七二・〇〇〇	三、八一一・〇〇〇	四、二二六・〇〇〇	
	原エキス分	二六・五度以上				

(ホ)　四デシリットル入びん詰品

種類及び級別		成分規格	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	四斗	二一、四八四・〇〇〇円	三七、四三二・〇〇〇円	四〇、四二五・〇〇〇円
	原エキス分	三〇度以上				
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一八、九一六・〇〇〇	二九、六七二・〇〇〇	三二、三四〇・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上				
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一四、七〇〇・〇〇〇	一八、五〇八・〇〇〇	二〇、四〇五・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一二、四六〇・〇〇〇	一八、六七二・〇〇〇	二一、一七五・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上				
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一〇、七四八・〇〇〇	一四、五〇四・〇〇〇	一六、一七〇・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				

(ヘ)　配給酒（臨時物資需給調整法に基き配給する酒類）販売価格の統制額

(一)　量り売り

種類及び級別		成分規格	製造者販売価格の統制額（一升につき）	卸売業者販売価格の統制額（一升につき）	小売業者販売価格の統制額（一升につき）（一合につき）
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	五三四円・六〇	七、六〇三円・〇〇	八、三四二円・〇〇
	原エキス分	三〇度以上			
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	四七〇・四〇〇	六、七〇二・〇〇〇	七、三九二・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上			
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	三六五・〇〇〇	五、二〇八・〇〇〇	五、七一二・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三〇九・〇〇〇	四、四〇四・〇〇〇	四、八五三・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上			
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	二六六・二〇〇	三、八一一・〇〇〇	四、一九四・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			

(二)　びん詰品

(イ)　一升入びん詰品

種類及び級別		成分規格	製造者販売価格の統制額（一升につき）	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	五九六円・一〇	八五一円・四〇	九三七円・五〇
	原エキス分	三〇度以上			
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	五二九・九〇〇	七五六・〇〇〇	八三二・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上			
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	四二〇・五〇〇	六〇一・〇〇〇	六六一・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三六五・〇〇〇	五二二・〇〇〇	五七四・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上			
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	三二一・七〇〇	四五九・〇〇〇	五〇五・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			

(ロ)　四合入びん詰品

種類及び級別		成分規格	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	二四二円・八〇	三四六円・〇〇	三八一円・〇〇
	原エキス分	三〇度以上			
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	二一五・九〇〇	三〇七・〇〇〇	三三八・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上			
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	一七一・三〇〇	二四五・〇〇〇	二七〇・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	一四九・二〇〇	二一三・〇〇〇	二三五・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上			
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	一三一・八〇〇	一八七・〇〇〇	二〇六・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上			

(ハ)　三デシリットル入びん詰品

種類及び級別		成分規格	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	四斗	二一、四八四・〇〇〇円	三七、四三二・〇〇〇円	四〇、四二五・〇〇〇円
	原エキス分	三〇度以上				
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一八、九一六・〇〇〇	二九、六七二・〇〇〇	三二、三四〇・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上				
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一四、七〇〇・〇〇〇	一八、五〇八・〇〇〇	二〇、四〇五・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一二、四六〇・〇〇〇	一八、六七二・〇〇〇	二一、一七五・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上				
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一〇、七四八・〇〇〇	一四、五〇四・〇〇〇	一六、一七〇・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				

(ニ)　たる詰品

種類及び級別		成分規格	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	四、九一四円・〇〇	七、六〇三円・〇〇	八、三四二円・〇〇	
	原エキス分	三〇度以上				
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三、八六〇・〇〇〇	四、八一二・〇〇〇	五、三〇四・〇〇〇	
	原エキス分	二九度以上				
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	三、三〇〇・〇〇〇	四、九五三・〇〇〇	五、五〇〇・〇〇〇	
	原エキス分	二六・五度以上	二、八七二・〇〇〇	三、八一一・〇〇〇	四、二二六・〇〇〇	
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	三、三〇〇・〇〇〇	四、二〇四・〇〇〇	四、六二五・〇〇〇	
	原エキス分	二八・五度以上				
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	二、八七二・〇〇〇	三、八一一・〇〇〇	四、二二六・〇〇〇	
	原エキス分	二六・五度以上				

(ホ)　四デシリットル入びん詰品

種類及び級別		成分規格	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	アルコール分	一六度以上	四斗	二一、四八四・〇〇〇円	三七、四三二・〇〇〇円	四〇、四二五・〇〇〇円
	原エキス分	三〇度以上				
清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一八、九一六・〇〇〇	二九、六七二・〇〇〇	三二、三四〇・〇〇〇
	原エキス分	二九度以上				
清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一四、七〇〇・〇〇〇	一八、五〇八・〇〇〇	二〇、四〇五・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				
合成清酒 第一級	アルコール分	一六度以上	同	一二、四六〇・〇〇〇	一八、六七二・〇〇〇	二一、一七五・〇〇〇
	原エキス分	二八・五度以上				
合成清酒 第二級	アルコール分	一五度以上	同	一〇、七四八・〇〇〇	一四、五〇四・〇〇〇	一六、一七〇・〇〇〇
	原エキス分	二六・五度以上				

毎日文庫
明治二十三年三月三十一日　第三種郵便物認可

物価号外

昭27. 3. 1.

(ハ) びん詰品

種類及び級別	成分規格 アルコール分	成分規格 原エキス分	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	一六度以上	三〇度以上	一升	五九六・一〇円	六二四・一〇円	六九〇・〇〇円
清酒 第一級	一六	二九	同	五二九・九〇	五五〇・〇〇	六〇五・〇〇
清酒 第二級	一五	二六・五	同	四二〇・五〇	四四六・六〇	四八五・〇〇
合成清酒 第二級	一五	二六・五	同	三三一・七〇	三四〇・〇〇	三七三・〇〇

(ニ) たる詰品

種類及び級別	成分規格 アルコール分	成分規格 原エキス分	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 第一級	一六度以上	二九度以上	四斗	一八、九一六・〇〇円	一九、八〇〇・〇〇円	二一、七五三・〇〇円
清酒 第二級	一五	二六・五 同	同	一四、七〇〇・〇〇	一五、六六四・〇〇	一七、一三三・〇〇
合成清酒 第一級	一六	二八・五 同	同	一二、四六〇・〇〇	一三、三八〇・〇〇	一四、八二二・〇〇
清酒 第二級	一五	二六・五 同	同	一〇、七四八・〇〇	一一、四八〇・〇〇	一二、八二一・〇〇

(ホ) つぼ詰品

種類及び級別	成分規格 アルコール分	成分規格 原エキス分	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 第一級	一六度以上	二九度以上	一斗	四、九一四・〇〇円	五、一五五・〇〇円	五、六四七・〇〇円
清酒 第二級	一五	二六・五 同	同	三、八六〇・〇〇	四、一〇一・〇〇	四、四七一・〇〇
合成清酒 第二級	一五	二八・五 同	同	二、八七二・〇〇	三、〇五五・〇〇	三、三七四・〇〇

三、酒場、料理店等（酒税法施行規則第十條に規定する酒類販売業者をいう。）の販売価格の統制額

種類及び級別	成分規格 アルコール分	成分規格 原エキス分	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
清酒 特級	一六度以上	三〇度以上	一合につき	一四〇・〇〇円	一五二・〇〇円	一六五・〇〇円
清酒 第一級	一六	二九 同	同	一一〇・〇〇	一一九・〇〇	一二九・〇〇
清酒 第二級	一五	二六・五	同	七四・〇〇	八〇・〇〇	八七・〇〇
合成清酒 第二級	一五	二六・五 同	同	六〇・〇〇	六五・〇〇	七一・〇〇

第二の一を次のように改める。

一、びん詰品

一升未満のびん詰品であつて、この表に掲げた以外の容量詰のびん詰品の価格は、この表の一升びん詰品の統制額から四〇円を控除した価格を基として、内容量の正比例によつて算出した額に、次の金額を加えた額とする。

区分	
三合以上のびん（一本につき）	二〇・三〇円
三合未満のびん（一本につき）	一九・九〇
同	一七・一〇
同	一五・八〇

第二の二の(ニ)中

「五五〇・〇〇円　三九〇・〇〇　四五〇・〇〇　二六〇・〇〇　三七〇・〇〇　二二〇・〇〇　一九〇・〇〇　一六〇・〇〇　一二〇・〇〇」

を

「六五〇・〇〇円　四九〇・〇〇　五五〇・〇〇　三六〇・〇〇　四二〇・〇〇　二九〇・〇〇　二三〇・〇〇　一六〇・〇〇」

に改める。

第二の三の(ニ)中「百九十五円」を「二百十円」に、「二百五円」を「二百二十円」に改める。

第二の三の次に、左の一号を加える。

三の二、この表の統制額は、容器代を含むもの（たる詰品は除く。）の統制額である。

第二の六を次のように改める。

六、東京都、神奈川県、北海道及び大阪府の区域において販売される自由販売酒の清酒の卸売業者販売価格の統制額ならびに小売業者販売価格の統制額は、この表の自由販売酒の清酒の卸売業者販売価格の統制額ならびに小売業者販売価格の統制額に東京都、神奈川県及び北海道においては、一升につき十五円を、大阪府においては二円をそれぞれ加算した額によるものとする。

第二の十五中「離島」を「離島及びこれに準ずる遠隔地」に、「物価庁地方物価局長」を「物価庁長官」に改める。

第二の十六中「九円」を「十一円五十銭」に、「八円五十銭」を「十円七十銭」に、「七円五十銭」を「九円五十銭」に改める。

◉物価庁告示第九号

昭和二十五年四月一日物価庁告示第二百八十一号（焼ちゆう及び味りんの販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月一日

物価庁長官　周東　英雄

第一の統制額表を次のように改める。

第一　統制額表

一、自由販売酒販売価格の統制額

(一) 量り売り

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	製造者販売価格の統制額（一升につき）	卸売業者販売価格の統制額（一升につき）	小売業者販売価格の統制額（一合につき）
焼ちゆう	二五度以上	—	一升	二五四・〇〇円	三一九・八〇円	三八〇・〇〇円
酒粕取焼ちゆう	二五	—	同	四〇八・〇〇	四八三・八〇	五五〇・〇〇
味りん（甲類（本味りん））	二三	一九	同	七九〇・三〇	九一〇・〇〇	一〇三・〇〇
味りん（乙類（本直し））	二〇	一九	同	三四九・六〇	四三〇・〇〇	四八五・〇〇

(ロ) 一升入びん詰品

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
焼ちゆう	二五度以上	—	一升	三〇七・五〇円	三二六・三〇円	三六〇・〇〇円
酒粕取焼ちゆう	二五	—	同	四六一・五〇	四八六・三〇	五二五・〇〇

(ハ) つぼ詰品

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
焼ちゆう	二五度以上	—	一斗	二、七五〇・〇〇円	二、九四二・〇〇円	三、二四六・〇〇円
酒粕取焼ちゆう	二五	—	同	四、二九〇・〇〇	四、五七〇・〇〇	四、八六三・〇〇

三、酒場、料理店等（酒税法施行規則第十條に規定する酒類販売業者をいう。）の販売価格の統制額

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	販売価格の統制額
焼ちゆう	二五度以上	—	一合につき	五〇・〇〇円
同	三五	—	同	七〇・〇〇
酒粕取焼ちゆう	二五	—	同	七五・〇〇
同	三五	—	同	一〇〇・〇〇

(ニ) びん詰品

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
焼ちゆう	二五度以上	—	一升	三〇七・五〇円	三二六・三〇円	三六〇・〇〇円
酒粕取焼ちゆう	二五	—	同	四六一・五〇	四八六・三〇	五二五・〇〇

(ホ) つぼ詰品

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
焼ちゆう	二五度以上	—	一斗	二、七五〇・〇〇円	二、九四二・〇〇円	三、二四六・〇〇円
酒粕取焼ちゆう	二五	—	同	四、二九〇・〇〇	四、五七〇・〇〇	四、八六三・〇〇

三、酒場、料理店等（酒税法施行規則第十條に規定する酒類販売業者をいう。）の販売価格の統制額

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	販売価格の統制額
焼ちゆう	二五度以上	—	一合につき	五〇・〇〇円
同	三五	—	同	七〇・〇〇
酒粕取焼ちゆう	二五	—	同	七五・〇〇
同	三五	—	同	一〇〇・〇〇
味りん乙類（本直し）	二〇		同	六〇・〇〇

第二の一を次のように改める。

一、びん詰品

一升未満のびん詰品であつて、この表に掲げた以外の容量詰のびん詰品の価格は、この表の一升びん詰品の統制額から四十円を控除した価格を基として、内容量の正比例によつて算出した額に、次の金額を加えた額とする。

区分	
三合以上のびん（一本につき）	一八・七〇円
三合未満のびん（一本につき）	一五・二〇
同	一八・九〇
同	一五・五〇

第二の二の(ニ)中「百九十五円」を「二百十円」に、「二百五円」を「二百二十円」に改める。

第二の三中「混和したもの及び清酒粕を溶液として再醗酵せしめ、これを蒸りゆうしたものを除く」を「混和したもの及び清酒粕を溶液として再醗酵せしめ、これを蒸りゆうしたものを除く」に改める。

第二の十中「離島」を「離島及びこれに準ずる遠隔地」に、「物価庁地方物価局長」を「物価庁長官」に改める。

(ニ) びん詰品

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
焼ちゆう	二五度以上	—	一升	四六一・五〇円	五三八・四〇円	五九〇・〇〇円
同	三五	—	同	六三六・七〇	七四一・八〇	八一〇・〇〇
味りん（甲類（本味りん））	二三	一九	同	八四三・八〇	九五〇・〇〇	一〇四・〇〇
同（乙類（本直し））	二〇	一九	同	四〇三・二〇	四七〇・〇〇	五一六・〇〇

(ホ) 六〇〇cc入びん詰品

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
焼ちゆう	二五度以上	—	一升	一一四・三〇円	一五五・〇〇円	一七〇・〇〇円
同	三五	—	同	一五五・三〇	一九二・二〇	二一〇・〇〇
酒粕取焼ちゆう	二五	—	同	一六九・〇〇	一九六・三〇	二一五・〇〇
同	三五	—	同	二三一・四〇	二六八・七〇	二九三・〇〇
味りん（甲類（本味りん））	二三	一九	同	二三四・七〇	二七一・二〇	二九七・〇〇
同（乙類（本直し））	二〇	一九	同	一四八・三〇	一五七・五〇	一七二・〇〇

(ヘ) 一升入びん詰品

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
焼ちゆう	二五度以上	—	一升	一〇八・七〇円	一三四・〇〇円	一四七・〇〇円
酒粕取焼ちゆう	二五	—	同	一四七・二〇	一八一・八〇	一九九・〇〇
味りん（甲類（本味りん））	二三	一九	同	一六〇・〇〇	一九五・六〇	二〇三・〇〇
同（乙類（本直し））	二〇	一九	同	一二八・七〇	一五三・六〇	一六七・〇〇

(ト) 量り売り

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	製造者販売価格の統制額（一升につき）	卸売業者販売価格の統制額（一升につき）	小売業者販売価格の統制額（一升につき）	小売業者販売価格の統制額（一合につき）
焼ちゆう	二五度以上	一四度以上	二五四・〇〇円	三一九・八〇円	三八〇・〇〇円	三八円
酒粕取焼ちゆう	二五	—	四〇八・〇〇	四八三・八〇	五五〇・〇〇	五五・〇〇
味りん（甲類（本味りん））	二三	一九	七九〇・三〇	九一〇・〇〇	一〇三・〇〇	一〇円
味りん（乙類（本直し））	二〇	一九	三四九・六〇	四三〇・〇〇	四八五・〇〇	四九・〇〇

(チ) つぼ詰品

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
焼ちゆう	二五度以上	一四度以上	一斗	二、七五〇・〇〇円	二、九四二・〇〇円	三、二四六・〇〇円
酒粕取焼ちゆう	二五	—	同	四、二九〇・〇〇	四、五七〇・〇〇	四、八六三・〇〇

三、酒場、料理店等（酒税法施行規則第十條に規定する酒類販売業者をいう。）の販売価格の統制額

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメ比重計指度	容量	販売価格の統制額
焼ちゆう	二五度以上	一四度以上	一合につき	五〇・〇〇円
同	三五	—	同	七〇・〇〇
酒粕取焼ちゆう	二五	—	同	七五・〇〇
同	三五	—	同	一〇〇・〇〇
味りん乙類（本直し）	二〇		同	六〇・〇〇

第二の一を次のように改める。

一、びん詰品

一升未満のびん詰品であつて、この表に掲げた以外の容量詰のびん詰品の価格は、この表の一升びん詰品の統制額から四十円を控除した価格を基として、内容量の正比例によつて算出した額に、次の金額を加えた額とする。

区分	
三合以上のびん（一本につき）	一八・七〇円
三合未満のびん（一本につき）	一五・二〇
同	一八・九〇
同	一五・五〇

第二の二の(ニ)中「百九十五円」を「二百十円」に、「二百五円」を「二百二十円」に改める。

第二の三中「混和したもの及び清酒粕を溶液として再醗酵せしめ、これを蒸りゆうしたものを除く」を「混和したもの及び清酒粕を溶液として再醗酵せしめ、これを蒸りゆうしたものを除く」に改める。

第二の十中「離島」を「離島及びこれに準ずる遠隔地」に、「物価庁地方物価局長」を「物価庁長官」に改める。

物価号外

明治三十一年五月二十日第三種郵便物認可

◉**物価庁告示第十号**

昭和二十五年四月一日物価庁告示第二百七十九号（ビールの販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月一日

物価庁長官　周東　英雄

第一　統制額表

一、自由販売酒販売価格の統制額

区分	単位	格製造業者統制販売価	価格小売業者統制販売価
ビール大びん詰品	一本につき	一一九円・一〇	一三〇円・〇〇
ビール小びん詰品	同	六五・一〇	七二・〇〇
ニッケル製びん詰品	同	三六六・〇〇	四〇〇・〇〇
たる詰品	一リットルにつき	一八三・五〇	二〇〇・〇〇

二、配給酒（臨時物資需給調整法に基き配給する酒類）販売価格の統制額

区分	単位	格製造業者統制販売価	価格小売業者統制販売価
ビール大びん詰品	一本につき	七五円・二二	八四円・〇〇
ビール小びん詰品	同	四二・〇〇	四六・〇〇
たる詰品	一リットルにつき	一一四・二〇	一二五・五〇

三、酒場、料理店等（酒税法施行規則第十條に規定する酒類販売業者をいう。）の販売価格の統制額

区分	単位	格製造業者統制販売価	価格小売業者統制販売価
ビール大びん詰品	一本につき	一六三円・〇〇	
ビール小びん詰品	同	五〇・〇〇	八九・〇〇
ニッケル製びん詰品	同	二五〇・〇〇	
たる詰品	一リットルにつき	二五五・〇〇	

四、黒ビールの販売価格の統制額は、第一の統制額表に、それぞれ次の金額を加算した額によるものとする。

区分	単位	格製造業者統制販売価	価格小売業者統制販売価
ビール大びん詰品	一本につき	六円・〇〇	八・六〇
ビール小びん詰品	同	三・六〇	四・六〇
たる詰品	一立につき	八・六〇	九・四〇

区分	単位	酒場、料理店等の統制額
ビール大びん詰品	一本につき	七円・〇〇
ビール小びん詰品	同	四・〇〇
たる詰品	一立につき	五・〇〇

◉**物価庁告示第十一号**

昭和二十五年四月一日物価庁告示第二百八十二号（酒類の表示様式等指定に関する件の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月一日

物価庁長官　周東　英雄

第三の四中「昭和二十六年十二月六日」を「昭和二十七年三月一日」に、「昭和二十七年五月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に改め、同表の備考第一号を削る。

◉**物価庁告示第十二号**

販売価格の統制額指定の件（昭和二十五年二月物価庁告示第百二十一号）の一部を次のように指定し、昭和二十七年三月一日から適用する。

昭和二十七年三月一日

物価庁長官　周東　英雄

一、**統制額表**

種別	格生産者に統制販売価（一キログラムにつき）	価格小売業者に統制販売価（一キログラムにつき）
生板粕	一七四円・〇〇	二〇八円・〇〇
生ばら粕	一五六・〇〇	一八七・五〇
踏込粕	一四四・〇〇	一七九・〇〇

二、**販売條件**

(イ)この表の統制額は、容器代を含まないものの統制額である。

(ロ)この表の統制額は、売主の製造場又は店先渡しの統制額である。

(ハ)この表に掲げた以外の量目入りのものの価格は、この表の統制額を基として内容量の正比例によって算出した額とする。

定価一部二円　送料四円　年間購読料三百円（送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町　官報印刷局

電話牛込（二六）二九一一番　官報課